

宅地造成等工事技術指針

平成10年 6月 1日 施行

令和 7年 5月 26日 改訂



千葉市
都市局建築部宅地課

まえがき

宅地造成等規制法は、昭和36年11月に制定されました。制定の背景には昭和36年6月、梅雨前線に伴う豪雨が全国を襲い、各地に甚大な災害をもたらすという事態の発生がありました。神奈川県等では集中豪雨の結果、崖くずれ、土砂の流出等が起こり、生命財産に多大な損害を与えることとなりました。しかも、この災害は宅地造成が行われて間もないところや、現に行われているところに多く発生しました。

また令和3年7月、静岡県熱海市において大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことにより多くの尊い生命や財産が失われました。このほか、全国各地で繰り返される違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されるなど、盛土等による災害の防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法」を改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)が令和5年5月26日に施行され、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず危険な盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されることになりました。

千葉市においては、昭和43年12月1日に指定された宅地造成工事規制区域を盛土規制法に従って見直し、令和7年5月26日に千葉市全域を宅地造成等工事規制区域を指定することにより本法を施行し、災害の発生防止に努めています。

この技術指針は、盛土規制法に関する工事を行う上で必要な手続き並びにその基準についてまとめたものです。

許可申請に当たっては、この技術指針のほか、以下に示す法、令、規則、細則などを参照していただき、さらに不明な点があれば宅地課へご相談ください。

なお、本冊子では法令名などを次のように省略して表記しています。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1 宅地造成及び特定盛土等規制法 | (以下「法」という。) |
| 2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 | (以下「法令」という。) |
| 3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 | (以下「省令」という。) |
| 4 千葉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 | (以下「細則」という。) |
| 5 宅地造成等工事規制区域 | (以下「規制区域」という。) |

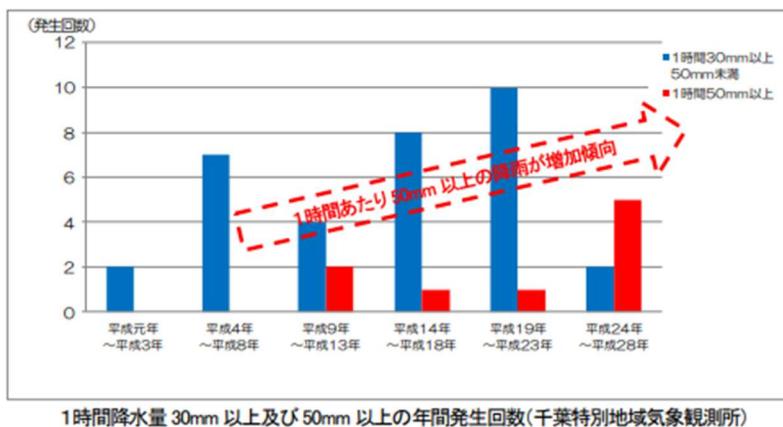
令和 7 年 5 月 26 日

千葉市の降雨、地形、地質の概要

宅地造成工事に伴う災害の多くは、降雨による雨水及び土砂の流出によって引き起こされている。千葉市内の宅地造成の設計にあたっては、本市の降雨、地形、地質の状況を勘案のうえ設計、施工する必要がある。ここに降雨、地形、地質の概要を参考として述べる。

1 降雨

災害と関係の深い降雨の設計降雨強度 50mmを超える降雨が年々増加傾向であることから、往々にして排水設備及び土の始末が不完全な状況になりがちな工事中は、不意の豪雨による災害の発生に注意する必要がある。



(千葉市雨水対策重点地区整備基本方針)

2 地形

規制区域の地形は、洪積層の台地、崖（傾斜地）及び沖積層の低地からなっている。災害は台地の縁、崖及び低地など雨水排水により浸食・浸水されやすい箇所に発生するおそれがある。特に崖の凹部には表流水及び地下水が集まり易いので排水対策に注意が必要である。

3 地質

台地の地質は、地表から順に関東ローム層、常総粘土層、成田層となっている。

関東ローム層は、層厚さ2～5m、N値2～5、一軸圧縮強度0.02～0.2N/mm²、先行圧密荷重0.1～0.2N/mm²で、地山の支持力は50～100kN/m²程度である。垂直に切り取ると一時的に高さ3～5mを保っているが、風化により徐々に崩壊するので切り取り面は保護する必要がある。この切土をそのまま盛土に利用すると土の塊りと細粒度の混合土になり強度のばらつきが大きい不均一な盛土（宅地）となるので、盛土に利用するときはよくほぐし最適含水比になるように安定処理してから転圧盛土する必要がある。

常総粘土層は粘土及び砂質粘土からなり、層厚0.3～3m内外で一軸圧縮強度、先行圧密荷重とも関東ローム層と同程度である。しかし、粘土分が多いため透水しにくく、切土面ではローム層との境界で湧水を生じるので排水処理に注意する必要がある。

成田層は、非常に厚く主に細砂層からなり、所々シルト、粘土の薄層を挟んでおり、N値はローム層直下付近で5～20を示し深度とともに増加する傾向にある。

成田層の切土面は雨水で浸食され易く、また浸食が引き金となり大きく崩壊することがあるので、切土面の法肩、法面、法尻の排水処理は厳重に行う必要がある。また、よく転圧すれば内部摩擦角 30 度程度の均一な盛土となり擁壁の背面土に適している。

目 次

第1編 概要

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要	2
1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的	3
2 用語の定義等	3
3 宅地造成及び特定盛土等の用途と区域の設定基準	5
4 宅地造成等工事規制区域	6
5 許可を要する工事	7
6 盛土の高さ	11
7 崖の範囲に関する規定	12
8 その他の許可を要するか否かの事例	13
9 許可を要しない工事	15

第2編 手続き

第1章 宅地造成等に関する工事の許可手続き	18
1 手続きフロー	19
2 許可申請前の関係各課との協議	21
3 許可申請の手続	22
4 住民への周知	31
5 設計者の資格等	35
6 許可又は不許可の通知	36
7 工事計画の変更許可	36
8 軽微な変更	36
9 申請手数料	37
10 工事施行同意	39
11 周辺崖の高さ	39
12 その他の届出	40
第2章 工事施行に関する手続き	41
1 工事着手届の提出	42
2 工事現場における許可の提示	42
3 中間検査	43
4 立入検査	44
5 定期報告	45
6 工事施行状況の記録の整備	46
7 工事写真等の整理方法	46
8 完了検査の実施	48
9 工事の中止等	48

第3編 設計

<u>第1章 盛土計画</u>	50
1 法面勾配	51
2 盛土法面	51
3 盛土地盤の改良等	52
4 軟弱地盤対策の検討	52
5 盛土の材料と転圧	52
6 段切り	53
7 排水	53
8 盛土全体の安定性の検討（大規模盛土造成地）	55
<u>第2章 切土計画</u>	57
1 法面勾配	58
2 切土法面	59
3 切土法面の安定性の検討	59
4 法面の排水施設	60
<u>第3章 排水計画</u>	61
1 排水施設の設置場所	62
2 排水勾配	63
3 排水施設の最小断面及び構造	64
4 関係課との協議	64
5 雨水浸透施設設置場所に関する注意事項	65
6 法面排水工	66
7 地下水排除工・盛土内排水層	67
<u>第4章 法面保護計画</u>	69
1 法面保護計画	70
2 法面保護の選定	70
3 法面保護工の工種	71
4 法面緑化工	72
5 構造物による法面保護工	72
<u>第5章擁壁に関する基準</u>	73
1 基本事項	74
2 間知石等練積み造擁壁の選定	75
3 擁壁の基礎地盤	75
4 鉄筋コンクリート造擁壁の施工	76
5 間知ブロック積擁壁の施工	77
6 根入れ深さ	77
7 擁壁隅部の補強	81
8 伸縮目地	83
9 水抜穴（政令第12条）	83
10 透水層	83
11 任意設置擁壁の構造	84

12 二段の擁壁	85
13 斜面方向の擁壁	87
14 擁壁背面土の埋め戻し	87
第6章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準	89
1 適用範囲	90
2 荷重	90
3 擁壁の安定条件	93
4 擁壁本体の設計	96
第7章 基礎地盤の設計	97
1 地質調査	98
2 直接基礎	99
3 地盤改良	100
4 杭基礎	101
第8章 崖面崩壊防止施設	103
1 崖面崩壊防止施設	104
2 崖面崩壊防止施設の設計基準	104
3 崖面崩壊防止施設選定に当たっての留意事項	105
第9章 土石の堆積	106
1 土砂の堆積に関する概要	107
2 土砂の堆積箇所	107
3 原地盤の処理	108
4 土砂の堆積方法	108
5 保全対策	109
6 排水設備	110
7 土砂の堆積に伴う排水施設について	110

第4編 擁壁集

第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例	112
第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図	135
第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図	172

第5編 土地の保全等について

土地の保全等について	196
------------	-----

第6編 様式

申請様式一覧	199
--------	-----

第7編 関係法令等

229

第 1 編 概要

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的（法第1条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的として定められています。

（目的）

第1条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 用語の定義等（法第2条、政令第1～4条）

この法律及び技術指針における用語の定義は次のとおりとします。

（1）「宅地」（法第2条第1号）

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいいます。

また、宅地の中には、建築物の敷地のほか、建築物を伴わない駐車場やテニスコート、墓地（地方公共団体が管理するものは除く）、資材置き場等も含まれます。

法第2条第1号の「政令で定める公共の用に供する施設」は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、その他これらに準じる施設（雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第二条第二項に規定する防衛施設）で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で、主務省令で定めるものとします。（政令第2条）

政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とします。（省令第1条）

詳細は以下、表1-1-1を参照してください。

表1-1-1 土地の分類

土地の分類	定義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地、森林
公共の用に供する施設	道路※（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、 <u>＜法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設＞</u> 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設 <u>＜政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設＞</u> 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 <u>＜政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体で管理する施設＞</u> 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
（盛土規制法の対象外）	

※道路：私道、農道、里道（法定外公共物）については規制対象となります。

省令8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については規制対象外。

(2) 「宅地造成」(法第2条第2号)

宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいいます。

(3) 「特定盛土等」(法第2条第3号)

宅地又は農地、採草放牧地及び森林（以下、「農地等」という。）において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいいます。

(4) 「土地の形質の変更」(法第2条第2号、第3号、政令第3条)

土地の形質の変更は、次に掲げるものをいいます。

- ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

(5) 「土石の堆積」(法第2条第4号、政令第4条)

宅地又は農地等において行う土石※の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいい、次に掲げるものとします。

- ① 高さが2メートルを超える土石の堆積
- ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの

※ 土石：「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指します。

（「盛土等防災マニュアルの解説（II）」（盛土等防災研究会編集））P610

○ 土砂に該当するもの

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という）
- ・地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの。
- ・土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの（たい肥、腐葉土等）
- ・建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年 法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

○ 岩石に該当するもの

- ・石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外

(6) 「崖」(政令第1条第1項)

地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。

(7) 「斜面」

「崖」を除く、傾斜を有する土地をいいます。

(8) 「災害」(法第2条第5号)

崖崩れ、又は土砂の流出による災害をいいます。

(9) 「設計」(法第2条第6号)

その者の責任において、設計図書〔宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。〕を作成することをいいます。

(10) 「工事主」(法第2条第7号)

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいいます。

(11) 「工事施行者」(法第2条第8号)

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいいます。

(12) 造成宅地(法第2条第9号)

宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいいます。

3 宅地造成及び特定盛土等の用途と区域の設定基準

(1) 宅地造成及び特定盛土等の用途

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書に記載した宅地造成及び特定盛土等の用途(工事完了後の土地利用)については、造成後、相当な期間(6ヵ月以上)、その状態を維持すること。

(2) 宅地造成及び特定盛土等の区域

宅地造成及び特定盛土等工事の区域設定は、切土や盛土を行う土地を含み、土地利用上一体となる範囲(一つの建築敷地、一つの開発行為の区域等)とします。

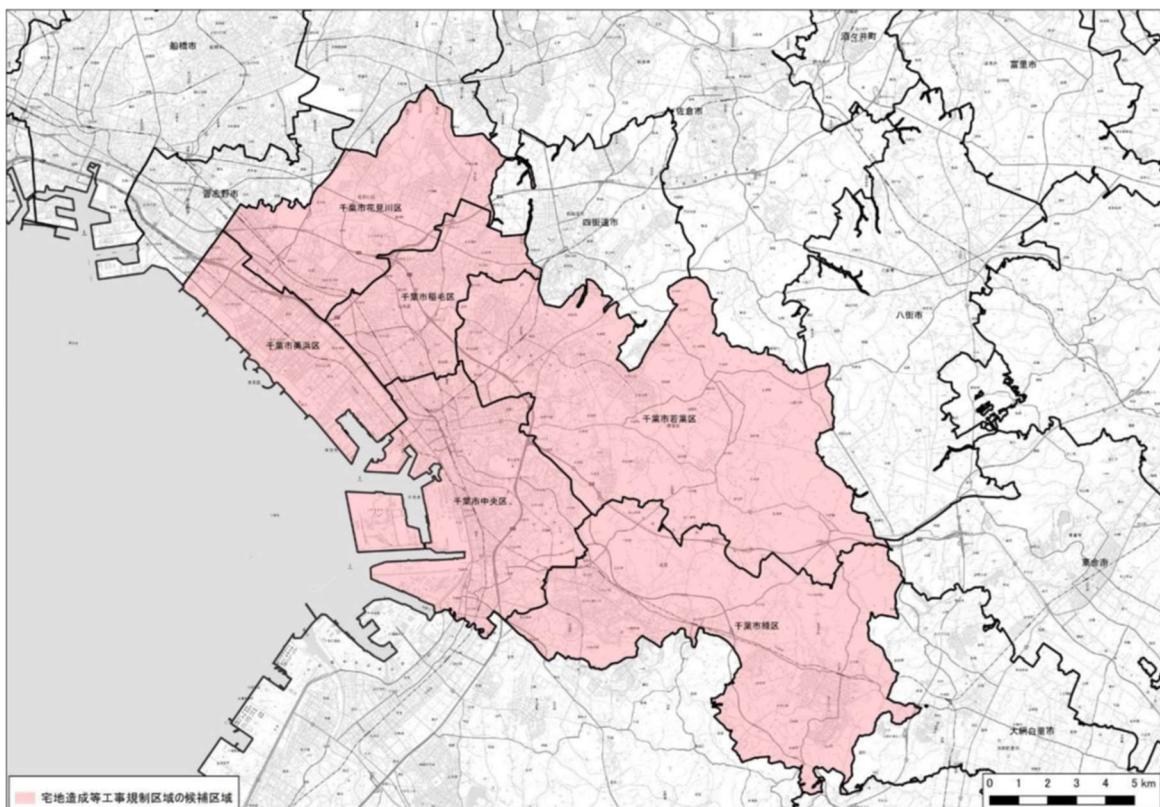
(3) 隣接する土地、若しくは連続した期間において行う宅地造成及び特定盛土等は、本市の「開発許可制度の手引き」を適用すること。

4 宅地造成等工事規制区域（法第10条第1項）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを指定した区域（千葉市全域）です。

なお、法第26条第1項に規定される「特定盛土等規制区域」は、令和7年5月26日時点、千葉市内では指定がありません。これらの規制区域は、盛土規制法に基づき定期的に実施される基礎調査において変更となることがあります。

宅地造成等工事規制区域



5 許可を要する工事（法第12条第1項）

宅地造成等工事規制区域内において宅地造成等に関する工事をする場合は、当該工事に着手する前に市長の許可が必要となります。

許可を要する宅地造成等は、以下のとおりとします。（政令第3条各号）

表1-1-2 許可を要する工事（盛土規制法の対象となる土地の形質の変更及びその他の工事）

分類	定義	政令事項等	用途例
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの	① 盛土であって、当該盛土した土地の部分に高さが <u>1メートルを超える崖</u> を生ずることとなるもの ② 切土であって、当該切土した土地の部分に高さが <u>2メートルを超える崖</u> を生ずることとなるもの ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に <u>高さが2メートルを超える崖</u> を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（①又は②に該当する盛土又は切土を除く。） ④ ①又は③に該当しない盛土であって、 <u>高さが2メートルを超えるもの</u> ⑤ ①から④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の <u>面積が500平方メートルを超えるもの</u>	住宅団地、 ショッピングモール、 工業団地、 スキー場、 ゴルフ場、 キャンプ場、 残土処分場、 発電施設 (太陽光、風力等)、 農地、 採草放牧地、 森林 等
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるもの	① 高さが2メートル超えるかつ当該土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの	ストックヤード、 工事現場外における仮置き、 土石に該当する製品等の堆積 等
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除去するものに限る。）		

（1）許可を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事（政令第3条各号）

- ① 盛土であって、当該盛土した土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの。（政令第3条第1号）

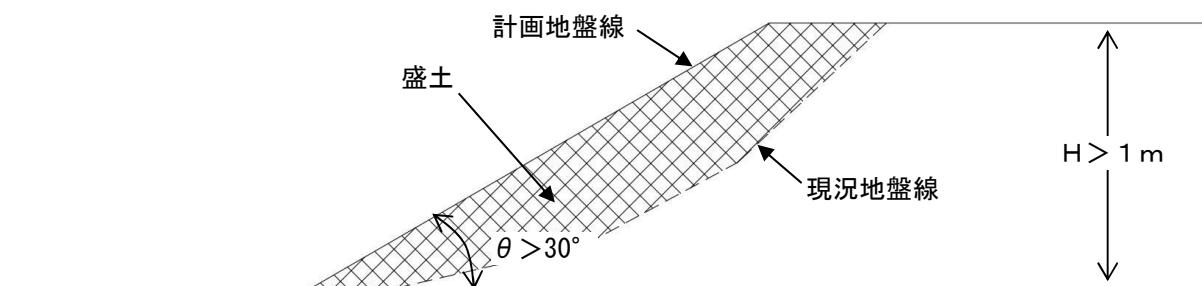


図1-1-2 盛土で1メートルを超える崖

- ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの。(政令第3条第2号)

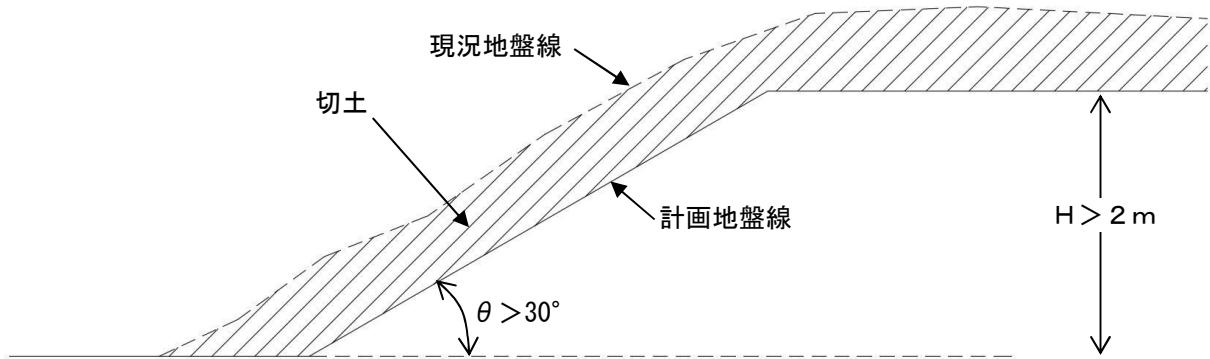


図1-1-3 切土で2メートルを超える崖

- ③ 上記①、②に該当しない盛土又は切土であって、盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの。(政令第3条第3号)

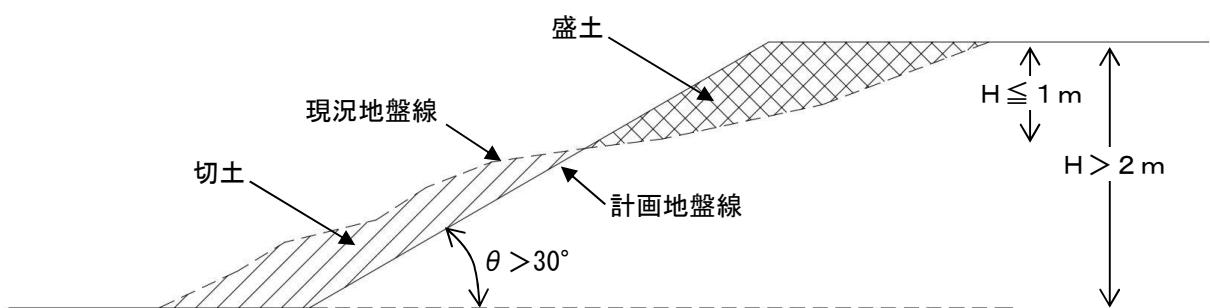


図1-1-4 盛土切土を合わせて2メートルを超える崖①

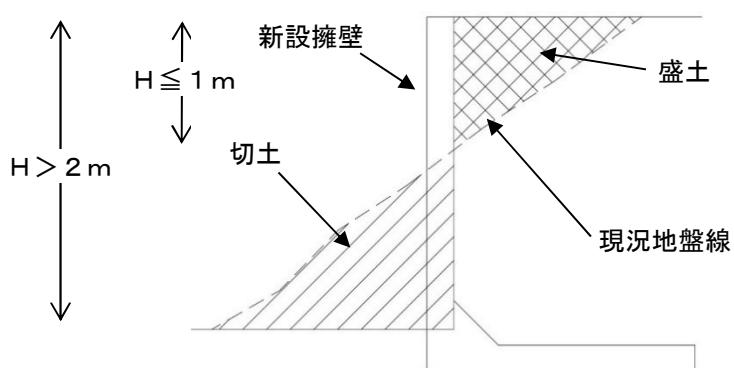


図1-1-5 盛土切土を合わせて2メートルを超える崖②

- ④ 上記①、③に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの。
(政令第3条第4号)

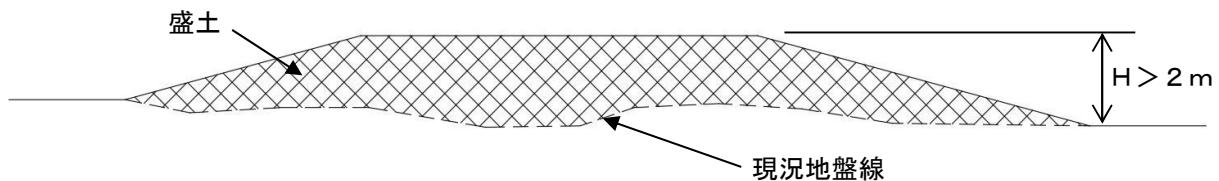


図1-1-6 高さ2メートルを超える盛土

- ⑤ 上記①～④に該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの。(政令第3条第5号) ただし高さ2メートル以下かつ面積500平方メートル超の盛土等で、盛土等をする標高差が30センチメートル以内のものは不陸整正として「盛土又は切土をする土地の面積」から除外してもよいものとします。

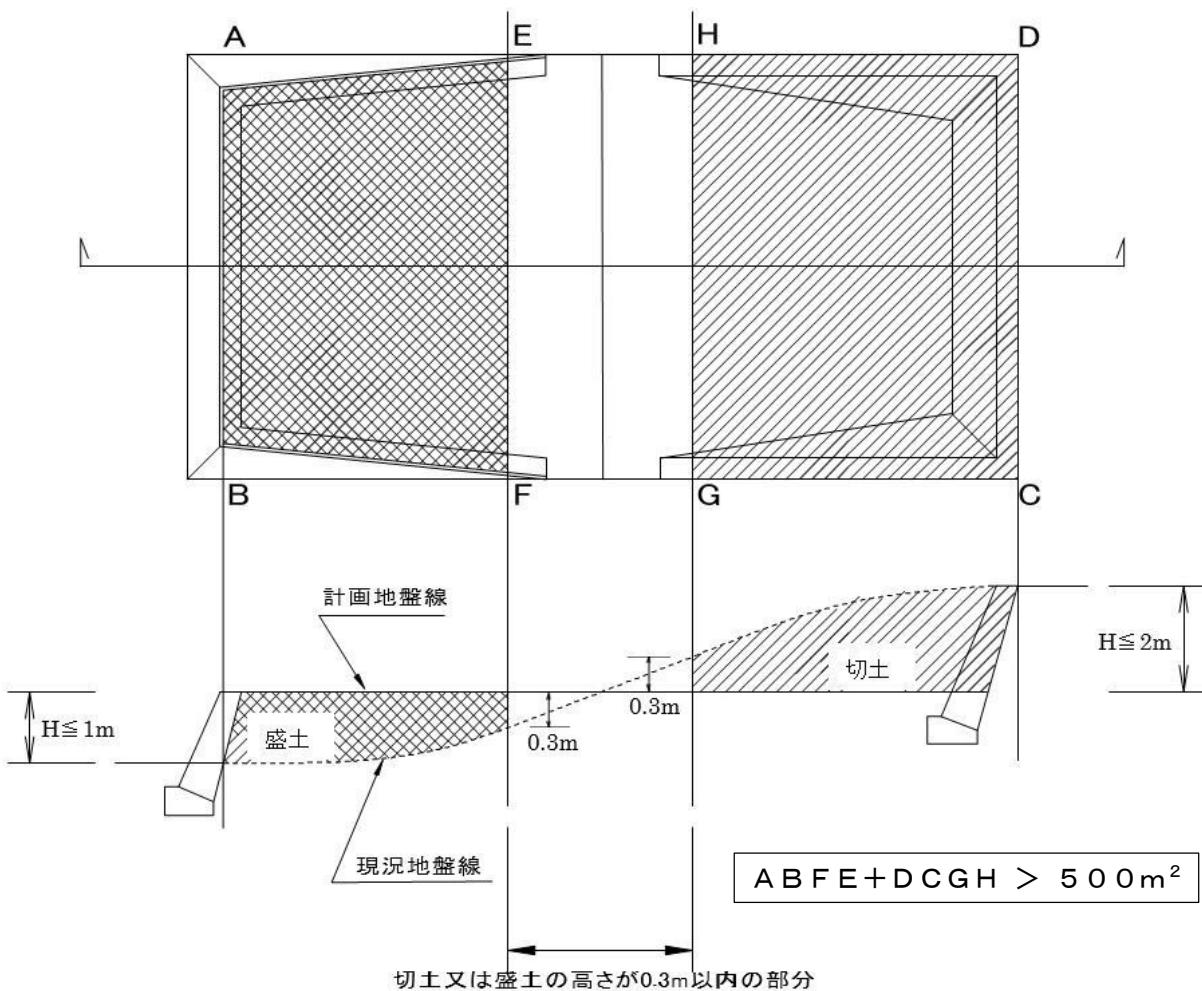


図1-1-7 造成する面積が500平方メートルを超えるもの

(2) 許可を要する土石の堆積（政令第4条各号）

- ① 一時的な土石の堆積において、堆積の高さが2メートルを超えるもの。かつ堆積の面積が300平方メートルを超えるもの。（政令第4条第1号、省令第8条第10号イ）

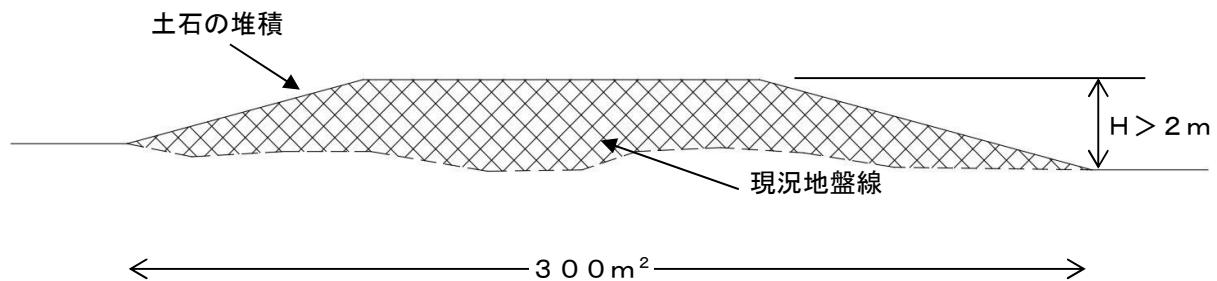


図1-1-8 土石の堆積の高さ2メートルを超える、面積が300平方メートルを超えるもの

- ② 上記①に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの。
(政令第4条第2号)

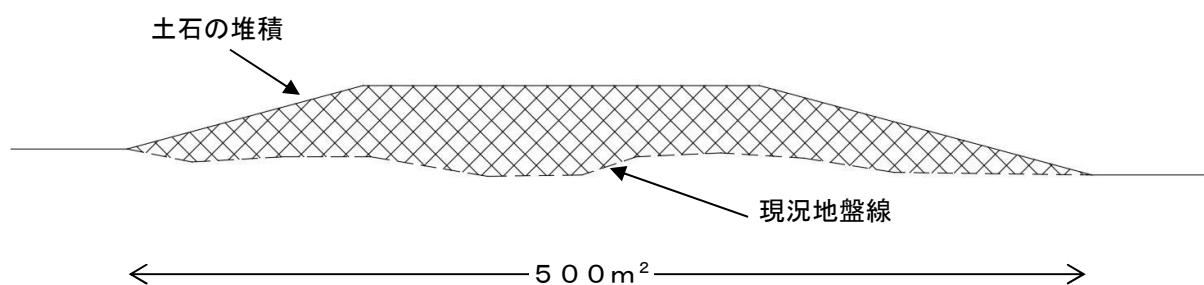


図1-1-9 土石の堆積の面積が500平方メートルを超えるもの

6 盛土の高さ

盛土等の“高さ”は、図1-1-1に示すとおり、盛土等を行う土地区域のうち、最も高い位置の法肩と、最も低い位置の法尻との比高差（H）とします。

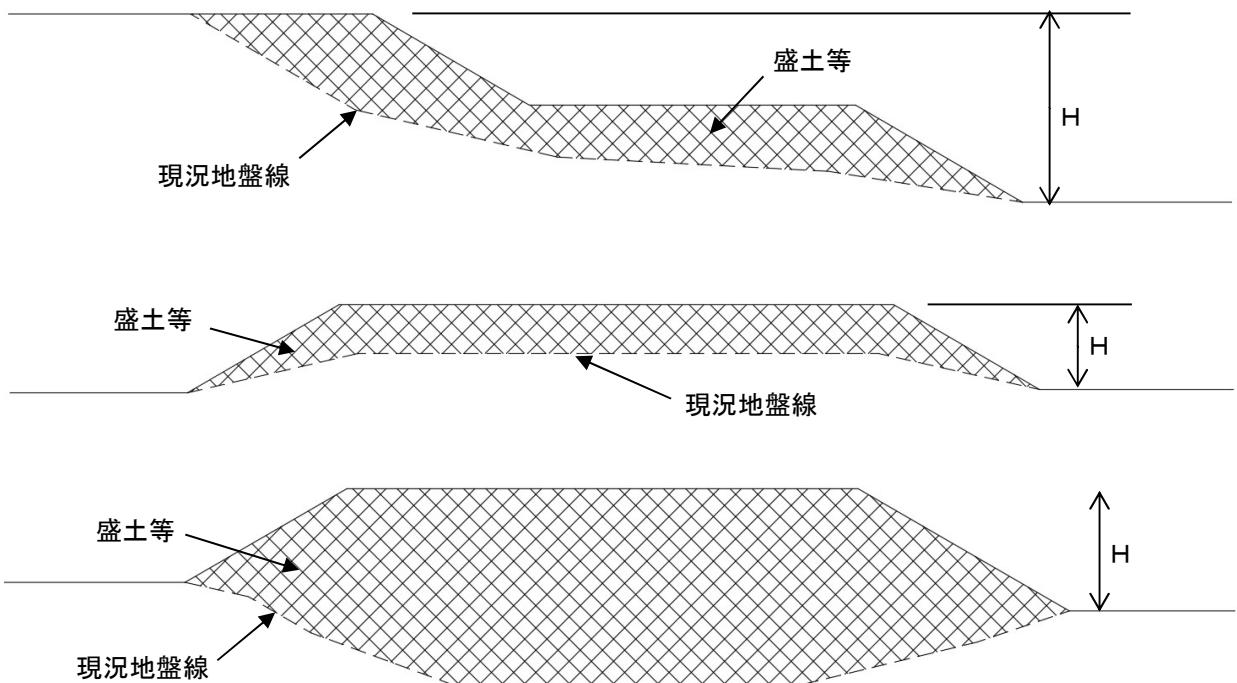


図1-1-1 盛土等の“高さ”の例

7 崖の範囲に関する規定

小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。（政令第1条第3項）

- (1) 上層の崖面の下端が、水平面に対して30度の角度をなす面の上方にある場合は、上層の崖面と下層の崖面は一体として考えます。このとき、政令第3条各号のいずれかに該当する場合は、許可を要する工事となります。

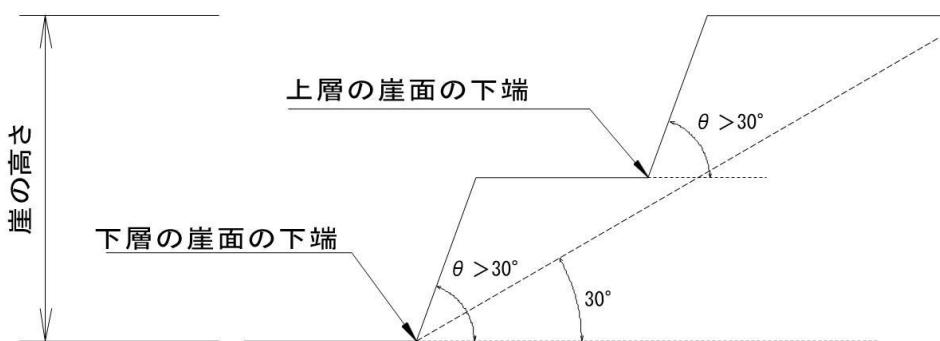


図1-1-10 一体の崖として扱う場合

- (2) 上層の崖面の下端が、30度の角度をなす面の下方にあるのでそれぞれ独立した崖となります。このとき、許可を要するか否かは、各々の崖面で、政令第3条各号のいずれかに該当するかをもとに判断することとなります。

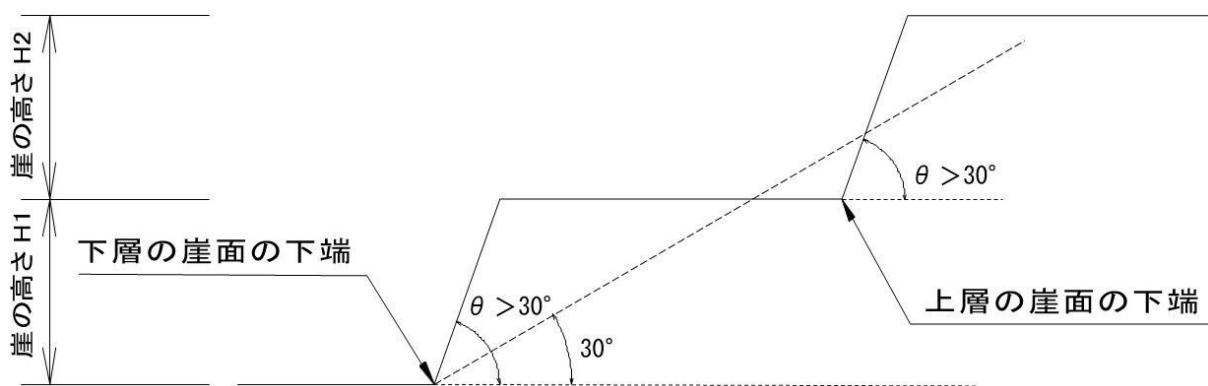


図1-1-11 一体の崖として扱わない場合

8 その他の許可を要するか否かの事例

- (1) 現況地盤線に対して1メートル以下の盛土をする場合は、既存の崖面+新たな盛土崖面の合計(H)で、政令第3条各号の判断をする。

下記のケースは、H > 1メートルならば許可を要する。

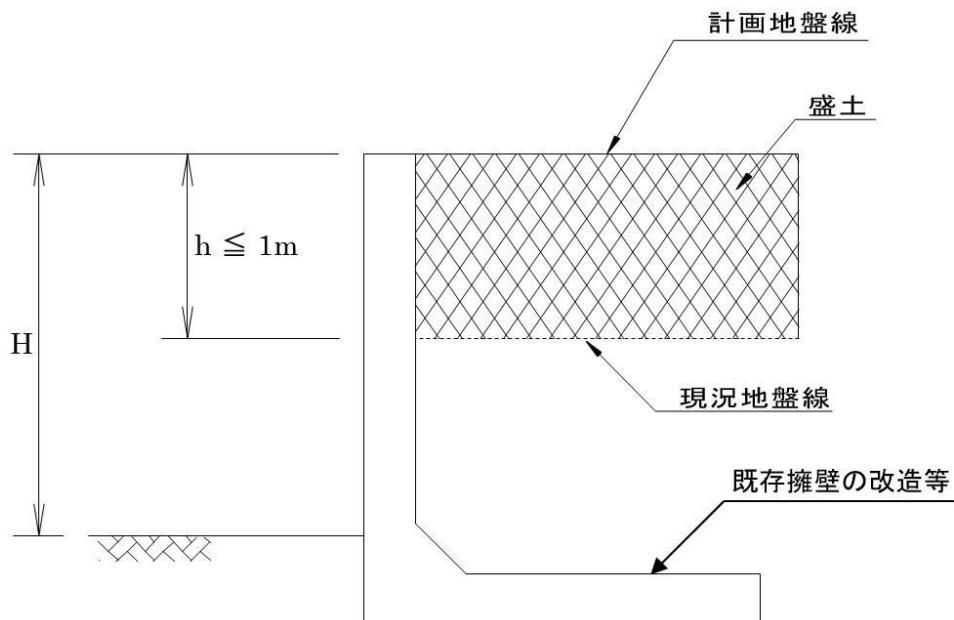


図1-1-12 事例①

- (2) 間知ブロック積み擁壁等を鉄筋コンクリート擁壁に築造替えをする場合は、新たに生じる崖面の高さに応じて政令第3条各号の判断をする。

下記のケースは、H > 1メートルならば許可を要する。

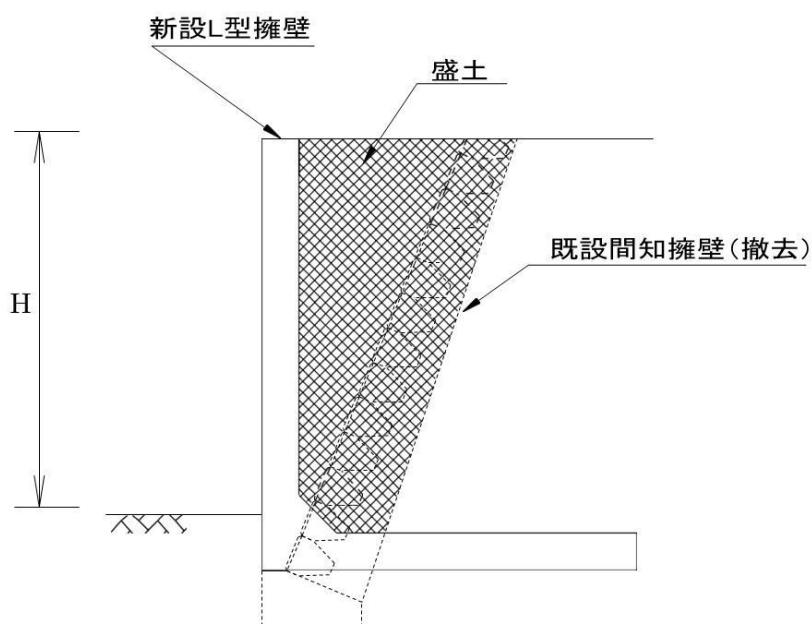


図1-1-13 事例②

(3) 既存擁壁の築造替えで、地盤の高さの変更がなく位置及び構造が同程度のものは許可不要と判断をする。なお、宅地造成工事の許可が不要であっても、擁壁の高さ（H）が2メートルを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請手続を要する。

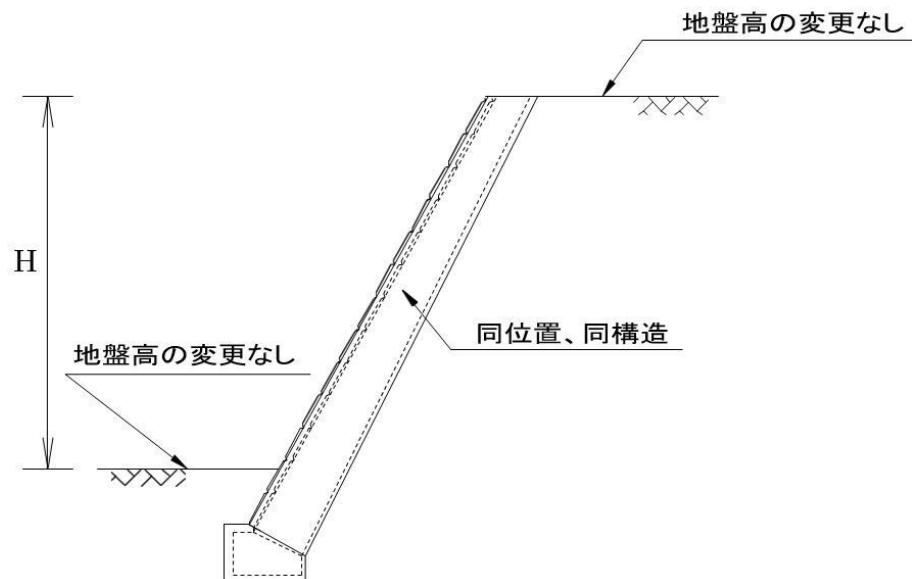


図1-1-14 事例③

(4) 建築物の根切り工事と切土又は盛土の工事をする場合は、建築物の基礎構築のための根切り部分を除いた区域（建築物の根切りは切土として扱わない）で、政令第3条各号の判断をする。下記のケースは、A B F E - イロヘホ > 500 平方メートルならば許可を要する。

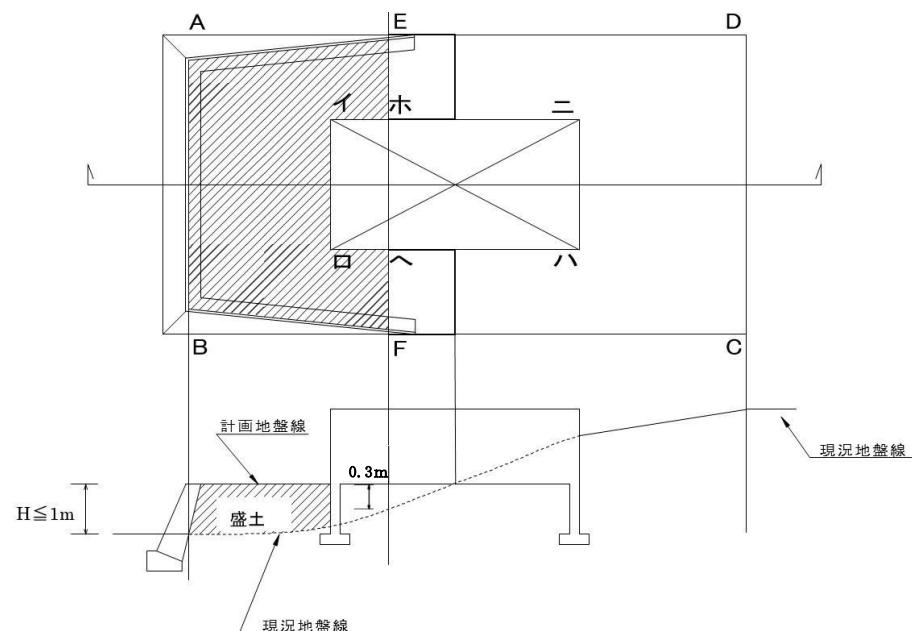


図1-1-15 事例④

(5) 地下車庫等を撤去し、新たに擁壁を築造する場合は、既存の崖面+新たな盛土崖面（地下車庫等を埋める部分）の合計（H）で、政令第3条各号の判断をする。

下記のケースは、 $H > 1$ メートルならば許可を要する。

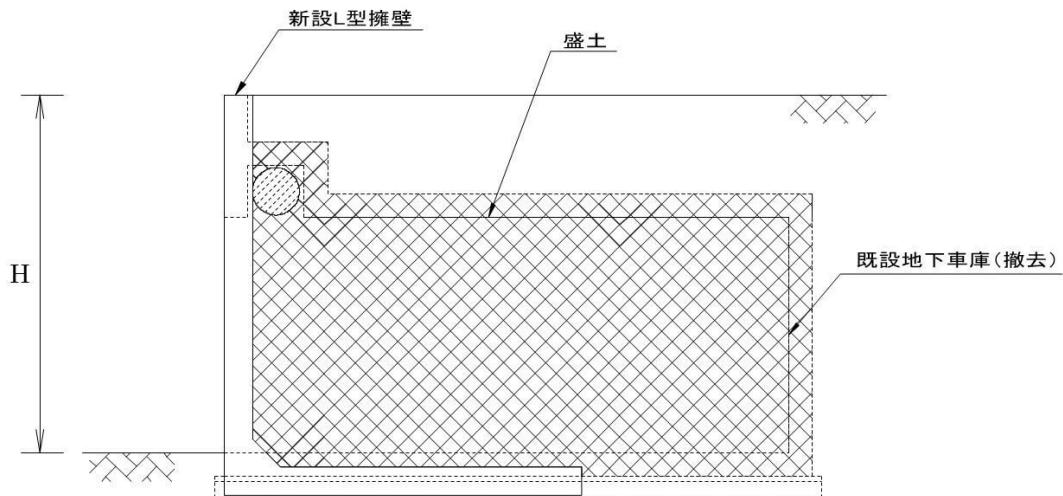


図1-1-16 事例⑤

9 許可を要しない工事

宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事のうち、市長の許可を必要としないものは、以下のとおりとします。

表1-1-3 許可を要しない工事（盛土規制法の対象外となる土地の形質の変更及びその他の工事）

分類	条件	政令・省令事項等	用途例
宅地造成・特定盛土等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高さ2メートル以下かつ面積500平方メートル超える盛土又は切土で、盛土又は切土をする標高差が30センチメートルを超えないもの（表1-1-2の政令事項等にある①～③の条件に該当する場合は除く） ○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの 	不陸整正 等
土石の堆積	災害の発生するおそれがないと認められる工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの ○ 土石の堆積を行う土地の標高差が30センチメートルを超えないもの ○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの ○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの 	不陸整正 工事現場内における仮置き 等

表1-1-4 他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事

※政令第5条、省令第8条等に該当する工事

政令	<input type="checkbox"/> 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
	<input type="checkbox"/> 鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）
	<input type="checkbox"/> 採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
	<input type="checkbox"/> 砂利採取法	砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）
省令	<input type="checkbox"/> 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業
	<input type="checkbox"/> 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	<input type="checkbox"/> 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法	汚染土壤の搬出又は処理等
	<input type="checkbox"/> 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壤の保管又は処分
	<input type="checkbox"/> 国若しくは地方自治体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・地方住宅供給公社 ・土地開発公社 ・日本下水道事業団 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・独立行政法人水資源機構 ・独立行政法人都市再生機構	災害の拡大を抑制するための応急対策施設等 災害救助のため建築する応急仮設住宅等
	<input type="checkbox"/> 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	<input type="checkbox"/> 土地利用のために土地の形質を維持する行為 ・通常の営農行為の範疇にあたる耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 通常の営農行為とは以下のとおりです。 (1) 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）であって軽微な農地改良に該当するものは、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であるため、盛土規制法の規制対象外。 (2) 農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局と協議し確認すること。	
その他		

～お願い～

宅地造成等工事規制区域内において造成工事もしくは土石の一時堆積を行う方は、相談カード（指針P228参照）に位置図、現況図及び計画平面図等を添付し、千葉市都市局建築部宅地課と打合せを行い、宅地造成工事等の許可を要するか否かの判断を受けてください。

なお、回答は、現地調査後となりますので期間は1～2週間程度いただいております。

第 2 編 手 続 き

第1章 宅地造成等に関する工事の許可手続き

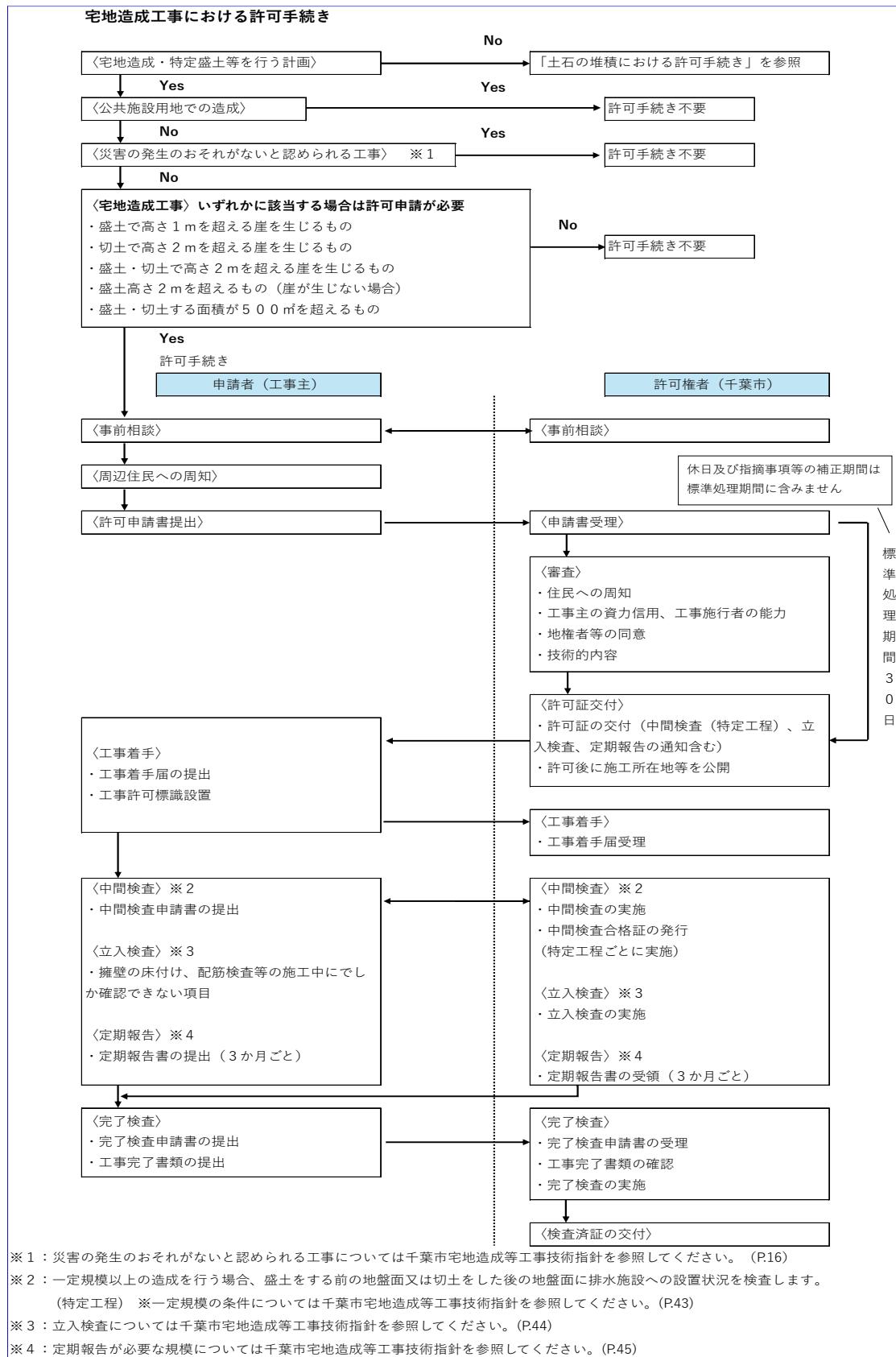
第1章 宅地造成等に関する工事の許可の手続き

1 手続きフロー

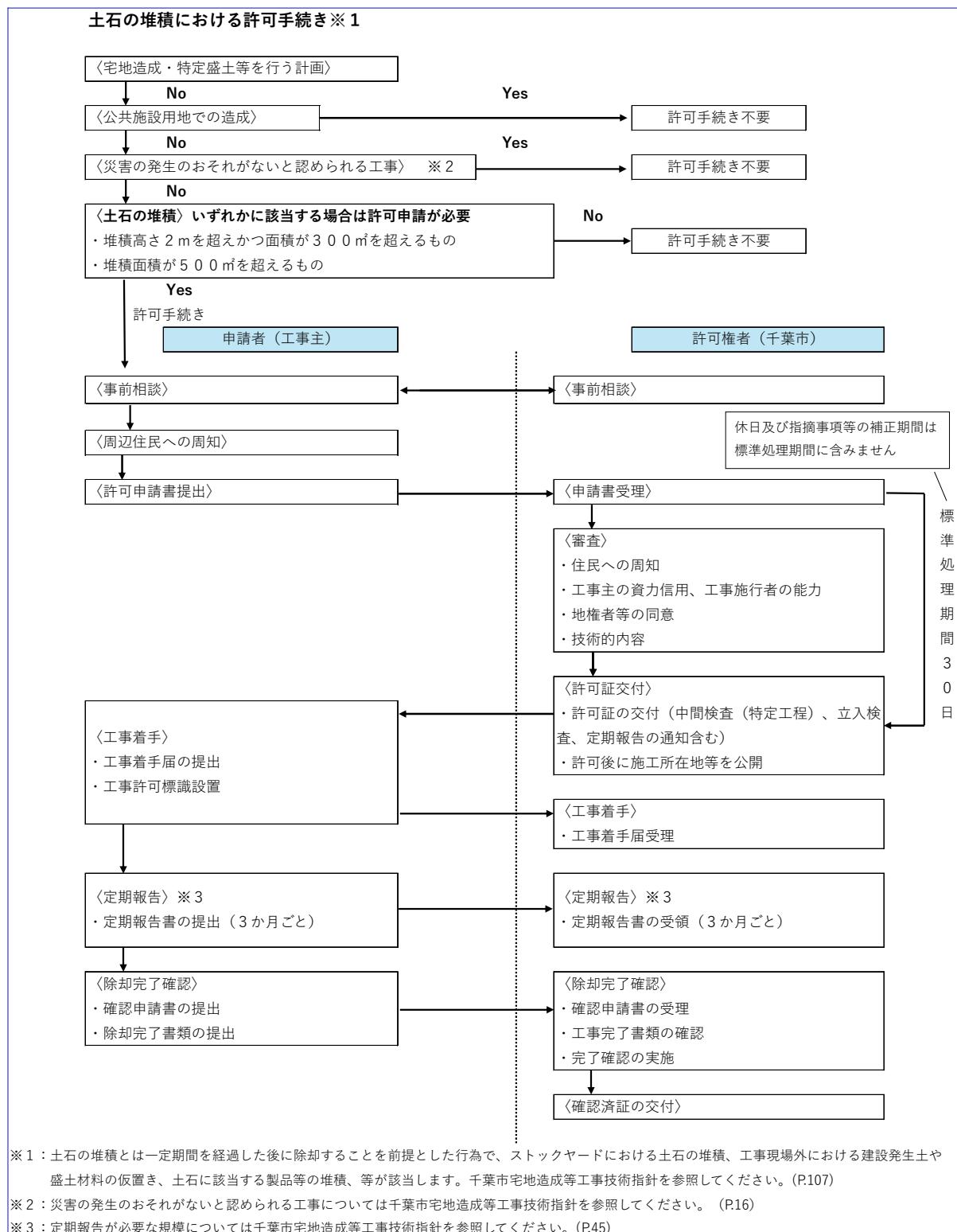
宅地造成等に関する工事の手続の流れは、以下のとおりとなる。

その都度、千葉市都市局建築部宅地課及び関係各課に確認し、手続を進めていくこと。

宅地造成工事の手続きフロー



土石の堆積の手続きフロー



2 許可申請前の関係各課との協議

許可を要する造成工事は、事前に千葉市都市局建築部宅地課と協議を行い、当該工事の内容に応じて、関係各課と協議し、手続きを完了させておくこと。

表2－1－1 協議事項・関係各課

協議事項	関係課
沿道整備に関すること	建設局土木部土木管理課 各土木事務所
道路・水路等境界に関すること	建設局土木部路政課 建設局下水道管理部下水道維持課
道路の位置の指定に関すること	都市局建築部建築指導課
排水接続に関すること	建設局下水道管理部下水道営業課 各土木事務所
急傾斜地崩壊危険区域に関すること	千葉県千葉土木事務所調整課 建設局下水道企画部総合治水課
土砂災害警戒区域等に関すること	千葉県千葉土木事務所調整課 総合政策局危機管理部防災対策課
農地転用に関すること	農業委員会事務局（農地活用推進課）
埋蔵文化財に関すること	教育委員会事務局生涯学習部文化財課埋蔵文化財調査センター
墓地・埋葬等に関すること	保健福祉局健康部環境衛生課
森林法に関すること	千葉県北部林業事務所 農政センター農業経営支援課
工事中の騒音、振動に関すること	環境局環境保全部環境規制課

3 許可申請の手続（法第12条、省令第7条各項、細則）

許可申請は「宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」（様式第二）に関係資料（下記「申請書類一覧」参照）を添付し、審査手数料（申請手数料一覧（P. 39～参照））を添えて申請すること。（正副2部）

宅地造成に関する工事の許可申請に必要な書類

申請書類一覧（書類編）

書類名	明示すべき事項	内 容	備 考
図書目次	申請書類の目次		<ul style="list-style-type: none"> ・A4判・様式自由
許可申請書（正副）	記載例参照		<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項 ・様式第二
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 ・委任者及び受任者の住所、氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。） ・自署しない場合は記名押印 		<ul style="list-style-type: none"> ・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。
土地の登記事項証明書（全部事項）			<ul style="list-style-type: none"> ・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も必要 ・必要のある場合は、建物の登記事項証明書（全部事項）（日付は申請日から3か月以内）
工事施行同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借権、使用収益権を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第10号 ・細則第3条第4項 ・様式第4号 ・工事主以外の土地所有者等。
隣接同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地所有者の住所及び氏名 ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印 ・印鑑証明書 		<ul style="list-style-type: none"> ・隣地との高低差（2mを超える）。 ・盛土による北側隣地との高低差（1mを超える）。
設計者の資格を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・政令第22条各号の資格を証するもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・政令第21条に規定する工事。 ・細則第3条第1項第2号 ・様式第3号 ・資格を証する書類の添付。
現況写真			<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第6号

工事主の資力・信用確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書（様式第三） ・暴力団等に該当しないことの誓約書（指針P227参照） ・工事費見積書 ・残高証明書または融資証明書 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第1項第9号 ・省令第7条第1項第12号
	<p>【工事主が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗りしたもの） ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第1項第7号 ・省令第7条第1項第12号
	<p>【工事主が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗りしたもの） ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人都民税納税証明書 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第1項第8号イ ・省令第7条第1項第8号ロ ・省令第7条第1項第12号
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法による許可通知書 ・法人登記事項証明書 ・造成工事にかかる工事経歴書 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第3号
住民への周知書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知範囲経緯分かる書類 ・説明用配布資料 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第11条 ・省令第7条第1項第11号 ・指針P33参照
公共施設管理者の許可等関係書類		造成区域に公共施設を含む場合で、管理者の許可等が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・工事許可書・占用許可書等の写しを添付。
道路・水路等境界確定図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域と接する部分 		<ul style="list-style-type: none"> ・造成の発生する部分が接している場合。
他法令の許可等の写し			<ul style="list-style-type: none"> ・造成に關し他法令等により規制がある場合、原則として事前に許可、認可等を受け、写しを添付。

申請書類一覧（図面編）

書類名	明示すべき事項	内 容	備 考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、道路及び目標となる地物 申請区域の明示 	1/2500	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 申請区域は赤色で明示のこと。 千葉市都市図。
現況図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 申請区域の明示 現況地盤高の表示 標高差2メートルの等高線の明示 申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 既存の建築物及び擁壁等の明示 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 申請区域は赤色で明示のこと。
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 方位 申請区域の明示 公道は茶色、水路は水色、青地は緑色の色分け。 調査年月日 隣接地の地番、地目、地積、所有者 	不動産登記法第14条 の地図の写し 1/500 (1/600)	<ul style="list-style-type: none"> 細則第3条第1項第1号 申請区域は赤色で明示のこと 日付は申請日から3か月以内
求積図	<ul style="list-style-type: none"> 宅地の面積 切土又は盛土をする土地の部分の面積 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 宅地平面図で求積しても可。
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 凡例 申請区域の明示 申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 計画地盤高及び現況地盤高の表示 (隣地の現況高も含む) 切土又は盛土の色分け 断面の位置を表示 排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法、勾配の表示 法面の位置、勾配、高さの表示 盛土の施工方法を記載 擁壁のタイプ、延長、高さを表示 義務擁壁と任意擁壁の区別 伸縮目地、コーナー補強の位置の表示 展開図の称号符号を表示 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 宅地の境界線は赤色で明示のこと。 計画地盤高と現況地盤高の表示は、明確に区別すること。 切土部分は黄色、盛土部分は赤色で明示のこと。 断面線の位置と符号を明示のこと。 擁壁は展開図の照合符号を表示のこと。 (別途、擁壁配置図を作成し、そこで表示することも可。)
造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> 宅地の平面図（造成計画平面図）で示した位置を断面図として作成 計画地盤高及び現況地盤高の表示 切土又は盛土の色分け 盛土の施工方法を記載 段切りの表示 擁壁のタイプ、高さを表示 法面の位置、勾配、高さの表示 二段擁壁の検討 斜面上の擁壁の検討 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 切土部分は黄色、盛土部分は赤色で明示のこと。 主要部分及び高低差の著しい箇所について作成のこと。 二段擁壁及び斜面上の擁壁の検討は、不利な箇所で検討すること。
排水施設平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 凡例 申請区域の明示 排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法、勾配の表示 水の流れの方向 吐口の位置及び放流先の名称 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 排水施設の位置を種類別に着色すること。

崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 計画地盤高及び現況地盤高の表示 切土又は盛土の色分け 法面の位置、形状、高さ及び勾配の記載 法面保護の方法 土質状況等の明示 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項
擁壁構造図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の種別 設計条件の明示 擁壁の高さ、軸体の厚さ、勾配、必要根入れの明示 壁面及び底版の配筋の明示 基礎碎石等の位置、材料、厚さの明示 透水層の位置、材料、厚さの明示 水抜穴の位置、材料の明示 止水コンクリートの位置、材料、厚さの明示 基礎地盤の土質、支持力の明示 地盤改良方法の明示 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 指針に掲載されているタイプを使用する場合は、複写で可 透水マットを使用する場合は施工要領、カタログ、チェックリスト等を提出すること。 宅地の平面図の照合符号を表示すること。
擁壁展開図	<ul style="list-style-type: none"> 造成計画平面図との照合符号 擁壁の高さ、根入れ、延長の記載 前面地盤線、背面地盤線 義務擁壁と任意擁壁の区別 水抜穴の位置、材料の明示 水抜穴の個数の計算（1箇所/3 m³） 伸縮目地の位置、材料の明示 支持地盤の土質 地盤改良等の明示 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 宅地の平面図（若しくは擁壁配置図）の照合符号を表示すること。 縦横比=1:1。 地質調査により得られたデータ（地層想定図）を重ねること。
擁壁の構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の概要 構造計画 安定計算 部材計算 		<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項第2号 市型擁壁以外の擁壁を使用する場合。
崖面崩壊防止施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項
崖面崩壊防止施設の展開図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法 水抜穴の位置、材料及び内径 透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項 水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
盛土の安定計算書			<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項第3号 山間部（渓流等）における15m超の盛土をする場合は土質試験に基づく安定計算を添付すること。
崖面の安定計算書			<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項第4号 崖面を擁壁で覆わない場合は土質試験に基づく安定計算を添付すること。
地質調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> 調査年月日 調査手法 調査責任者 調査位置・深度 地形、地質概要 地質構成、地下水位 地盤の強度算定書 室内土質配合試験結果 		<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第1項第3号/省令第7条第1項第4号 敷地の地盤調査を行い地層断面図を作成、土の諸性質を試験により求める。

その他必要な書類	<ul style="list-style-type: none">・地盤改良検討書・改良体の配置図・土量計算書・流量計算書・大臣認定擁壁の認定書、カタログ 及び構造計算書、築造仕様書・透水マット認定書、カタログ、 施工要領及びチェックリスト	
----------	--	--

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

申請書類一覧（書類編）

書類名	明示すべき事項	内 容	備 考
図書目次	申請書類の目次		・A4判・様式自由
許可申請書（正/副）	記載例参照		・省令第7条第2項 ・様式第四
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 ・委任者及び受任者の住所、氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。） ・自署しない場合は記名押印 		<ul style="list-style-type: none"> ・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。
土地の登記事項証明書 (全部事項)			<ul style="list-style-type: none"> ・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる堆積をする場合は、隣接地の土地全部事項証明書も必要。 ・必要のある場合は、建物全部事項証明（日付は申請日から3か月以内）
工事施行同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・隣地所有者の住所及び氏名 	土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借権、使用収益権を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第8号 ・細則第3条第4項 ・様式第4号 ・工事主以外の土地所有者等。
隣接同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印 ・印鑑証明書 		<ul style="list-style-type: none"> ・隣地との高低差（2mを超える）。 ・北側隣地との高低差（1mを超える）。
設計者の資格を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・政令第22条各号の資格を証するもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・政令第21条に規定する工事。 ・細則第3条第1項第2号 ・様式第3号 ・資格を証する書類の添付。
現況写真			・省令第7条第2項第4号
工事主の資力・信用確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書（様式第五） ・暴力団等に該当しないことの誓約書（指針P227参照） ・工事費見積書 ・残高証明書または融資証明書 <p>【申請者が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗りしたもの） ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書 <p>【申請者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・役員の住民票または個人番号カードの写し（個人番号を黒塗りしたもの） 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第2項第7号 ・省令第7条第2項第10号
			<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第2項第5号 ・省令第7条第2項第10号
			<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第2項第6号イ ・省令第7条第2項第6号ロ ・省令第7条第2項第10号

	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人都民税 納税証明書 		
工事施工者の能力確認 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法による許可通知書 ・法人登記事項証明書 ・工事にかかる工事経歴書 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第2項第3号
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知範囲経緯分かる 書類 ・説明用配布資料 		<ul style="list-style-type: none"> ・法第11条 ・省令第7条第2項第9号 ・指針P33参照
公共施設管理者の許可 等関係書類		申請区域に公共施設を含む 場合で、管理者の許可等が 必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・工事許可書・占用許可書等の写し を添付。
道路・水路等境界確定 図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域と接する部分 		<ul style="list-style-type: none"> ・堆積の発生する部分が接している 場合。
他法令の許可等の写し			<ul style="list-style-type: none"> ・堆積に関し他法令等により規制が ある場合、原則として事前に許可、 認可等を受け、写しを添付。

申請書類一覧（図面編）

書類名	明示すべき事項	内 容	備 考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位、道路及び目標となる地物 申請区域の明示 	1/2500	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第2項 申請区域は赤色で明示のこと。 千葉市都市図。
現況図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 申請区域の明示 現況地盤高の表示 標高差2メートルの等高線の明示 申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 既存の建築物及び擁壁等の明示 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第2項第1号 申請区域は赤色で明示のこと。
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 方位 申請区域の明示 公道は茶色、水路は水色、青地は緑色の色分け。 調査年月日 隣接地の地番、地目、地積、所有者 	不動産登記法第14条 の地図の写し 1/500 (1/600)	<ul style="list-style-type: none"> 細則第3条第1項第1号 申請区域は赤色で明示のこと 日付は申請日から3か月以内
求積図	<ul style="list-style-type: none"> 宅地の面積 土石の堆積をする土地の部分の面積 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 宅地平面図で求積しても可。
平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 凡例 申請区域の明示 申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 計画地盤高及び現況地盤高の表示（隣地の現況高も含む） 切土又は盛土（一時堆積）の色分け 断面の位置を表示 排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法、勾配の表示 法面の位置、勾配、高さの表示 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第2項第1号 この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 宅地の境界線は赤色で明示のこと。 計画地盤高と現況地盤高の表示は、明確に区別すること。 断面線の位置と符号を明示のこと。
断面図	<ul style="list-style-type: none"> 平面図で示した位置を断面図として作成 計画地盤高及び現況地盤高の表示 切土又は盛土（一時堆積）の色分け 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第2項第1号 この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 主要部分及び高低差の著しい箇所について作成のこと。
堆積土石の崩壊を防止するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令32条）の内容が、適切であることを証する書類 	構造物の平面図、断面図、構造計算書等	<ul style="list-style-type: none"> 省令第7条第2項第2号 省令第32条

土石の堆積に伴う 土砂の流出を防止 する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①か②のいずれかの措置の内 容が、適切であることを証する書類 <p>① 堆積した土石の周囲にその高さを 超える鋼矢板等（土圧、水圧及び 自重によって損壊、転倒、滑動又 は沈下をしない構造でなければな らない）を設置すること</p> <p>② 次に掲げる全ての措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積した土石を防水性のシートで 覆うこと等、堆積した土石の内部 に雨水その他の地表水が浸入する ことを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩や かな勾配で土石を堆積すること等、 堆積した土石の傾斜部を安定させ て崩壊又は滑りが生じないように するための措置 	構造物の平面図、断面 図、構造計算書等	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第3号 ・省令第34条
------------------------------	---	------------------------	---

4 住民への周知（法第11条、省令第6条）

（1）住民への周知の方法（省令第6条）

宅地造成等の工事を行う場合、周辺地域の住民に対し次の事項のいずれかを行うことで、工事の内容を周知しなければならない。ただし、溪流等における土地において高さ15mを超える盛土をする場合は①による方法で周知をしなければならない。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催する。
- ② 宅地造成等に関する工事の内容が分かる書面を配布する。
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施工に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示し、当該内容をインターネットを利用して近隣住民が閲覧できるようにすること。

（2）住民への周知の範囲

造成主又は工事施工者は、宅地造成等に関する工事の許可申請書の提出までに、

表2-1-2に示される範囲にお住まいの近隣住民に対して、工事について説明を行い、理解を得るようにしてください。

表2-1-2 住民への周知の範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
① 平地盛土（擁壁築造工事によるものも含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土等を行う土地の隣接地 ※ただし、盛土最大高さ5m超の場合、以下の範囲も満たすこと。 ○盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会 	
② 切土（擁壁築造工事によるものも含む） ③ 土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○切土あるいは堆積を行う土地の隣接地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会 	
④ 腹付け盛土 (ただし、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には、④ではなく①の範囲の考え方を適用しても良い。) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土を行う土地の隣接地 ○盛土法肩までの高さhに対して盛土法肩から下方の水平距離5h以内の範囲（参考図Iの範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会 	
⑤ 溪流等（注2）における高さ15メートルを超える盛土 ⑥ 溪流等における盛土（①を除く） ⑦ 谷埋め盛土（①及び②を除く）(注3) ⑧ 腹付け盛土のうち、参考断面図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（ただし⑧について、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には適用しない）	<ul style="list-style-type: none"> ○溪床勾配2度以上の範囲で災害発生の恐れがある土地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会 	

(注1) 腹付け盛土とは、盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるものを指す。

(注2) 溪流等とは常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形を指す。その範囲は、溪床勾配10度以上の勾配をしめす0次谷（※1）を含む一連の谷地形（※2）で、その底部の中心線からの距離が25メートル以内に含まれる範囲のことを指す。またこの地形条件に該当しない場合でも、現地

にて湧水や地下水の影響が懸念される場合は、溪流等における盛土と同様に取り扱うものとする。

(※1) 0次谷：當時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。

(※2) 一連の谷地形：上流から下流へ流下経路が連続する一続きの谷地形をいう。

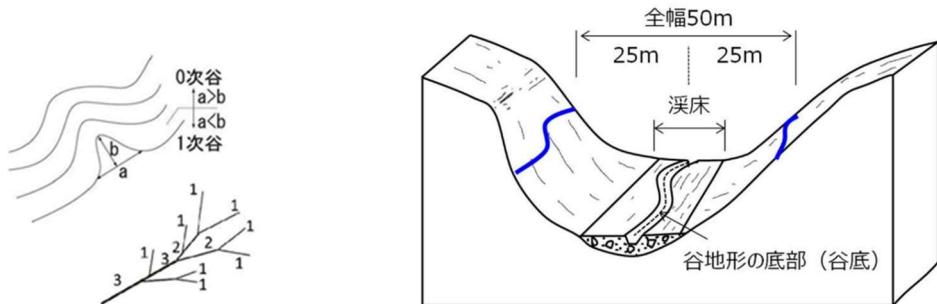


図2－1－1 0次谷及び一連の谷地形の考え方（左）溪流等の概念図（右）

(注3) 谷埋め盛土とは、盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるものを指す。

(3) 住民への周知事項

住民へ周知を行う際は、表2-1-3に示す事項を記載した工事のお知らせ等を用いて説明してください（図2-1-3、図2-1-4を参照）。

表2－1－3 住民への周知事項

説明事項	記載事項
工事の概要	<input type="checkbox"/> 工事の目的 <input type="checkbox"/> 工事を行う場所 <input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 工事期間 <input type="checkbox"/> 盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大堆積高さ <input type="checkbox"/> 盛土・切土の面積、土石の堆積の最大堆積面積 <input type="checkbox"/> 盛土・切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量
位置図	<input type="checkbox"/> 工事を行う場所の案内図
造成計画平面図 造成計画断面図	<input type="checkbox"/> 擁壁や排水施設の有無 <input type="checkbox"/> 切土・盛土範囲（面積・土量） <input type="checkbox"/> 盛土最大高さを通る造成計画断面 <input type="checkbox"/> 各隣地境界付近を通る造成計画断面 <input type="checkbox"/> 周知範囲がわかる位置図 など
問い合わせ先	<input type="checkbox"/> 会社名及び住所 <input type="checkbox"/> 現場責任者氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail アドレス など
その他	現場状況に応じて必要事項を記載

(4) 住民説明報告書の提出

工事主又は工事施工者は、宅地造成工事の許可申請時に以下の資料を提出してください。

- ・開催案内
 - ・周知範囲がわかる位置図
 - ・開催結果がわかる資料（図2－1－2を参照）
 - ・説明に使用した資料（前項の工事のお知らせ等）
- ※開催方法が掲示及びインターネットによる場合には、以下の資料も併せて提出すること。
- ・掲示場所がわかる位置図
 - ・掲示状況の写真
 - ・閲覧ページの写し（URL含む）

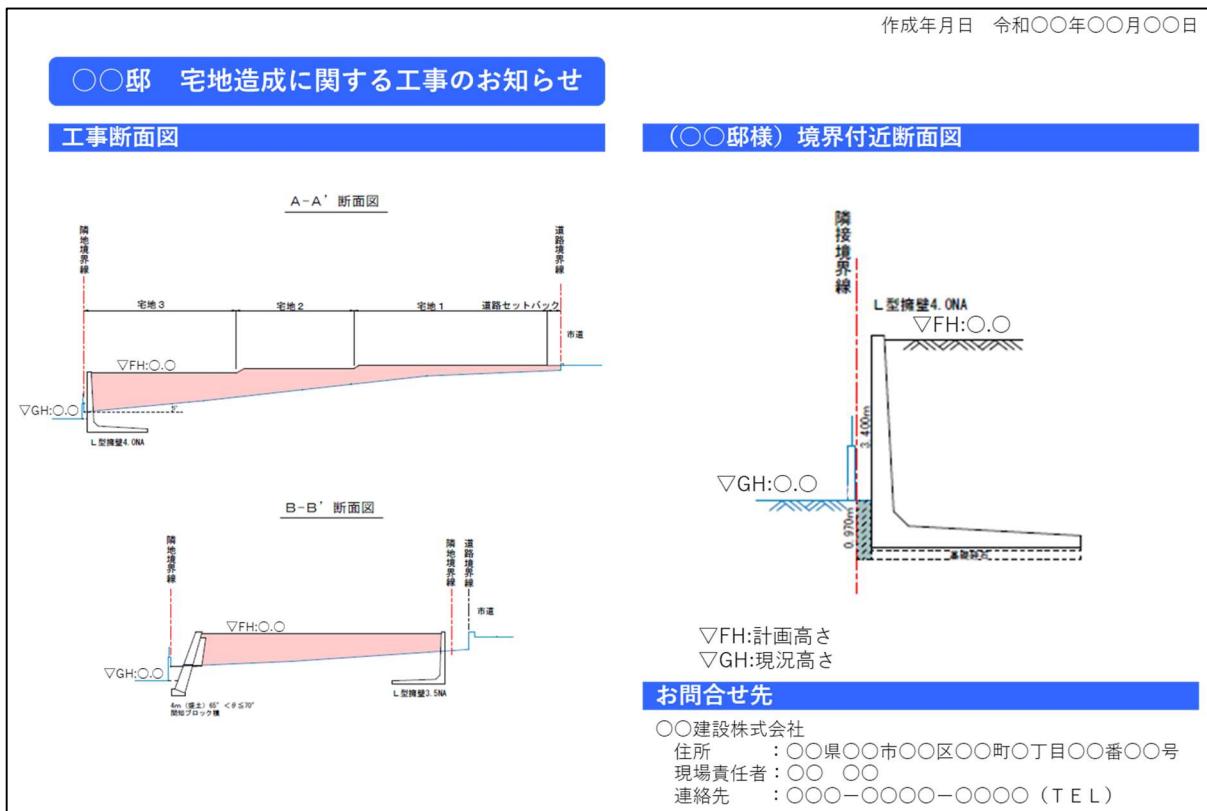
図2－1－2 近隣住民説明報告書（例）

近隣住民説明報告書						
番号	説明先（住所）	説明相手方の氏名及び住所	建物等の種類	周知方法	説明年月日	説明者会社名及び氏名
1	○○区○○町 ○—○○—○ ○	住所：○○区○○町 ○—○○—○○ 氏名：○○マンショ ン管理組合	集合住 宅	書面配 布	○○○○年○ 月○日	会社名：○○ (株) 氏名：○○ ○○
2	○○区○○町 ○—○○—○ ○	住所：○○区○○ 町○—○○—○○ 氏名：○○ ○○	戸建住 宅	説明会	○○○○年○ 月○日	会社名：○○ (株) 氏名：○○ ○○
					○○○○年○ 月○日	会社名：○○ (株) 氏名：○○ ○○
3	○○区○○町 ○—○○—○ ○	住所：○○区○○ 町○—○—○ 氏名：○○ ○○	駐車場	書面配 布	○○○○年○ 月○日	会社名：○○ (株) 氏名：○○ ○○

図2-1-3 近隣住民へ説明資料（例）

○○邸 宅地造成に関する工事のお知らせ	作成年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
工事を行う場所の案内	
<p>【案内図を貼付】 案内図には以下の事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事を行う場所（赤枠で区域を囲うこと） ・方位 ・道路及び目標となる地物 	
工事平面図	
<p>【造成計画平面図を貼付】</p>	
<p>※「工事断面図」・「各隣地（○○邸様）境界付近断面図」は裏面に記載</p>	
お問合せ先	
<p>○○建設株式会社 住所 : ○○県○○市○○区○○町○丁目○○番○○号 現場責任者 : ○○ ○○ 連絡先 : ○○○-○○○○-○○○○ (TEL)</p>	

図2-1-4 近隣住民へ説明資料 裏面（例）



5 設計者の資格等（法第13条第2項、政令第21条、第22条、省令第35条）

（1）設計資格を要する工事（政令第21条）

次の工事を設計する場合は、政令第17条に定める資格を有する者によらなければなりません。

① 高さが5mを超える擁壁の設置

② 盛土または切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

（2）設計者の資格（政令第22条）

設計者の資格は次のとおりです。

① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。

② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

③ ②に該当するものを除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。

④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

⑤ 国土交通大臣が①～④に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。（省令第35条）

ア 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者。

イ 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が、政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものであると認めたもの。

A) 学校教育法による大学（短期大学を除く）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者。

B) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をむ。）

C) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者。

※「実務経験」とは、土木工事又は建築工事の設計又は工事監理に従事した経験をいいます。

(3) 資格を証する書類

資格を証するため「宅地造成に関する工事設計者の資格申告書」（様式第3号）に次の書類を添付すること。

設計者の資格	添付書類
①～④	・卒業証明書
⑤	ア ・講習修了証の写し
	イ A) ・卒業証明書
	イ B) ・技術士合格証の写し
	イ C) ・一級建築士免許証の写し

6 許可又は不許可の通知（法第14条、省令第36条）

審査の結果、法第13条に規定されている技術的基準に適合していると認められた場合は許可証（様式第六号）を交付するので、工事主（委任されている場合は、委任者）は、許可通知書を受領すること。

なお、不許可の場合は理由を付して通知する。

7 工事計画の変更許可（法第16条、省令第37条）

許可を受けた後、当該工事の計画を変更しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書」（様式第七）、「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書」（様式第八）のいずれか及び関係資料（細則第3条第1項各号）（正副2部）を提出して、市長の許可を受けること。

8 軽微な変更（法第16条第1項ただし書き、省令第38条）

省令第38条で規定する軽微な変更に当たる場合は「宅地造成等工事計画変更届」（様式第8号）を提出すること。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

なお、(2)について土石の堆積に関する工事は変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えない場合は軽微な変更に該当する。

9 申請手数料（千葉市建築関係手数料条例第2条）

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料は切土又は盛土する土地の面積に応じ、次のとおり許可申請手数料が必要です。

千葉市建築関係手数料条例 表46

R 7. 5. 26 施行

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
500 m ² 以内	15,000 円
500 m ² 超える ~ 1,000 m ² 以内	27,000
1,000 m ² 超える ~ 2,000 m ² 以内	38,000
2,000 m ² 超える ~ 3,000 m ² 以内	56,000
3,000 m ² 超える ~ 5,000 m ² 以内	65,000
5,000 m ² 超える ~ 10,000 m ² 以内	88,000
10,000 m ² 超える ~ 20,000 m ² 以内	141,000
20,000 m ² 超える ~ 40,000 m ² 以内	218,000
40,000 m ² 超える ~ 70,000 m ² 以内	342,000
70,000 m ² 超える ~ 100,000 m ² 以内	485,000
100,000 m ² 超えるもの	627,000

(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次のとおり許可申請手数料が必要です。（千葉市建築関係手数料条例 表46の2）

法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次に掲げる額を合算した額となります。ただし、その額が627,000円を超えるときは、627,000円となります。

- ① 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更(②のみに該当する場合を除く。)については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積(②に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときには、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、表46の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- ② 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、表46の項に規定する額
- ③ その他の変更 10,000円

(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料は切土又は盛土する土地の面積に応じ、次のとおり許可申請手数料が必要です。

千葉市建築関係手数料条例 表46の3

R 7. 5. 26 施行

切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額
3,000 m ² 以内	2,700 円
3,000 m ² 超える ~ 20,000 m ² 以内	5,400
20,000 m ² 超える ~ 40,000 m ² 以内	10,900
40,000 m ² 超える ~ 70,000 m ² 以内	21,800
70,000 m ² 超える ~ 100,000 m ² 以内	38,100
100,000 m ² 超えるもの	54,500

(4) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料は土石の堆積をする土地の面積に応じ、次のとおり許可申請手数料が必要です。

千葉市建築関係手数料条例 表46の4

R 7. 5. 26 施行

土石の堆積をする土地の面積	手数料の額
500 m ² 以内	10,000 円
500 m ² 超える ~ 1,000 m ² 以内	12,000
1,000 m ² 超える ~ 2,000 m ² 以内	14,000
2,000 m ² 超える ~ 3,000 m ² 以内	17,000
3,000 m ² 超える ~ 5,000 m ² 以内	25,000
5,000 m ² 超える ~ 10,000 m ² 以内	28,000
10,000 m ² 超える ~ 20,000 m ² 以内	34,000
20,000 m ² 超える ~ 40,000 m ² 以内	47,000
40,000 m ² 超える ~ 70,000 m ² 以内	65,000
70,000 m ² 超える ~ 100,000 m ² 以内	98,000
100,000 m ² 超えるもの	119,000

(5) 土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次のとおり許可申請手数料が必要です。

(千葉市建築関係手数料条例 表46の5)

法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次に掲げる額を合算した額となります。ただし、その額が119,000円を超えるときは、119,000円となります。

- ① 土石の堆積に関する工事の計画の変更(②のみに該当する場合を除く。)について
は、変更前の土石の堆積をする土地の面積(②に規定する変更がない場合であって、土石の堆積をする土地の縮小を伴うときには、縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、表46の4の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- ② 土石の堆積をする新たな土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更について
は、当該土石の堆積をする新たな土地の面積に応じ、表46の4の項に規定する額
- ③ その他の変更 10,000円

10 工事施行同意（法第12条第2項第4号、省令第7条第1項第10号）

宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権（当該土地を占用する不動産質権者に限る）、賃借権使用賃借による権利または使用収益権（永小作権、地役権）を有する者のすべての同意を得ること。

なお、抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはなりません。

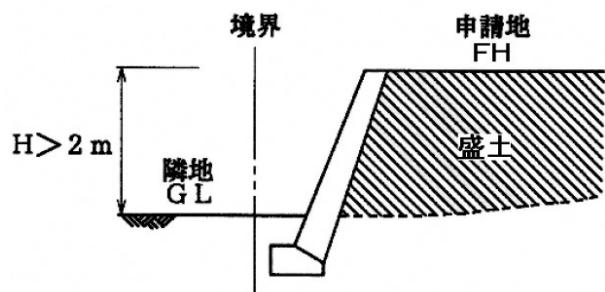
建築物または工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要です。

11 周辺崖の高さ

申請区域内の外周に生じる崖の高さは2m以下とし、申請区域の北側の部分に盛土がある場合は、盛土の高さを1m以下とするよう努めてください。ただし、周囲の状況等によりやむを得ないと認められた場合、又は、隣地所有者の同意が得られた場合は、この限りではありません。

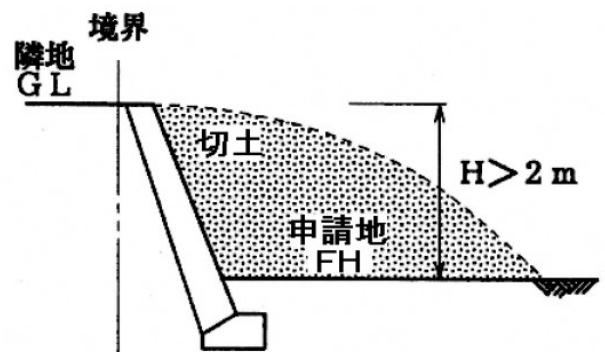
（1）申請区域周辺に高さが2mを超える崖が生ずる場合

《申請地側が高い場合》



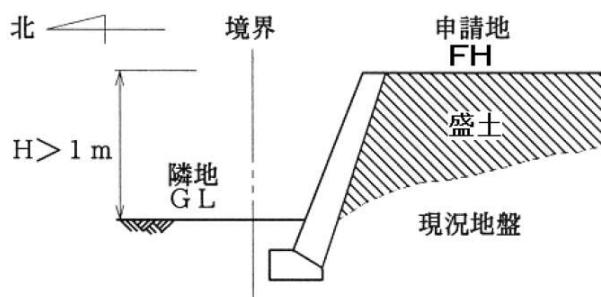
- 申請地の地盤面（F H）が隣地地盤面（G L）より2mを超えて高くなる場合は、隣地所有者の同意が必要です。

《申請地側が低い場合》



- 申請地の地盤面（F H）が隣地地盤面（G L）より2mを超えて低くなる場合は、隣地所有者の同意が必要です。

（2）申請区域の北側部分（隣地の南側）の盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずる場合は、隣地所有者の同意が必要です。



12 その他の届出（法第21条）

- (1) (法第21条第1項) 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日（令和7年5月26日）から21日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」（様式第十五）「土石の堆積に関する工事の届出書」（様式第十六）を提出してください。
- (2) (法第21条第3項) 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日以内に「擁壁等に関する工事の届出書」（様式第十七）を提出してください。
- (3) (法第21条第4項) 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に「公共施設用地の転用の届出書」（様式第十八）を提出してください。

第2章 工事施行に関する手続き

第2章 工事施行に関する手続き

1 工事着手届の提出（細則第5条）

工事主又は工事施行者は、工事の着手までに「宅地造成等に関する工事着手届」（様式第6号）を提出すること。

・着手届（様式第6号）	1部
・現場に設置した「標識」を撮影した写真 (設置位置及び記載内容がわかるように 遠景、近景を撮影すること)	1部
・工程表	1部

2 工事現場における許可の掲示（法第49条、省令第87条）

工事主は、当該工事期間中、法第12条第1項の規定による許可のあった旨を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」（様式第二十三号）「土石の堆積に関する工事の標識」（様式第二十四号）によって当該工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、変更許可等により、看板の記載内容に変更が生じた場合は、変更があった箇所を速やかに変更すること。

3 中間検査（法第18条、政令第23条、省令第45条、省令第46条）

法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（以下「特定工程」という。））を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度4日以内に、様式第十三「中間検査申請書」と検査対象箇所の平面図、写真を提出すること。

（1）中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、以下に掲げるものとする。（法第18条第1項、政令第23条各号）

- ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記①～②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ 上記①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ 上記①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²を超えるもの

表2－2－1 中間検査

検査項目	検査内容
排水施設検査	盛土前又は切土後の地盤面に設置された排水施設の配置、径、勾配が設計通りであることを検査。

なお、中間検査を受けずに特定工程後の工程（排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程）に進んだ場合は、原則として「検査済証」は交付することができないので、注意すること。

4 立入検査（法第24条）

中間検査以外に、現地における本市の立入検査が必要な工事を表2-2-2に示す。

工事主又は工事施行業者は、工事の施工状況を確認するため、各々の工事が表2-2-2に示す検査項目に達したときは、立入検査を受けること。

なお、立入検査についても中間検査同様に検査を受けずに次の施工工程に進んだ場合は、原則として「検査済証」は交付することができないので、注意すること。

表2-2-2 立入検査事項

工種	検査項目	検査内容
鉄筋コンクリート造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。
	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 各寸法、軸体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。
間知石等練積み造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。
	一石目の検査	基礎を築造し、一石目を並べた状態にて検査。 基礎の形状、一石目の角度等を確認。
大臣認定擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。
	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 (堅壁は任意の段数で1回。) 各寸法、軸体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。
深層混合処理工法	打設前検査	杭の位置を決め、柱状改良の1本目を打設する時に検査。 改良径、改良長、固化材の配合量等の確認。
浅層混合処理工法	改良前検査	改良範囲を決め、最初に改良工事をする時に検査。 改良幅、改良長、固化材の配合量等の確認。
置換工法	置換部分の底部の床付け検査	置換前に置換底部の床付け面の検査。 置換幅、置換深度、材料の確認。 支持力を確認できない場合は平板載荷試験等により確認。
杭基礎	打設前検査	杭の位置を決め、杭基礎の1本目を打設する時に検査。 使用材料、杭径、杭長等の確認。
	打設完了検査	施工完了時に、杭の配置、杭頭処理の検査。
その他		施工中に検査の必要が生じた場合。

5 定期報告（法第19条、政令第25条、省令第48条、第49条、第50条）

（1）定期報告の内容

第12条第1項の許可を受けた者は、3ヶ月ごとに、工事の進捗状況等について定期報告書（様式第10号）及び報告の時点で盛土又は切土、土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を提出すること。

（2）定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模

定期の報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、以下に掲げるものとする。（法第19条第1項、政令第25条第1項）

- ① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記①～②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ 上記①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ 上記①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²を超えるもの

（3）定期報告を要する土石の堆積の規模

定期の報告を要する土石の堆積の規模は、次に掲げるものとする。（法第19条第1項、政令第25条第2項）

- ① 高さ5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500m²を超えるもの
- ② 上記①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m²を超えるもの

6 工事実行状況の記録の整備（細則第16条）

工事主又は工事実行業者は、写真及びその他の資料にて施工状況及び構造物の出来形を明確に確認できる書類を整備し、完了検査前に提出すること。

※完了検査前以外においても市が提出を求めた場合は直ちに提出できるよう書類を整備しておくこと。

上記書類に添付する写真の撮影要領は、以下の通りとする。

- ① 構造物の写真撮影をする時は、布テープ・箱尺等の測定器具を用いて、構造物の寸法が明確に読み取れるように磁石等を用いて表示すること。
- ② 写真是同一部分で全体写真と局部的（布テープや箱尺等の数値が読める距離）な写真を撮影すること。
- ③ 写真的撮影にあたっては、原則として、次の項目を記載した小黒板を被写体等に写し込むこと。
 - ・工事名
 - ・工種等
 - ・側点位置
 - ・設計寸法
 - ・実測寸法
 - ・略図
- ④ 写真撮影をした箇所が明示された平面図を添付すること。

7 工事写真等の整理方法

工事実行業者は、表2-2-3及び表2-2-4を参考に、工種、種別ごとの工事進捗順に写真及び報告書等をまとめ、工事過程が容易に把握できるようにすること。

なお、中間検査、立入検査を受けず、写真等においても、技術基準どおりに施工していることが確認できない場合については、「検査済証」は交付できないので注意すること。

表2-2-3 写真管理に必要な事項（宅地造成）

工種	内容	備考
全景	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較対照できるように、ほぼ同位置で撮影すること。
鉄筋コンクリート 造擁壁 大臣認定擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・丁張、床掘 ・地耐力が確認できる資料 ・割栗石基礎、均しコンクリートの厚さ ・底版配筋 ・豎壁配筋 ・コーナー補強 ・かぶり厚さ（底版・豎壁） ・軀体出来形寸法（底版厚、幅・豎壁厚、高さ） ・止水コンクリート ・透水層 ・背面土の埋戻し転圧（30cmごと） ・コンクリートの強度が確認できる資料（配合計画書（JIS規格）・圧縮強度試験結果） ・大臣認定擁壁の製造工場がわかる出荷証明 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真は、擁壁のタイプごとに撮影すること。ただし、同タイプが連続する場合は、目地間ごとに撮影すること。 ・地耐力が確認できる資料は、コーンペネトロメーターで確認した場合、写真と換算表、平板載荷試験で確認した場合、報告書を添付すること。
間知石・間知ブロック練積み造擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・丁張、床掘 ・地耐力が確認できる資料 ・割栗石基礎の厚さ ・コンクリートの基礎寸法 ・裏込めコンクリートの厚さ（2～3段ごと） ・透水層の厚さ（2～3段ごと） ・コーナー補強 ・止水コンクリート ・裏込め碎石・背面土の埋戻し転圧（30cmごと） ・軀体出来形寸法、角度 ・コンクリートの強度が確認できる資料（配合計画書（JIS規格）・圧縮強度試験結果） 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真は、擁壁のタイプごとに撮影すること。ただし、同タイプが連続する場合は、目地間ごとに撮影すること。 ・地耐力の確認は、コーンペネトロメーターで確認した場合は写真と換算表、平板載荷試験で確認した場合は報告書を提出。 ・透水層の厚さは、盛土タイプを使用する場合、特に注意すること。また各段ごとの必要寸法がわかる資料を併せて添付すること。
土工等	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土の段切り施工 ・盛土の巻出し厚、締め固め状況 ・法面保護工 ・表面排水工 ・透水管・暗渠排水管敷設工 ・排水施設周囲の碎石等敷設工 	
地盤改良工 (杭工法も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・打ち込む改良体の頭出し ・施工後の改良体の径、配置 ・トルク管理票 ・品質管理 ・使用材料（添加材）の納入書 ・圧縮試験結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・改良体の配置は、スプレー等を用いて、容易に把握できること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況及び被災規模 ・被害又は損害状況 ・透水マット出荷証明及びチェック済みリスト ・盛土の使用材料についての報告書 ・軟弱地盤の沈下についての報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の使用材料についての報告書は、円弧すべり計算等で設定した数値を確認できる報告書（単位体積重量、内部摩擦角等） ・軟弱地盤の沈下についての報告書は、軟弱地盤の沈下を沈下計や変位計で測定し、沈下の終了が確認できる報告書

表2-2-4 写真管理に必要な事項（土石の堆積）

工種	内容	備考
全景	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景 	・堆積されていた全ての土石が除却されたことが確認できるもの
鋼矢板、構台等	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼矢板の施工状況及び根入れ長 ・傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状 	

8 完了検査の実施（法第17条、省令第39条、第42条）

（1）宅地造成又は特定盛土等に関する工事

宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了後4日以内に、「宅地造成等に関する工事の完了検査申請書」（様式第九）を提出し、法第13条第1項の技術的基準に適合しているかどうかを確認するため完了検査（法第17条第1項）を受けること。完了検査の結果、同基準に適合していると認められた場合は、法第17条第2項の規定に基づき検査済証を交付する。

なお、法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る法第17条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定により交付された検査済証とみなす。

防災上又は宅地の利用等により工事の部分検査（工区分け）も実施するので、その際は早めに宅地課に相談すること。（細則第13条）

・工事の完了検査申請書（様式第九）	1部
・竣工図 (工事範囲および近隣範囲の平面図、排水施設の平面図及び擁壁の背面図（展開図）に出来形寸法を赤で表示すること。)	※
・工事記録写真	※
・その他各種試験結果報告書等	※
※ CD-R又はDVD-Rにて提出すること。（データファイル形式はPDFとする）	

（2）土石の堆積に関する工事

土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは4日以内に、「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（様式第十一）を提出し、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについての確認を申請しなければならない。

確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合においては、法第17条第5項の規定に基づき確認済証を交付する。

・土石の堆積に関する工事の確認申請書（様式第十一）	1部
・現地写真（工事着手前、工事完了後）	※
※ CD-R又はDVD-Rにて提出すること。（データファイル形式はPDFとする）	

9 工事の中止等（細則第9条）

許可を受けた工事の中止若しくは中止した工事の再開又は工事の廃止が生じたときは、直ちに、「宅地造成（中止・再開・廃止）届」（様式第9号）を提出してください。

第3編 設計

第1章 盛土計画

第1章 盛土計画

1 法面勾配

盛土の法面勾配は、法高や盛土材料の種類に応じて適切に設定し、原則として30度（約1:1.8）以下とすること。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合は、この限りでない。（政令第8条第1項第1号ロ）

2 盛土法面

- (1) 盛土法面の勾配は30度以下とし、法面の高さは5mごとに幅1~2m以上の小段を設けること。なお、法面の最大高さは、原則として15m以下とすること。
- (2) 小段には排水のため、下段の法面と反対方向に2~5%程度の下り勾配を付けること。
- (3) 盛土法面の高さが5mを超える場合は、法面の安定計算を行い、安全性を検討すること。この際、安全率が常時で1.5以上、地震時（大地震時）で1.0以上とし、計算を行うこと。
- (4) 法面の高さが合計15mを超える高盛土については、高さ15mごとに3~5m以上の幅の広い小段を設けるとともに、原則として少なくとも法長の1/3以上は擁壁工、法枠工等とすること。

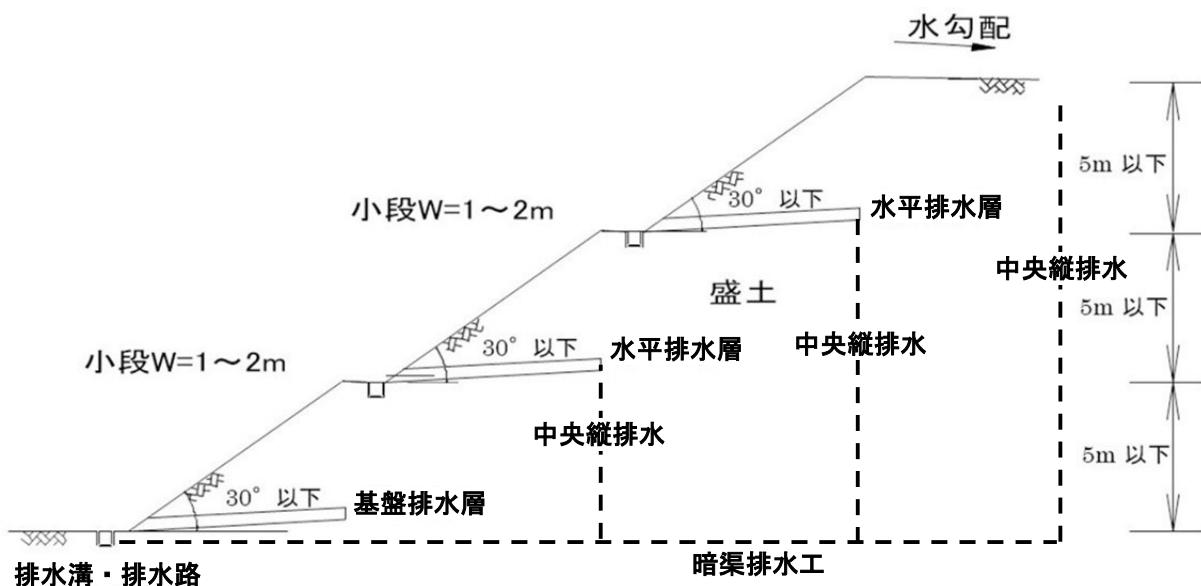


図3-1-1 盛土計画例

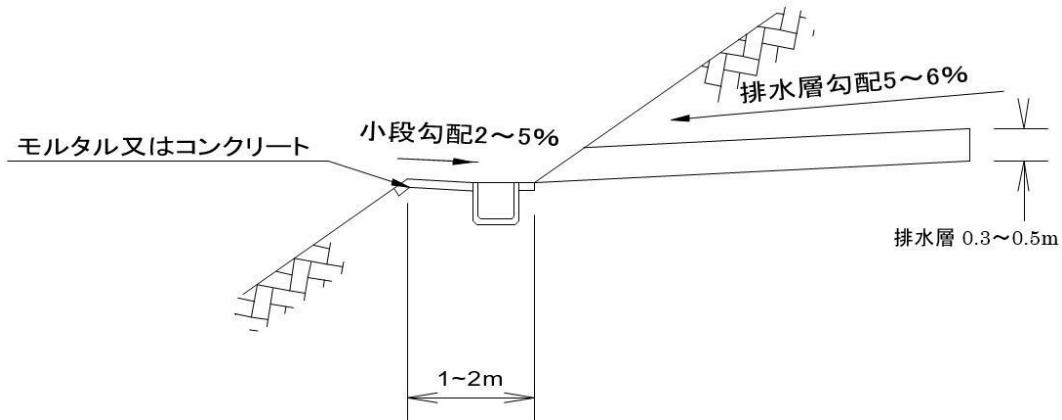


図3－1－2 小段拡大図

3 盛土地盤の改良等

盛土造成地では、区域内の地盤沈下や地盤のすべりが生じないよう、また区域外への盛土造成による被害を防止するため、土の置換えや水抜きなどの措置を講ずることが必要な場合がある。

よって、宅地造成等工事を実施する際には、既存資料や事前の地質調査の結果等から十分な検討を行い、災害の防止を図るよう計画すること。

4 軟弱地盤対策の検討

軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤である。

なお、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤については一種の軟弱地盤と考えられ、必要に応じて別途液状化検討を行うものとする。

軟弱地盤の分布が予想される箇所で開発事業等を行う場合、あるいは開発事業等に伴う事前の調査ボーリング等の結果から地層に粘土等の軟弱土層の存在が明らかになった場合には、軟弱地盤の範囲及び厚さ等を判定することとする。

その結果、対応が必要な軟弱地盤の分布が確認された場合には、「盛土等防災マニュアルの解説（II）」（盛土等防災研究会編集）P2に従い、沈下量、沈下時間、安定性等について検討を行い、適切な対策を講ずるものとする。

5 盛土の材料と転圧

- (1) 盛土材料は、有機質土等を除いた良質土を使用すること。
- (2) 現場において、切土からの流用土や付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これら現地発生材や採取土の性質を十分把握し、施工性、経済性等を勘案して、適切な施工を行い品質のよい盛土を築造すること。
- (3) 盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、盛土厚おおむね30cm以下ごとにローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めを行うこと。（政令第7条第1項第1号イ）

6 段切り（政令第7条第1項第2号）

盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、法勾配が15度（約1：4）程度以上の傾斜地盤上に盛土する場合は、高さ50cm、幅1m程度以上の段切りを設けること。また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うこと。

段切りの設計（計画）の段階からどの場所で、どの範囲で行うのか図面上にわかるように記載すること。

なお段切り面には、「盛土等防災マニュアルの解説の解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P247を参考に、排水のための勾配を付すこと。

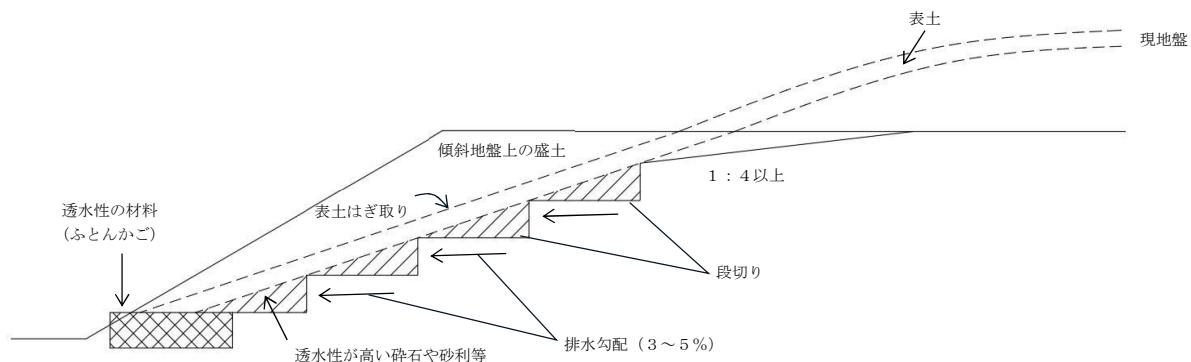


図3-1-3 傾斜地盤上の段切りと排水処理

7 排水

- (1) 小段、法尻には、必要に応じて排水溝を設置すること。
- (2) 法肩付近の地表面には、法面と反対方向に2～5%程度の下り勾配を付けること。
- (3) 高盛土における小段からの排水は、縦排水溝を設置し流末へ導くこと。
- (4) 盛土内の含水比が高くなると土の強度の低下を招き不安定となるので、在来地盤に湧水箇所等がある場合には、透水性が高い材料で排水層を設け、盛土内に滞水を生じないよう確実に排除するための地下水排除工（暗渠排水工及び基盤排水層等）を単独又はあわせて設置して、盛土の安定を図ること。

なお、地下水排除工については「第3章 排水計画」によるものとする。

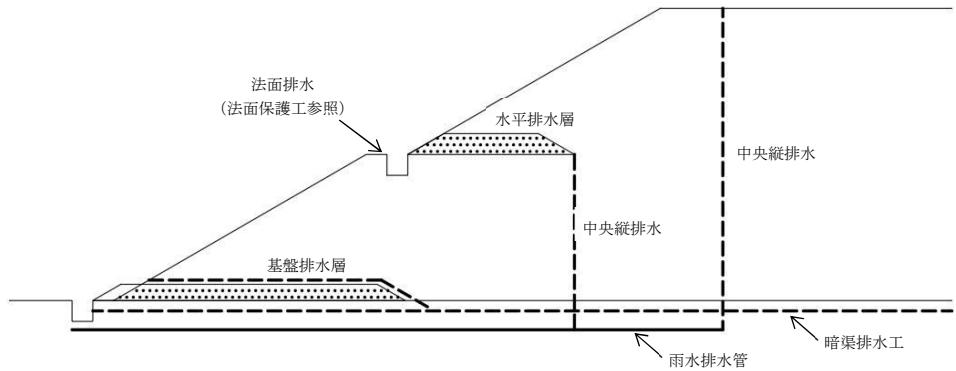


図3－1－4 盛土内排水の例

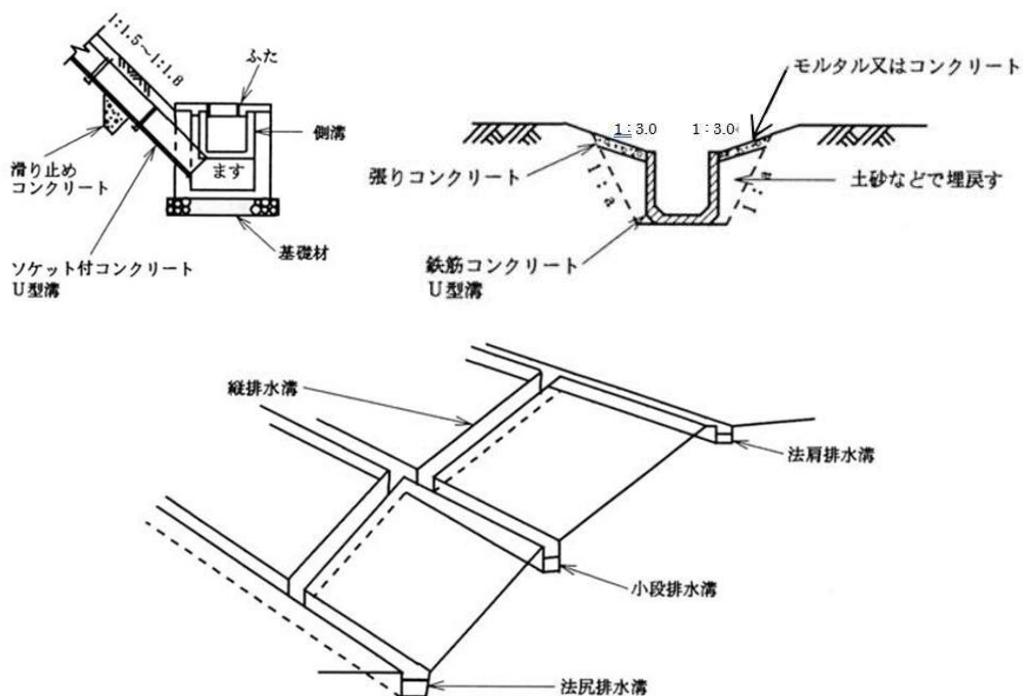


図3－1－5 排水溝

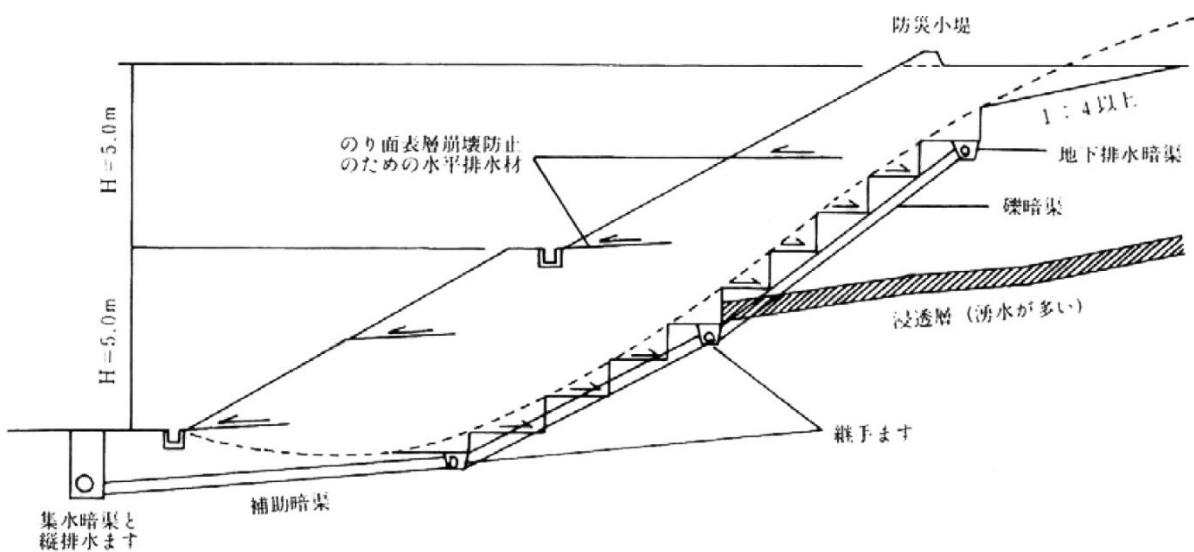


図3－1－6 部分的に湧水のある場合の盛土における排水構造の例

8 盛土全体の安定性の検討（大規模盛土造成地）

(1) 盛土の規模が次に該当する場合は、盛土全体の安定性を検討するものとする。

① 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超えて、盛土の内部に浸入することが想定されるもの。

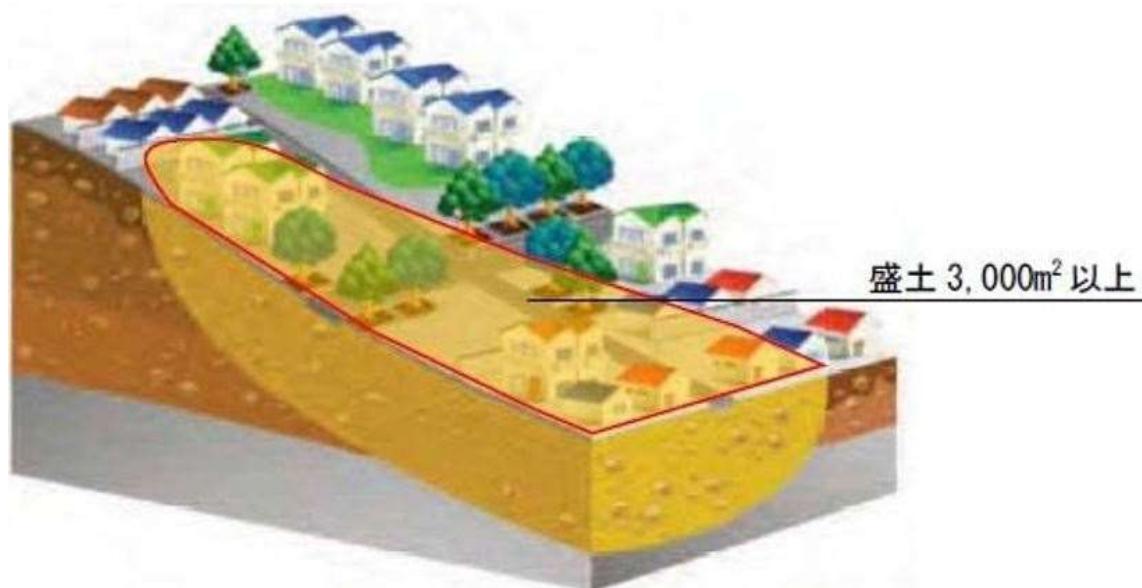


図3-1-7 谷埋め型大規模盛土造成地の例①

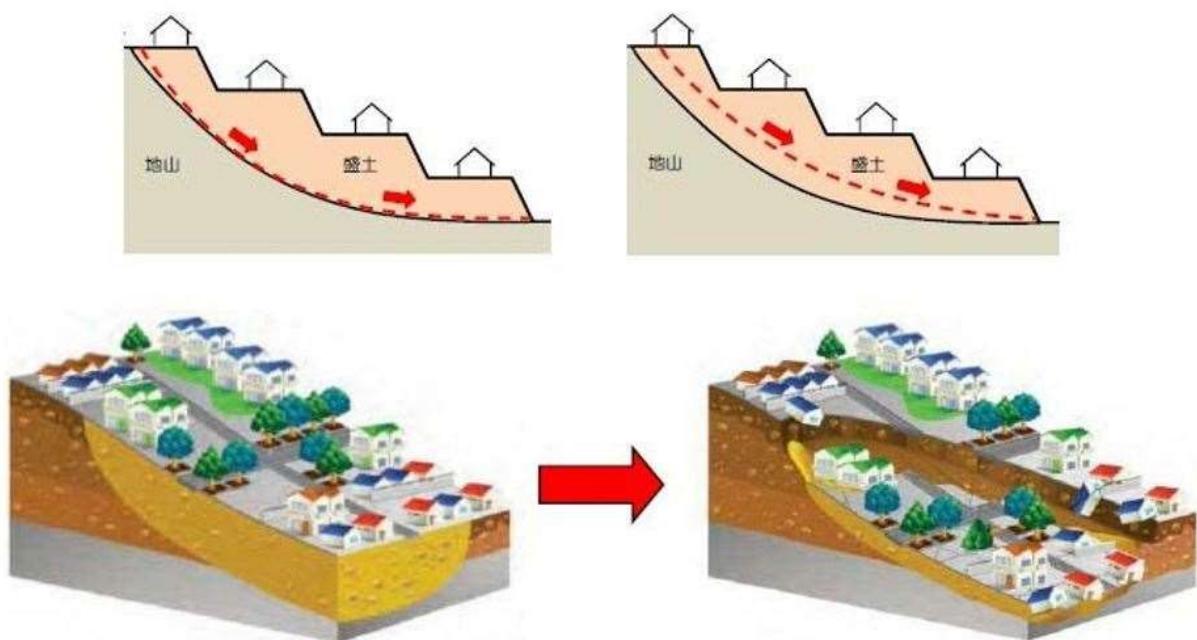


図3-1-8 谷埋め型大規模盛土造成地の例②

② 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上となるもの。

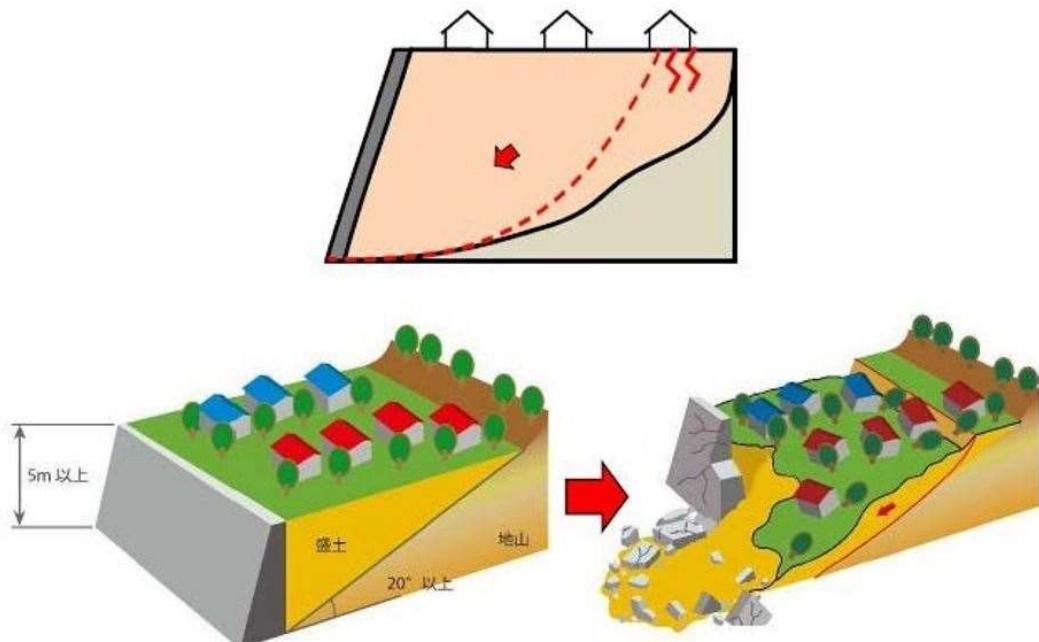


図 3－1－9 腹付け型大規模盛土造成地の例

(2) 安定計算の方法

盛土の安定については、常時で安全率 1.5 以上を確保するとともに、大地震時（設計水平震度 $K_h = 0.25$ ）で安全率 1.0 以上となることを確認すること。その際、谷埋め型大規模盛土造成地の安定性については二次元の分割法、腹付け型大規模盛土造成地の安定性については二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

(3) 設計強度定数

安定計算に用いる地盤強度定数（飽和単位体積重量 γ_{sat} 、単位体積重量 γ 、粘着力 c 、内部摩擦角 ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成して、その供試体の湿潤密度を把握する（JIS A 1225 土の湿潤密度試験に準じる）とともに、せん断試験（JGS 0522 土の圧密非排水（C U）三軸圧縮試験に準じる）を行うことにより求めることを原則とする。

(4) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、地下水排除工を設ける等して、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすること。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいが、高さ 15 メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については、液状化判定等を実施すること。

第2章 切土計画

第2章 切土計画

1 法面勾配

切土の法面勾配は、法高、法面の土質等に応じて次の表3-2-1に掲げるものとし、それ以外の崖面は、原則として擁壁で覆うこと。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合は、この限りでない。（政令第8条第1項第1号イ）

表3-2-1 切土面の勾配

法面の土質	法高 ① $H > 5\text{ m}$ (がけの上端から垂直距離)	② $H \leq 5\text{ m}$ (※) (がけの上端からの垂直距離)
軟岩 (風化の著しいものを除く。)	60度（約1:0.6）以下	80度（約1:0.2）以下
風化の著しい岩	80度（約1:0.2）以下	50度（約1:0.9）以下
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35度（約1:1.5）以下	45度（約1:1.0）以下

※ ②において、 H が5mを超える場合は、がけの上端から下方に垂直距離5.0mを超える部分に擁壁の設置が必要となる。

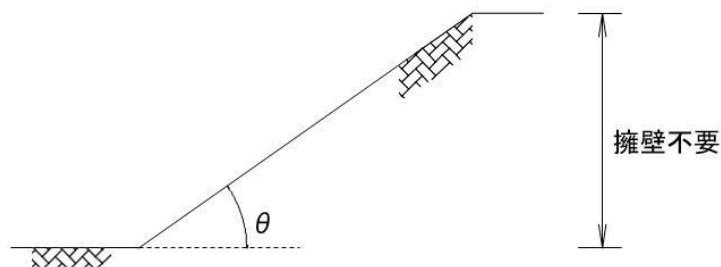


図3-2-1 ①の場合の例

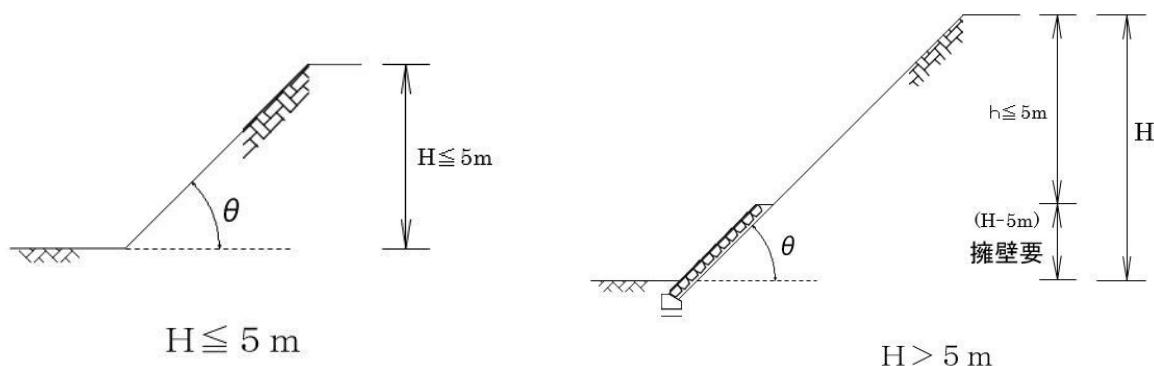


図3-2-2 ②の場合の例

2 切土法面

- (1) 法面の高さは5mごとに幅1～2m以上的小段を設けること。
- (2) 法面の高さが15mを超える場合は、点検補修用として、幅3m程度の小段を設けること。
- (3) 法面が砂質土など侵食に弱い土質である場合は、地山の固結度及び粒度に応じた適切な法面勾配とともに、法面全体の排水等に十分配慮すること。

3 切土法面の安定性の検討

- (1) 切土のり面の安定性は、のり面勾配が最も基本的な要素であるので、のり面勾配は、施工中はもとより工事完了後も崩壊やのり崩れなどの災害を起こさないものでなければならない。

① 法高が特に大きい場合

法高15mを超えるものにおいて近隣の既往のり面の状況を調査するとともに、下記の②～⑦に掲げる各地山の状況に応じて検討を加え、余裕を持たせたのり面勾配とのり高を設定するなど、総合的な判断によってその安定化を図ること。

② 法面が割れ目が多い岩又は流れ盤である場合

地山における割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設法面の施工実績等も勘案の上、法面の勾配を決定すること。

③ 法面が風化の速い岩である場合

掘削時には硬く安定した法面であっても、時間の経過とともに表層から風化が進むような風化の速い岩の場合には崩壊が発生しやすいので、適切な法面保護工を考慮すること。

④ 法面が侵食に弱い砂質土である場合

砂質土地山の固結度及び粒度に応じた法面勾配を決定するとともに、法面全体の排水等に十分留意すること。

⑤ 法面が固結度の低い崩積土等の場合

崖すい等の崩積土からなる地山では、余裕を持たせた勾配を設定するよう努めること。

⑥ 法面に湧水等が多い場合

湧水等が要因となって法面が不安定になりやすいので、法面勾配を緩くするなど余裕を持たせた法面の勾配を設定するか、湧水等の軽減を図るための法面排水工等を考慮すること。

⑦ 法面又は崖の上端面に雨水が浸透し易い場合

法面又は崖の上端面に砂層、砂礫層等の透水性の高い地層あるいは破碎帶が露出している場合などでは、法面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策に努めること。

(「盛土等防災マニュアルの解説」(I)(盛土等防災研究会編集)P308等を参照)

4 法面の排水施設

- (1) 小段、法尻には、必要に応じて排水溝を設置すること。
- (2) 小段からの排水は、縦排水溝を設置し流末へ導くこと。
- (3) 法面に湧水等が発生するおそれがある場合、法面勾配を緩くしたり、湧水の軽減や地下水位の低下のための対策を検討すること。
- (4) 法肩付近の地表には、法面と反対方向に適当な勾配を付けること。
- (5) 湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、湧水の軽減及び地下水位の低下のための法面排水溝を検討すること。
(「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P309等を参照)
- (6) 法面又は崖の上に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合、表面排水処理に加え不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を併用すること。
(「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P309等を参照)

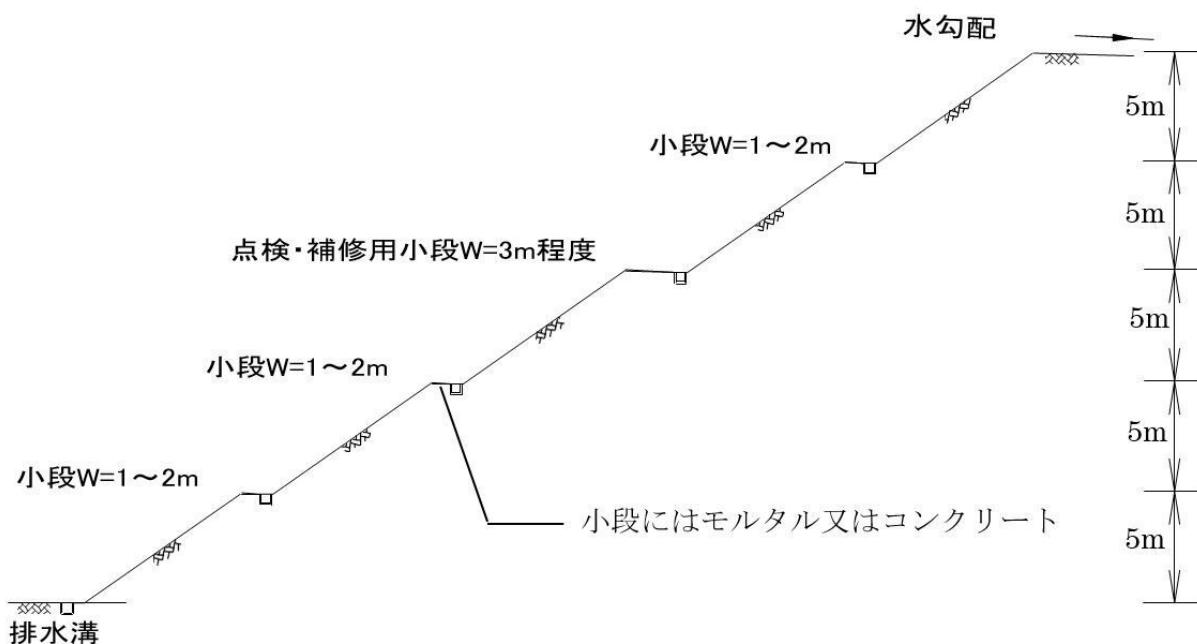


図3-2-3 小段及び排水溝の設置例

第3章 排水計画

第3章 排水計画

造成区域には、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、下記のいずれにも該当する排水施設を設けること。

(政令第16条)

- ① 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- ② 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- ③ その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- ④ 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - ・管渠の始まる箇所
 - ・排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ・管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- ⑤ ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- ⑥ ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

なお、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で上記のいずれにも該当するもの（②ただし書及び④を除く。）を設置することとする。（政令第16条第2項）

1 排水施設の設置箇所

次の位置には必要に応じて排水施設を設けること。

- (1) 法の肩、中段、法尻
- (2) 擁壁の前面
- (3) 湧水または湧水の考えられる箇所
- (4) 道路端
- (5) 造成区域の敷地境

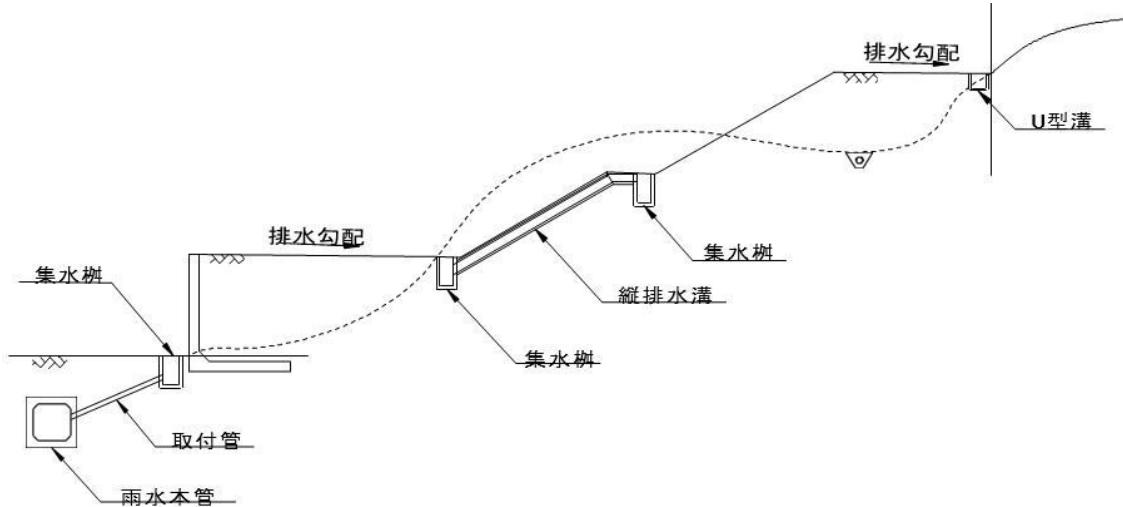


図3-3-1 排水施設の例

2 排水勾配

- (1) 宅地造成後の崖上部の地表面は、雨水等が崖と反対方向へ流れるような水勾配を付けること。ただし、やむを得ない場合は、原則、崖の上部にU字溝を設置し、流末排水施設（雨水本管等）に接続すること。
- (2) 原則、擁壁を貫通せず、流末排水施設に接続すること。ただし、地形上やむを得ず、擁壁を貫通する場合には、法肩に集水槽（深さ150mm以上の泥溜め付き雨水槽（300×300））を設け、雨水管径100mm以下にて擁壁を貫通し、擁壁前面の集水槽に接続し、流末排水施設に放流すること。その他、以下により設計すること。
 - ① 間知石練積み造擁壁
 - ・基礎、コーナー補強部を避けて貫通すること。
 - ② 鉄筋コンクリート造擁壁
 - ・底版、ハンチ、コーナー補強部は避けて貫通すること。
 - ・豎壁の段落とし鉄筋のある範囲を避けて貫通すること。
 - ・鉄筋は切断しないこと。
 - ・雨水管と鉄筋とのかぶり厚さは40mm以上とする。
 - ③ 政令第17条に基づく大臣認定擁壁
 - ・認定取得者の判断による。

3 排水施設の最小断面及び構造

- (1) 排水施設は、雨水等が支障なく排水できる勾配及び断面とし、その最小断面は開渠及び管渠とも原則として150mm以上とする。排水断面の変化するところには深さ150mm以上の泥溜め付き雨水枠（300×300）を設けること。
- (2) 排水施設の構造は次による。
- ① 堅固で耐久性を有する構造であること。
 - ② コンクリート等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。
 - ③ 設計降雨強度は1時間当たり111.1mmとする。
※ 集水性の高い土地条件や盛土規模が大きい場合などは、それに応じた降雨強度を設定する。
 - ④ 宅地の上流側の排水が宅地を通過する場合は、その排水についても考慮すること。
 - ⑤ 車両の通過する箇所は輪荷重に耐える構造とする。
 - ⑥ 法面に縦に設ける排水溝は跳水により洗掘されない構造とする。
 - ⑦ 雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - ア 管渠の始まる箇所
 - イ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ウ 管渠の内径又は内寸法内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - ⑧ その他、千葉市下水道設計指針に準拠すること。
雨水流出抑制指導基準（H31.4改訂）により雨水抑制を検討すること。

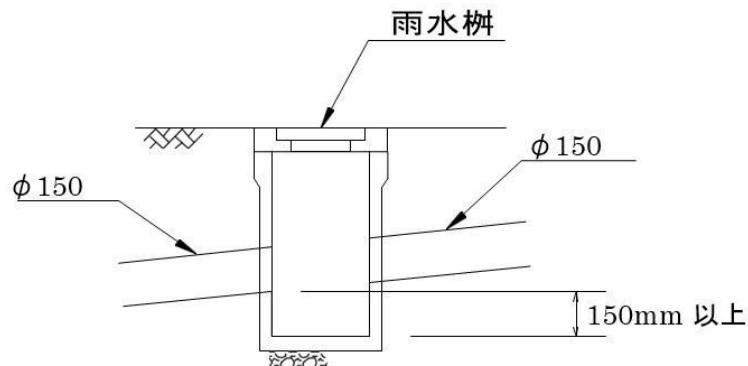


図3-3-2 (参考) 泥溜め付の構造図

4 関係課との協議

宅地等の排水を河川、水路、下水管路などへ流入させる場合は、関係機関と事前に協議すること。

5 雨水浸透施設設置場所に関する注意事項

雨水浸透施設は、崖（擁壁を含む）の崩壊を引き起こすおそれがあるため、崖に近接する場所には設置してはならない。

ただし、次の条件を満たす場合については、この限りでない。

(1) 練積み造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合

崖面の上端及び下端から雨水浸透施設の底面から地表面までの高さの2倍以上の離隔を確保し設置すること。

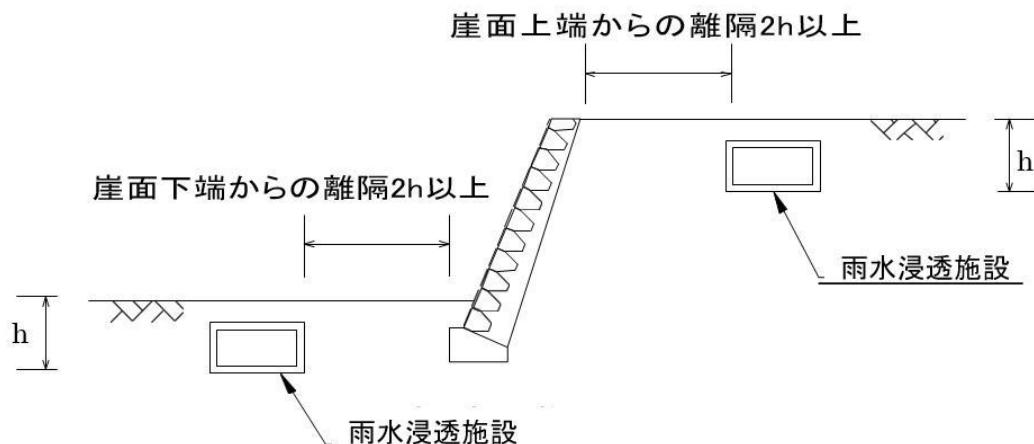


図3－3－3 練積み造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合の例

(2) 鉄筋コンクリート造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合

上端部は、崖面から鉄筋コンクリート造擁壁の底版の長さかつ雨水浸透施設の底面から地表面までの高さの2倍以上の離隔を確保し設置すること。

下端部は、崖面から雨水浸透施設の底面から地表面までの高さの2倍以上の離隔を確保し設置すること。

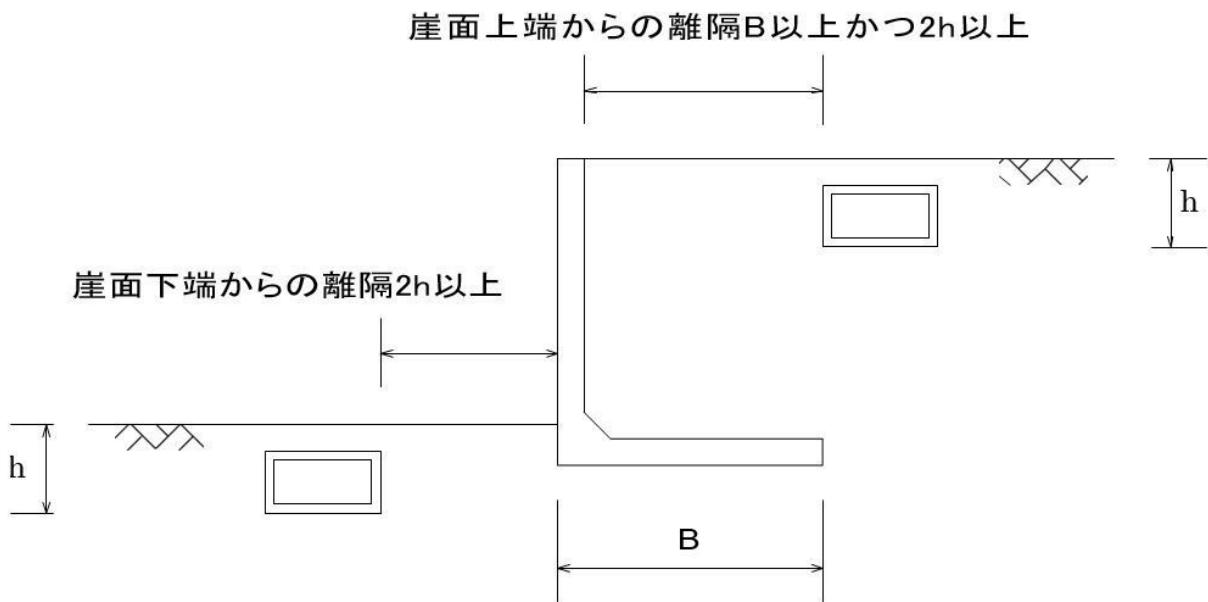


図3-3-4 鉄筋コンクリート造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合の例

6 法面排水工

法面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意すること。

- ① 溢水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと
- ② 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること
- ③ 法面を流下する地表水は、法肩及び小段に排水溝を設けて排除すること
- ④ 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること
- ⑤ 法面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること

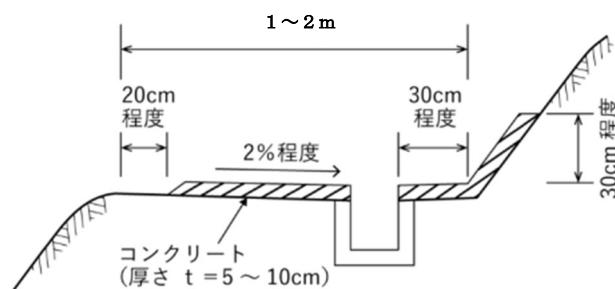


図3-3-5 法面小段排水

7 地下水排除工・盛土内排水層

次の各項目に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水位の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。

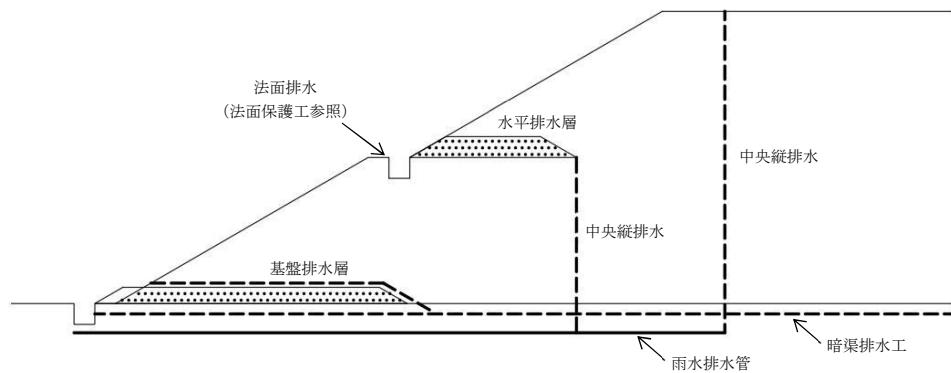


図3－3－6 盛土の排水施設の概要図

表3－3－1 主要な盛土の排水施設の諸元一覧

排水施設		基本諸元	
機能	施設名称		
地下水排除工	暗渠排水工	本管	: 管径300ミリメートル以上 (渓流等が大規模なものは流量計算にて規格検討)
		補助管	: 管径200ミリメートル以上
		補助管間隔	: 40メートルを標準とし、渓流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合は20メートル以内
	基盤排水層	厚さ	: 0.5メートルを標準とし、渓流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は1.0メートル以上
盛土内排水層	水平排水層	範囲	: 法尻から法肩の水平距離の1/2の範囲及び谷底部を賦活して設置 (地表面勾配 $i < 1:4$)
		厚さ	: 0.3メートル以上 (碎石や砂の場合)
		配置	: 小段ごと
		範囲	: 小段高さの1/2以上

(1) 地下水排除工

① 暗渠排水工

原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹脂状に設置することを基本とする。

(「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P139等を参照）

② 基盤排水層

透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

(「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P141等を参照）

③ 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、柵、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

(「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P143等を参照）

(2) 盛土内排水層

① 水平排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して盛土の安定を図ることが必要である。水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土法面の小段ごとに設置することを基本とする。

(「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P167等を参照）

第4章 法面保護計画

第4章 法面保護計画

1 法面保護計画

開発事業等により土地の造成を行う場合、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずること。

（政令第15条第1項）

また盛土又は切土をした後の高さが1.0mを超える法面（崖面であるもの及び以下①、②に掲げる地表面であるものを除く。）については、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずること。

① 崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付したもの

② 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

（政令第15条第2項）

表3-4-1 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	法面保護工 ^{※1}
切土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設 ^{※2}
		法面保護工
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度以下）	法面保護工 ^{※1}

※1 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く。

※2 擁壁の設置を要しない切土法面の土質・勾配を満足する場合を除く。

2 法面保護の選定

法面保護の工種は、「盛土等防災マニュアルの解説の解説（Ⅰ）」（盛土等防災研究会編集）により選定すること。

3 法面保護工の工種

表3－4－2 法面保護工の種類と特徴

分類	工種			目的
法面緑化工	植生工	播種工	種子散布工 客土吹付工 植生基材吹付工（厚層基材吹付工）	植生による侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
			植生土のう工 植生基材注入工	植生基盤の設置による植物の早期育成 厚い生育基盤の長期間安定を確保
		植栽工	張芝工 植栽工（芝等の草本、苗木等の木本）	芝の全面張り付けによる侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆 樹木や草花による良好な景観の形成、侵食防止
	緑化基礎工	苗木設置吹付工		早期全面被覆と樹木等の生育による良好な景観の形成、侵食防止
		伏工（わら・むしろ・そだ等の自然材料や、シート・マット等の二次製品）		侵食防止、凍上崩落抑制、早期全面被覆
		筋工 柵工		斜面の雨水の分散、侵食防止、植物の生育環境の改善
構造物によるのり面保護工		金網張工 繊維ネット張工	生育基盤の保持や流下水による法面表層部の剥落の防止	
		じやかご工	法面表層部の侵食や湧水による土砂流出の抑制	
		モルタル・コンクリート吹付工 石張・ブロック張工	風化、侵食、表流水の浸透防止	
		プレキャスト枠工	中詰めの保持と侵食防止	
		現場打ちコンクリート枠工 コンクリート張工 吹付枠工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧を受ける恐れのある箇所の土留め、岩盤剥落防止	
		落石防護網工 落石防護柵工	法面表層部の崩落・落石の防止・防護	
		地山補強土工 グラウンドアンカー工 杭工	滑り土塊の滑動力に対抗して崩壊を防止	
		法肩排水溝 縦排水溝 小段排水溝	法面の表面排水	
		暗渠排水工 水平排水孔	法面の地下排水	

4 法面緑化工

法面緑化工の成否は、植物の生育期間によるため、その設計・施工に当たっては、次の各事項に留意すること。

- ① 法面緑化工完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
- ② 法面の土質は、植物の生育に適した土壤とすること
- ③ 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること
- ④ 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期に施工すること
- ⑤ 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
- ⑥ 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること
- ⑦ 工法の設計・施工に当たっては、各種製品の仕様によるものとする。

(「道路土工-切土工・斜面安定工指針」 (社) 日本道路協会 平成21年6月 P214～を参考)

5 構造物による法面保護工

構造物によるのり面保護工の設計・施工に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討すること。

第5章 擁壁に関する基準

第5章 擁壁に関する基準

1 基本事項

開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則として、その崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わなければならない。

- ① 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」
- ② 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
- ③ 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
(ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、「表3-3-1 切土のり面の勾配」の表に該当する崖面は除く。)

(1) 擁壁の種類及び構造は、原則として次のいずれかによること。

- ① 鉄筋コンクリート造擁壁(L型擁壁・逆L型擁壁・逆T型擁壁等) (政令第9条)
 - ・設計基準に基づき設計する方法
(第4編 第6章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準 及び第4編 第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例 参照)
 - ・標準図を利用する方法
(第4 第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図 参照)
- ② 間知石等練積み造擁壁 (政令第10条)
 - ・標準図を利用すること。
(第4編 第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図 参照)
- ③ 大臣認定擁壁 (政令第17条)
構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。なお、土質条件等が現地と適合すること。

(2) 擁壁の地上高は、5メートル以下とすること。なお、地形上やむを得ない場合、鉄筋コンクリート造等擁壁の地上高は、この限りでない。

(3) 地上高2メートルを超える擁壁(間知石等練積み造擁壁を除く)については、第7章の設計基準に加え、中地震時(設計水平震度 0.2)、大地震時(設計水平震度 0.25)における擁壁の構造計算を行うこと。

なお、「盛土等防災マニュアルの解説の解説(I)」(盛土等防災研究会編集) P441により計算を行うこと。

2 間知石等練積み造擁壁の選定

間知石等練積み造擁壁上部に斜面がある場合（図3-5-1）は、表3-5-2に示す土質に応じた角度の勾配線を引き、擁壁背面の斜面との交点の垂直高さを崖高さと仮定し、その高さに応じた擁壁構造とすること。

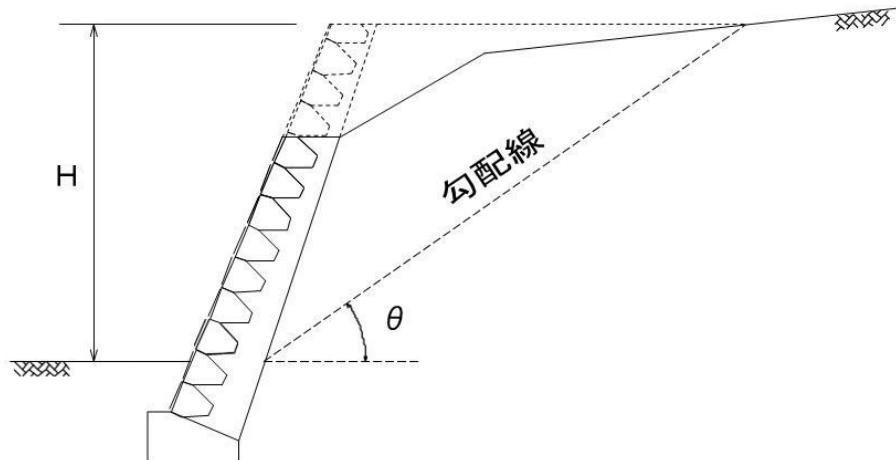


図3-5-1 拥壁背面に土羽がある場合の間知石等練積み造擁壁のタイプ選定

表3-5-1 土質別角度（θ）

地質・土質	軟岩	風化の著しい岩	関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	盛土または腐食土
角度（θ）	60°	40°	35°	25°

3 拥壁の基礎地盤

- (1) 拥壁の基礎地盤の許容応力度の算定は、地質調査を行い定めること。ただし、擁壁の地上高が5メートル以下であって、計画する擁壁の必要地耐力が100kN/m²以下のものについては、現場の施工の際に、現地の地盤の地耐力を測定し、設計上必要な地耐力が得られていることを確認すること。（間知ブロック積み擁壁の場合は、第4編第3章2(2)によること。）
- (2) 拥壁の基礎地盤の許容応力度が、計画する擁壁の必要地耐力を満たしていない場合は、地盤改良等の計画を行うこと。
- (3) 拥壁の基礎底面には、栗石等を20cm以上の厚さに敷均し、目潰し材により十分に転圧すること。また、鉄筋コンクリート造等擁壁は、厚さ5cm以上の均しコンクリートを打設した後、設置すること。均しコンクリートは、表面を粗目にすること。
- (4) ローム層を基礎地盤とする場合は、地層を降雨にさらすと強度が低下することがあるので、掘削面を防水シートで養生したり、滞水しないよう仮排水施設を設ける等十分注意すること。

4 鉄筋コンクリート造擁壁の施工

- (1) 主筋の継手は、構造部材における引張力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは溶接する場合を除き、主筋の径（径の異なる主筋を継ぐ場合においては、細い主筋の径）の25倍以上としなければならない。ただし、主筋の継手を引張力の最も小さい部分に設けることができない場合においては、その重ね長さを主筋の径の40倍以上とする。
- (2) 主筋（堅壁、ハンチ、コーナー補強筋）の定着長さは、主筋の径の40倍以上とする。
- (3) コンクリート設計基準強度は、 21 N/mm^2 以上とし、密実で均質なコンクリートになるように施工する。また、配合計画にあたっては、施工時期に応じた構造体強度補正を行うこと。
なお、圧縮及びせん断に関する許容応力度は表3-5-2のとおりである。

表3-5-2 コンクリートの許容応力度（建築基準法施行令第91条）

設計基準強度 (N/mm ²)	長期許容応力度		短期許容応力度	
	圧縮 (N/mm ²)	せん断 (N/mm ²)	圧縮 (N/mm ²)	せん断 (N/mm ²)
21	7	0.7	1.4	1.4
24	8	0.8	1.6	1.6
27	9	0.9	1.8	1.8

- (4) コンクリートの打継ぎは、水平打継ぎを極力避けること。やむを得ない場合は、同一高とならぬないように配慮し、打継ぎ面に異物が混入しないよう十分清掃すること。
- (5) コンクリートの養生は、十分にすること。
- (6) 鉄筋は、SD295以上の異形棒鋼を用いること。

表3-5-3 異形棒鋼の許容応力度

異形棒鋼	基準強度 (N/mm ²)	長期許容応力度 (N/mm ²)	短期許容応力度 (N/mm ²)
SD295	295	195	295
SD345	345		345
SD390	390	215	390

- (7) 主鉄筋および配力筋の最小径はD13とし、最大鉄筋間隔は主鉄筋で30cm以下、配力鉄筋・用心鉄筋で40cm以下とすること。また、粗骨材が、均等に行き渡るように、密な配置は避けること。
- (8) 鉄筋のかぶりは、底版及び堅壁の背面側は6cm以上、それ以外の部分は4cm以上を厳守し、鉄筋位置がずれないように正確に固定すること。
- (9) コンクリートの凝結を防げるような酸、塩、有機物、糖分又は、泥水を含まないようにすること。
- (10) 堅壁と底版の付け根にはハンチ（壁厚程度以上）を設けること。
- (11) 擁壁背面の埋戻しは、良質土を用い所定の土質が得られるように層厚20～30cmで入念に転圧を行うこと。

5 間知ブロック積擁壁の施工

(1) 背面土の処理

① 盛土の場合

背面の盛土は石積に先立って20~30cmごとに良質土を入念に転圧して常に組積と並行して盛土すること。

② 切土の場合

切土面と透水層の間に隙間を生じたときは、栗石、砂利又は、良質土で埋め戻すこと。

(2) 丁張りは、表丁張り、裏丁張りを設置すること。

(3) 谷積みを基本とし、芋目地等ができないように組積みすること。小口を設ける場合は、間知ブロック積擁壁の胴込コンクリートと同時に打設することとし、必要に応じて差し筋を入れ、構造体を一体化すること。また、小口止めの幅は30cm程度とし、側面部の見え高が義務擁壁となる高い高さとすること。

(4) 施工積み高は、一日3~4段程度を目安に行うこと。

(5) 裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないように抜型枠を使用すること。

(6) 水抜穴の保護

① コンクリートで水抜穴を閉塞させないこと。

② 水抜きパイプの長さは透水層に深く入り過ぎないこと。

(7) 脇込め及び裏込めコンクリート打設にあたっては、 18 N/mm^2 以上とし、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分に締め固めること。

(8) 裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シートで覆い、十分に養生すること。

6 根入れ深さ

(1) 一般擁壁の場合

擁壁の根入れ深さは、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。

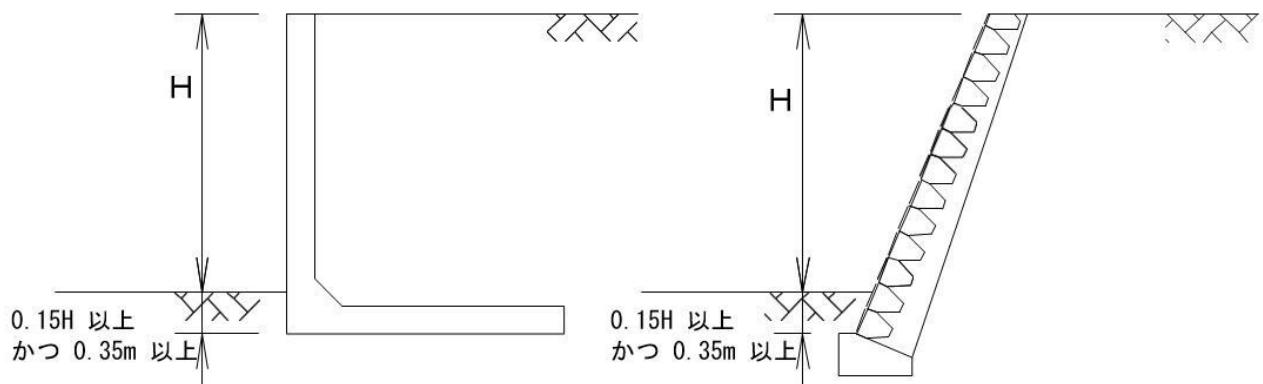


図3-5-2 根入れの深さ

(2) 斜面上に擁壁を設置する場合は、次のとおりとすること。

① 拥壁の根入れ深さは、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。

② 斜面下端から表3-5-1に示す土質に応じた勾配線の内側に、①の高さから擁壁の高さの0.4H以上かつ、1.5m以上となる個所が収まること。

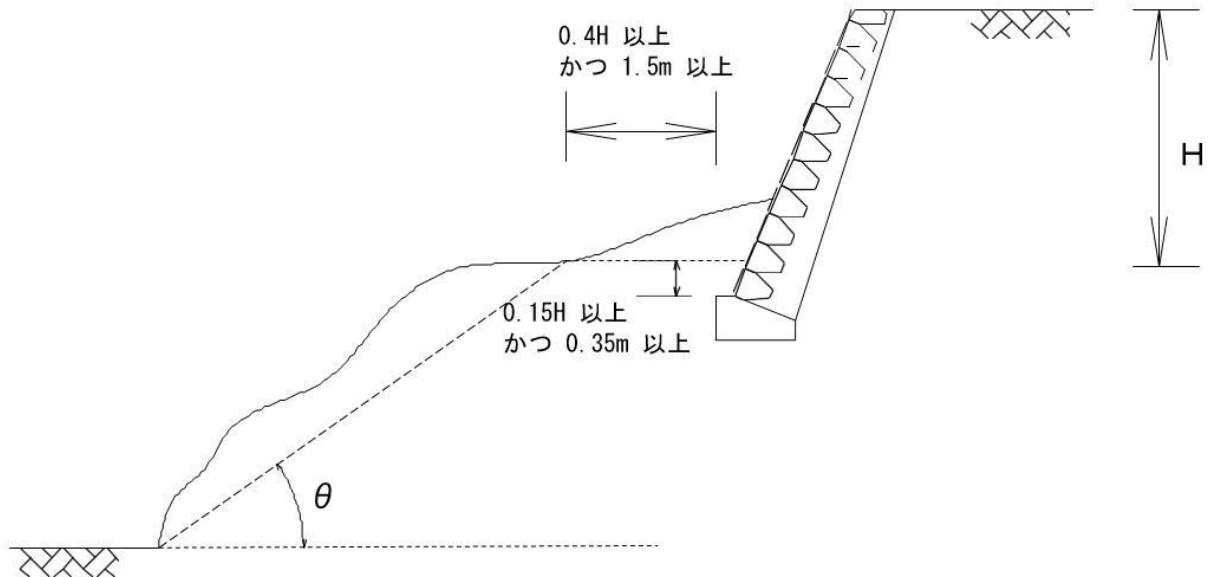


図 3－5－3 斜面上に擁壁を設置する場合

(3) 緩やかな斜面上に擁壁を設置する場合は、次のとおりとすること。

- ① 擁壁の基礎底面の前端から $0.4H$ 以上かつ $1.5m$ 以上離れた位置を基準として、仮想地盤面 GL を設定すること。
- ② 擁壁の根入れ深さ h は、仮想地盤面 GL を基準として、擁壁の地上高の 0.15 倍以上かつ $0.35m$ 以上確保すること。

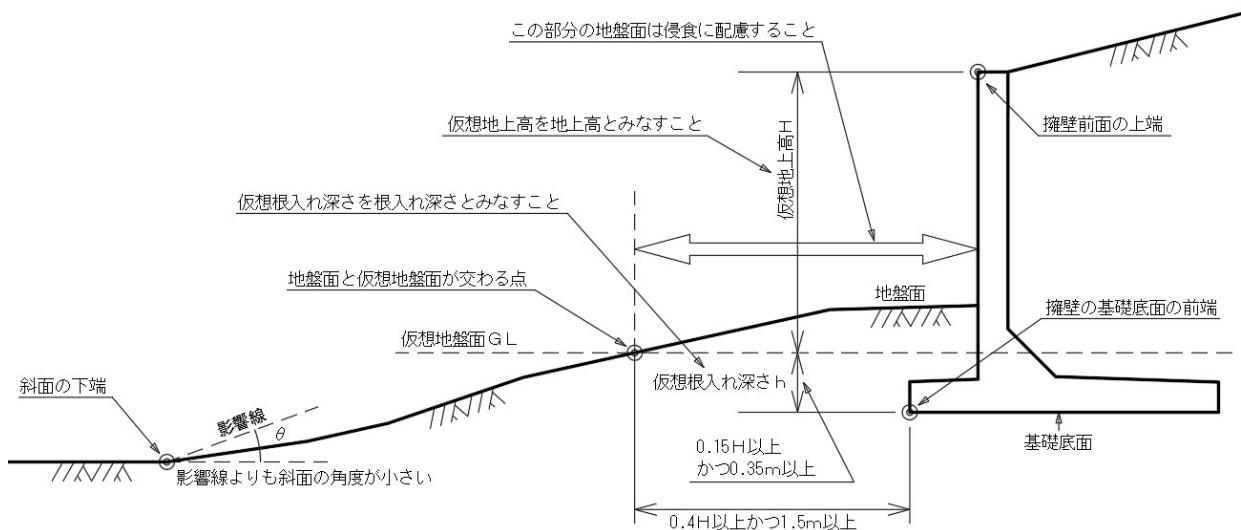


図 3－5－4 緩やかな斜面上に擁壁を設置する場合

(4) 水路、河川に接している場合

水路、河川（境界）に接して擁壁を設置する場合、擁壁の根入れ深さは河床から取るものとする。ただし将来計画がある場合は、管理者と協議し、計画河床高から取るものとする。また、擁壁の設置によって水路及び護岸などに影響を及ぼさないようすること。

未改修の水路・河川に接して設ける場合は、計画河床からの根入れ深さを80cm以上、かつ、高さの $1/4 H$ 以上とする。

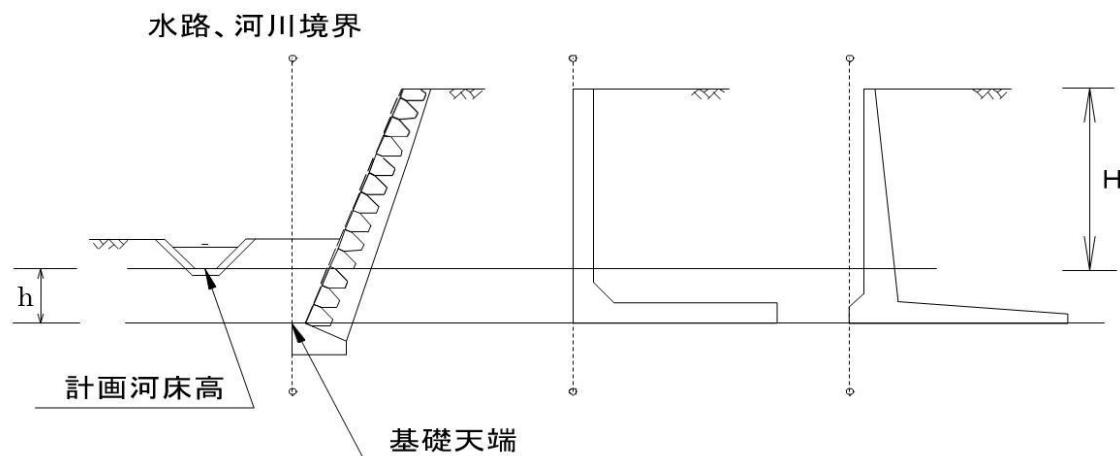


図3-5-5 水路、河川に接している場合

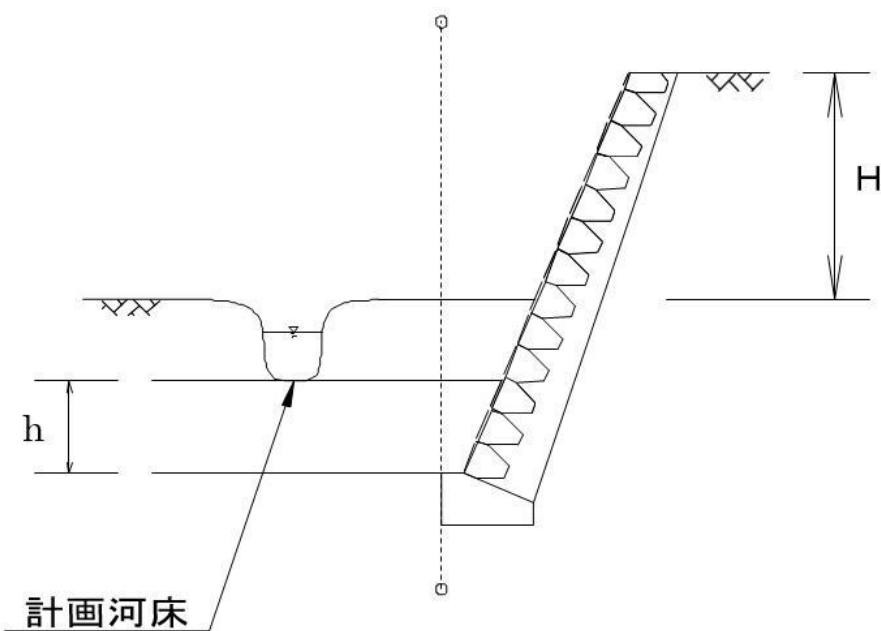


図3-5-6 水路沿いの擁壁

(5) 擁壁前面にU字型側溝を設ける場合

擁壁の前面にU字型側溝を設ける場合は、当該U字型側溝の天端から擁壁の根入れを確保すること。

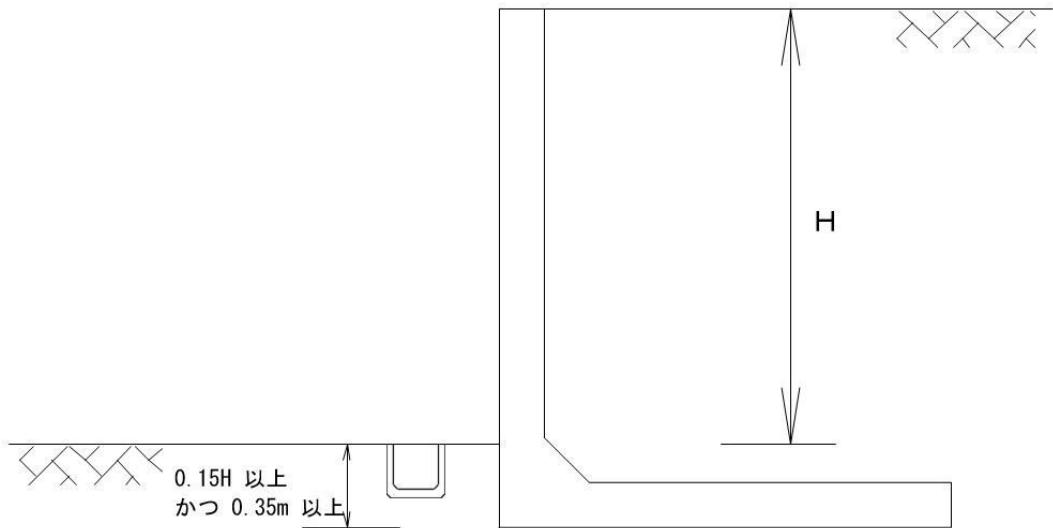


図3-5-7 擁壁前面にU字型側溝を設ける場合

(6) 擁壁前面にL字型側溝を設ける場合

擁壁の前端からL型側溝までの距離が1.5m以内であって、コーピング高が25cm以上の中は、天端から25cm下がった部分を地上として擁壁の根入れを確保すること。

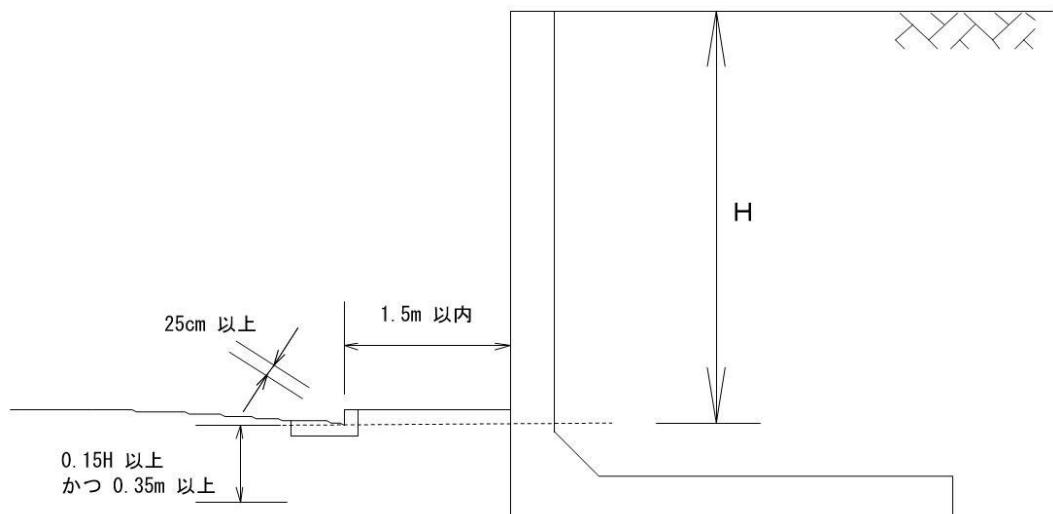


図3-5-8 擁壁前面にL字型側溝を設ける場合

7 擁壁隅部の補強

60度以上120度以下の角度をなす擁壁のコーナーにおいては、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ3m以下で50cm、3mを超えるものは60cmとすること。

(1) 鉄筋コンクリート造擁壁

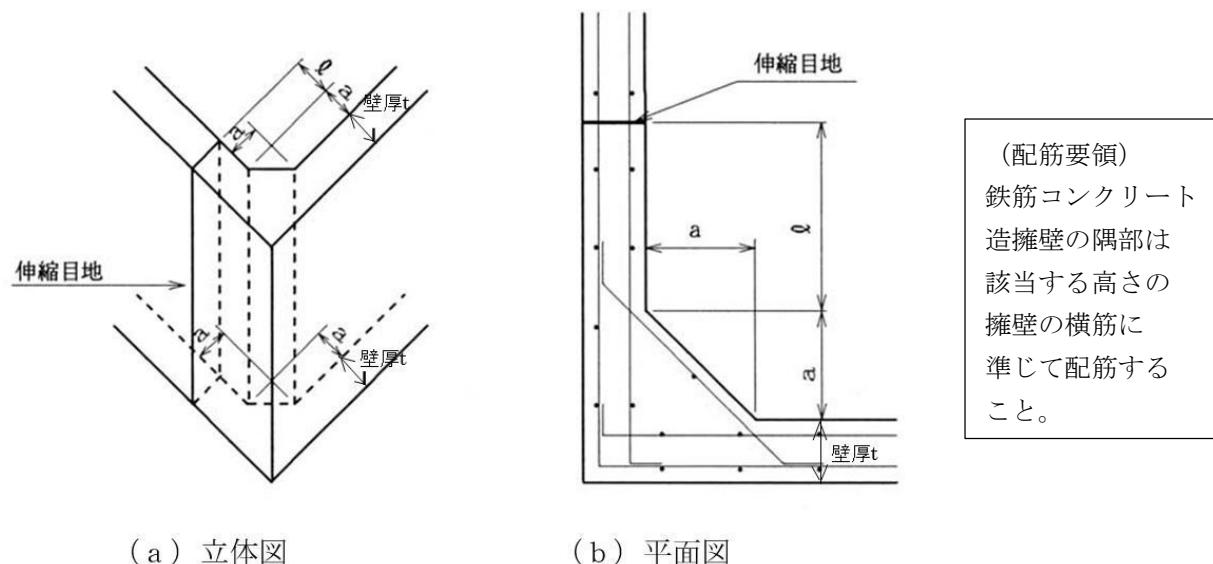


図3-5-9 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置

- 擁壁の地上高3.0m以下のとき $a = 50\text{ cm}$
- 擁壁の地上高3.0mを超えるとき $a = 60\text{ cm}$
- 伸縮目地の位置 ℓ は2.0mを超え、かつ擁壁の地上高程度以上離した箇所とする。
- 補強を必要とする隅角部の定義は60度以上120度以下とする。
- 堅壁がテーパー形状の場合、上端から下端まで寸法を確保する。

(2) 間知石等練積み造擁壁

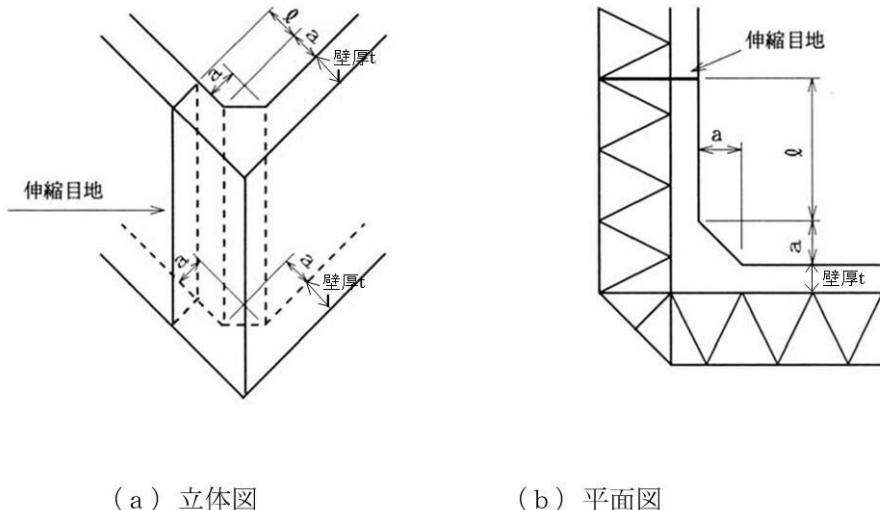


図3-5-10 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置

- 擁壁の地上高3.0m以下のとき $a = 50\text{cm}$
- 擁壁の地上高3.0mを超えるとき $a = 60\text{cm}$
- 伸縮目地の位置 ℓ は2.0mを超え、かつ擁壁の地上高程度以上離した箇所とする。
- 補強を必要とする隅角部の定義は60度以上120度以下とする。
- 補強は基礎部を含めて行うものとする。

8 伸縮目地

- (1) 原則として擁壁の長さ方向 20 m以内ごとに 1箇所設置すること。
特に床付け位置が変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所には、必ず伸縮目地を設置すること。
- (2) 伸縮目地は、厚さ 1 cm以上エラスタイト板等を使用すること。
- (3) 伸縮目地は、擁壁の底版又は基礎部分まで切断すること。
- (4) 擁壁の屈曲部においては、伸縮目地の位置を擁壁のコーナー部から 2.0 mを超え、かつ擁壁の地上高程度以上離した箇所とすること。

9 水抜穴 (政令第 12 条)

- (1) 内径 7.5 cm 以上の硬質塩化ビニール管その他これに類する耐水材料を使用すること。
- (2) 水抜穴は、壁面の面積 3 m²に 1 箇所の割合で千鳥配置とすること。
- (3) 水抜穴は、原則として最下段は地表面より 10 cm以内に設置すること。
- (4) 水抜穴の入り口には、砂利、砂、背面土が流出しないようにフィルターを設けること。
- (5) 擁壁の下部及び湧水等のある箇所は、重点的に設置すること。
- (6) 水抜穴は、排水方向に適当な勾配をとること。
- (7) コーナー補強部、ハンチには水抜穴を配置しないこと。
- (8) 鉄筋コンクリート造擁壁においては、鉄筋とのかぶり厚さを 40 mm以上とすること。

10 透水層

- (1) 擁壁の天端から 30 cm下がった位置から、擁壁の裏面全体に 30 cm以上の裏込め材を設置すること。
- (2) 透水マットを使用する場合は、透水マット協会の認定品を使うこと。施工にあたっては仕様書にもとづいて施工すること。
- (3) 最下段の水抜穴の底面の高さに合わせて、幅 30 cm以上、厚さ 5 cm以上の止水コンクリートを設置すること。なお、透水マットを使用する場合については、仕様書にもとづくものとする。

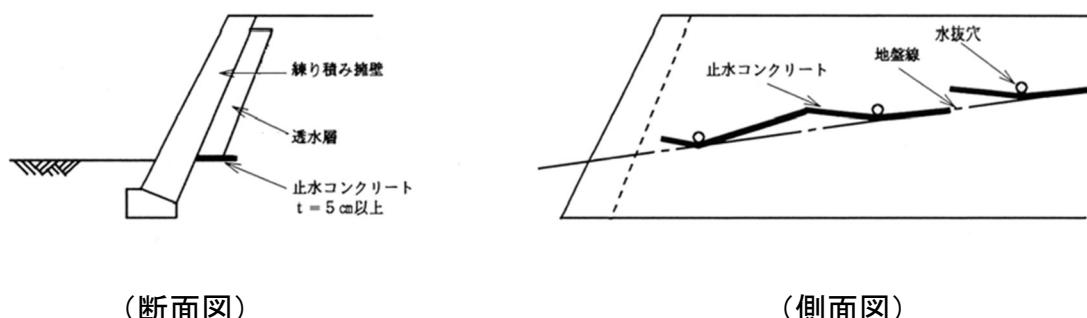
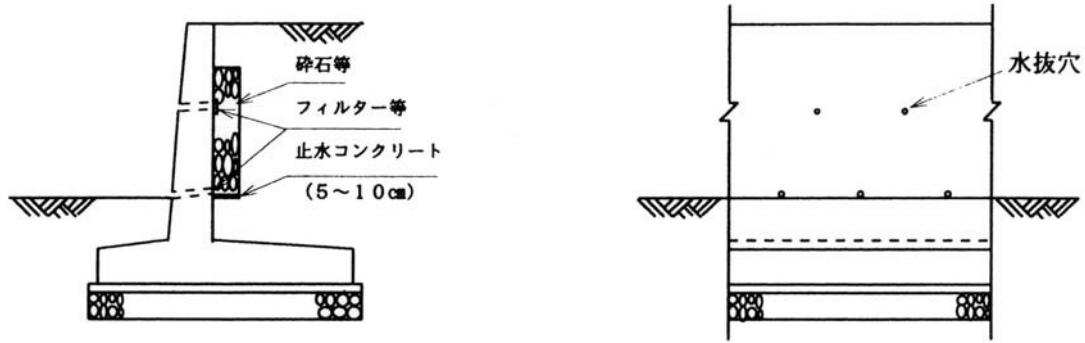


図 3-5-11 止水コンクリートの設置

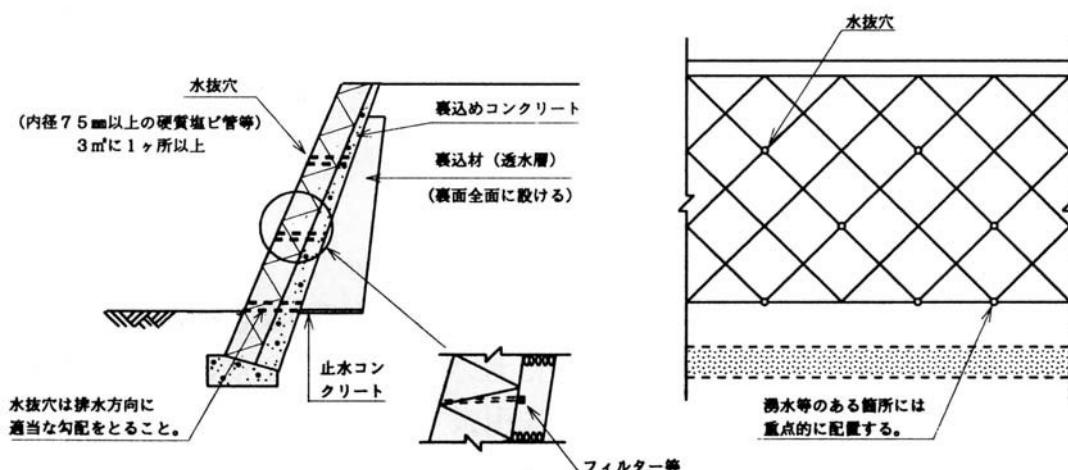


(断面図)

(正面図)

図 3-5-12 鉄筋コンクリート造擁壁の水抜穴等配置図

注) 天端からの雨水等の侵入がないように配慮すること。



(断面図)

(正面図)

図 3-5-13 間知石等練積み擁壁の水抜穴等配置図

1.1 任意設置擁壁の構造

許可を要しない崖の高さを覆う擁壁であっても、できる限り義務設置擁壁に準じた構造となるよう設計及び施工を行うこと。

1 2 二段の擁壁

(1) 二段擁壁について

擁壁が上下のひな壇状に配置され、その擁壁が互いに近接している場合、下部の擁壁に上部の擁壁の荷重が影響すると考えられる配置を二段擁壁という。

(2) 二段擁壁としてみなさない配置

擁壁を計画する場合、原則二段擁壁となる配置をしないこととする。

なお、二段擁壁としてみなさない配置については、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 下部擁壁を新設、あるいは上部・下部擁壁を新設する際に、図3-5-14のとおり上部擁壁が表3-5-1の角度(θ)以内に入っている場合は、上部と下部の擁壁を別個の擁壁として扱う。

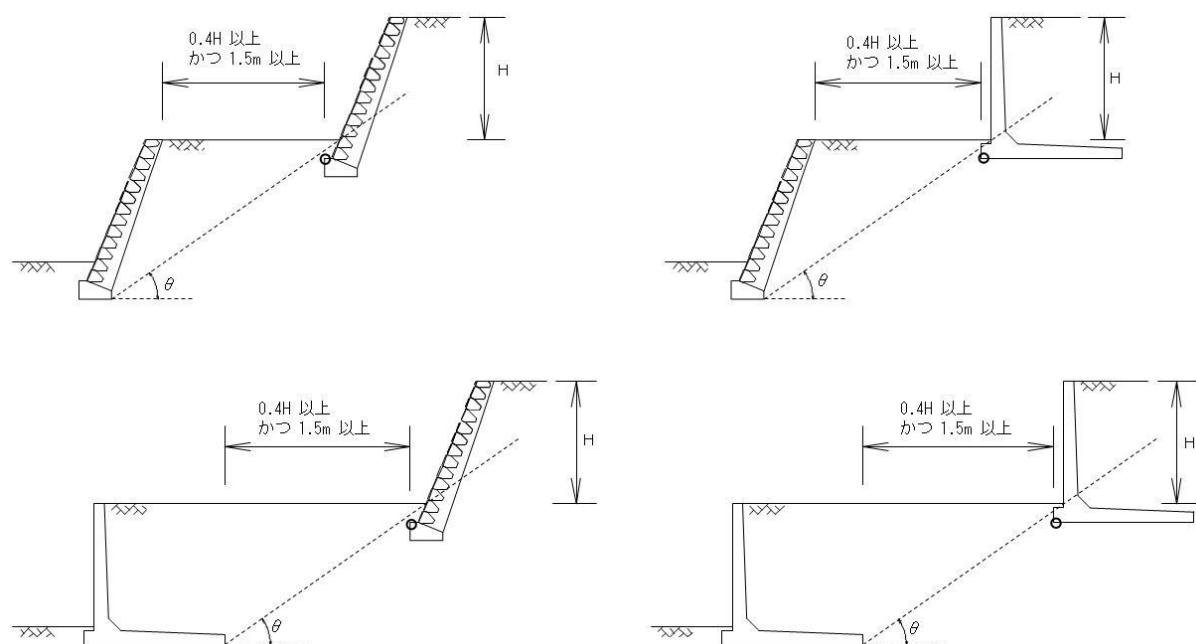


図3-5-14 下部擁壁を新設、あるいは上部・下部擁壁を新設する場合

② 下部擁壁の構造が確認できない場合で上部擁壁を新設する場合に、図3-5-15のとおり、上部擁壁の基礎底面の最短水平距離が上部擁壁の地上高の0.4倍以上かつ1.5m以上となる部分が、下部擁壁の前面地盤の下端から表3-5-1の角度(θ)をなす影響線と上部擁壁の前面地盤が交差する点以内となる場合は、上部と下部の擁壁を別個の擁壁として扱う。

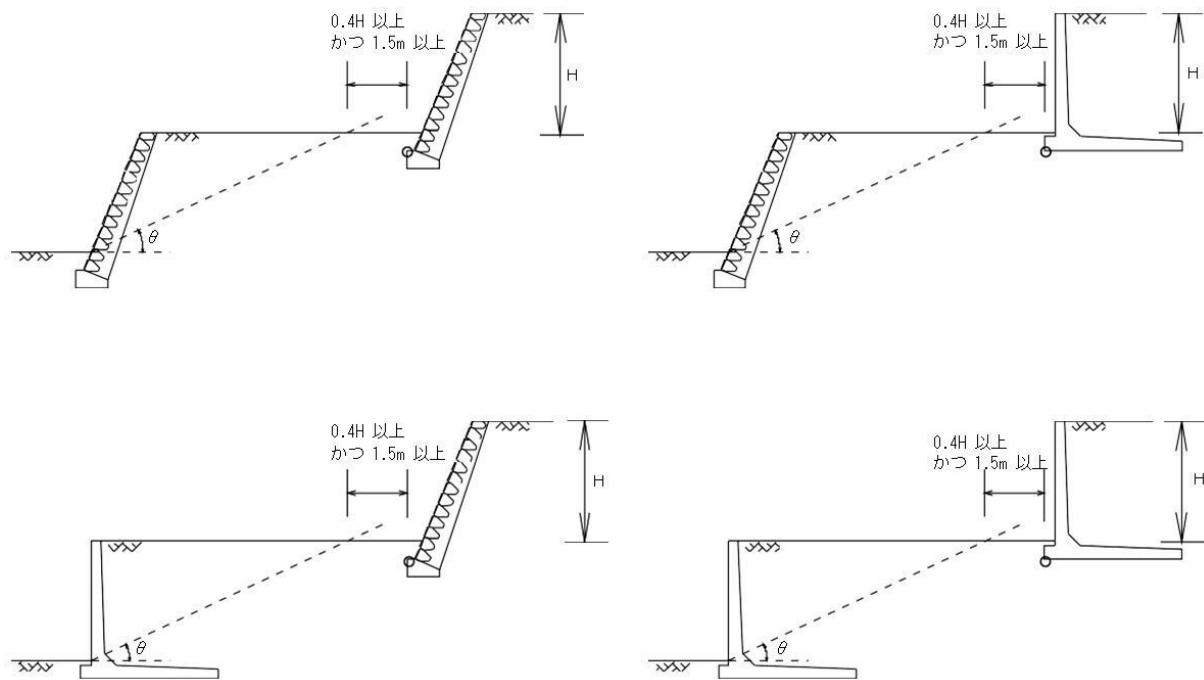


図3-5-15 下部擁壁の構造が確認できない場合で上部擁壁を新設する場合

(3) 二段擁壁に該当する場合の検討方法

地形上やむを得ず二段擁壁となる場合は、下部擁壁が上部擁壁の荷重を考慮した構造計算を行い、さらに上部・下部の擁壁全体を含む斜面の安定計算等の検討を行うこと。

ただし、下部擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう上部擁壁を設置する場合はこの限りではない。

1.3 斜面方向の擁壁

斜面に沿って擁壁を設置する場合、基礎部分は段切りにより水平にすること。なお、段切りの幅は1.0m以上とすること。



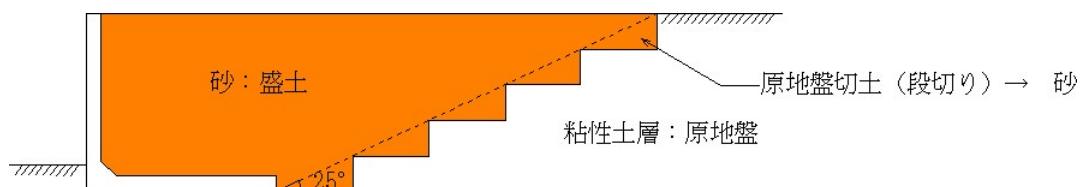
図3-5-16 斜面方向の擁壁

1.4 拥壁背面土の埋め戻し

背面土を砂（砂質土）で埋め戻しをする場合、その施工方法は以下のいずれかによること。

なお、政令第17条に基づく大臣認定擁壁の施工方法については、認定取得者において作成している技術資料や構造計算書等に合致しているか確認を行い、設計すること。採用する施工方法を設計図面に示すこと。

【パターン1】原地盤（粘性土）を切土（段切り）の上、背面に砂を盛土する。



【パターン2】粘性土を盛土し段切りの上、背面に砂を盛土する。
(背面側を全体的に盛土する造成計画の場合)

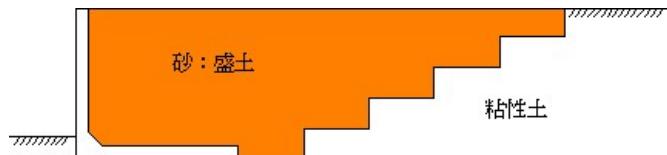
施工手順1：粘性土で盛土する。



施工手順2：粘性土を切土（段切り）する。



施工手順3：砂を盛土する。



【パターン3】背面すべてに砂で盛土する（背面側を全体的に盛土する計画の場合）



第6章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準

第6章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準

1 適用範囲

この基準は、法に基づく鉄筋コンクリート造擁壁に適用するものであり、原則として擁壁地上高さの上限は5mとする。ただし、地形上やむを得ない場合、この限りではない。

また、2mを超える擁壁については、下記以降の設計基準に加え、中地震時（設計水平震度K_h=0.2）、大地震時（設計水平震度K_h=0.25）における擁壁の構造計算を行うこと。

この際は「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P441により計算を行うこと。

2 荷重

（1）擁壁に作用する荷重

荷重の種類としては一般に表3-6-1に示すとおりである。この設計基準では、通常考慮する荷重の組み合わせを「自重、表面載荷重、土圧」とする。

表3-6-1 拥壁に作用する荷重

荷重の種類	通常考慮する荷重	備考
自重	○	※1
表面載荷重	○	※2
土圧	○	
地震時土圧	常時土圧に地震時慣性力を 加えた土圧もしくは地震時土圧 ※大きい方の土圧を用いる	
浮力	必要に応じて考慮する	
水圧	〃	
その他	〃	※3

※1 拥壁の自重は、躯体の重量とかかと版上の土の重量とすること。

（つま先版上の土の重量は算入しないこと。）

※2 表面載荷重qは、将来計画等の土地利用を考慮のうえ決定すること。

最低q=10kN/m²を見込むこと。

※3 拥壁の天端にフェンス等を設置する場合は、その荷重を考慮して検討すること。

なお、宅地擁壁の場合は、擁壁天端より高さ1.1mの位置にP_f=1kN/mの水平荷重を考慮すること。

(2) 土圧

① 土圧算定に用いる土質定数

背面土の土質定数は、原則土質試験により求めた数値によること。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ、表3-6-2によること。

また、土質試験を行わない場合で、背面土がローム若しくは砂の地山であることが明らかであり、かつ、擁壁の裏込め土をローム若しくは砂とする場合は、表3-6-3に示す定数を用いることができる。

なお、背面土の粘着力は考慮しないこと。

表3-6-2 土の単位体積重量及び土圧係数

土質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	1.8	0.35
砂質土	1.7	0.40
シルト、粘土又はそれらを多様に含む土	1.6	0.50

表3-6-3 土圧算定に用いる土質定数

擁壁の形式	L型擁壁等	
	ローム	砂質土
土の単位体積重量 γ_s (kN/m ³)	1.6	1.7
内部摩擦角 ϕ (度)	20	25

② 壁面摩擦角 δ は、表3-6-4によること。

表3-6-4 主働土圧の算定に用いる壁面摩擦角

検討種類	摩擦角の種類	壁面摩擦角 (δ)
安定計算	土と土 (仮想背面)	β
部材計算	土とコンクリート	$2\phi/3$ (※)

※ 透水マットを使用した場合は、 $\phi/2$ とする。

③ 土圧の算定例

安定計算に用いる土圧は、擁壁底版のかかと先端から鉛直方向に伸ばした仮想背面に作用する主働土圧を原則とする。また、前面からの受働土圧は、考慮しないこととする。

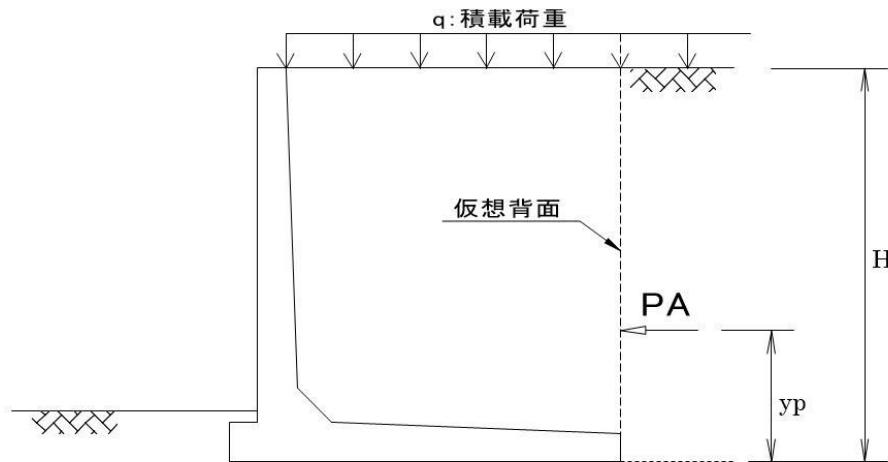


図 3-6-1 土圧分布および主働土圧の作用位置

[土 圧]

$$P_A = \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma_s \cdot H^2 + K_A \cdot q \cdot H$$

- ・土圧の作用点は土圧分布図の図心とする。

ここに、 P_A : 背面土圧 (kN/m)

K_A : 主働土圧係数

γ_s : 背面土の単位体積重量 (kN/m^3)

H : 擁壁高さ (m)

[クーロンの主働土圧係数]

$$K_A = \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2 \cdot \cos(\alpha + \delta) \cdot \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

ここに、 α : 鉛直面に対して土圧作用面がなす角度 (度)

β : 水平面に対して擁壁背面の地表面がなす角度 (度)

ϕ : 背面土の内部摩擦角 (度)

δ : 土圧作用面の壁面摩擦角 (度)

※ この式は、 $\phi < \beta$ の場合には、適用できない。

3 擁壁の安定条件

擁壁の安定については、次の3つの条件を満足すること。

(1) 転倒に対する安定性

擁壁の転倒に対する抵抗モーメントが、土圧等による擁壁の転倒モーメントの1.5倍以上であること。このことは次式によって表される。

$$F_0 = M_r / M_o \geq 1.5$$

ここに、 F_0 : 安全率

M_r : 転倒に対し抵抗するモーメント

M_o : 転倒しようとするモーメント

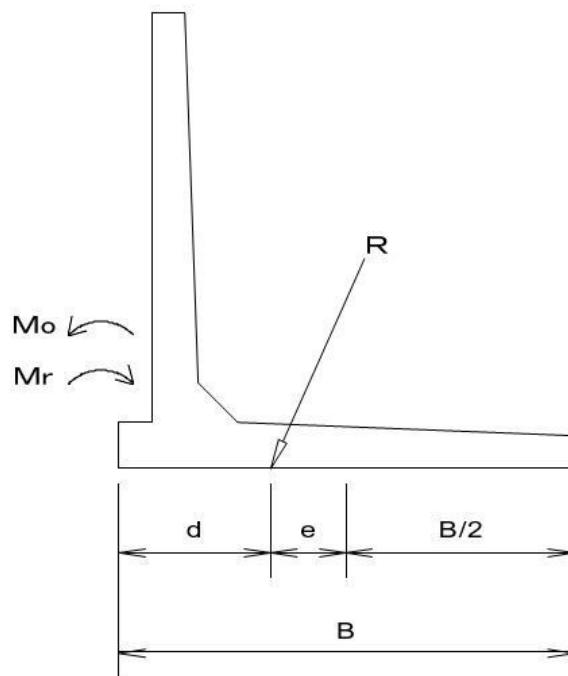


図3-6-2 擁壁の転倒に対する検討図

なお、合力の作用位置又は偏心距離eは、次式を満足すること。

$$e = \left| \frac{B}{2} - d \right| \leq \frac{B}{6}$$

ここに、 d : 底版つま先から合力作用点Rまでの距離 (m)

$$d = \frac{M_r - M_o}{V}$$

e : 偏心距離 (m)

B : 底版幅 (m)

V : 擁壁に作用する全鉛直成分 (kN)

(2) 滑動に対する安定性

- ① 擁壁のすべりに対する摩擦抵抗力が、土圧等による擁壁のすべり出す力の1.5倍以上であること。このことは、次式によって表される。

$$F_s = R_H / P_H \geq 1.5$$

ここに、 F_s : 安全率

R_H : 滑動に対する抵抗力 (kN/m) ($= V \cdot \mu + C_B \cdot B$)

P_H : 水平力 (kN/m)

V : 擁壁に作用する全鉛直成分 (kN)

μ : 摩擦係数

C_B : 粘着力 (kN/m²)

B : 底版幅 (m)

なお、粘着力は、長期変動も含めた適正な値の評価が一般的には困難であることから、原則考慮しないものとする。

- ② 擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数 μ は、原則擁壁底版下の土の土質試験から求めた基礎地盤の内部摩擦角 φ を用いて求めること。

$$\mu = \tan \varphi$$

ここに、 μ : 擁壁底面と基礎地盤面の摩擦係数 (0.6を超えないものとする。)

φ : 基礎地盤の内部摩擦角

ただし、地盤調査の結果、地盤の土質に応じて表3-6-5による摩擦係数を用いることができる。また、擁壁の高さが5m以下であって基礎が場所打ちコンクリート（基礎と捨てコンクリートの間）の場合は、0.5とすることができます。

表3-6-5 土の摩擦係数

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多様に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

- ③ 突起は堅固な地盤や岩盤に対して、これらの地盤を乱さないように、また周辺地盤との密着性を確保するように施工されてはじめてその効果が期待できるものであるため、原則設けないこととし、底版幅を広げる等の方法で設計すること。

ただし、擁壁の基礎地盤が硬質地盤（岩盤やN値50以上の堅固な地盤）の場合は、この限りではない。

(3) 基礎の支持力に対する安定性

- ① 土圧等によって擁壁基礎に作用する設置圧 q_{\max} 、 q_{\min} (kN/m^2) は、基礎地盤の長期許容応力度 q_a (kN/m^2) を超えないこと。

$$q_{\max}, q_{\min} (\text{kN}/\text{m}^2) \leq q_a (\text{kN}/\text{m}^2)$$

$$q_{\max}, q_{\min} = \frac{V}{B} \left(1 \pm \frac{6 \times e}{B} \right)$$

ここに、 q_{\max} 、 q_{\min} ：擁壁の底面前部、後部で生じる地盤反力 (kN/m^2)

B ：擁壁の底版幅 (m)

V ：擁壁に作用する全鉛直成分 (k N)

e ：偏心距離 (m)

- ② 計画する擁壁の必要地耐力に応じて、表 3-6-6 による地盤調査及び土質試験を行い、許可申請書に添付すること。基礎地盤の長期許容応力度 q_a (kN/m^2) は、第 8 章 2 により算定すること。

表 3-6-6 地質調査方法

必要地耐力	$(q_{\max}) \leq 100 \text{ kN}/\text{m}^2$	$100 \text{ kN}/\text{m}^2 < (q_{\max})$
調査方法	許可後に平板載荷試験 (必要に応じてコーンペネトロメーター併用)	許可前にボーリング調査 (一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験)

※ 必要地耐力 $120 \text{ kN}/\text{m}^2$ 以下の場合は、スクリューウェイト貫入試験により、許容支持力を算定してもよい。ただし、必要地耐力に満たなかった場合には、地盤改良の検討を行うためのボーリング調査を行うこと。また、許可前に現況地盤にて調査した場合であっても、床付け面における必要地耐力の確認を平板載荷試験により行うこと。

- ③ 基礎の許容支持力が不足する場合は、第 7 章 3、4 によること。

4 擁壁本体の設計

土圧等によって擁壁各部に生ずる応力度が擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないこと。また、断面力の計算に当たっては、縦壁及び底版を片持ちスラブとして設計すること。

(1) 使用材料の許容応力度

- ① コンクリートの設計基準強度、許容圧縮応力度及び許容せん断応力度は、第1編第6章4(2)によること。
- ② 鉄筋は異形とし、SD295以上のものを使用し、異形鉄筋とコンクリートの許容付着応力度は、建築基準法施工令第91条によること。

(2) 配筋方法等

- ① 主鉄筋および配力筋の径はD13以上とし、最大鉄筋間隔は主鉄筋で30cm以下、配力鉄筋・用心鉄筋で40cm以下とする。
- ② 鉄筋のかぶりは、底版及び縦壁の背面側は6cm以上、それ以外の部分は4cm以上とする。
- ③ 鉄筋の段落としは、段落とし前の全鉄筋量の1/2までとし、段落としをしない鉄筋は、継手を設げず天端まで延ばして配筋すること。
- ④ 縦壁の背面側付根にハンチ（壁厚程度以上）を設けること。
- ⑤ 配筋は、配力鉄筋及び用心鉄筋を配置するとともに複鉄筋とすること。

第7章 基礎地盤の設計

第7章 基礎地盤の設計

擁壁の基礎は、支持力が得られる場合には直接基礎とする。支持力が期待できない場合は地盤改良又は杭基礎を考慮すること。

1 地質調査

地質調査は目的に合致した地点で調査を実施すること。調査地点数は、台地の谷間及び埋没谷が分布している沖積層分布地域では密に選び、台地及び資料などによる事前調査で地層が均質であると予想される場合には粗にしてもよい。

(1) 宅地の調査

宅地の調査は、対象とする土地が地山か、土捨場などの盛土箇所なのか、崩壊の履歴のある箇所なのかななど土地の成り立ちを観察のうえ調査を行い、土質区分、N値、層別の土質定数、地下水位などを明らかにすること。

(2) 擁壁設置箇所の調査

- ① 擁壁設置箇所については延長方向並びに断面方向の地層断面、N値分布、土質定数及び地下水位等の調査を行い、これらを擁壁の背面図（展開図）に反映させること。
- ② ボーリング調査は擁壁の不同沈下を生じやすい場所（傾斜地、沖積層など）では密に行うこと。
- ③ 調査深度は、直接基礎を採用する場合は底版下面より底版幅の2倍以上の深さまで調査すること。
- ④ 杭基礎の採用が考えられる場合は、N値30以上が5m以上連続していることを確認するまで調査すること。

(3) 擁壁背面の盛土

擁壁背面の盛土に使う土については設計で仮定した単位体積重量、摩擦角、粘着力などが確実に得られる土質であることを確認すること。

2 直接基礎

直接基礎の許容応力度の算定については、国土交通省告示第1113号（平成13年7月2日）第1に掲げるボーリング調査等を行い、同号第2に掲げる式に基づいて定めること。内部摩擦角 ϕ 及び粘着力 c は、原則として土質試験（一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験）等から求めること。ただし、標準貫入試験によりN値が求められている場合はこの限りでない。

表3-7-1 告示第1 地盤の許容応力度等を求めるための地盤調査の方法

調査・試験名			
(1)	ボーリング調査	(6)	物理探査
(2)	標準貫入試験	(7)	平板載荷試験
(3)	静的貫入試験	(8)	載荷試験
(4)	ベーン試験	(9)	くい打ち試験
(5)	土質試験	(10)	引抜き試験

表3-7-2 告示第2 地盤の許容応力度を定める方法

	長期に生ずる力に対する 地盤の許容応力度を定める方法	短期に生ずる力に対する 地盤の許容応力度を定める方法
(1)	$q_a = 1/3(i_c \alpha C N_c + i_y \beta \gamma_1 B N \gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$q_a = 2/3(i_c \alpha C N_c + i_y \beta \gamma_1 B N \gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(2)	$q_a = q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$	$q_a = 2q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$
(3)	$q_a = 30 + 0.6 N_{sw}$	$q_a = 60 + 1.2 N_{sw}$

上記の表において、それぞれの記号は、次のとおりとする。

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m^2)

i_c 、 i_y 及び i_q : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて計算した数値

A 及び β : 基礎荷重面の形状に応じた係数

c : 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (kN/m^2)

B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (m)

N_c 、 N_y 及び N_q : 地盤内部の摩擦角に応じた支持力係数

γ_1 : 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (kN/m^3)

γ_2 : 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は
水中単位体積重量 (kN/m^3)

D_f : 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (m)

なお、 q_a の算出時は原則 $D_f = 0$ とする。

q_t : 平板載荷試験による降伏荷重度の $1/2$ の数値又は極限応力度の $1/3$ の数値のうち
いずれか小さい数値 (kN/m^2)

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じた係数

N_{sw} : 基礎の底部から下方 2 m以内の距離にある地盤のスクリューウェイト貫入試験における 1 mあたりの半回転数 (150を超える場合は150とする。) の平均値 (回)

3 地盤改良

(1) 地盤改良工法の種類

直接基礎では、支持力が期待できない場合は、置換工法や浅層混合処理工法、深層混合処理工法等の地盤改良を考慮すること。

① 置換工法

所定の地耐力が確保されるまでの範囲内を、砂、砂利、碎石等で置き換えて改良するもの。

なお、原地盤の土質が岩盤の場合は、採用できない。

② 浅層混合処理工法

所定の地耐力が確保されるまでの範囲内を、バックホウ等を用いてセメント系固化材等を混合しながら、地盤を固化処理するもの。

③ 深層混合処理工法

支持する層が深い位置にある場合に、セメント系固化材を用いて土中を混合しながら柱状の改良体を良好な支持層まで形成するもの。改良体の形式には、杭形式や壁形式等がある。

(2) 地盤改良工法の計画及び施工

- ① 地盤改良を計画する場合は、ボーリング調査及び室内配合試験を行い、設計及び施工に必要な情報を得ること。
- ② 置換工法及び浅層混合処理工法においては、改良体底面の地耐力を測定し、擁壁の設置に必要な支持力を有しているかを確認すること。
- ③ 改良体の設計基準強度は、室内配合試験等により一軸圧縮強度を求めたうえで定めること。
- ④ セメント系固化材を用いて改良された地盤の改良体の支持力度は、告示第3又は第4に掲げる方法により求めること。
- ⑤ 設計及び施工後の品質管理は、「盛土等防災マニュアルの解説（I）」（盛土等防災研究会編集）P475及び「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針—セメント系固化材を用いた深層・浅層混合処理工法—」（日本建築センター）によることとする。
- ⑥ 水平抵抗の検討にあたっては、擁壁構造において求められる荷重レベル（常時・中地震時・大地震時）に合わせて検討を行うものとする。

4 桧基礎

(1) 基本事項

- ① 鉛直力、水平力は、桿のみで支持させること。
- ② 桁には、圧縮、引張、せん断、曲げの応力が複合して発生するので最も不利なケースに対して検討を行うこと。
- ③ 桁頭接合部は、次に示すいずれか1つの力、もしくは、2つ以上の複合力を受けこれらの力に対して安全を確認すること。
 - ・鉛直圧縮力
 - ・曲げモーメント
 - ・せん断力
- ④ 桁の継手部、先端部は、桿本体と同等に応力を十分に伝達し得るものであること。また、継手の位置は地中の最大曲げモーメント発生位置を避けること。
- ⑤ 桁中心間の最小間隔は、桿の直径の2.5倍とすること。これを満たさない場合は群桿の影響について検討すること。また、フーチング縁端距離は、打込み桿及び中堀り桿にあっては桿径の1.25倍、場所打ち桿は1.0倍とすること。
- ⑥ 桁の配列は、擁壁断面に対して図3-7-1のように2行2列を原則とする。

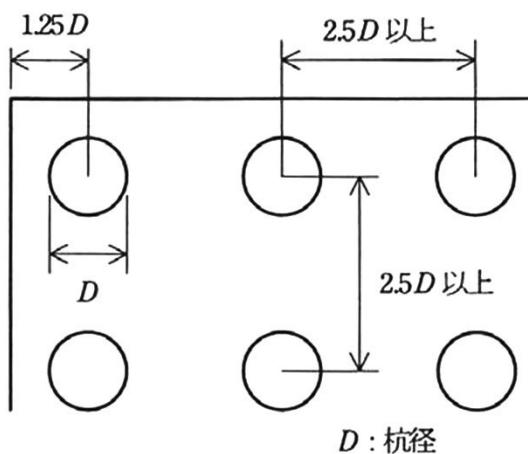


図3-7-1 桁の配列

- ⑦ 桁種は、鋼管桿、PHC桿を使用するものとし、RC桿、H鋼桿、木桿、摩擦桿は用いないこと。また異種桿の混用は避けること。
- ⑧ 原則、桿基礎を斜面崩壊の抑止工など他の機能と併用させないこと。
- ⑨ 基礎周辺に圧密沈下がある場合は桿に作用する負の周面摩擦力を考慮すること。
- ⑩ 液状化のおそれのある地盤では地盤改良を検討し、桿の水平抵抗および周面摩擦力を確保すること。
- ⑪ 重量物や盛土の載荷によって地盤の側方流動を生じる場合は、桿基礎に影響のないように別途防止策を講じること。

(2) 杭と底版の接合

- ① 杭頭部の接合は、剛接合とすること。
- ② 底版の応力度について以下の事項を検討すること。
 - ・垂直支圧応力度が、コンクリートの許容支圧応力度を超えないこと。
 - ・押抜きせん断応力度が、コンクリートの許容せん断応力度を超えないこと。
 - ・水平支圧応力度が、コンクリートの許容支圧応力度を超えないこと。
 - ・底版端部の杭は、水平方向の押抜きせん断応力度についても照査すること。
 - ・杭頭補強は、鉄筋コンクリート断面を仮定して、コンクリート及び鉄筋の応力度を照査すること。
- ③ 杭頭の接合方法は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編」（日本道路協会）によること。

(3) 杭の安定

- ① 鉛直力に対する照査

杭頭における軸方向押込み力は、許容支持力以下とする。

- ② 水平力に対する照査

杭頭の許容水平変位量は、常時において 1. 5 cm 以下とする。

(4) 杭体の設計

- ① 杭体各部の軸力の考え方

- ・杭体の応力は次式により算定し、この値が杭材の許容曲げ応力度以下であること。

$$\sigma = \frac{N}{A_e} \pm \frac{M}{I_e} y$$

ここに、 σ : 杭体の断面応力度

N : 杭体に作用する軸力

M : 杭体に作用する曲げモーメント

A_e : 杭体の等価断面積

I_e : 杭体の等価断面 2 次モーメント

y : 中立軸からの距離

- ・軸方向押込み力に対して杭体の軸応力は深さ方向に減少するが、一般には軸力は深さ方向に変化しないものとする。

- ② 杭体の設計に用いる曲げモーメント

杭体の設計に用いる曲げモーメントは、以下の 2 点を考慮して決定すること。

- ・変位法で算出される杭頭曲げモーメントと、杭頭接合部をヒンジと仮定した地中部最大曲げモーメントとを比較して大きい方を用いること。
- ・杭中間部は、杭頭接合部が剛結の場合と、杭頭接合部をヒンジと仮定した場合の曲げモーメントと比較してその大きい方で設計すること。

第8章 崖面崩壊防止施設

第8章 崖面崩壊防止施設

1 崖面崩壊防止施設（政令第14条、省令第11条、31条）

当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、下記条件を有する崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

- ・上記の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
- ・土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- ・その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

2 崖面崩壊防止施設の設計基準

崖面崩壊防止施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置するもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することができる構造を有する。ただし、擁壁が設置できる土地、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない。

(1) 擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。

(2) 設置に当たっては、大量の土砂等の固定やその他の工作物の基礎とする等で過大な土圧が作用する場合や、保全対象に近接する等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断すること。

(3) 工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等があるが、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。

(4) 過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接する場合等は適用性が低いため、施工箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分に検討すること。

(5) 崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとする。

- ① 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- ② 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- ③ 土圧等によって崖面崩壊防止施設の滑動しないこと
- ④ 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

表3－8－1 擁壁と崖面崩壊防止施設の比較

項目	擁壁	崖面崩壊防止施設
主な工種	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁 ・無筋コンクリート擁壁 ・練積み擁壁 ・大臣認定擁壁 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製枠工 ・大型かご枠工 ・ジオテキスタイル補強土壁 等
施設の特性・構造	<ul style="list-style-type: none"> ・水抜きを設ける必要がある ・土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・韌性※を有する構造 ・施設の裏面の地下水を排除することができる構造 ・土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造
適用範囲例	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎地盤が安定した場所 (地盤の変動は想定していない) 【具体的な事例】 ・宅地の擁壁 ・道路擁壁 ・河川護岸 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の場合に、湧水や地盤の変動等によって問題が生じる場所 (地盤の変動が生じても許容される箇所での使用を想定) 【具体的な事例】 ・山腹工 ・地すべり抑制の抑え盛土 ・林道や作業道の崩壊防止

※韌性：地盤の変動等が生じた場合においても、崖の安定を保つ機能を損なわない性能を指す。

3 崖面崩壊防止施設選定に当たっての留意事項

崖面崩壊防止施設は、表3－8－2に示す工種ごとの特性を参考に選定すること。

なお、山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に配慮した設計・施工を行うこと。

表3－8－2 崖面崩壊防止施設の代表工種の特性概要

代表工種	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い (中詰材を高透水性材料とすることで 施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水施設を設置する)

第9章 土石の堆積

第9章 土石の堆積

1 土石の堆積に関する概要

「盛土等防災マニュアルの解説の解説（Ⅱ）」P610（盛土等防災研究会編集）。

※ 土石：「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物を指します。

（「盛土等防災マニュアルの解説（Ⅱ）」P610（盛土等防災研究会編集））

○ 土砂に該当するもの

- ・地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という）
- ・地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの。
- ・土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの（たい肥、腐葉土等）
- ・建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年 法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

○ 岩石に該当するもの

- ・石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物や産業副産物等については土石の堆積の対象外

- 土石の堆積は一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積、等が該当する。
- 土石に該当しない商品または製品を製造する工場等の敷地内において商品または製品の原材料となる土石の堆積は規制対象外
また、土石に該当する商品または製品を製造する工場等（土地改良プラント等）の敷地内において商品または製品の原材料となる土石の堆積は規制対象
- 建設汚泥処理土については、自治体におけるリサイクル製品認定又は建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証を受けた、品質が証明され、適正な利用が可能と判断される製品を用いることが望ましい。
- 5年以上にわたり除去されない土石の堆積については、盛土に該当するものとして安全性等を評価されるべきであることを踏まえ、土石の堆積期間は最大5年とする。

2 土石の堆積箇所（政令第19条第1項第1号）

土石の堆積を行う箇所は、土石が崩壊又は流動化を起こした場合に周辺の土地に影響を及ぼさない箇所であることとし、土地（空地を含む）の地盤の最大勾配は、10分の1（5.7度）以下とする。

3 原地盤の処理（政令第19条第1項第2号）

土石の堆積にあたっては、現地踏査及び土質調査等により、土石を堆積するに当たって必要な処理事項を確認する。土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について必要な措置を講ずること。

① 伐開除根及び除草

原地盤に草木や切株を残したまま土石を堆積すると、これらが堆積後腐植することにより、堆積した土石に緩みや有害な沈下を生じる恐れがあるため、樹木の伐開、除根、除草等の必要な処置を行うこと。

② 排水溝、サンドマット

地表水等の浸透による緩みが生じないよう、土石の堆積に先立ち、堆積部に透水性の高い砂や砂礫を敷く又は溝等により堆積箇所の外に適切に排水を行い、堆積箇所の乾燥を図ること。

③ 極端な凹凸の除去

原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差付近での不安定化を抑制するため、堆積に先駆けてできるだけ平坦にかき均し、均一な堆積に仕上がるようすること。

4 土石の堆積方法（政令第19条第1項第3号）

以下の条件に応じ、堆積した土石の周囲に、適切な空地（勾配が10分の1（5.7度）以下であるもの）を設けること。

① 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地

② 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地

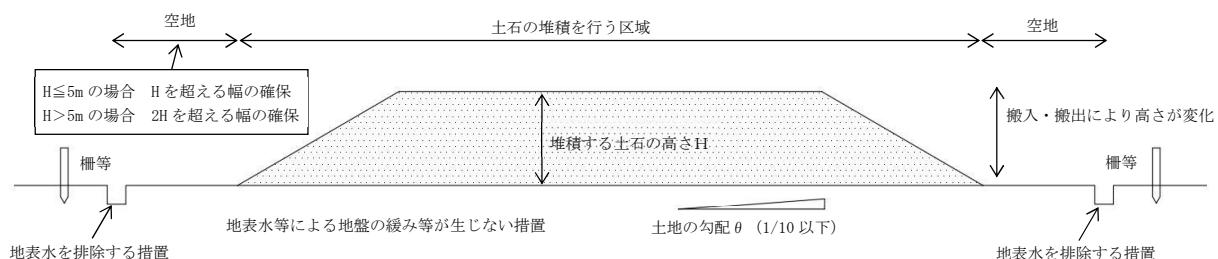
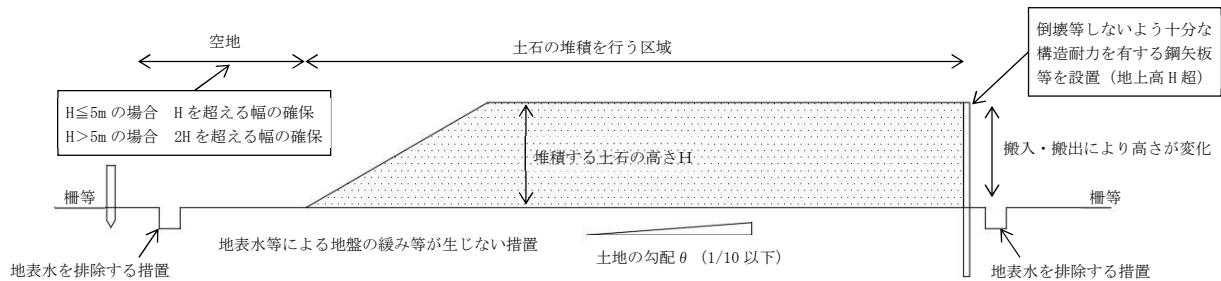


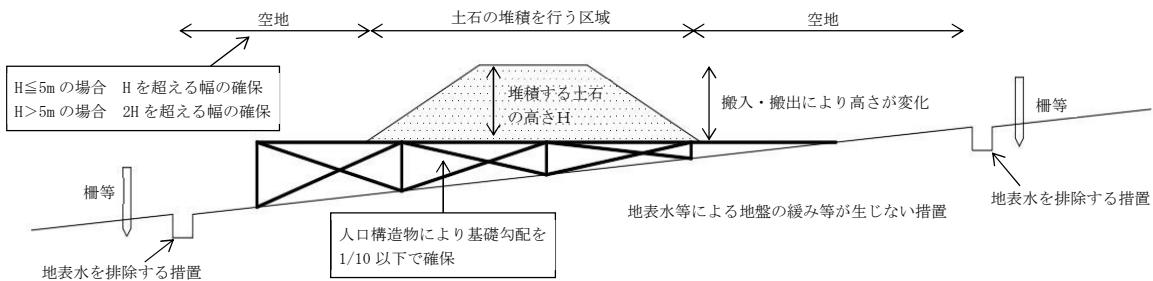
図3-9-1 土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

なお保全対象との離隔の確保が困難な場合は、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止するため、堆積した土石の周囲にその高さを超え、土石の最大堆積時に発生する土圧に耐えうる鋼矢板を設置する、堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により雨水その他の地表水が浸入することを防ぐなど、主務省令で定める措置を講ずること。（政令第19条第2項）

① 鋼矢板等の設置



② 構台等の設置



③ 堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護

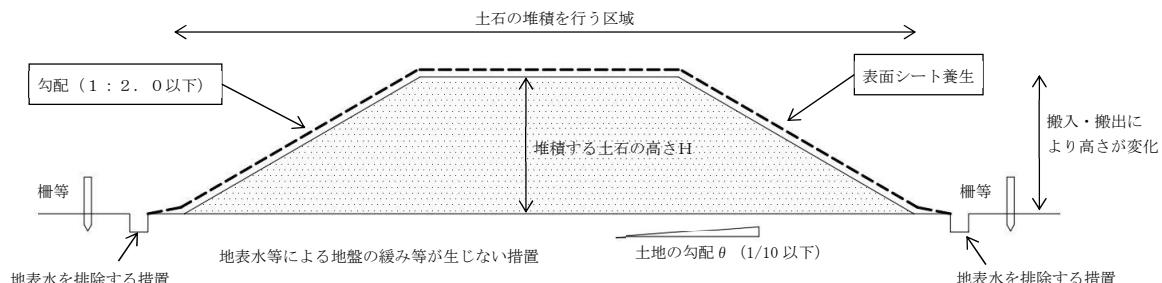


図 3－9－2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の概念図

5 保全対策（政令第19条第1項第4号、省令第33条）

堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものおよび工事標識を設けること。

柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施工される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止する旨の表示を掲示して設ける。

6 排水設備 (政令第19条第1項第5号)

雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

なお表流水等の浸透量が多いことが想定される場合は、堆積箇所に設置した溝に砂又はクラッシュヤーラン等を充填し、必要に応じて有効管等を埋設する等、暗渠排水の機能を確保すること。

7 土石の堆積に伴う排水施設について

土石の堆積に関する基準については、「第9章 土石の堆積」によるものとする。

土石の堆積範囲の周囲には排水溝を設置し、これを適切に維持管理することにより、降雨によって工事範囲外に土石や濁水が流出しないよう適切な措置を講じることとする。

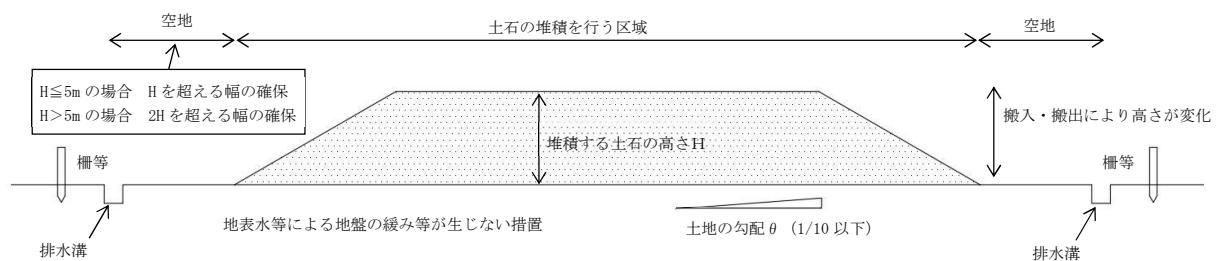


図3-9-3 土石の堆積における排水概要図

(1) 排水溝の仕様

排水溝の規模及び構造は、土石の堆積の期間中、その機能を保てるものとする。なお排水機能が十分であれば素掘り側溝でも良いこととするが、流水により過度な洗掘が生じないよう対処すること。

(2) 排水溝の撤去

土石の堆積期間後は、土石の堆積に伴い設置した排水溝を撤去し、地表面に後日沈下等が生じないよう適切に埋戻すことを基本とする。

第 4 編 擁壁集

第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例

第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例

1 設計条件

(1) 構造形式及び基礎形式

- ・構造形式：逆T型擁壁（千葉市型擁壁3.5NB）
- ・基礎形式：直接基礎

(2) 安定条件

- ・転倒に対する安定性 $F_0 \geq 1.5$ かつ $e \leq \frac{B}{6}$

- ・滑動に対する安定性 $F_s \geq 1.5$

- ・地盤反力度 $q_a \geq q_{max}, q_{min}$

(3) 設計土圧（主働土圧）の算定方法

- ・土圧公式：クーロン

(4) 地表面載荷重 : $q = 10 \text{ kN/m}^2$

(5) 背面土

- ・土質の種類 : 関東ローム等
- ・土の単位体積重量 : $\gamma_s = 16 \text{ kN/m}^3$
- ・内部摩擦角 : $\varphi = 20^\circ$
- ・粘着力 : $C = 0 \text{ kN/m}^2$
- ・仮想背面の摩擦角（土と土） : $\delta = 0^\circ (= \beta)$
- ・豎壁背面の摩擦角（壁と土） : $\delta' = 10^\circ = (\varphi/2)$
(碎石等の場合は、 $\delta = 2/3\varphi$)
- ・土圧作用面の傾斜角（仮想背面） : $\alpha = 0^\circ$
- ・土圧作用面の傾斜角（豎壁背面） : $\alpha' = 0^\circ$
- ・地表面の勾配 : $\beta = 0^\circ$

(6) 基礎地盤

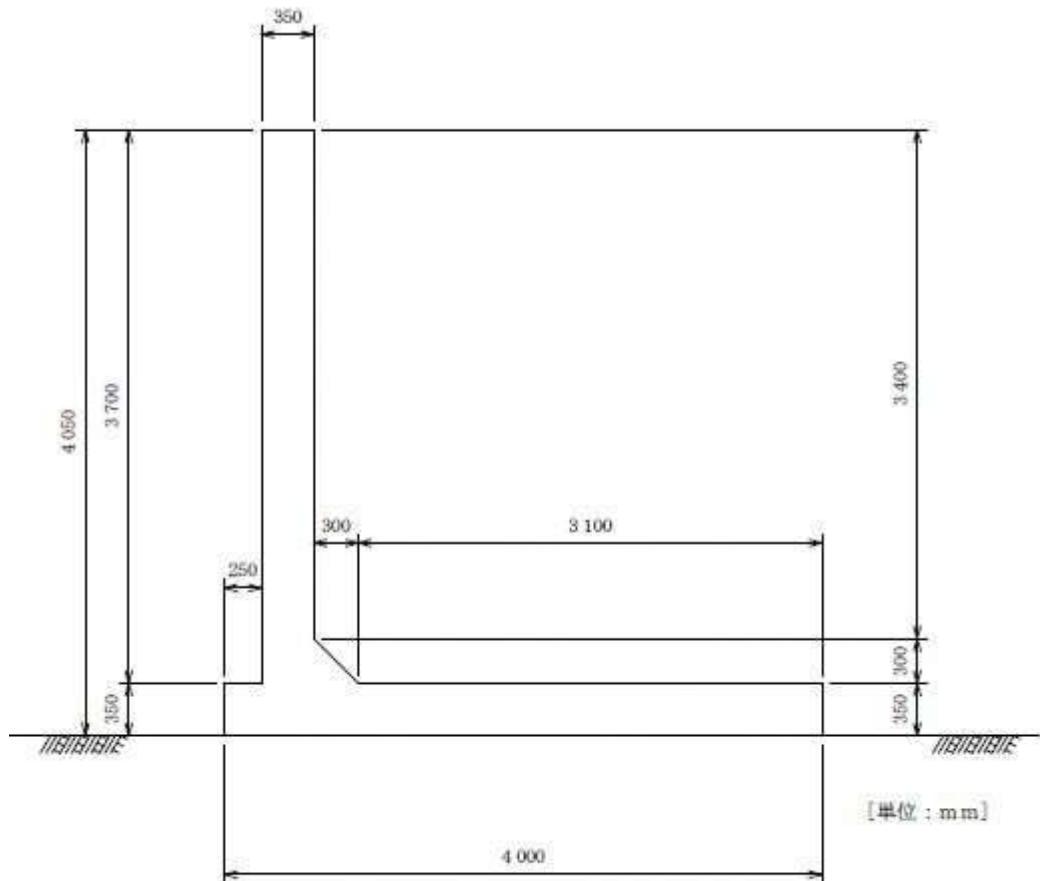
- ・土質の種類 : 関東ローム
- ・長期許容応力度 : 120 kN/m^2
- ・土とコンクリートの摩擦係数 : $\mu = 0.5$
- ・粘着力 : $C = 0 \text{ kN/m}^2$

(7) 材料の許容応力度（常時）

- ・コンクリート設計基準強度 : $\sigma_{28} = 2.1 \text{ kN/cm}^2$
- ・コンクリートの圧縮応力度 : $\sigma_{ca} = 0.7 \text{ kN/cm}^2$
- ・コンクリートのせん断応力度 : $\tau_a = 0.07 \text{ kN/cm}^2$
- ・鉄筋（SD295）の引張応力度 : $\sigma_{sa} = 19.5 \text{ kN/cm}^2$
- ・鉄筋およびコンクリートのヤング係数比 : $n = 1.5 (= E_s/E_c)$

(8) 鉄筋コンクリート単位重量 : $\gamma_c = 24 \text{ kN/m}^3$

2 擁壁断面の形状および寸法

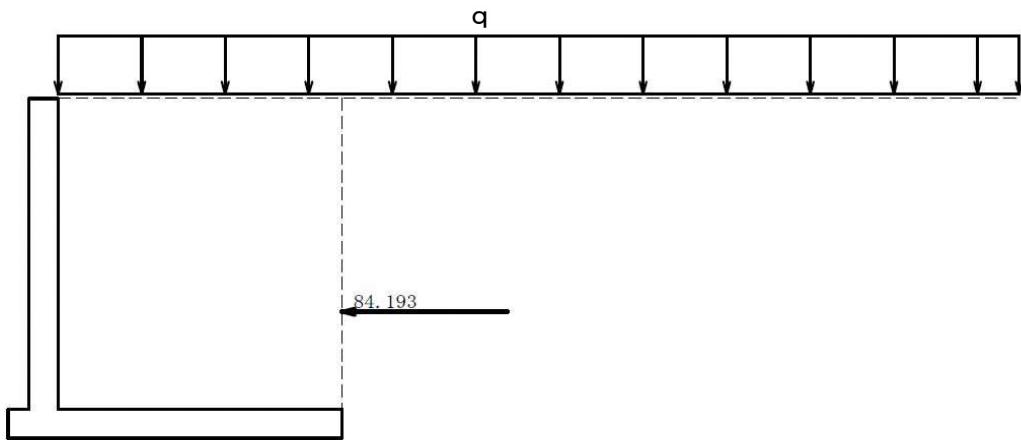


奥行方向幅（ブロック長） $B = 1000\text{ (mm)}$

モデル図

3 荷重（以下単位幅（1 m）当たりで計算を行う）

(1) 土圧



① 主働土圧係数

クーロンの土圧式より（仮想背面）

$$\begin{aligned}
 K &= \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2\alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \cdot \left[1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right]^2} \\
 &= \frac{\cos^2(20.00^\circ - 0.000^\circ)}{\cos^2 0.000^\circ \cdot \cos(0.000^\circ + 0.000^\circ)} \\
 &\quad \times \frac{1}{\left[1 + \sqrt{\frac{\sin(20.00^\circ + 0.000^\circ) \cdot \sin(20.00^\circ - 0.000^\circ)}{\cos(0.000^\circ + 0.000^\circ) \cdot \cos(0.000^\circ - 0.000^\circ)}} \right]^2} \\
 &= 0.4903
 \end{aligned}$$

② 主働土圧

$$\begin{aligned}
 \text{【當時】 } P_A &= \frac{1}{2} K \cdot \gamma_s \cdot H^2 + K \cdot q \cdot H \\
 &= \frac{1}{2} \cdot 0.4903 \cdot 16 \cdot 4.05^2 + 0.4903 \cdot 10 \cdot 4.05 \\
 &= 84.193 \text{ kN}
 \end{aligned}$$

・土圧の水平成分

$$P_H = P_A \cos(\alpha + \delta) = 84.193 \times \cos(0.00 + 0.00) = 84.193 \text{ kN}$$

- ・鉛直成分

$$P_v = P_A \sin(\alpha + \delta) = 84.193 \times \sin(0.00 + 0.00) = 0.000 \text{ kN}$$

- ・作用位置

$$y_p = \frac{M}{P} = \frac{127.063}{84.193} = 1.509 \text{ m}$$

【大地震時】

$$\begin{aligned} P_A &= \frac{1}{2} K_s \cdot \gamma_s \cdot H^2 \\ &= \frac{1}{2} \cdot 0.4903 \cdot 16 \cdot 4.05^2 \\ &= 64.336 \text{ kN} \end{aligned}$$

- ・土圧の水平成分

$$P_H = P_A \cos(\alpha + \delta) = 64.336 \times \cos(0.00 + 0.00) = 64.336 \text{ kN}$$

- ・鉛直成分

$$P_v = P_A \sin(\alpha + \delta) = 64.336 \times \sin(0.00 + 0.00) = 0.000 \text{ kN}$$

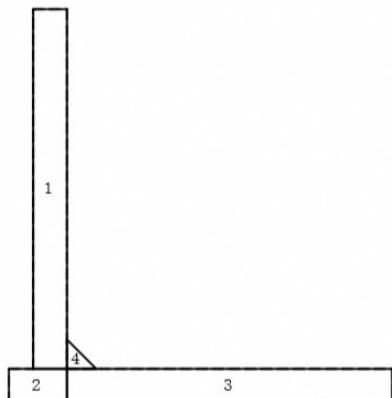
- ・作用位置

$$y_p = \frac{M}{P} = \frac{86.853}{64.336} = 1.350 \text{ m}$$

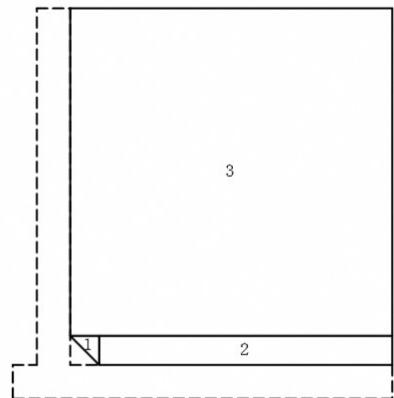
③ 任意荷重（フェンス）

$H = 1.0 \text{ kN}$ ※作用位置は、堅壁天端から 1.1 m

(2) 荷重の集計



(躯体)



(背面土)

① フーチング前面での作用力

【荷重】

ブロック		重量 W_i (kN)		重心又は作用位置までの距離 (m)		モーメント (kN・m)	
				x_i	y_i	$W_i \cdot x_i$	$W_i \cdot y_i$
軸体 (自重)	①	$0.35 \times 3.70 \times 24 = 31.08$	0.425	2.200	13.209	68.376	
	②	$0.60 \times 0.35 \times 24 = 5.04$	0.300	0.175	1.512	0.888	
	③	$3.40 \times 0.35 \times 24 = 28.56$	2.300	0.175	65.688	4.992	
	④	$1/2 \times 0.30 \times 0.30 \times 24 = 1.08$	0.700	0.450	0.756	0.486	
		小計 65.76	1.234	1.137	81.165	74.742	
背面土 (自重)	①	$1/2 \times 0.30 \times 0.30 \times 16 = 0.72$	0.800	0.550	0.576	0.396	
	②	$3.10 \times 0.30 \times 16 = 14.88$	2.450	0.500	36.456	7.440	
	③	$3.40 \times 3.40 \times 16 = 184.96$	2.300	2.350	425.408	434.656	
		小計 200.56	2.306	2.206	462.440	442.496	
載荷重	q	$3.40 \times 10.00 = 34.00$	2.300	—	78.200	—	
鉛直力		V (合計) = 300.320		—	$M_r = 621.805$		
水平力	フェンス	1.0	—	5.150	—	5.150	
	背面土 (土圧)	84.193	—	1.509	—	127.064	
	P_h (合計) = 85.193		1.509	$M_o = 132.214$			
合計				$(M_r - M_o) = M = 489.591$			

※ 軸体、背面土のY方向のモーメントは作用位置の算定に用いているだけであり、モーメントは発生しない。

※ 作用位置 【軸体】 $X_G = \Sigma(W_i \cdot x_i) / \Sigma W_i = 1.234\text{m}$

$$Y_G = \Sigma(W_i \cdot y_i) / \Sigma W_i = 1.137\text{m}$$

【土砂】 $X_G = \Sigma(W_i \cdot x_i) / \Sigma W_i = 2.306\text{m}$

$$Y_G = \Sigma(W_i \cdot y_i) / \Sigma W_i = 2.206\text{m}$$

【常時】

項目	鉛直力 N_i (kN)	水平力 H_i (kN)	アーム長		回転モーメント (kN・m)	
			X_i (m)	Y_i (m)	$M_{xi} = N_i \cdot X_i$	$M_{yi} = H_i \cdot Y_i$
自重	266.320	0.000	2.041	0.000	543.605	0.000
載荷、雪	34.000	0.000	2.300	0.000	78.200	0.000
土圧	0.000	84.193	4.000	1.509	0.000	127.064
任意荷重	0.000	1.000	0.000	5.150	0.000	5.150
合計	300.320	85.193	—	—	621.805	132.214

【大地震時】

項目	鉛直力 N_i (kN)	水平力 H_i (kN)	アーム長		回転モーメント (kN·m)	
			X_i (m)	Y_i (m)	$M_{xi} = N_i \cdot X_i$	$M_{yi} = H_i \cdot Y_i$
自重	266.320	66.580	2.041	1.942	543.605	129.309
土圧	0.000	64.336	4.000	1.350	0.000	86.853
任意荷重	0.000	1.000	0.000	5.150	0.000	5.150
合計	266.320	131.916	——	——	543.605	221.312

※ 地震時慣性力：自重×設計水平震度（大地震時 K h 0, 25）= 計 66.580 kN

(躯体)

位置	水平力 $H = W \cdot kh$ (kN)	作用位置 Y (m)
躯体	$65.760 \times 0.25 = 16.440$	1.137

(背面土)

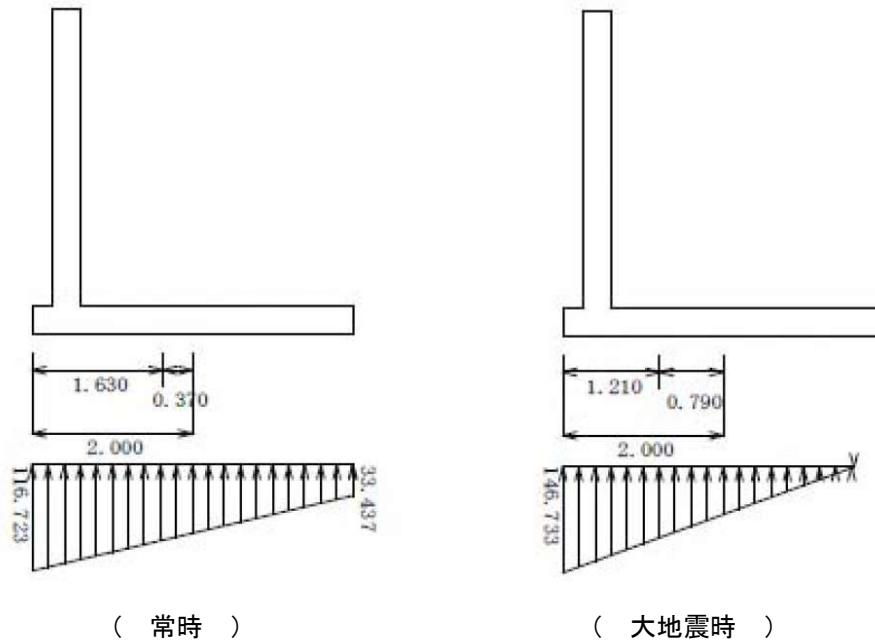
位置	重量 W $W_u + W_l$ (kN)	作用位置 X $(W_u \cdot X_u + W_l \cdot X_l) / W$ (m)	水平力 H $W \cdot kh$ (kN)	作用位置 Y (m)
土砂(背面)	200.560	2.306	$200.560 \times 0.25 = 50.140$	2.206

③ フーチング中心での作用力

■全幅(1,000m)当り

荷重状態(水位)	N_e (kN)	H_e (kN)	M_e (kN·m)
常時	300.320	85.193	111.049
大地震時	266.320	131.916	210.347

4 安定計算



(1) 転倒に対する安定性

① 安全率 (F_s)

$$F_o = \frac{\Sigma Mr}{\Sigma Mo}$$

荷重状態(水位)	Mr (kN·m)	Mo (kN·m)	安全率		判定
			F = Mr/Mo	許容値	
常時	621.805	132.214	4.703	≥ 1.500	○
大地震時	543.605	221.312	2.456	≥ 1.000	○

② 偏心距離 (e)

・合力 (R) の作用位置 (d)

$$d = \frac{\Sigma M_r - \Sigma M_t}{\Sigma V} \quad \text{※} M_t : \text{つま先回りの転倒モーメント } (= \Sigma M_o)$$

• 偏心距離 (e)

$$e = \frac{B}{2} - d$$

荷重状態(水位)	ΣMr (kN·m)	ΣMt (kN·m)	ΣV (kN)	d (m)	e (m)	e _a (m)	判定	
常時	621.805	132.214	300.320	1.630	0.370	≤	0.667	○
大地震時	543.605	221.312	266.320	1.210	0.790	≤	1.333	○

(2) 地盤反力度

$$\frac{q_{\max}}{q_{\min}} = \frac{V}{B} \left\{ 1 \pm \frac{6 \times e}{B} \right\}$$

(常時)

地盤反力の作用幅(m)	地盤反力の形状	地盤反力度 (kN/m ²)			判定
		q _{min}	q _{max}	許容値	
4.000	台形	33.437	116.723	≤ 200.000	○

(大地震時)

地盤反力の作用幅(m)	地盤反力の形状	地盤反力度 (kN/m ²)			判定
		q _{min}	q _{max}	許容値	
3.630	三角形	0.000	146.733	≤ 300.000	○

(3) 滑動に対する安定性

- 滑動に対する安全率 (F_s)

$$F_s = \frac{\Sigma V \cdot \mu + C_b \cdot B}{\Sigma H}$$

ΣV : 底版下面における全鉛直荷重(kN)

ΣH : 底版下面における全水平荷重(kN)

μ : 底版と支持地盤の間の摩擦係数, $\mu = 0.500$

C_b : 底版と支持地盤の間の付着力|(kN/m²), $C_b = 0.000$

B : 底版幅(m), $B = 4.000$

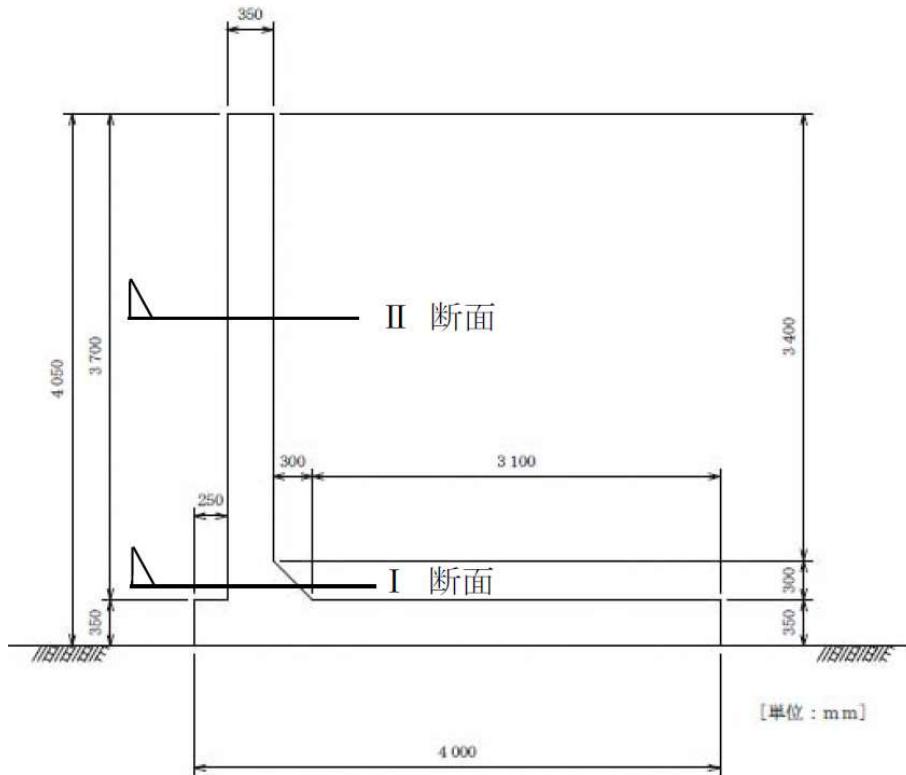
荷重状態(水位)	鉛直荷重 ΣV (kN)	水平荷重 ΣH (kN)	安全率 F_s	必要安全率 F_{sa}	判定
常時	300.320	85.193	1.763	≥ 1.500	○
大地震時	266.320	131.916	1.009	≥ 1.000	○

5 部材計算

(※透水マット使用)

擁壁各部の断面算定は、堅壁及び底版を単鉄筋の片持ちスラブとみなして行う。

I 断面での照査



奥行方向幅 (ブロック長) $B = 1000$ (mm)

(1) 堅壁の部材計算

① クーロンの土圧式より (堅壁背面)

$$\begin{aligned}
 K &= \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2\alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \cdot \left[1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right]^2} \\
 &= \frac{\cos^2(20.00^\circ - 0.000^\circ)}{\cos^2 0.000^\circ \cdot \cos(0.000^\circ + 10.000^\circ)} \\
 &\quad \times \frac{1}{\left[1 + \sqrt{\frac{\sin(20.00^\circ + 10.000^\circ) \cdot \sin(20.00^\circ - 0.000^\circ)}{\cos(0.000^\circ + 10.000^\circ) \cdot \cos(0.000^\circ - 0.000^\circ)}} \right]^2} \\
 &= 0.4467
 \end{aligned}$$

② 主働土圧

$$\begin{aligned}
 \text{【當時】} \quad P_A &= \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma_s \cdot H^2 + K_A \cdot q \cdot H \\
 &= \frac{1}{2} \cdot 0.4467 \cdot 16 \cdot 3.70^2 + 0.4467 \cdot 10 \cdot 3.70 \\
 &= 65.457 \text{ kN}
 \end{aligned}$$

・土圧の水平成分

$$P_H = P_A \cos (\alpha' + \delta') = 65.450 \times \cos (0 + 10.00) = 64.462 \text{ kN}$$

・鉛直成分

$$P_V = P_A \sin (\alpha' + \delta') = 66.989 \times \sin (0 + 10.00) = 11.366 \text{ kN}$$

・作用位置

土圧作用面の上端土圧

$$p1 = K \cdot q = 0.4467 \times 10.000 = 4.467 \text{ kN/m}^2$$

水位面での土圧

$$\begin{aligned}
 p2 &= K \cdot \gamma_s \cdot H1 + p1 \\
 &= 0.4467 \times 16.000 \times 3.700 + 4.467 \\
 &= 30.915 \text{ kN/m}^2
 \end{aligned}$$

土圧作用面の下端土圧

$$p3 = p2 = 30.915 \text{ kN/m}^2$$

$$\begin{aligned}
 M1 &= P1 \cdot \left(\frac{2 \cdot p1 + p2}{p1 + p2} \cdot \frac{H1}{3} + H2 \right) \\
 &= 65.457 \times \left(\frac{2 \times 4.467 + 30.915}{4.467 + 30.915} \times \frac{3.700}{3} + 0.000 \right) \\
 &= 90.923 \text{ kN.m}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 M2 &= P2 \cdot \left(\frac{2 \cdot p2 + p3}{p2 + p3} \cdot \frac{H2}{3} \right) \\
 &= 0.000 \times \left(\frac{2 \times 30.915 + 30.915}{30.915 + 30.915} \times \frac{0.000}{3} \right) \\
 &= 0.000 \text{ kN.m}
 \end{aligned}$$

※M2は、仮想背面の高さに水位がある場合であり、設計例では考慮しない

$$H_o = \frac{M1 + M2}{P1 + P2} = \frac{90.923 + 0.000}{65.457 + 0.000} = 1.389 \text{ m}$$

$$x = H_o \cdot \tan \alpha - x_p = 1.389 \times \tan 0.000^\circ - 0.175 = -0.175 \text{ m}$$

$$y = y_p + H_o = 0.000 + 1.389 = 1.389 \text{ m}$$

$$\begin{aligned}
 [\text{大地震時}] \quad P_A &= \frac{1}{2} K \cdot \gamma_s \cdot H^2 \\
 &= \frac{1}{2} \cdot 0.4467 \cdot 16 \cdot 3.70^2 \\
 &= 48.922 \text{ kN}
 \end{aligned}$$

・土圧の水平成分

$$P_H = P_A \cos (\alpha' + \delta') = 48.922 \times \cos (0 + 10.00) = 48.184 \text{ kN}$$

・鉛直成分

$$P_V = P_A \sin (\alpha' + \delta') = 48.922 \times \sin (0 + 10.00) = 8.496 \text{ kN}$$

・作用位置

$$\begin{aligned}
 M_1 &= P_1 \cdot \left(\frac{2 \cdot p_1 + p_2}{p_1 + p_2} \cdot \frac{H_1}{3} + H_2 \right) \\
 &= 48.927 \times \left(\frac{2 \times 0.000 + 26.447}{0.000 + 26.447} \times \frac{3.700}{3} + 0.000 \right) \\
 &= 60.344 \text{ kN.m}
 \end{aligned}$$

$$H_o = \frac{M_1 + M_2}{P_1 + P_2} = \frac{60.344 + 0.000}{48.927 + 0.000} = 1.233 \text{ m}$$

$$\begin{aligned}
 x &= H_o \cdot \tan \alpha - x_p = 1.233 \times \tan 0.000^\circ - 0.175 = -0.175 \text{ m} \\
 y &= y_p + H_o = 0.000 + 1.233 = 1.233 \text{ m}
 \end{aligned}$$

③せん断力及び曲げモーメント集計

【常時】

項目	N_i (kN)	H_i (kN)	X_i (m)	Y_i (m)	$M = M_{xi} + M_{yi}$ (kN.m)
自重	32.160	0.000	-0.009	0.000	0.000
土圧	11.366	64.462	-0.175	1.389	89.545
任意荷重	0.000	1.000	0.000	4.800	4.800
合計	0.000	65.462	——	——	94.345

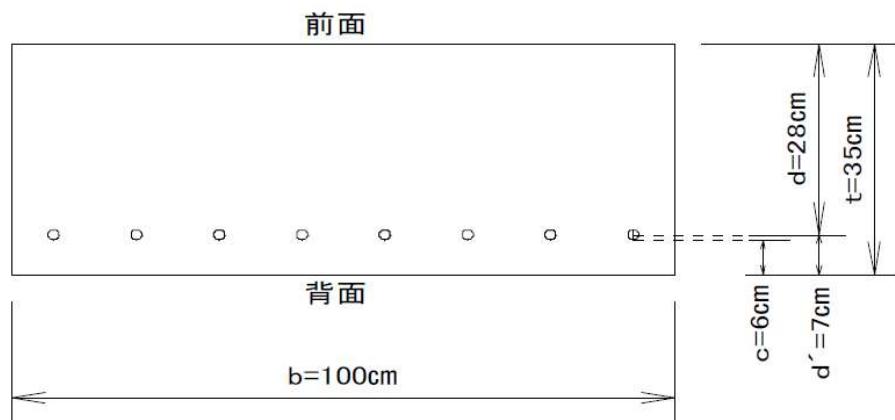
※ せん断力 $H_i = 65.462 \text{ kN}$

【 大地震時 】

項目	N_i (kN)	H_i (kN)	X_i (m)	Y_i (m)	$M = M_{xi} + M_{yi}$ (kN·m)
自重	32.160	8.040	-0.009	1.791	14.402
土圧	8.496	48.184	-0.175	1.233	59.425
任意荷重	0.000	1.000	0.000	4.800	4.800
合計	0.000	57.224	—	—	78.627

※せん断力 $H_i = 57.224\text{kN}$

④ 必要鉄筋量



・必要鉄筋量の目安

$$A_{so} = \frac{M}{\sigma_{sa} \cdot j \cdot d}$$

位置	かぶり (cm)	鉄筋 径	鉄筋面積 (cm ² /本)	本数	鉄筋量 (cm ²)
前面	1'	—	—	—	—
	2'	—	—	—	—
背面	1	6.00	D19	2.865	8.000
	2	—	—	—	—

引張側必要鉄筋量 $20.597\text{ (cm}^2)$

$$\cdot \quad j = 1 - \frac{K}{3} = 1 - \frac{0.388}{3} = 0.871$$

・鉄筋比

$$p = \frac{A_s}{b \cdot d} = \frac{22.92}{100 \times 28} = 0.00819$$

⑤ 曲げ応力度の照査

中立軸の算出

$$x^2 + \frac{2 \cdot n}{b} \{ A_s \cdot (X - d) \} = 0.0$$

より x を求める。

応力度の算出

$$\sigma_c = \frac{M}{\frac{b \cdot x}{2} \cdot \left(\frac{h}{2} - \frac{x}{3} \right) + n \cdot A_s \cdot \frac{(x-d) \cdot (h/2-d)}{x}}$$

$$\sigma_s = n \cdot \sigma_c \cdot \frac{d-x}{x}$$

ここに、

x : コンクリートの圧縮縁から中立軸までの距離 (mm)

h : 部材断面の高さ (mm), h = 350.000

b : 部材断面幅 (mm), b = 1000.000

d : 部材の有効高 (mm)

A_s : 引張側鉄筋の全断面積 (mm²)

n : 鉄筋とコンクリートのヤング係数比, n = 15.00

e : 部材断面の図心軸から軸方向力の作用点までの距離 (mm)

σ_c : コンクリートの曲げ圧縮応力度 (N/mm²)

σ_s : 鉄筋の引張応力度 (N/mm²)

M : 曲げモーメント (N·mm)

荷重状態 (水 位)	M (kN·m)	N (kN)	x (cm)	圧縮応力度 (N/mm ²)		引張応力度 (N/mm ²)		判 定
				計算値	許容値	計算値	許容値	
當時	94.345	0.000	11.096	6.721	≤	7.000	162.688	≤ 195.000 ○
大地震時	78.627	0.000	11.096	5.602	≤	21.000	135.584	≤ 295.000 ○

⑥せん断応力度の照査

$$\tau_m = \frac{S_h}{b \cdot d} \leq \tau_{a1}$$

ここに、

τ_m : コンクリートのせん断応力度(N/mm²)

S_h : 作用せん断力(N)

d : 部材断面の有効高(mm)

b : 部材断面幅(mm)

荷重状態(水位)	せん断力 S_h (kN)	有効高 d (cm)	せん断応力度(N/mm ²)			判定
			計算値 τ	許容値 τ_{a1}	許容値 τ_{a2}	
常時	65.462	29.000	0.226	≤ 0.700	0.700	○
大地震時	57.224	29.000	0.197	≤ 1.400	1.400	○

- ※ II断面での照査(段落としの高さ=2.5m、土圧 $H' = 1.55m$)は、段落とし鉄筋がなくなる断面における部材の照査を行う。検討にあたっては、I断面と同様にその部分に生じる土圧を求め、照査を行う。

(2) つま先版の部材計算

① つま先版つけ根における地盤反力

鉛直力

$$N = \frac{1}{2} (q_1 + q_2) \cdot L$$

作用位置

$$X = \frac{2 \cdot q_1 + q_2}{3 \cdot (q_1 + q_2)} \cdot L$$

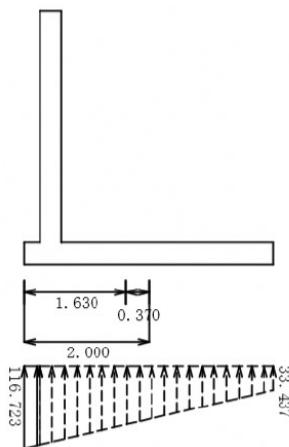
ここに、

q_1 : つま先版前面位置の地盤反力度 (kN/m^2)

q_2 : つま先版設計位置の地盤反力度 (kN/m^2)

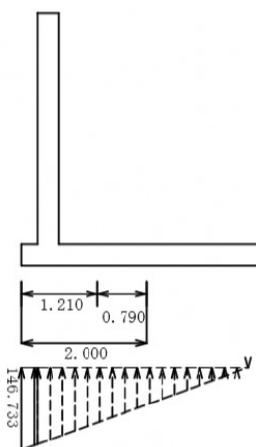
L : 地盤反力作用幅 (m)

【常時】



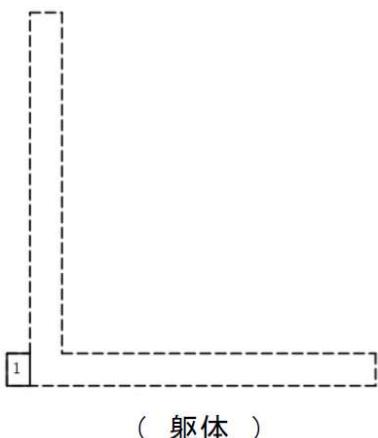
地盤反力度 (kN/m^2)		作用幅 L (m)	鉛直力 N (kN)	作用位置 X (m)
q_1	q_2			
116.723	111.518	0.250	-28.530	0.126

【大地震時】



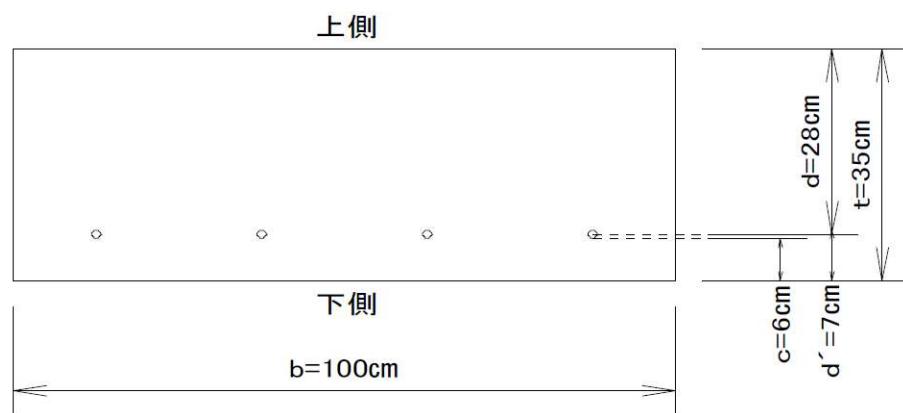
地盤反力度 (kN/m^2)		作用幅 L (m)	鉛直力 N (kN)	作用位置 X (m)
q_1	q_2			
146.733	136.627	0.250	-35.420	0.126

② つま先版つけ根における作用力



ブロック	重 量 W_i (kN)	重心又は作用位置までの距離 (m)	モーメント (kN・m)
		x_i	$W_i \cdot x_i$
軸体 (自重)	$0.250 \times 0.350 \times 24 = -2.100$	0.125	-0.262
地盤反力	【常時】 = 28.530 【大地震時】 = 35.420	0.126	3.594 4.480
合計	【常時】 26.430 【大地震時】 33.320		$(M_r - M_o) = M = 3.331$ $= 4.218$

③ 必要鉄筋量



- 必要鉄筋量の目安

$$A_{so} = \frac{M}{\sigma_{sa} \cdot j \cdot d}$$

位置	かぶり (cm)	鉄筋 径	鉄筋面積 (cm ² /本)	本数	鉄筋量 (cm ²)
上面	1'	—	—	—	—
	2'	—	—	—	—
下面	1	6.00	D13	1.267	4.000
	2	—	—	—	—

引張側必要鉄筋量 0.605 (cm²)

$$\cdot \quad j = 1 - \frac{K}{3} = 1 - \frac{0.388}{3} = 0.871$$

・鉄筋比

$$p = \frac{A_s}{b \cdot d} = \frac{22.92}{100 \times 28} = 0.00819$$

④ 曲げ応力度の照査

中立軸の算出

$$x^2 + \frac{2 \cdot n}{b} \{ A_s \cdot (X - d) \} = 0.0$$

より x を求める。

応力度の算出

$$\sigma_c = \frac{M}{\frac{b \cdot x}{2} \cdot \left(\frac{h}{2} - \frac{x}{3} \right) + n \cdot A_s \cdot \frac{(x-d) \cdot (h/2-d)}{x}}$$

$$\sigma_s = n \cdot \sigma_c \cdot \frac{d-x}{x}$$

ここに、

x : コンクリートの圧縮縁から中立軸までの距離 (mm)

h : 部材断面の高さ (mm), h = 350.000

b : 部材断面幅 (mm), b = 1000.000

d : 部材の有効高 (mm)

A_s : 引張側鉄筋の全断面積 (mm²)

n : 鉄筋とコンクリートのヤング係数比, n = 15.00

e : 部材断面の図心軸から軸方向力の作用点までの距離 (mm)

σ_c : コンクリートの曲げ圧縮応力度 (N/mm²)

σ_s : 鉄筋の引張応力度 (N/mm²)

M : 曲げモーメント (N.mm)

荷重状態 (水位)	M (kN.m)	N (kN)	x (cm)	圧縮応力度 (N/mm ²)		引張応力度 (N/mm ²)		判定
				計算値	許容値	計算値	許容値	
當時	94.345	0.000	11.096	6.721	≤	7.000	162.688	≤ 195.000 ○
大地震時	78.627	0.000	11.096	5.602	≤	21.000	135.584	≤ 295.000 ○

(3) かかと版の部材計算

① かかと版つけ根における地盤反力

鉛直力

$$N = \frac{1}{2} (q_1 + q_2) \cdot L$$

作用位置

$$X = \frac{2 \cdot q_1 + q_2}{3 \cdot (q_1 + q_2)} \cdot L$$

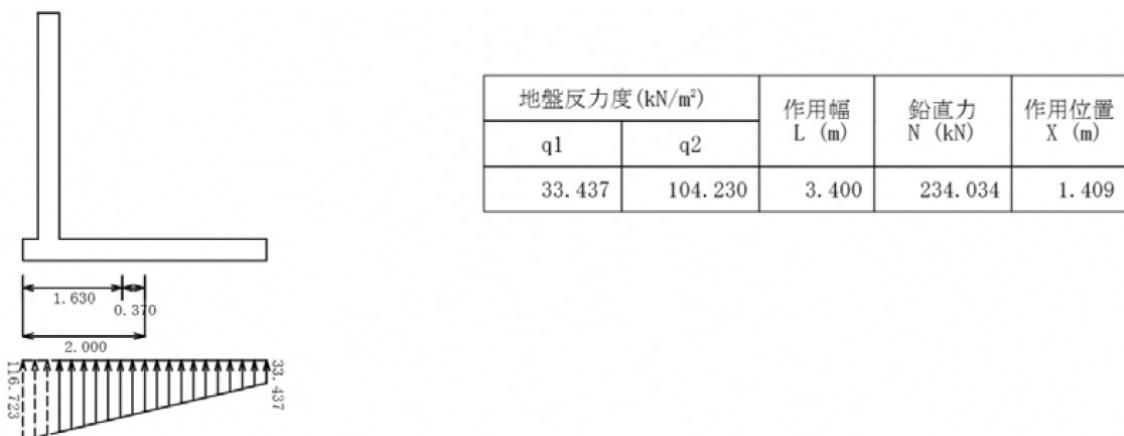
ここに、

q_1 : かかと版前面位置の地盤反力度 (kN/m^2)

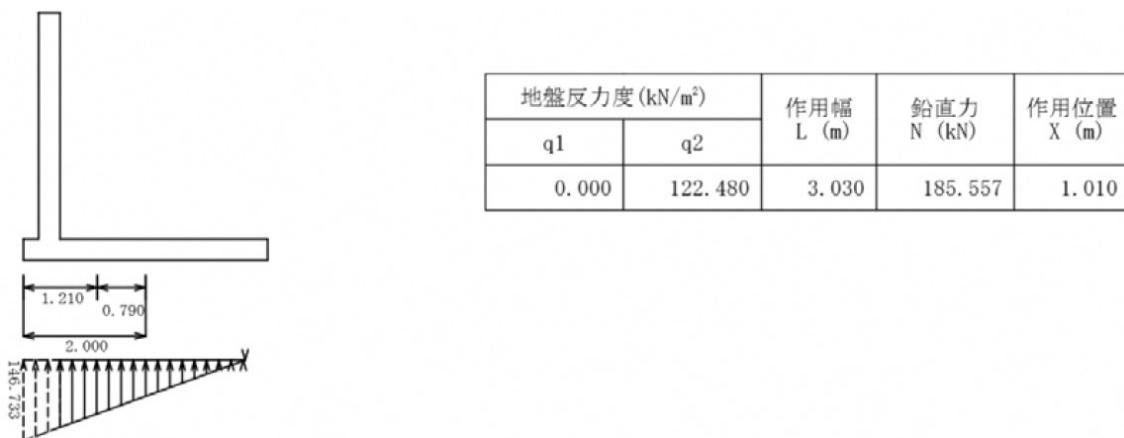
q_2 : かかと版設計位置の地盤反力度 (kN/m^2)

L : 地盤反力作用幅 (m)

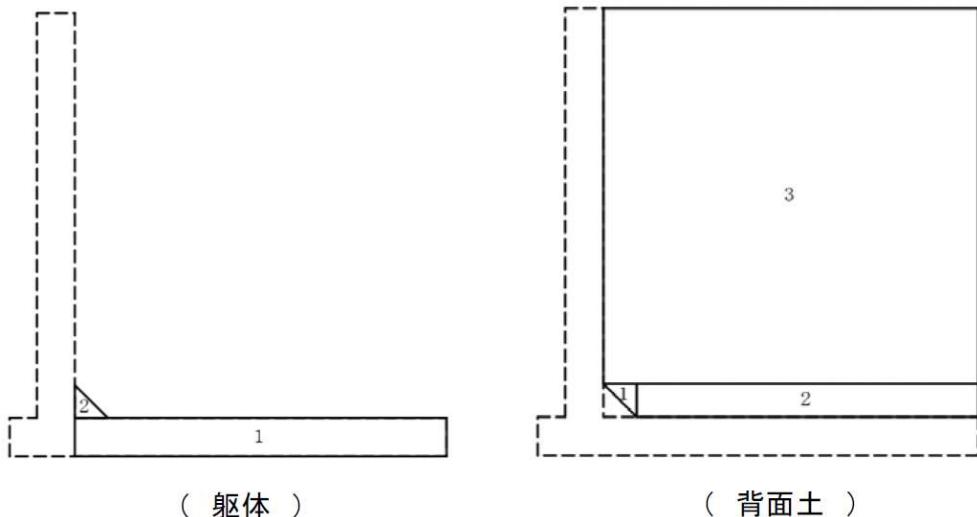
【常時】



【大地震時】



② かかと版つけ根における作用力



【常時の作用力集計】

ブロック	重 量 W_i (kN)			重心又は作用位置までの距離 (m)	モーメント (kN・m)
		x_i	$W_i \cdot x_i$		
車 体 (自重)	① $3.40 \times 0.35 \times 24 = 28.56$	1.700	48.552		
	② $1/2 \times 0.30 \times 0.30 \times 24 = 1.08$	0.100	0.108		
	小計	29.64	1.642		48.660
背 面 土 (自重)	① $1/2 \times 0.30 \times 0.30 \times 16 = 0.72$	0.200	0.144		
	② $3.10 \times 0.30 \times 16 = 14.88$	1.850	27.528		
	③ $3.40 \times 3.40 \times 16 = 184.96$	1.700	314.432		
	小計	200.56	1.706		342.104
載荷重	q $3.40 \times 10.00 = 34.00$	1.700	57.800		
地盤反力		$= -234.034$	1.409	$M_o = -329.661$	
鉛直力	V (合計) $= 30.166$	—	—	$M_r = 448.615$	
合計	$(M_r - M_o) = M = 118.954$				

※作用位置 【車体】 $XG = \Sigma (W_i \cdot x_i) / \Sigma W_i = 1.642m$

【土砂】 $XG = \Sigma (W_i \cdot x_i) / \Sigma W_i = 1.706m$

※かかと版に働く曲げモーメントが壁に働く曲げモーメントを超える場合は、部材計算に用いる曲げモーメントは、壁に働く曲げモーメントとする。

壁基部の断面力 $M_1 = 94.345 \text{ kN.m}$

かかと版つけ根の断面力 $M_3 = 118.954 \text{ kN.m}$

$M_3 > M_1$ となったので、つけ根の断面力として M_1 を適用します。

【大地震時の作用力集計】

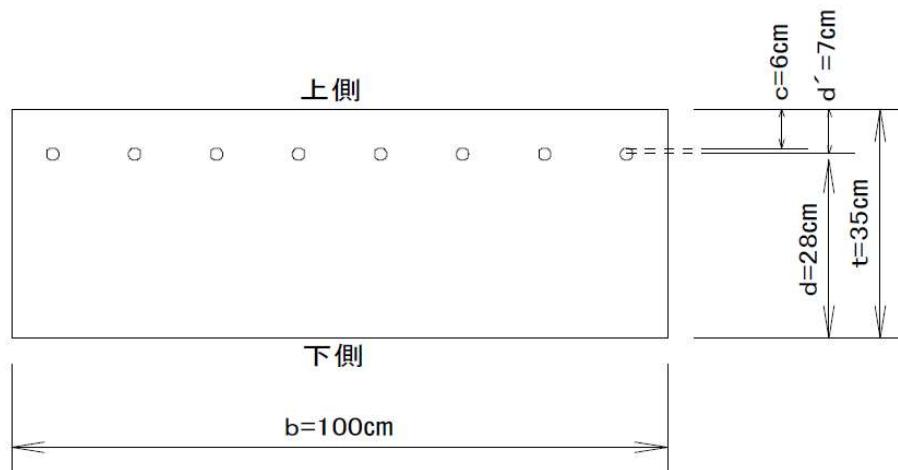
項目	N_i (kN)	X_i (m)	$M = N_i \cdot X_i$ (kN·m)
自重	230.200	1.698	390.815
地盤反力	-185.557	1.010	-187.412
合計	44.643	—	203.403

堅壁基部の断面力 $M_1 = 78.627 \text{ kN.m}$

かかと版つけ根の断面力 $M_3 = 203.403 \text{ kN.m}$

$M_3 > M_1$ となったので、つけ根の断面力として M_1 を適用します。

③ 必要鉄筋量



・必要鉄筋量の目安

$$A_{so} = \frac{M}{\sigma_{sa} \cdot j \cdot d}$$

位置		かぶり (cm)	鉄筋径	鉄筋面積 (cm²/本)	本数	鉄筋量 (cm²)
上面	1	6.00	D19	2.865	8.000	22.920
	2	—	—	—	—	—
下面	1'	—	—	—	—	—
	2'	—	—	—	—	—

引張側必要鉄筋量 $20.258 \text{ (cm}^2)$

$$\cdot j = 1 - \frac{K}{3} = 1 - \frac{0.388}{3} = 0.871$$

・鉄筋比

$$p = \frac{A_s}{b \cdot d} = \frac{22.92}{100 \times 28} = 0.00819$$

④ 曲げ応力度の照査

中立軸の算出

$$x^2 + \frac{2 \cdot n}{b} \{ A_s \cdot (X - d) \} = 0.0$$

より x を求める。

応力度の算出

$$\sigma_c = \frac{M}{\frac{b \cdot x}{2} \cdot \left(\frac{h}{2} - \frac{x}{3} \right) + n \cdot A_s \cdot \frac{(x-d) \cdot (h/2-d)}{x}}$$

$$\sigma_s = n \cdot \sigma_c \cdot \frac{d-x}{x}$$

ここに、

x : コンクリートの圧縮縁から中立軸までの距離 (mm)

h : 部材断面の高さ (mm), h = 350.000

b : 部材断面幅 (mm), b = 1000.000

d : 部材の有効高 (mm)

As : 引張側鉄筋の全断面積 (mm²)

n : 鉄筋とコンクリートのヤング係数比, n = 15.00

e : 部材断面の図心軸から軸方向力の作用点までの距離 (mm)

σ_c : コンクリートの曲げ圧縮応力度 (N/mm²)

σ_s : 鉄筋の引張応力度 (N/mm²)

M : 曲げモーメント (N·mm)

荷重状態 (水位)	M (kN·m)	x (cm)	圧縮応力度 (N/mm ²)		引張応力度 (N/mm ²)		判定
			計算値	許容値	計算値	許容値	
常時	94.345	11.096	6.721	≤	7.000	162.688	≤ 195.000 ○
大地震時	78.627	11.096	5.602	≤	21.000	135.584	≤ 295.000 ○

⑤せん断応力度の照査

$$\tau_s = \frac{S_h}{b \cdot d} \leq \tau_{s1}$$

ここに、

τ_s : コンクリートの平均せん断応力度(N/mm²)

S_h : 作用せん断力(N)

d : 部材の有効高(mm)

b : 部材断面幅(mm)

τ_{s1} : コンクリートのみでせん断力を負担する場合の許容せん断応力度(N/mm²)

荷重状態(水位)	せん断力 S_h (kN)	有効高 d (mm)	せん断応力度(N/mm ²)		判定
			計算値 τ	許容値 τ_{s1}	
當時	30.166	290.000	0.104	≤ 0.700	○
大地震時	44.643	290.000	0.154	≤ 1.400	○

第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図

第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図

1 標準図の適用条件

この鉄筋コンクリート造擁壁標準図は、次の条件を満たす場合に使用するものとする。

(1) 背面土

擁壁の背面土は、原則として擁壁の天端で水平であること。また、背面土の土質は、表4-2-1に示す条件と同等以上のものとし、確実に数値を得られるように層厚30cm毎に敷均し、入念に転圧すること。

表4-2-1 背面土の種類による土質定数

背面土の種類	内部摩擦角(°)	単位体積重量(kN/m³)
関東ローム等	20	16
砂質土	25	17

(2) 基礎地盤

基礎の許容支持力を得るために必要な基礎地盤の土質定数は、次頁から示す地耐力一覧表の値以上とする。なお、設置する擁壁の長期許容応力度が100kN/m²を超えるものは、設計時に地盤調査を行い、地盤の許容応力度を確認すること。値が不足する場合は、地盤改良等を施すこと。

2 標準構造図の種類

(1) 背面土：関東ローム等、内部摩擦角 $\phi = 20^\circ$ 、単位体積重量 $\gamma = 1.6$

L型擁壁 N A

見高 (m)	底版 総延長 (m)	q max (kN/m ²)	常時			中地震時			大地震時		
			鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	q max (kN/m ²)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)
1.5	1.80	80	75	24	21 \leftrightarrow	59	27	24 \leftrightarrow	88	59	30
2.0	2.20	96	112	35	36	92	41	46	112	92	46
2.5	3.00	100	178	49	61	151	64	85	118	151	72
3.0	3.30	123	230	65	96	201	88	137	153	201	98
3.5	3.75	142	299	86	145	265	119	214	182	265	132
4.0	4.25	156	382	106	200	344	153	315	209	344	170
4.5	4.80	175	480	133	287	438	195	451	235	438	217
5.0	5.35	190	587	159	379	539	239	610	256	539	266
											685

逆T型擁壁 N B

見高 (m)	底版 総延長 (m)	q max (kN/m ²)	常時			中地震時			大地震時		
			鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	q max (kN/m ²)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)
1.5	2.00	56	75	24	13	59	27	18	60	59	30
2.0	2.40	71	111	35	24	92	41	36	81	92	46
2.5	2.95	85	163	49	43	138	62	66	100	138	69
3.0	3.40	103	222	65	71	194	87	114	126	194	97
3.5	4.00	115	299	86	108	264	119	179	144	264	132
4.0	4.50	134	384	107	164	347	154	278	173	347	171
4.5	5.05	151	484	133	234	441	196	404	198	441	218
5.0	5.55	167	585	159	315	538	239	549	222	538	266
											623

※上記は、単位幅（1 m）あたりの数値である。

※3.0 mを超える市型擁壁は、堅及び底版の厚さをそれぞれの付け根部分の厚さと同一とすることができる。

※ボーリング調査により地盤の許容応力度を求める場合、地盤改良を行う場合などは、上記の値を用いて検討すること。

※中地震時の地盤最大反力 q max は、大地震時と同じであるため、記載を省略している。

※フェンス荷重として、堅壁頂部+H1.1mに水平力 1kN/m をかけ、計算している。

(2) 背面土：砂質土、内部摩擦角 $\phi = 25^\circ$ 、単位体積重量 $\gamma = 17$

L型擁壁 S A

サイズ		常時			中地震時			大地震時				
見高 (m)	底版 総延長 (m)	q_{max} (kN/m ²)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	q_{max} (kN/m ²)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)
1.5	1.60	85	70	21	18	56	24	22	102	56	27	25
2.0	2.00	99	105	30	31	88	38	42	137	87	42	47
2.5	2.90	100	180	42	52	153	61	82	121	153	69	93
3.0	3.15	123	229	57	82	201	83	130	159	201	93	147
3.5	3.55	143	295	75	125	263	111	200	192	263	124	226
4.0	3.70	171	347	93	175	315	137	280	247	315	153	315
4.5	4.05	194	424	116	244	389	173	394	293	389	192	443
5.0	4.75	201	545	139	324	503	216	549	293	503	241	619

逆T型擁壁 S B

サイズ		常時			中地震時			大地震時				
見高 (m)	底版 総延長 (m)	q_{max} (kN/m ²)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)	q_{max} (kN/m ²)	鉛直 荷重 (kN)	水平 荷重 (kN)	曲げ モーメント (kN)
1.5	1.70	54	64	20	8	52	24	16	68	52	26	18
2.0	2.05	76	97	30	21	81	36	31	92	81	41	36
2.5	2.50	91	142	42	36	122	55	58	115	122	61	66
3.0	3.15	103	213	57	59	208	90	84	133	187	89	120
3.5	3.55	122	276	75	93	247	107	165	163	247	120	189
4.0	3.95	141	350	93	137	318	138	246	194	318	154	281
4.5	4.40	161	438	116	197	401	175	356	226	402	195	407
5.0	4.75	180	521	139	265	481	212	480	259	481	236	547

※上記は、単位幅（1 m）あたりの数値である。

※3.0 mを超える市型擁壁は、堅及び底版の厚さをそれぞれの付け根部分の厚さと同一とすることができる。

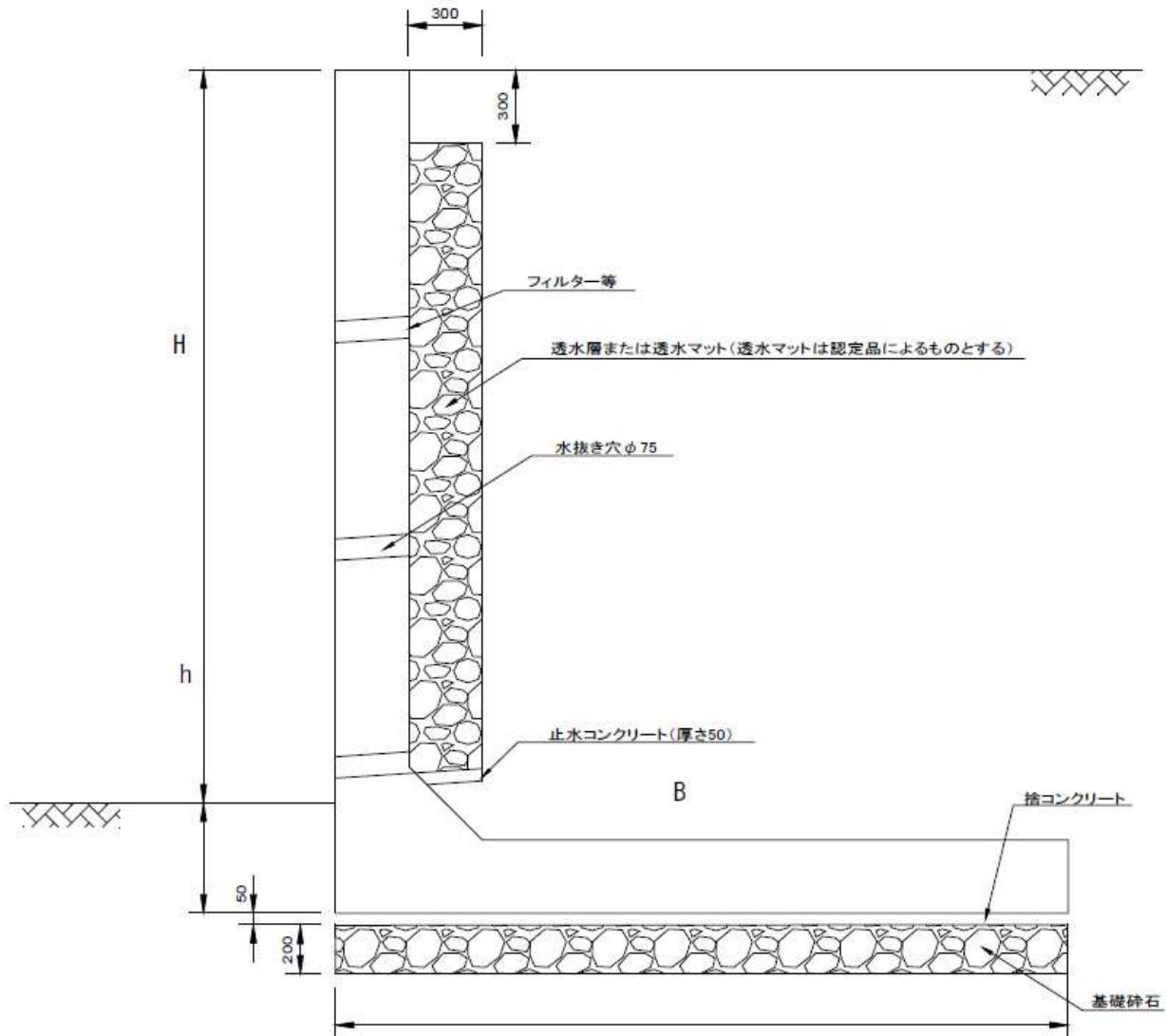
※ボーリング調査により地盤の許容応力度を求める場合、地盤改良を行う場合などは、上記の値を用いて検討すること。

※中地震時の地盤最大反力 q_{max} は、大地震時と同じであるため、記載を省略している。

※フェンス荷重として、堅壁頂部+H1.1mに水平力 1kN/m をかけ、計算している。

鉄筋コンクリート擁壁標準構造図

単位 mm



(凡例)

H : 地上高

h : 根入れ (最低350かつ $0.15H$ 以上)

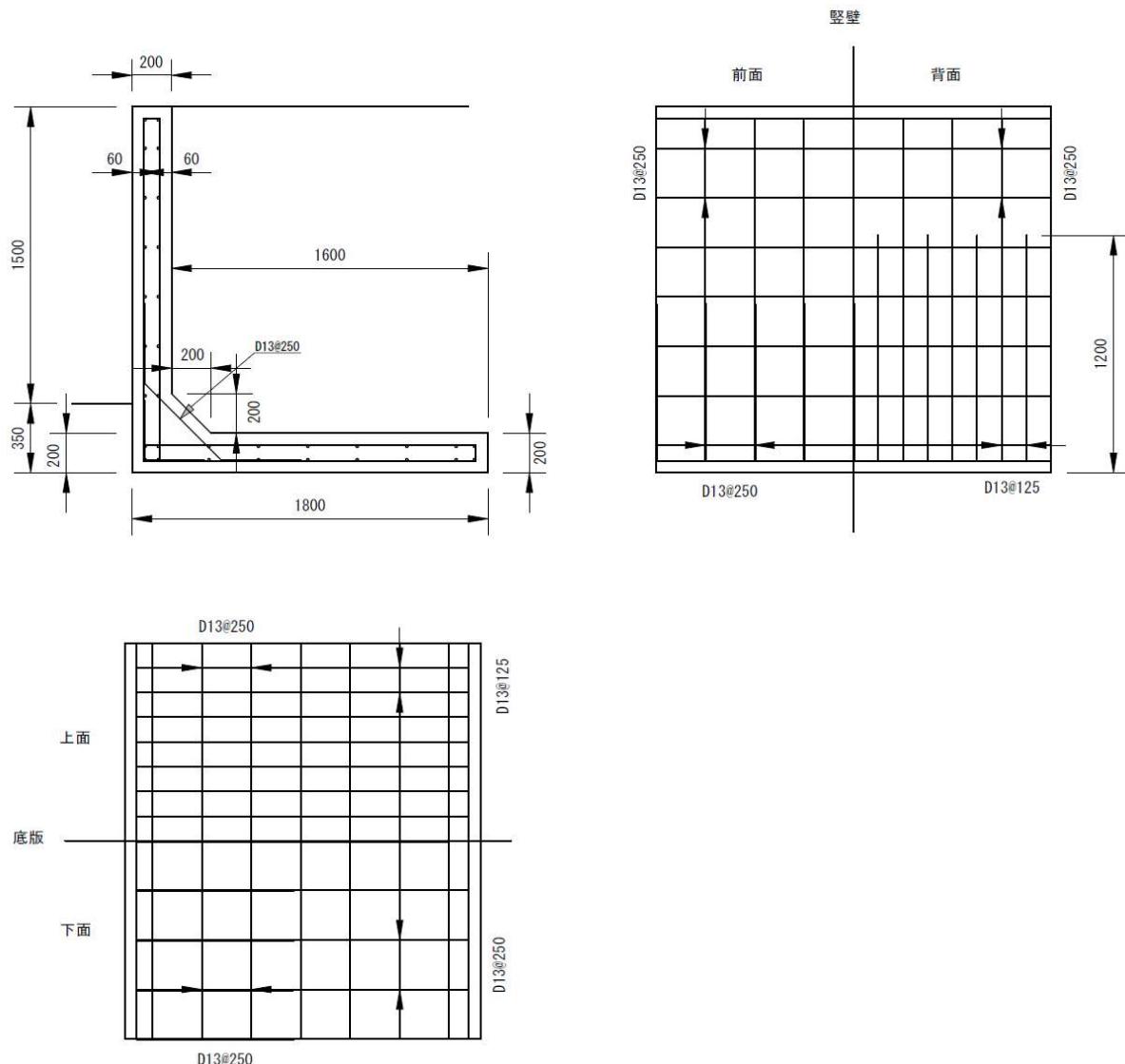
B : 底板幅

(条件)

- 1 地表面載荷重 : 10 kN/m²以上
- 2 鉄筋 : SD295使用
- 3 コンクリートの設計基準強度 : 21 N/mm²以上
- 4 背面土 : 関東ローム等又は砂質土
- 5 内部摩擦角 : 関東ローム等の場合 20°
砂質土の場合 25°

L型擁壁 1.5NA

単位 mm

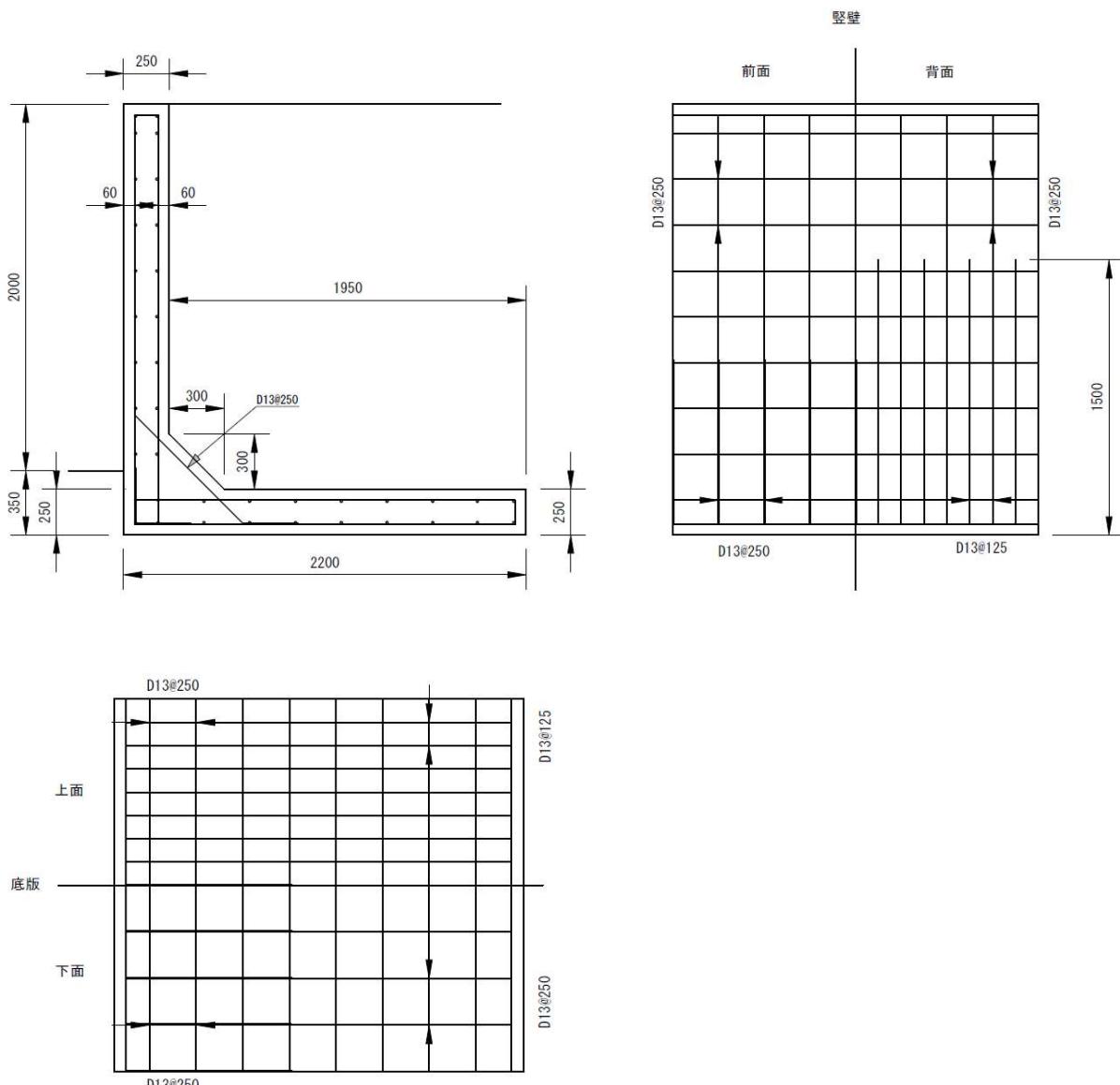


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：80kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 2.ONA

単位 mm

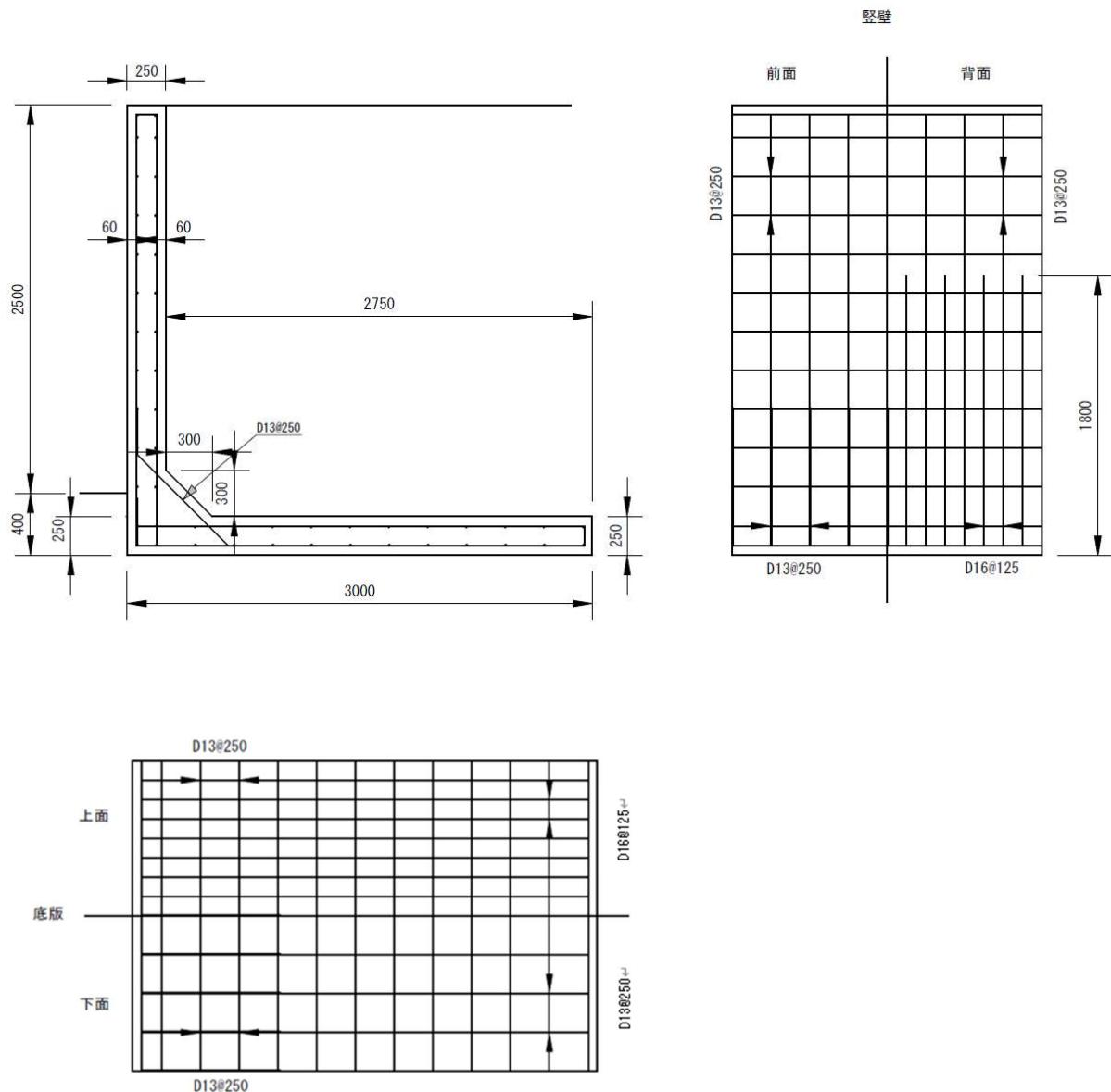


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角 20°
粘着力 $0\text{kN}/\text{m}^2$
単位体積重量 $16\text{kN}/\text{m}^3$
- 2 地盤の地耐力： $100\text{kN}/\text{m}^2$ 以上
- 3 地表面載荷重： $10\text{kN}/\text{m}^2$
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力 $1\text{kN}/\text{m}$)
- 5 コンクリートの設計基準強度： $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り： 60mm

L型擁壁 2. 5NA

単位 mm

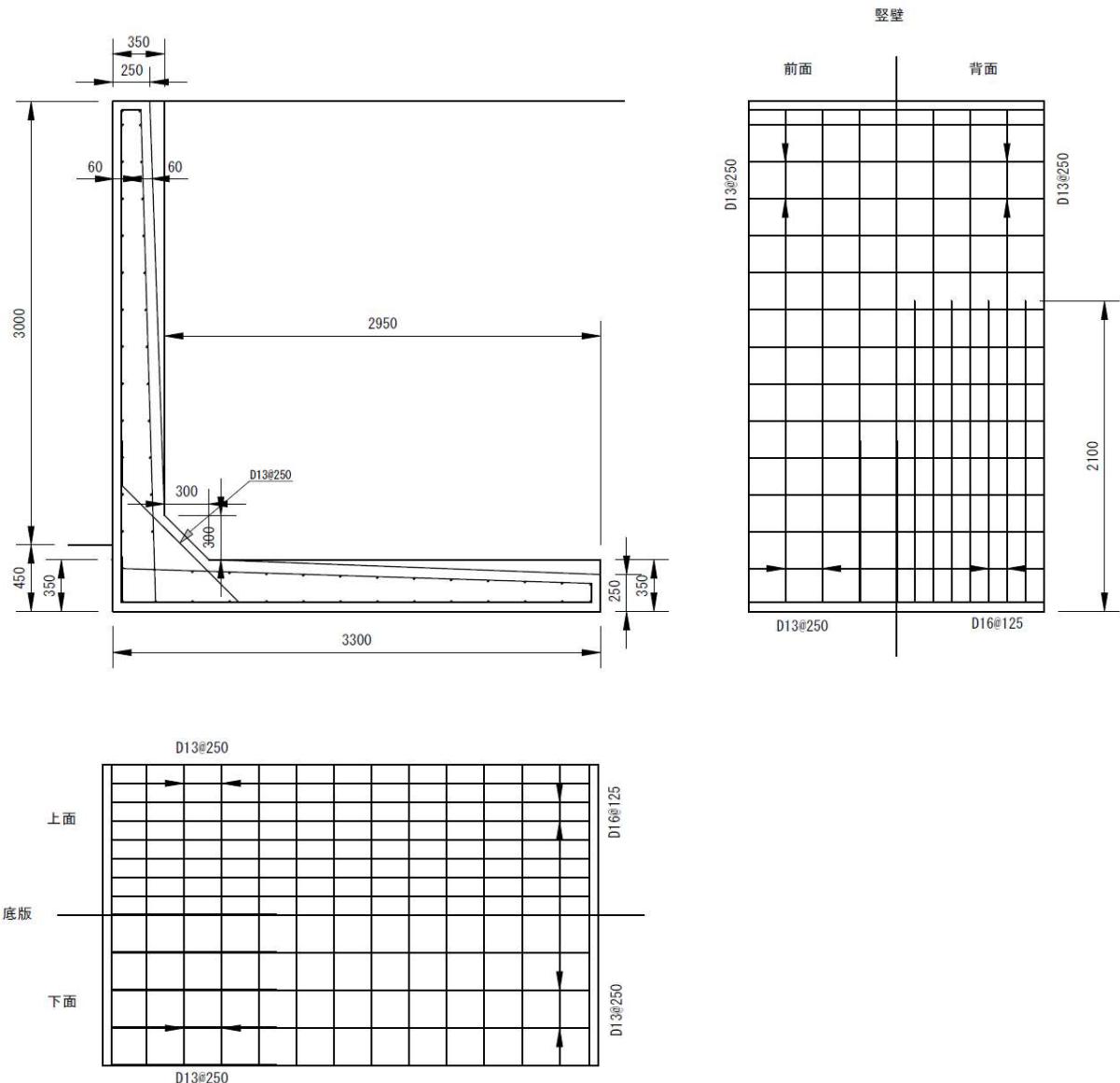


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：100kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 3. ONA

単位 mm

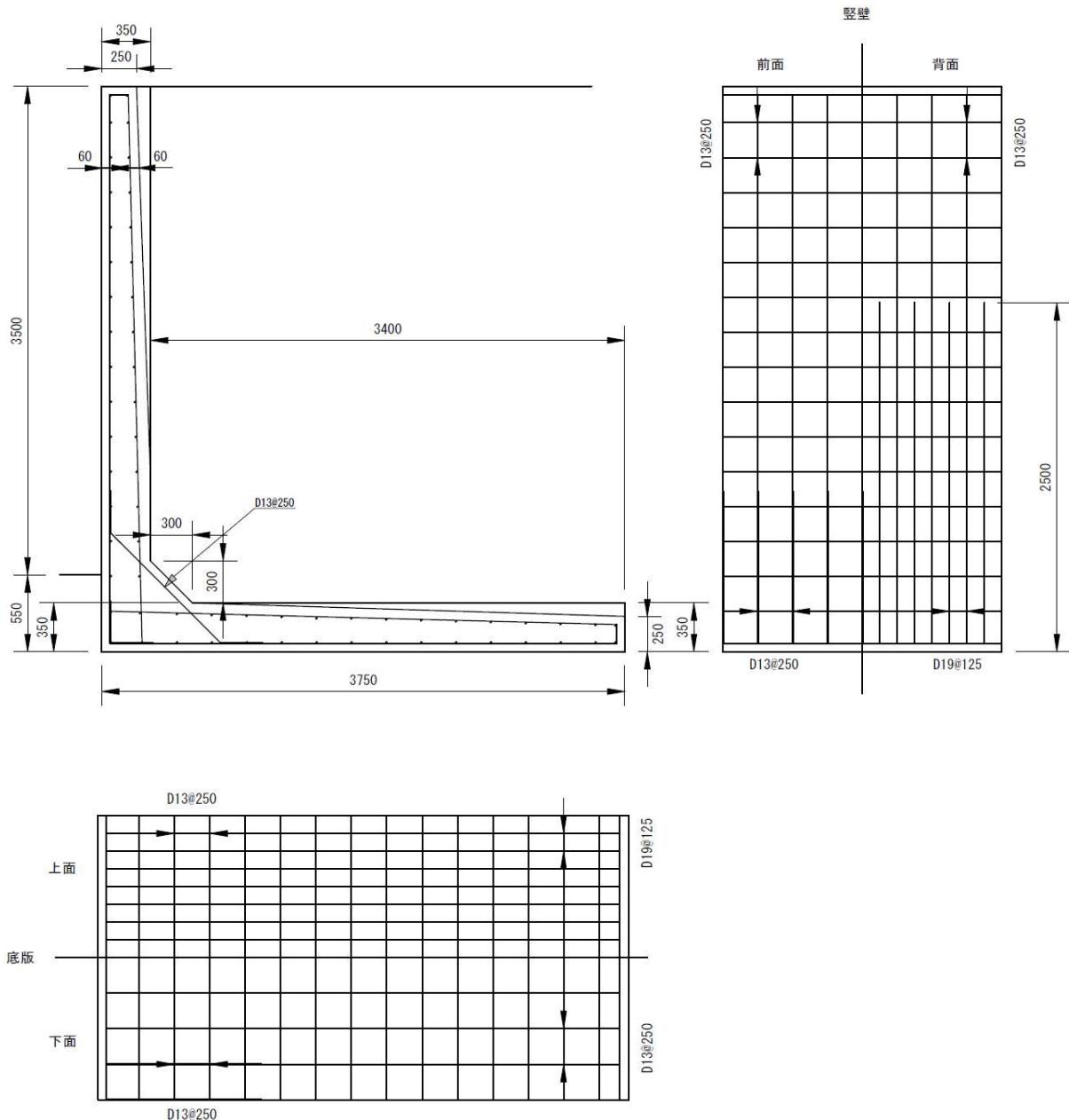


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：125kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 3.5NA

単位 mm

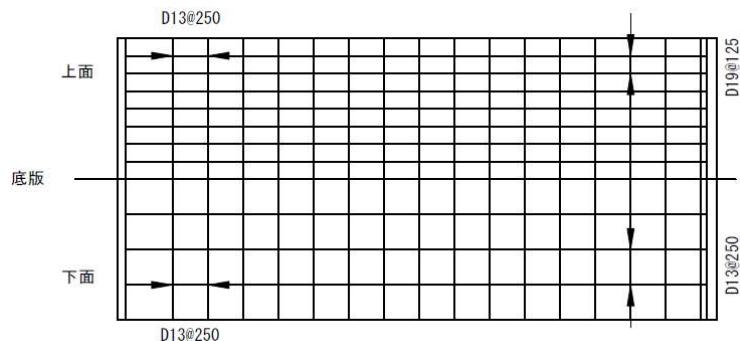
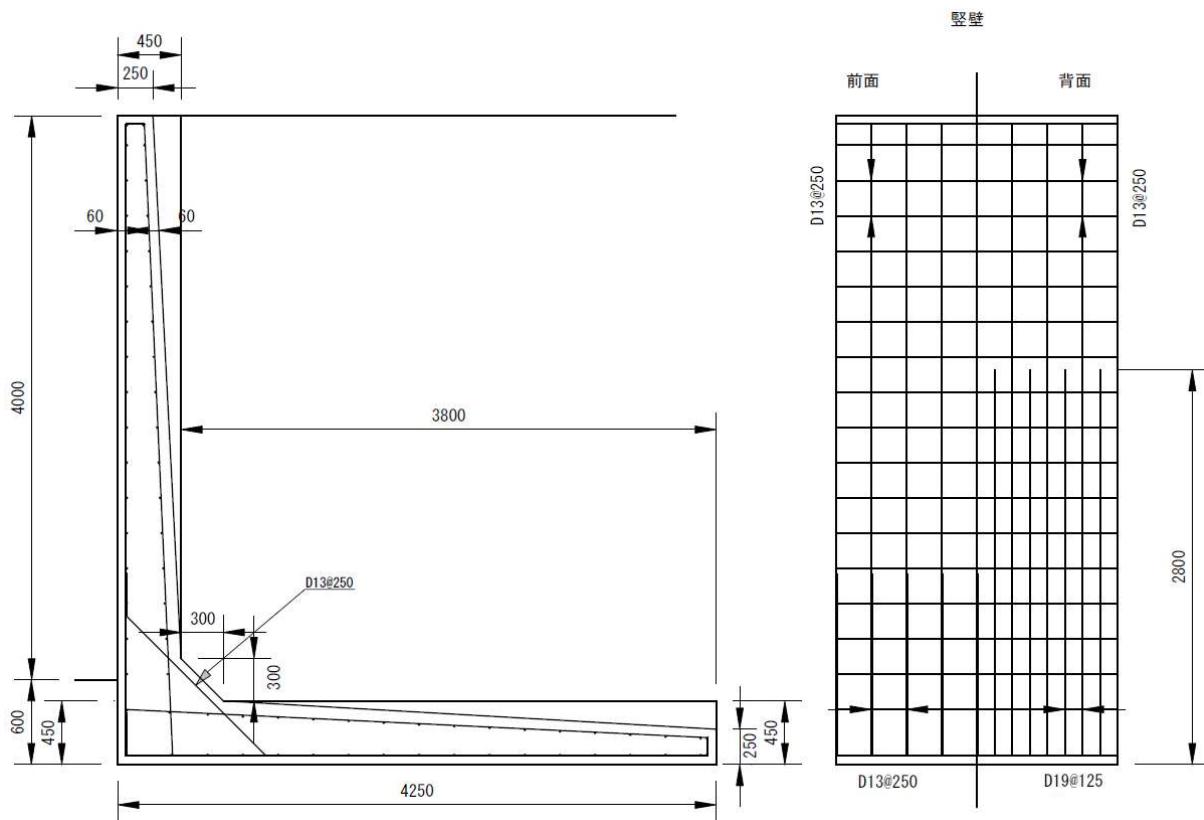


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：145kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 4.ONA

単位 mm

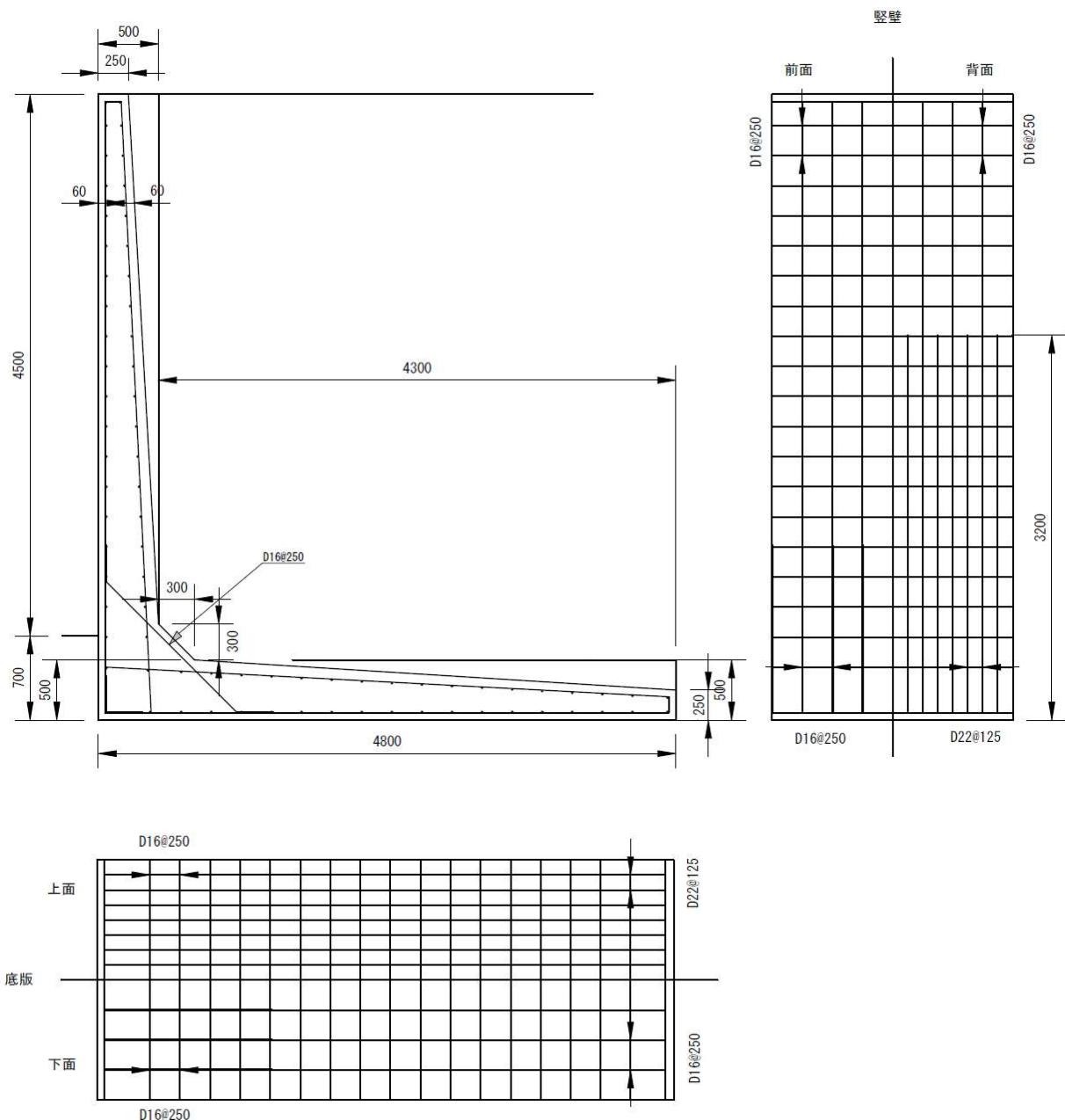


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：160kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 4.5NA

単位 mm

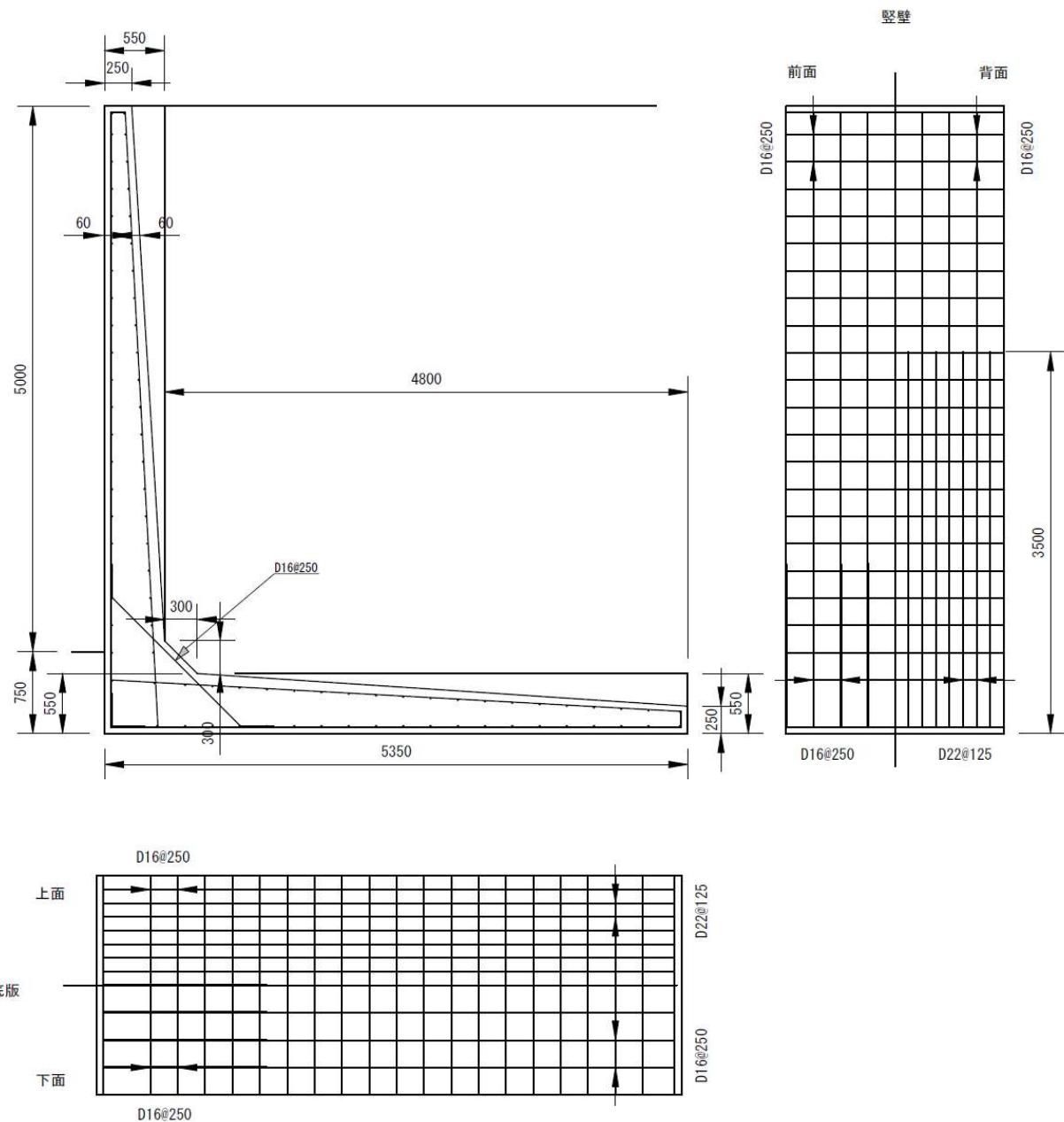


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：175kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 5.ONA

単位 mm

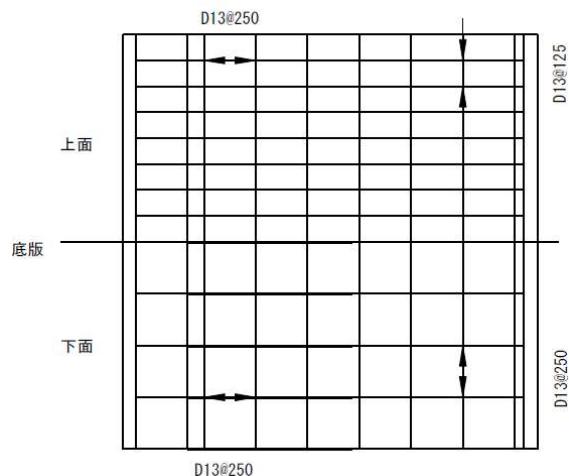
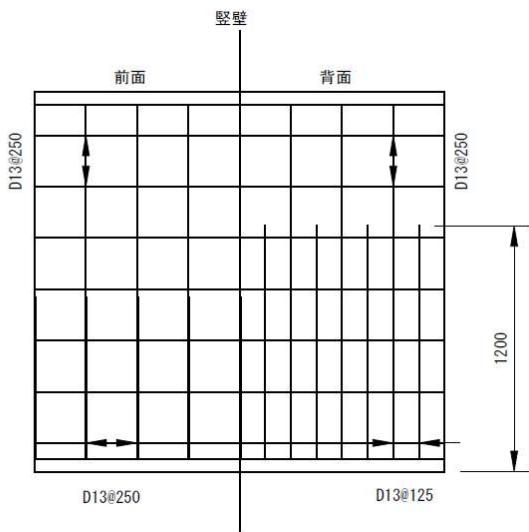
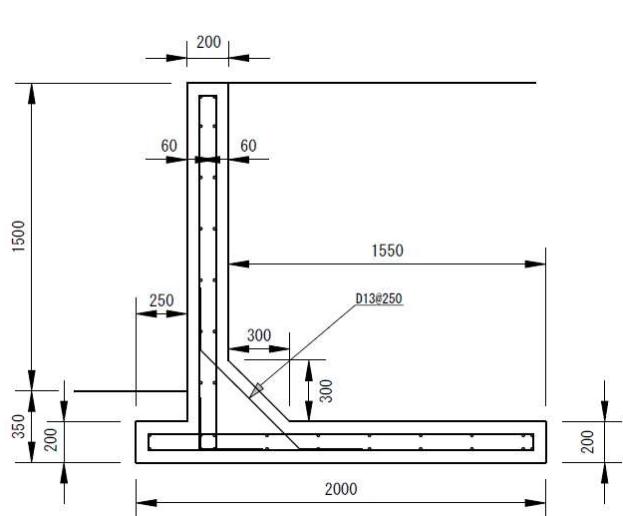


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：190kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 1.5NB

単位 mm

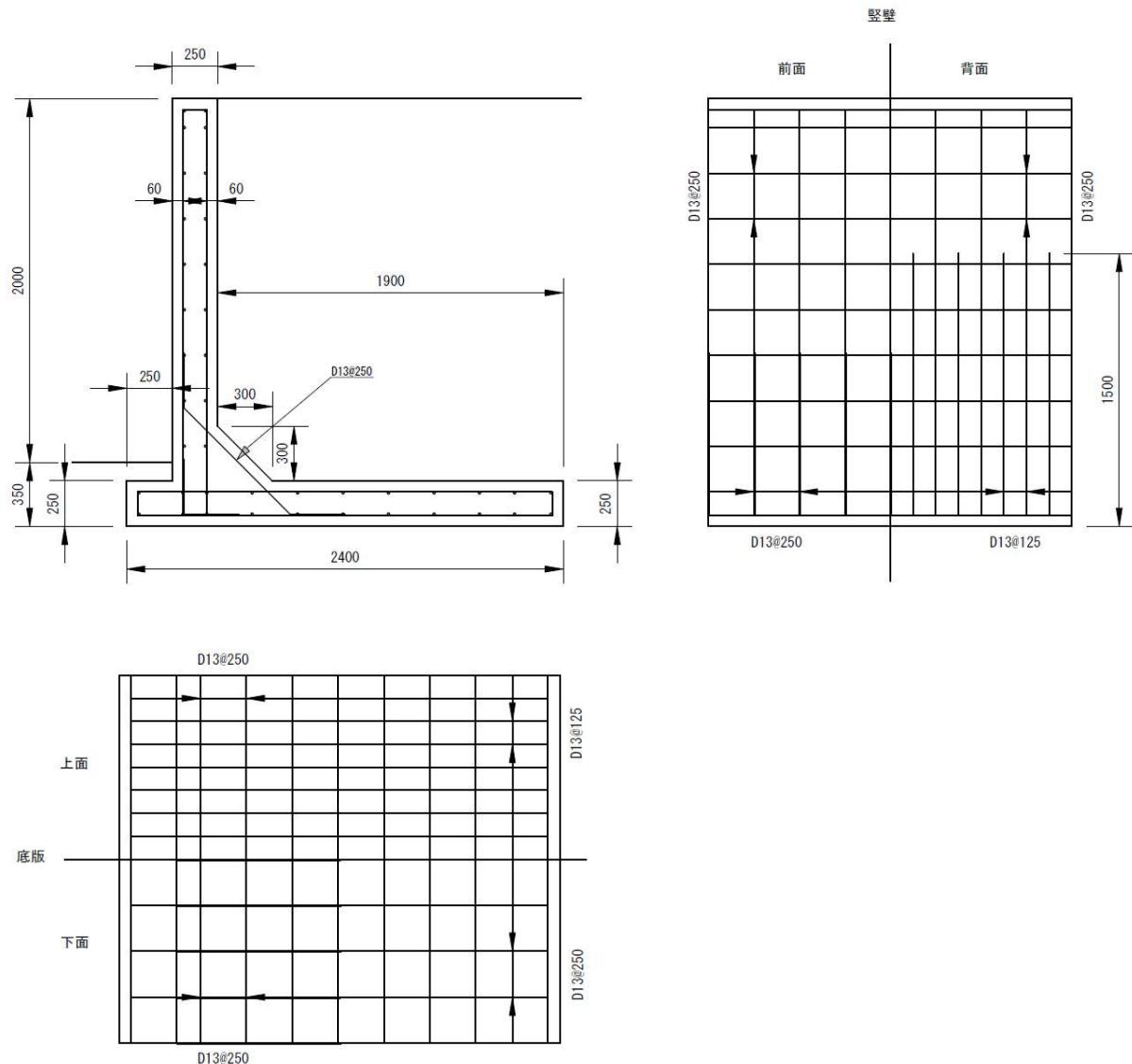


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：60kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 2.ONB

単位 mm

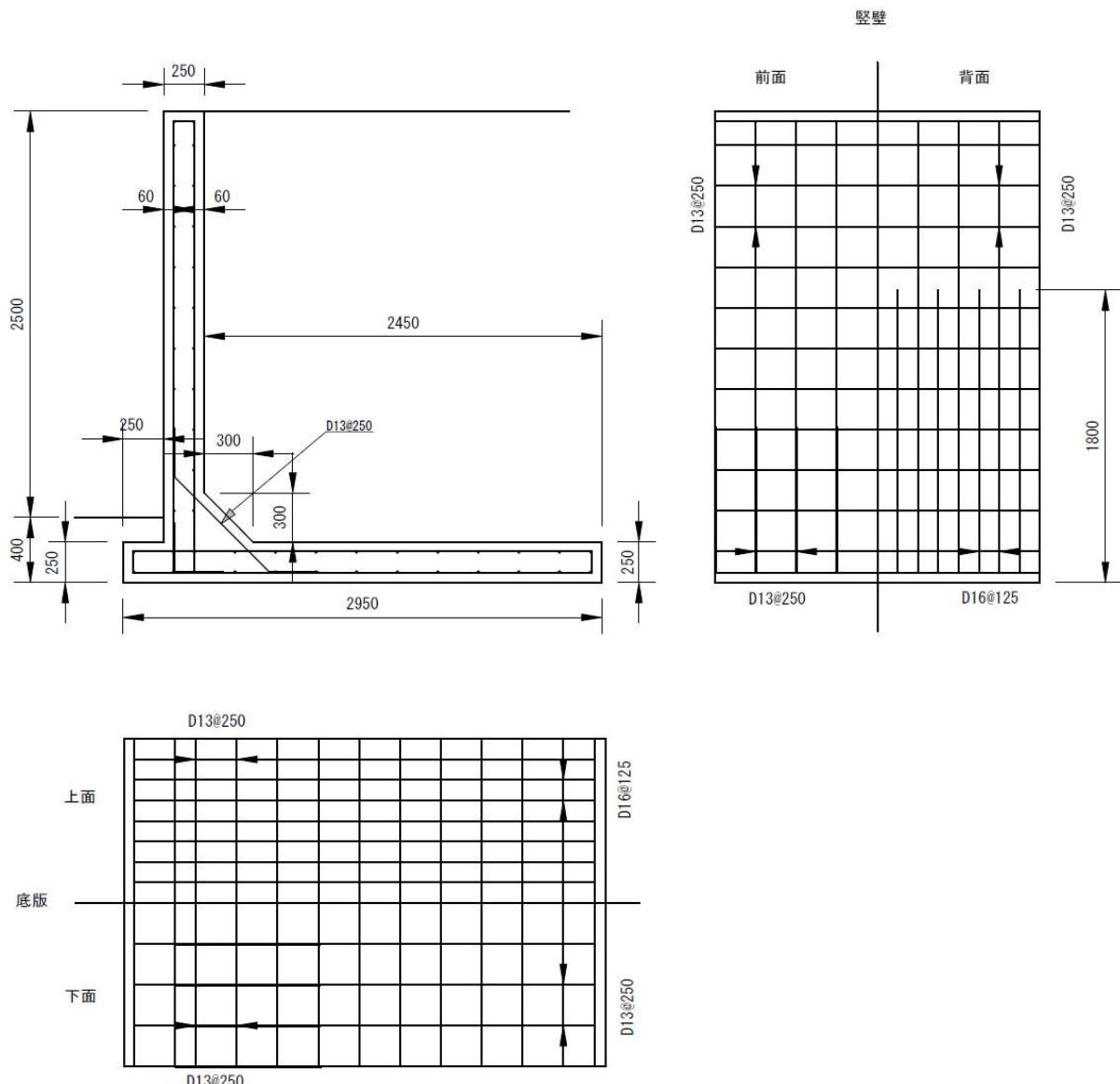


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：75kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 2.5NB

単位 mm

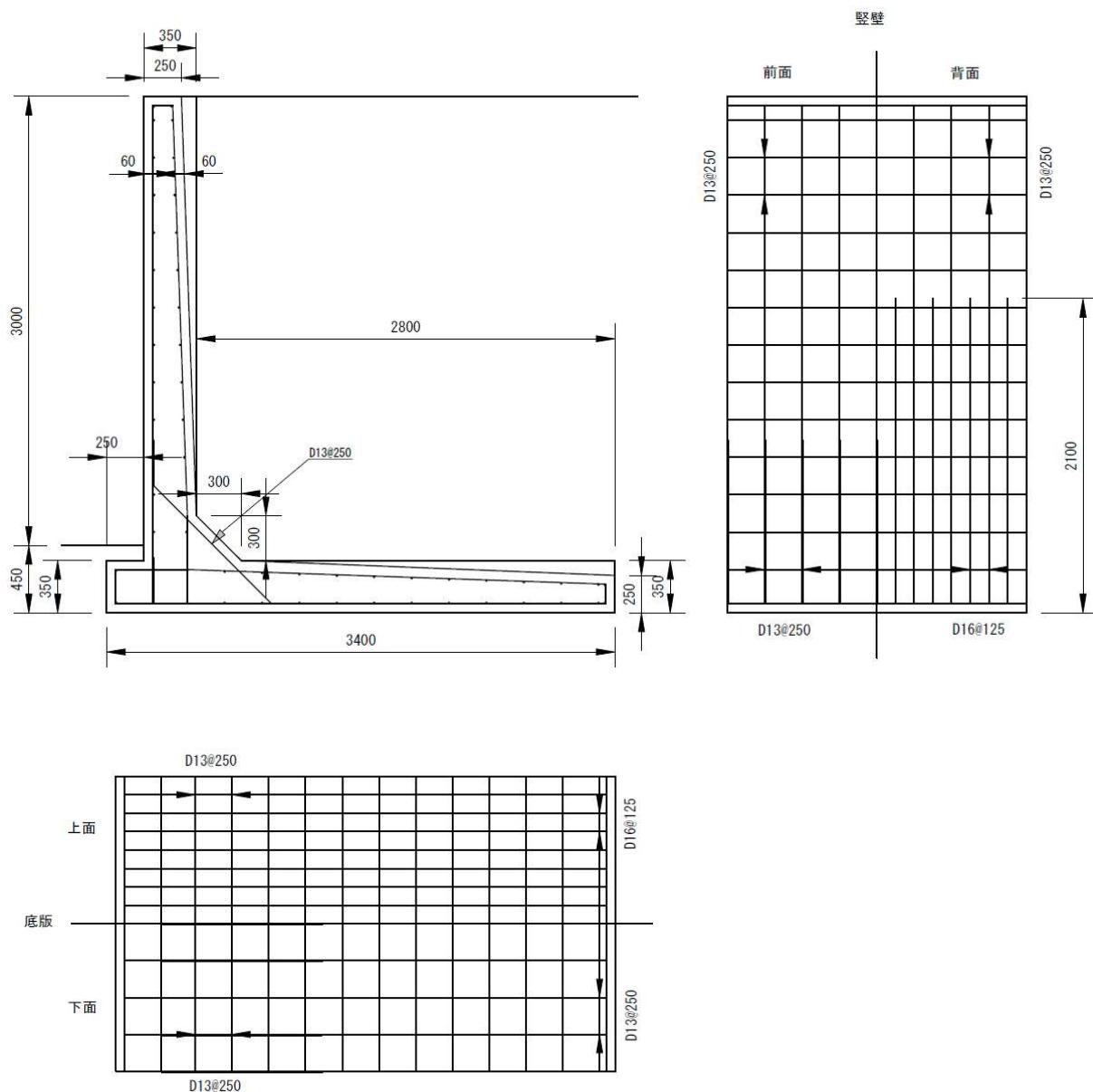


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：85kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 3.ONB

単位 mm

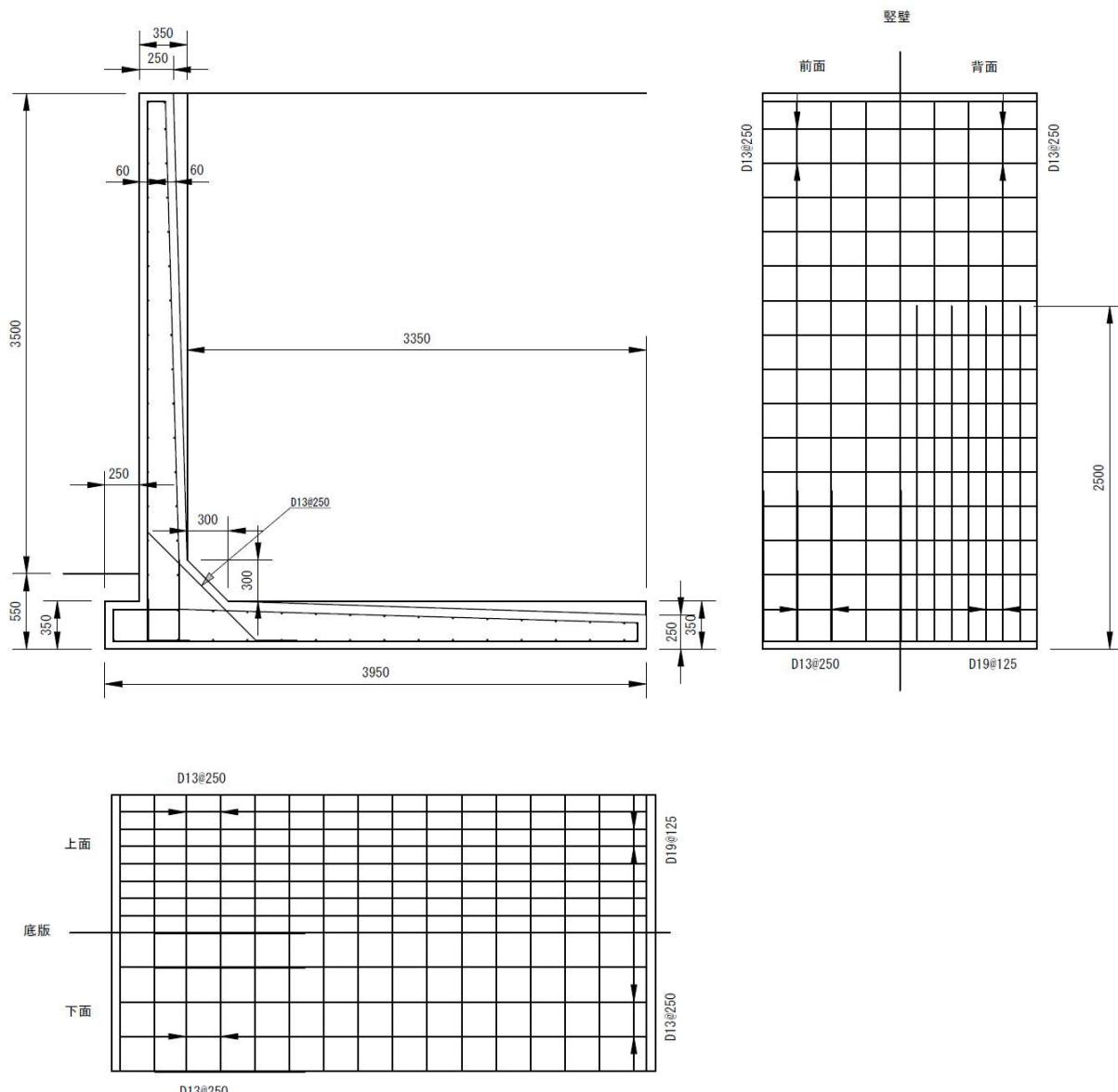


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：105kN/m³以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 3.5NB

単位 mm

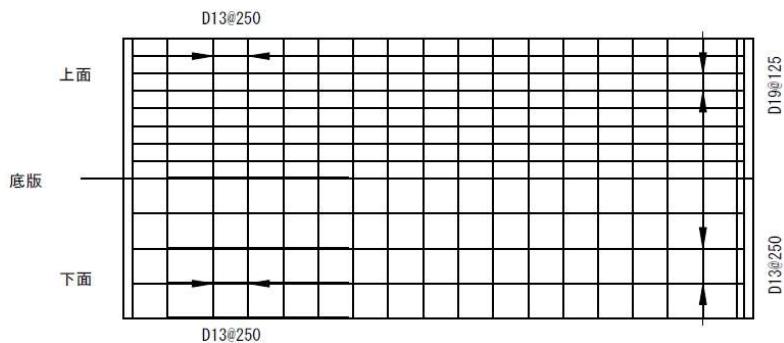
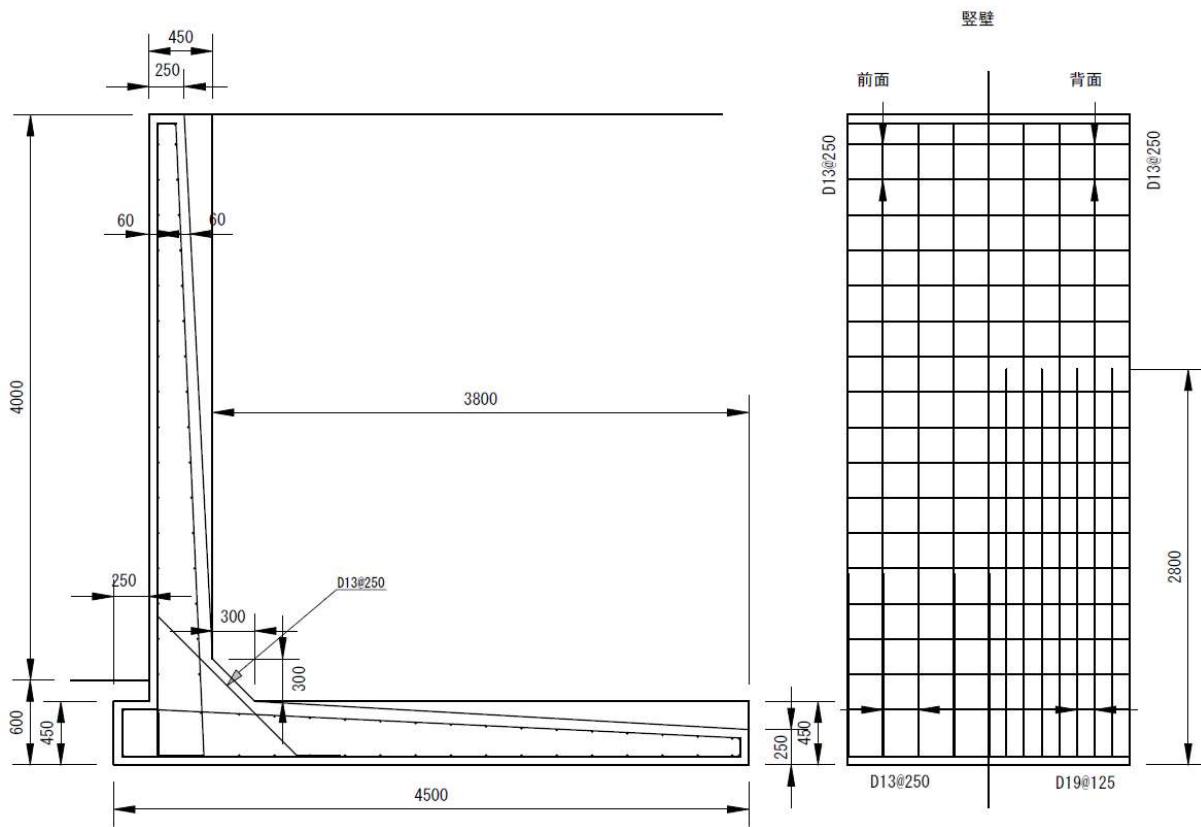


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角 20°
粘着力 $0kN/m^2$
単位体積重量 $16kN/m^3$
- 2 地盤の地耐力： $120kN/m^3$ 以上
- 3 地表面載荷重： $10kN/m^2$
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m: 水平力 $1kN/m$)
- 5 コンクリートの設計基準強度： $21N/mm^2$ 以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 4.ONB

単位 mm

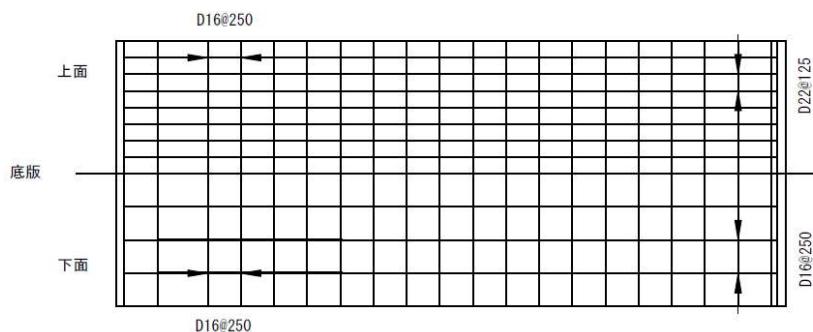
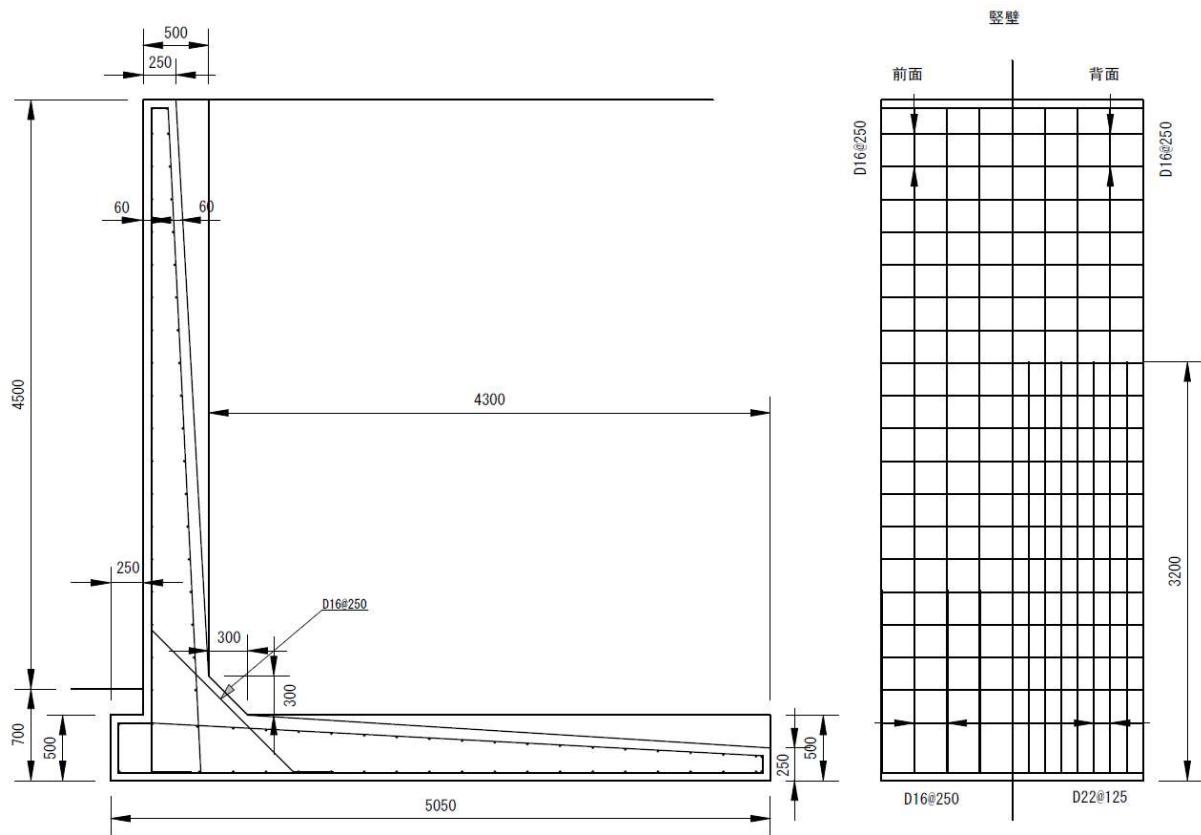


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：135kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 4.5NB

単位 mm

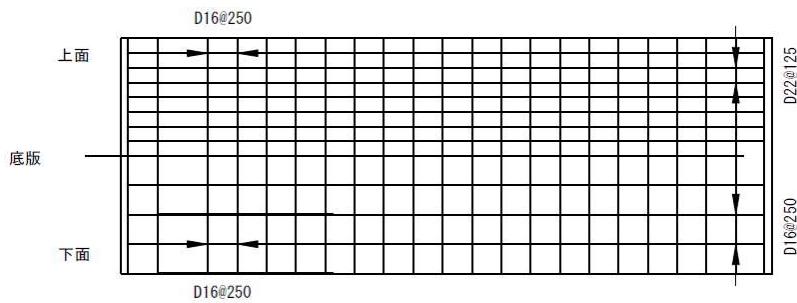
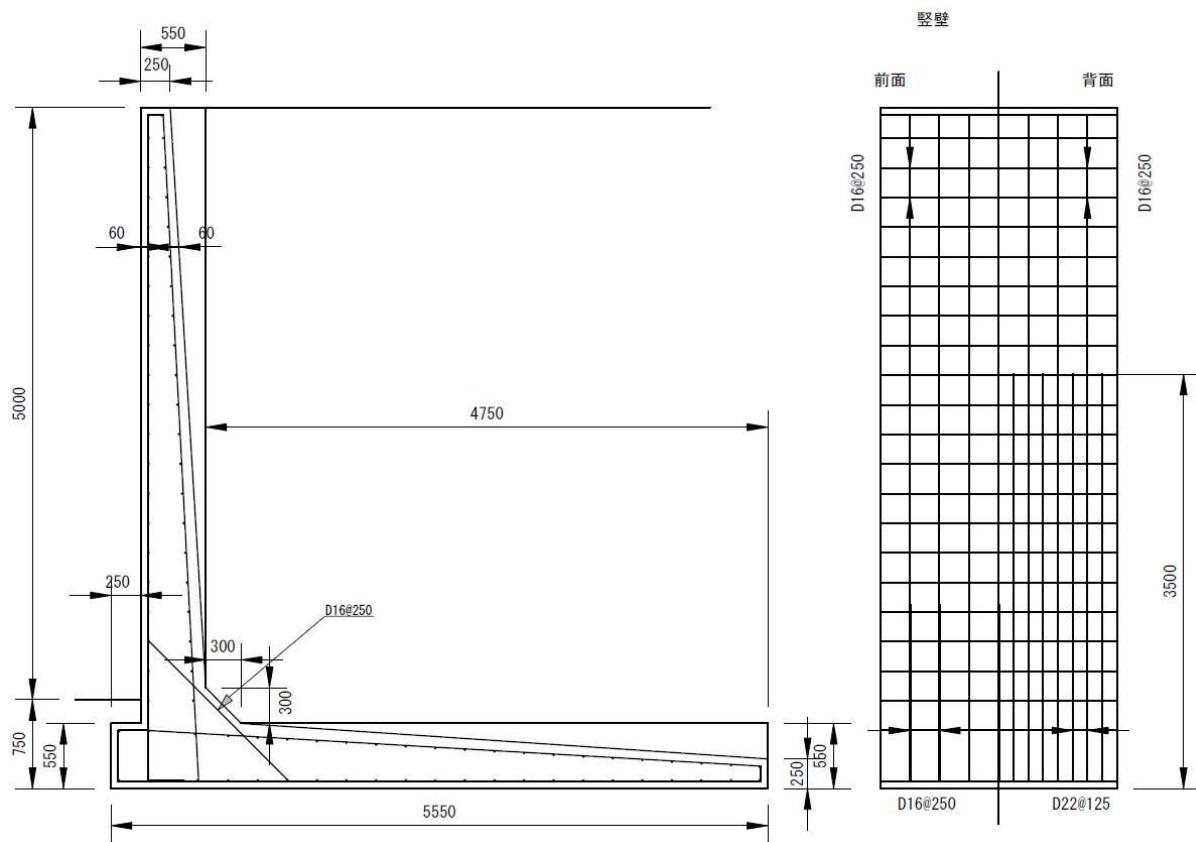


設計条件

- 1 背面土 : 関東ローム等
内部摩擦角 20°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 16 kN/m^3
- 2 地盤の地耐力 : 155 kN/m^2 以上
- 3 地表面載荷重 : 10 kN/m^2
- 4 フェンス荷重(天端 + H1.1m : 水平力 1 kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度 : 21 N/mm^2 以上
- 6 鉄筋 : SD295使用
- 7 鉄筋の被り : 60 mm

L型擁壁 5.ONB

単位 mm

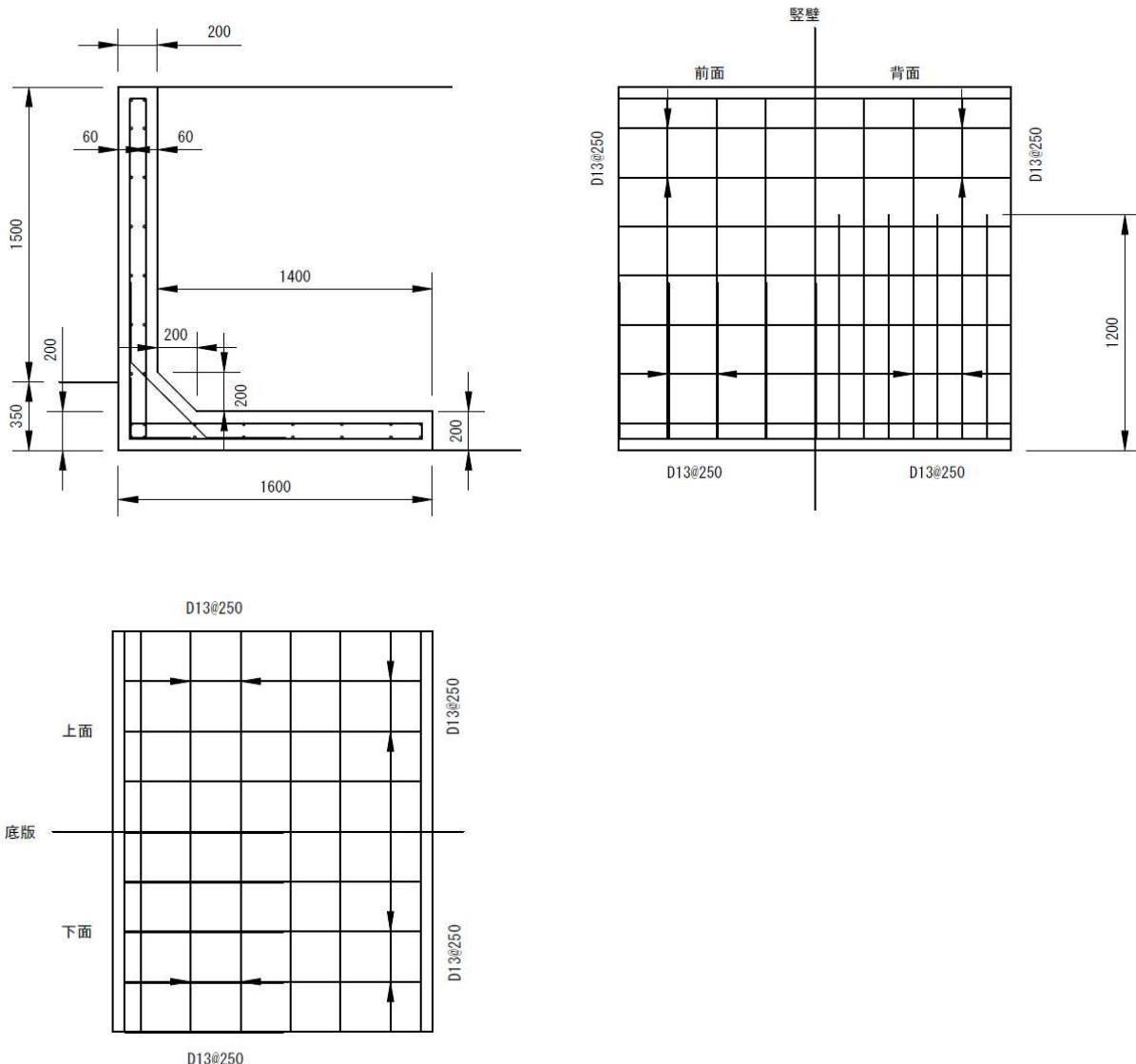


設計条件

- 1 背面土：関東ローム等
内部摩擦角20°
粘着力0kN/m²
単位体積重量16kN/m³
- 2 地盤の地耐力：170kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 1.5A

単位 mm

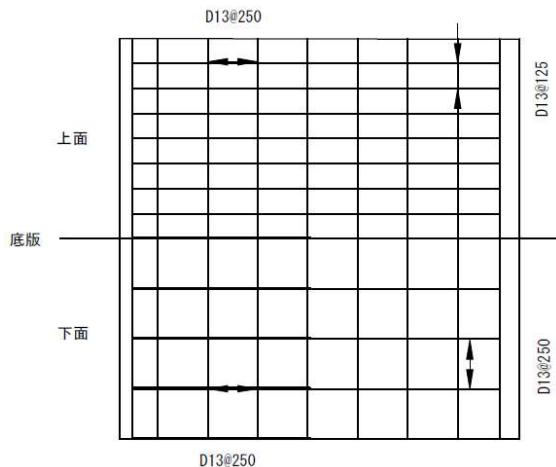
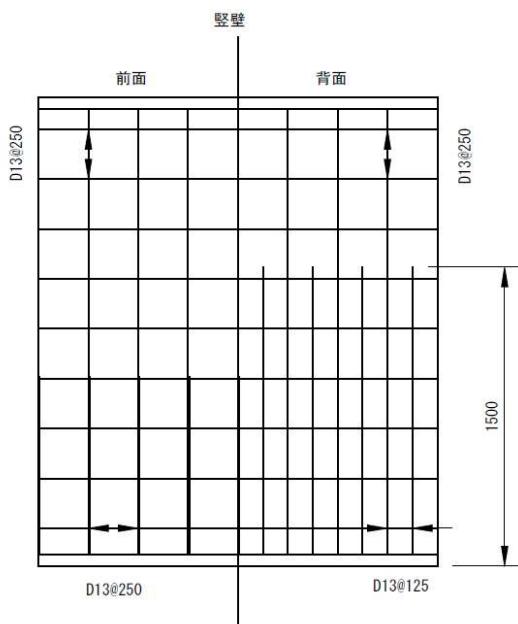
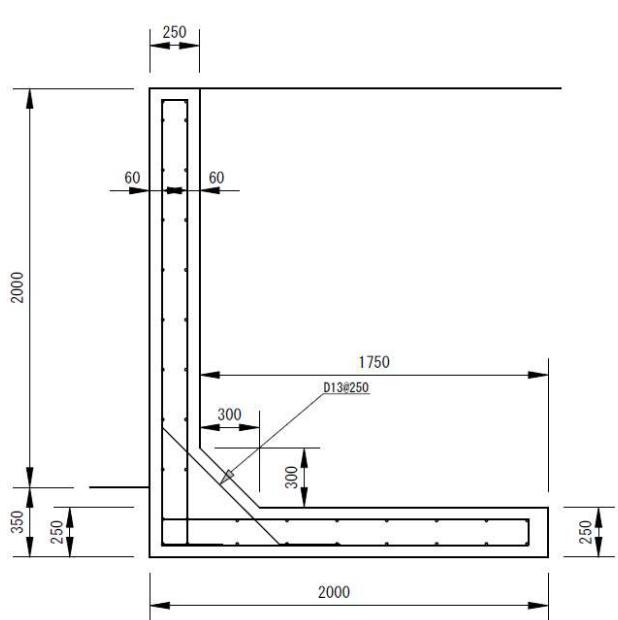


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17kN/m³
- 2 地盤の地耐力：85kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m: 水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 2. OSA

単位 mm

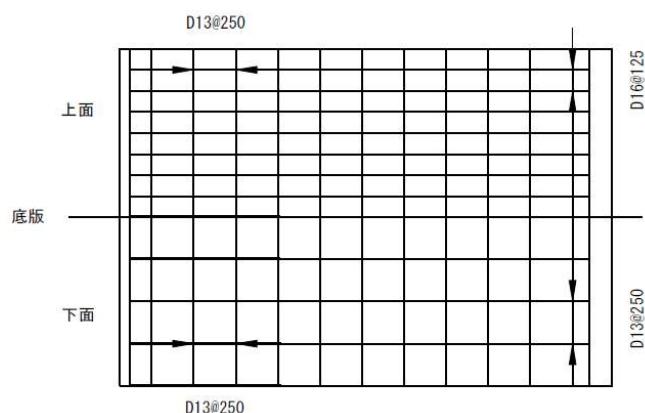
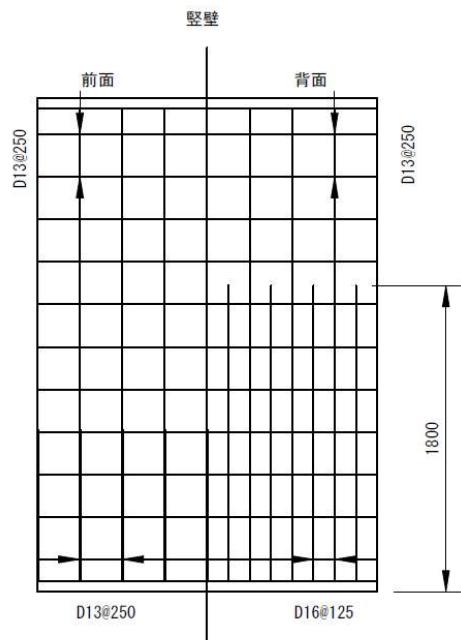
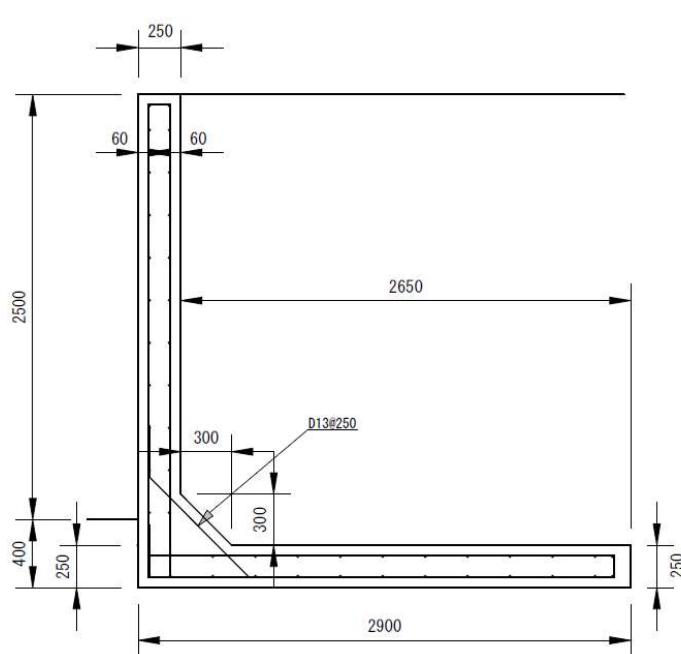


設計条件

- 1 背面土 : 砂質土
内部摩擦角 25°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 17 kN/m^3
- 2 地盤の地耐力 : 100 kN/m^2 以上
- 3 地表面載荷重 : 10 kN/m^2
- 4 フェンス荷重(天端 + H1.1m : 水平力 1 kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度 : 21 N/mm^2 以上
- 6 鉄筋 : SD295 使用
- 7 鉄筋の被り : 60 mm

L型擁壁 2.5SA

単位 mm

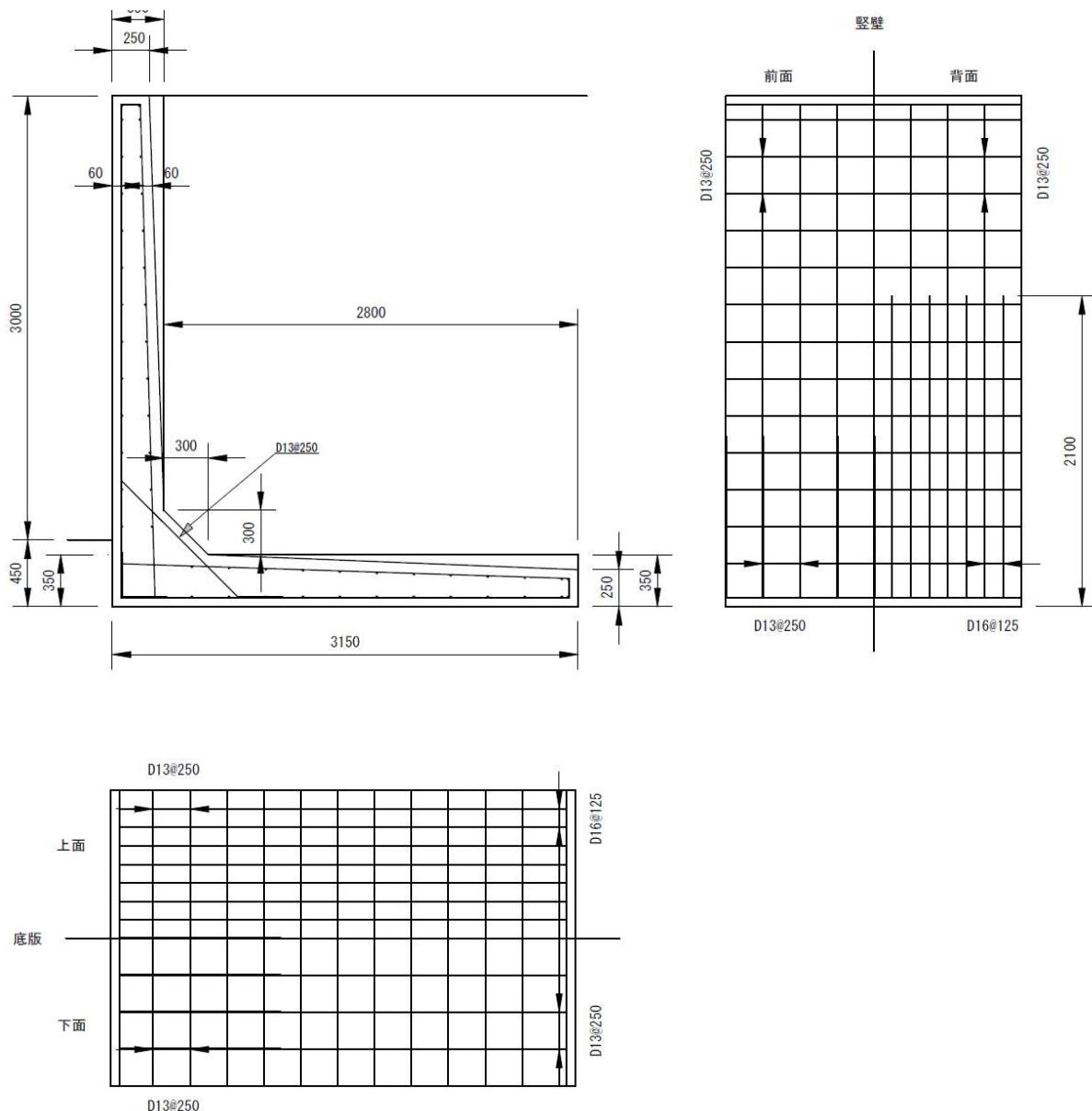


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17kN/m³
- 2 地盤の地耐力：100kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 3. OSA

単位 mm

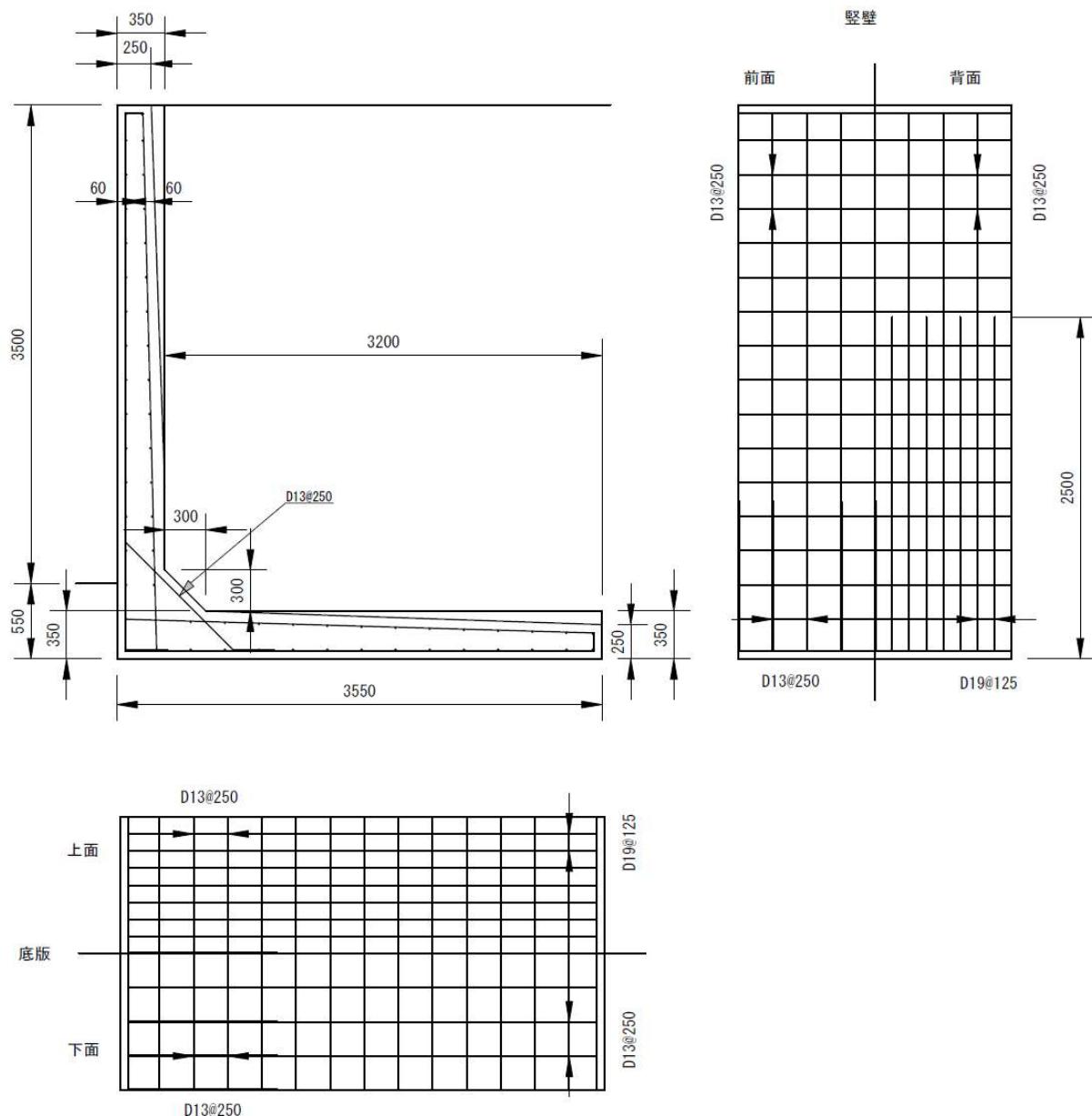


設計条件

- 1 背面土 : 砂質土
内部摩擦角 25°
粘着力 $0\text{kN}/\text{m}^2$
単位体積重量 $17\text{kN}/\text{m}^3$
- 2 地盤の地耐力 : $125\text{kN}/\text{m}^2$ 以上
- 3 地表面載荷重 : $10\text{kN}/\text{m}^2$
- 4 フェンス荷重(天端 + H1.1m : 水平力 $1\text{kN}/\text{m}$)
- 5 コンクリートの設計基準強度 : $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上
- 6 鉄筋 : SD295 使用
- 7 鉄筋の被り : 60mm

L型擁壁 3.5SA

単位 mm

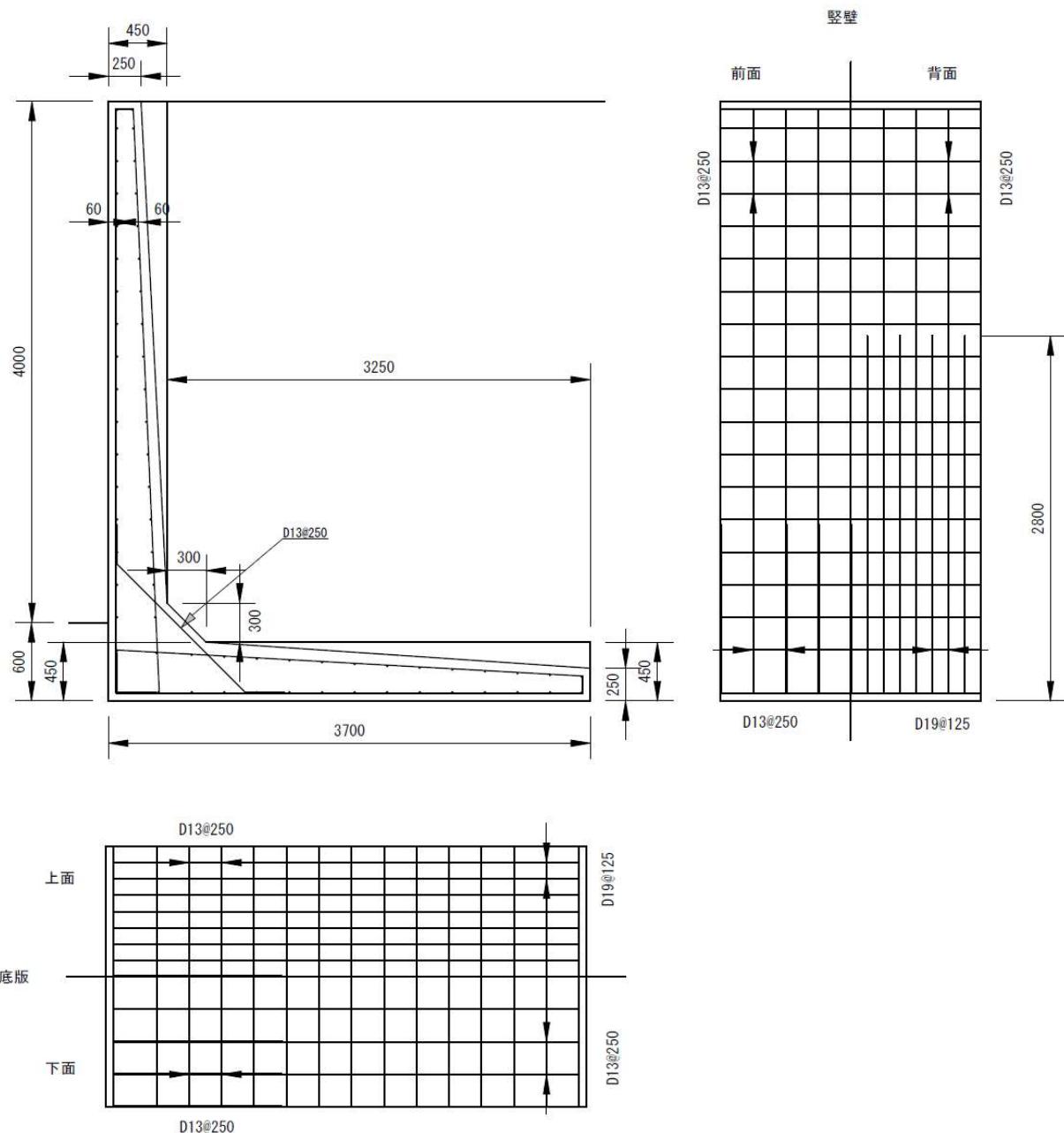


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17kN/m³
- 2 地盤の地耐力：145kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m: 水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 4. OSA

単位 mm

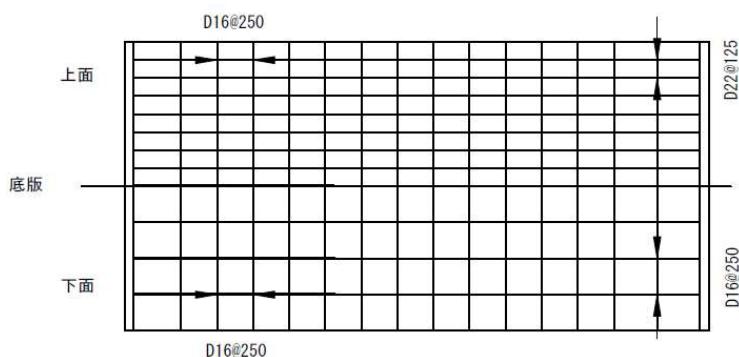
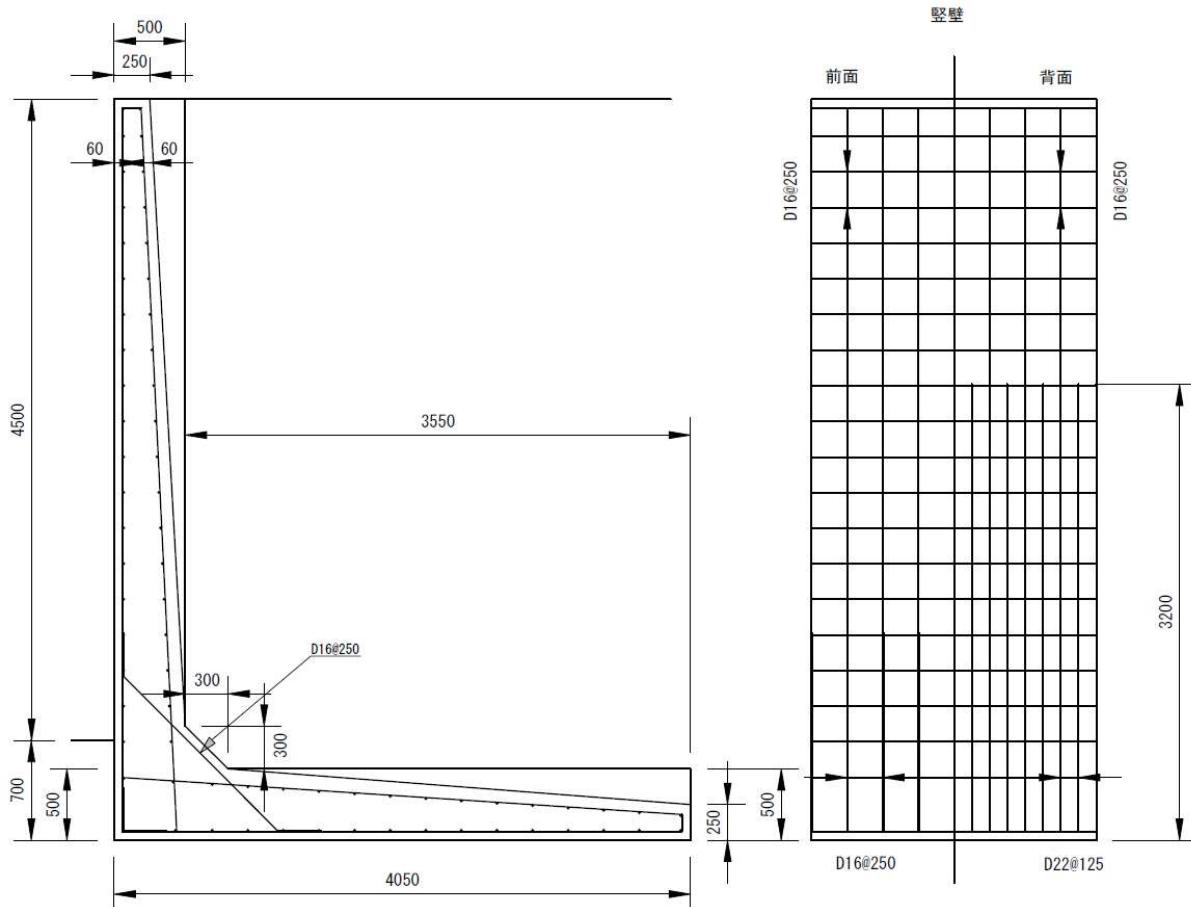


設計条件

- 背面土: 砂質土
内部摩擦角 25°
粘着力 0 kN/m^2
単位体積重量 17 kN/m^3
- 地盤の地耐力: 175 kN/m^2 以上
- 地表面載荷重: 10 kN/m^2
- フェンス荷重 (天端 + H1.1m: 水平力 1 kN/m)
- コンクリートの設計基準強度: 21 N/mm^2 以上
- 鉄筋: SD295 使用
- 鉄筋の被り: 60mm

L型擁壁 4.5SA

単位 mm

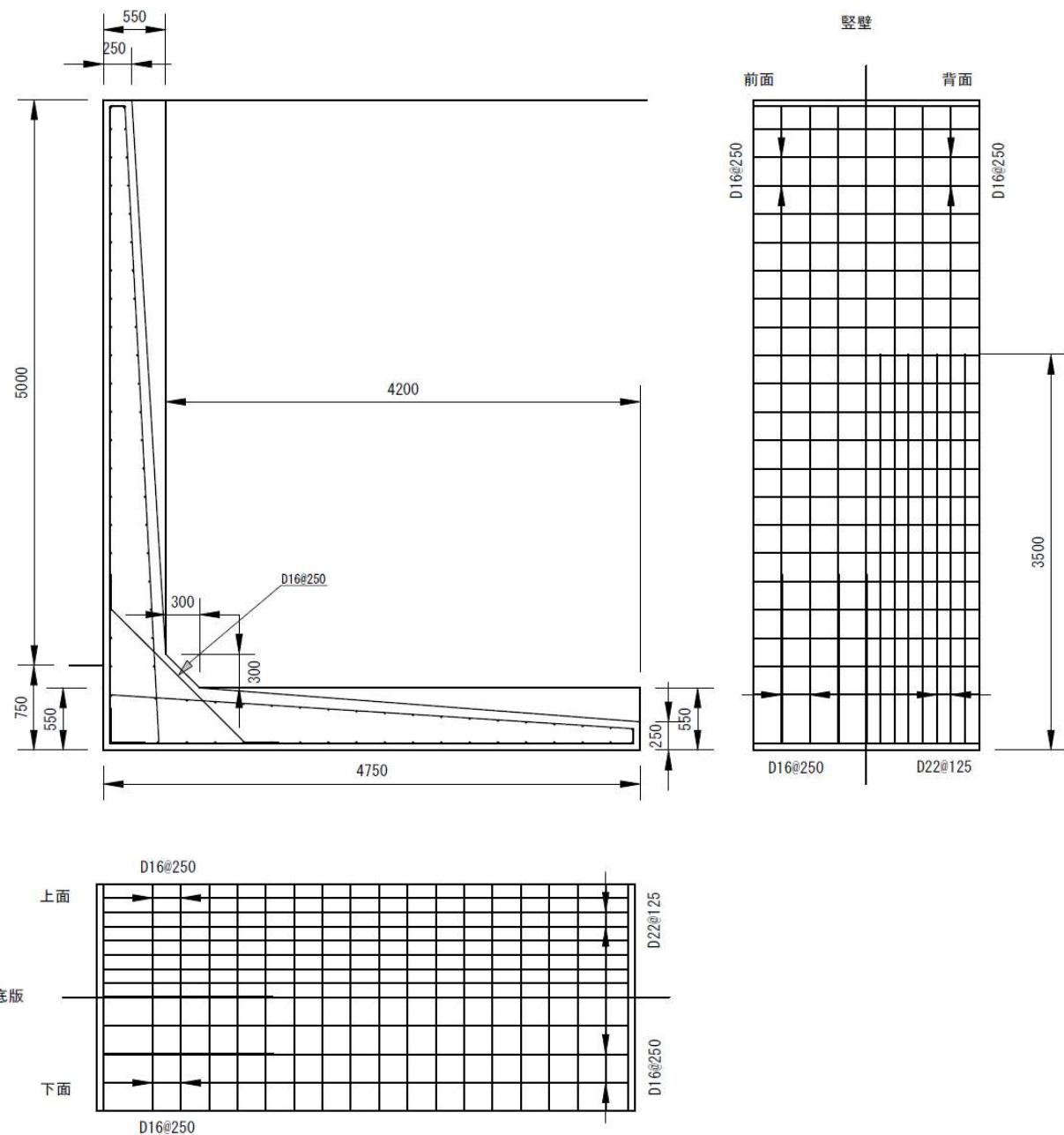


設計条件

- 1 背面土 : 砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17kN/m³
- 2 地盤の地耐力 : 200kN/m²以上
- 3 地表面載荷重 : 10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m : 水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度 : 21N/mm²以上
- 6 鉄筋 : SD295使用
- 7 鉄筋の被り : 60mm

L型擁壁 5. OSA

単位 mm

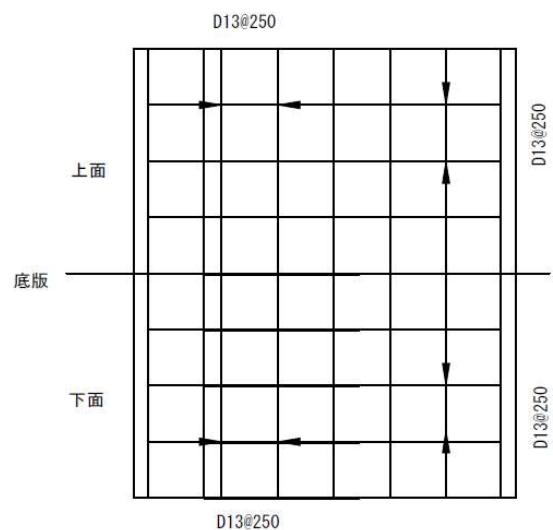
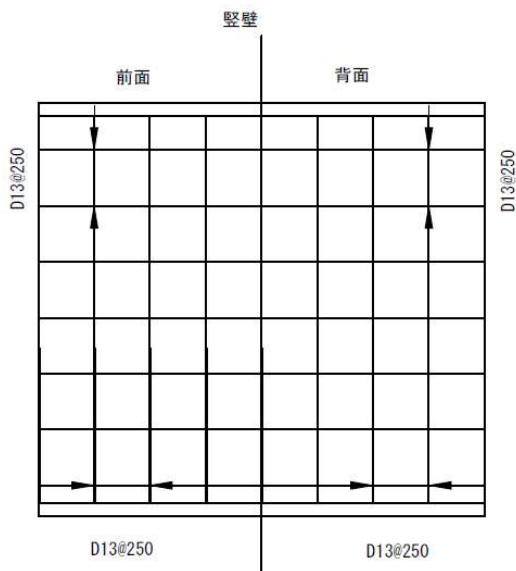
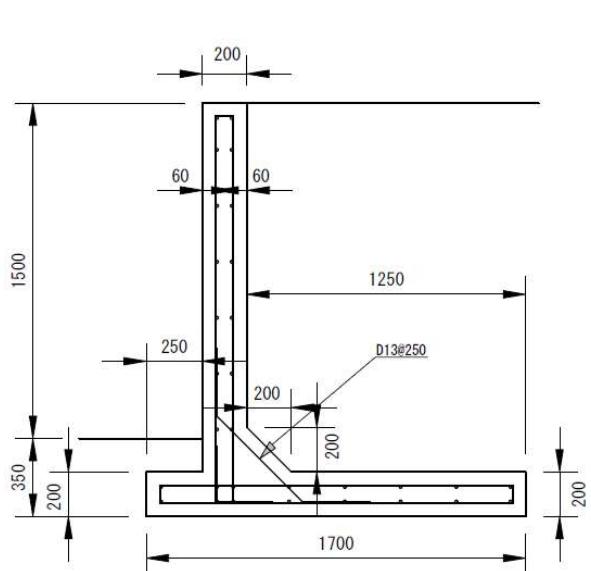


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17kN/m³
- 2 地盤の地耐力：205kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 1.5SB

単位 mm

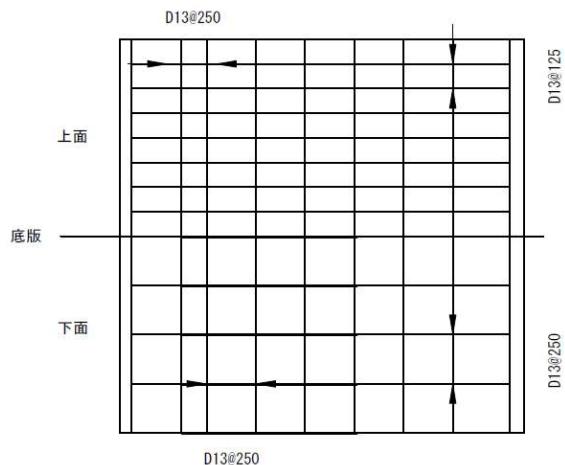
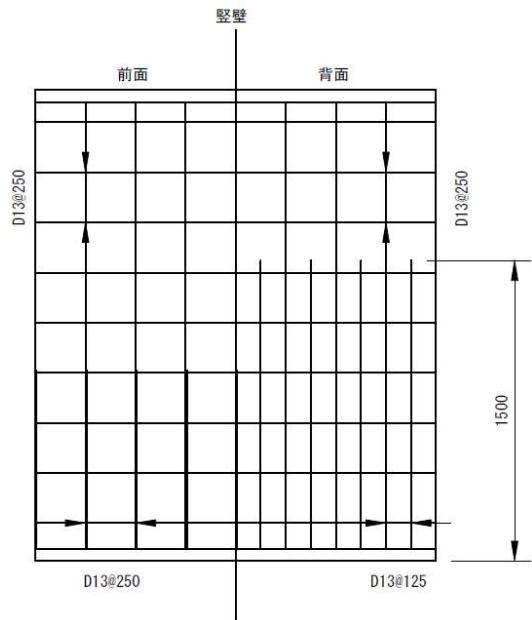
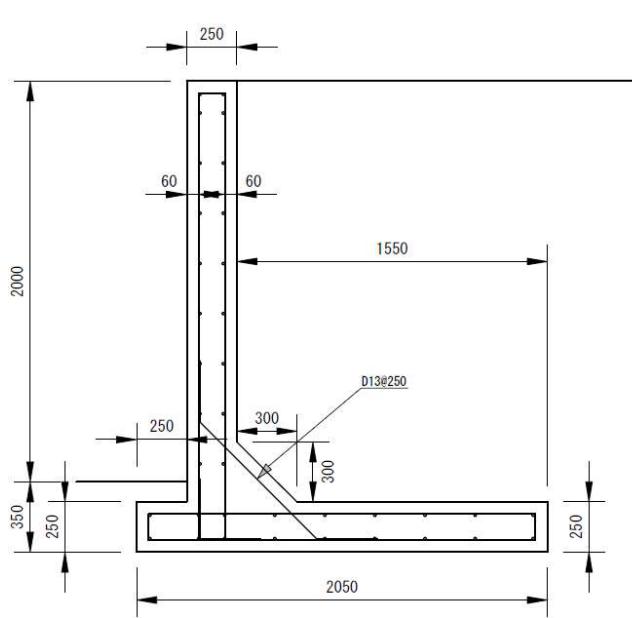


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17kN/m³
- 2 地盤の地耐力：55kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 2. OSB

単位 mm

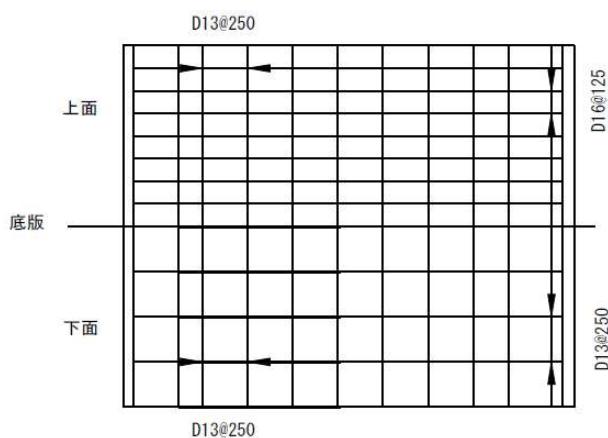
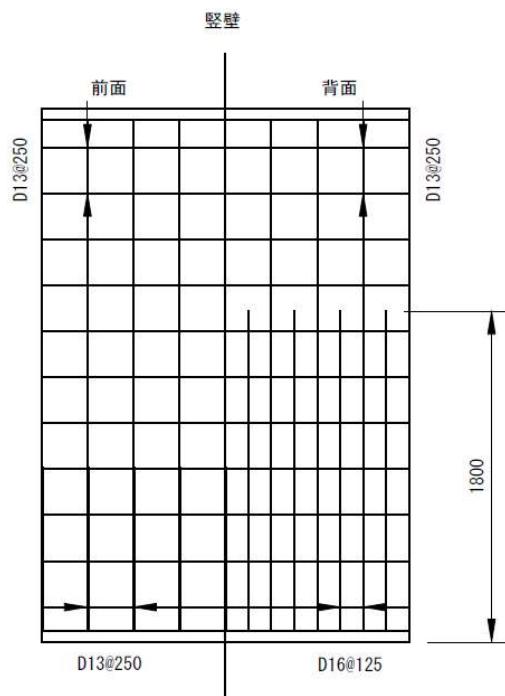
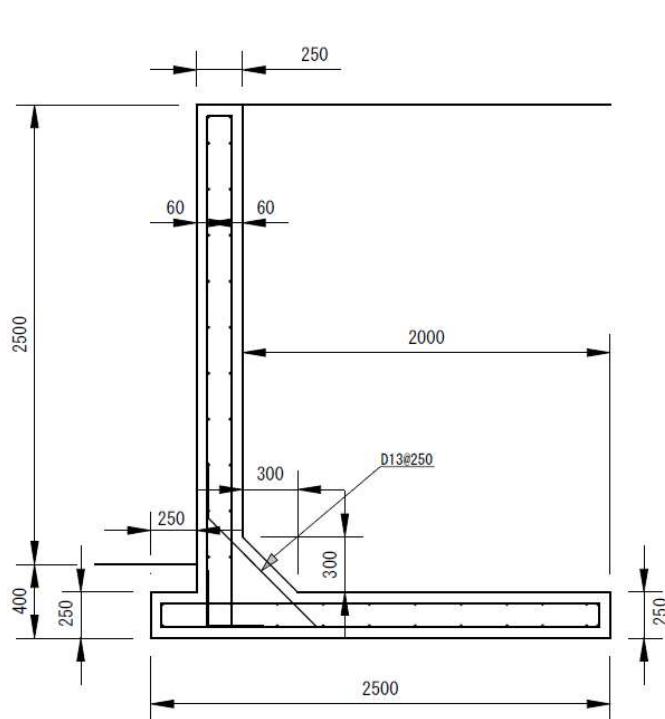


設計条件

- 1 背面土 : 砂質土
内部摩擦角 25°
粘着力 $0 \text{ kN}/\text{m}^2$
単位体積重量 $17 \text{ kN}/\text{m}^3$
- 2 地盤の地耐力 : $80 \text{ kN}/\text{m}^2$ 以上
- 3 地表面載荷重 : $10 \text{ kN}/\text{m}^2$
- 4 フェンス荷重(天端 + H1.1m : 水平力 $1 \text{ kN}/\text{m}$)
- 5 コンクリートの設計基準強度 : $21 \text{ N}/\text{mm}^2$ 以上
- 6 鉄筋 : SD295 使用
- 7 鉄筋の被り : 60 mm

L型擁壁 2.5SB

単位 mm

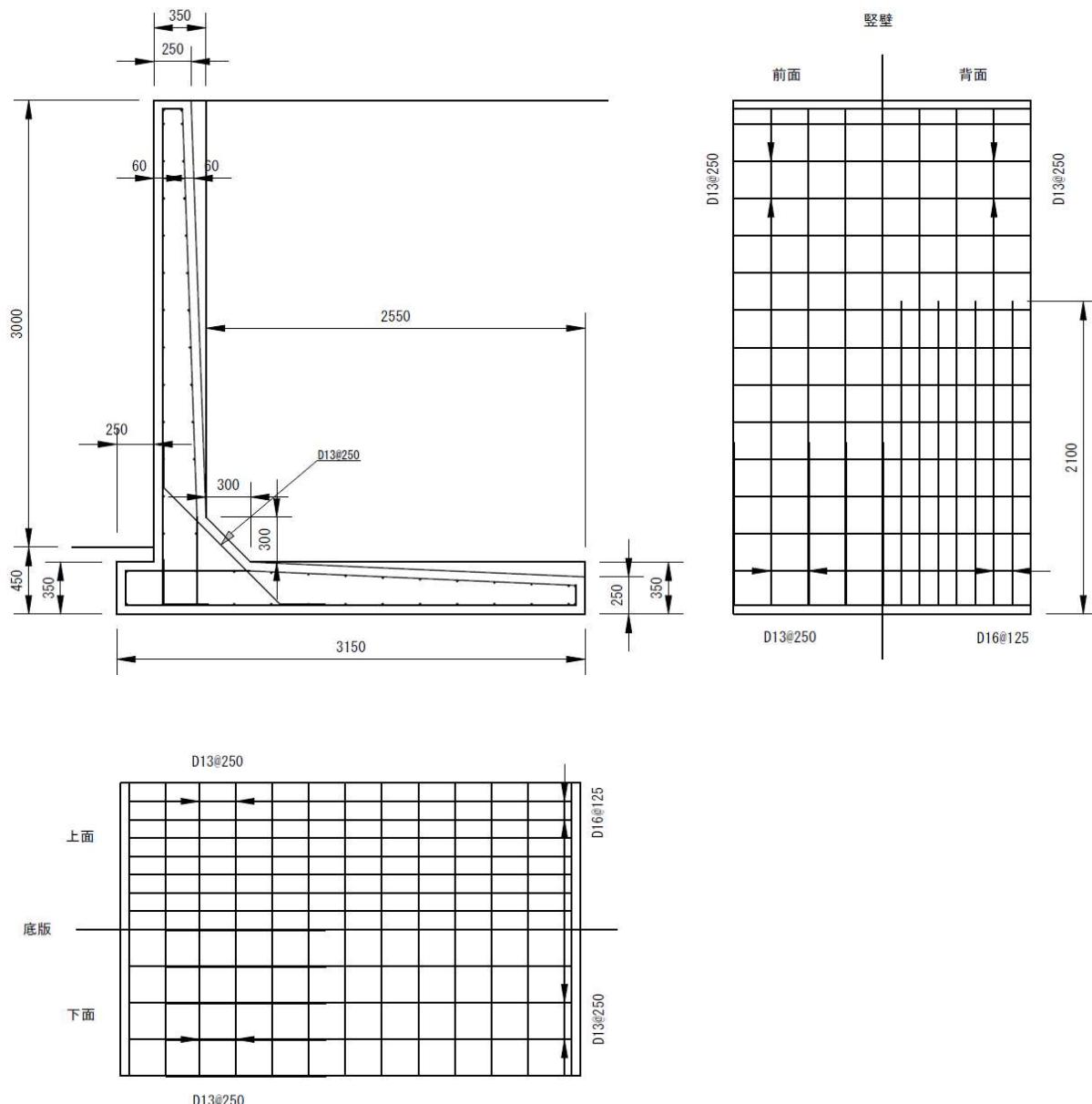


設計条件

- 1 背面土 : 砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17 kN/m³
- 2 地盤の地耐力 : 95kN/m²以上
- 3 地表面載荷重 : 10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m : 水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度 : 21N/mm²以上
- 6 鉄筋 : SD295使用
- 7 鉄筋の被り : 60mm

L型擁壁 3. OSB

単位 mm

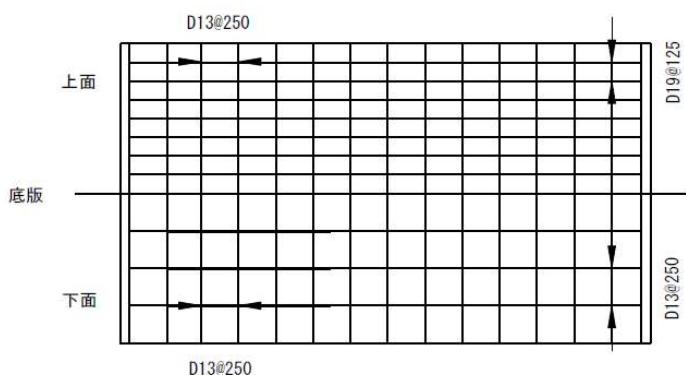
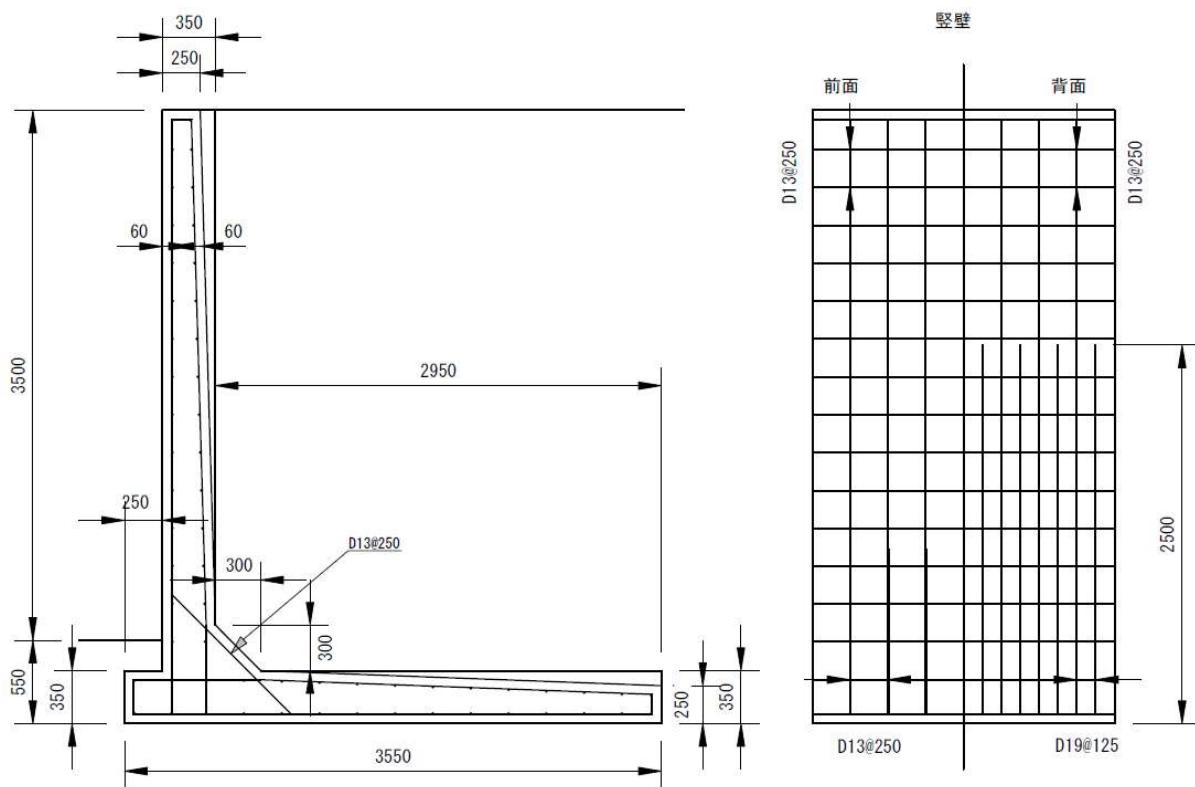


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17 kN/m³
- 2 地盤の地耐力：105kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 3.5SB

単位 mm

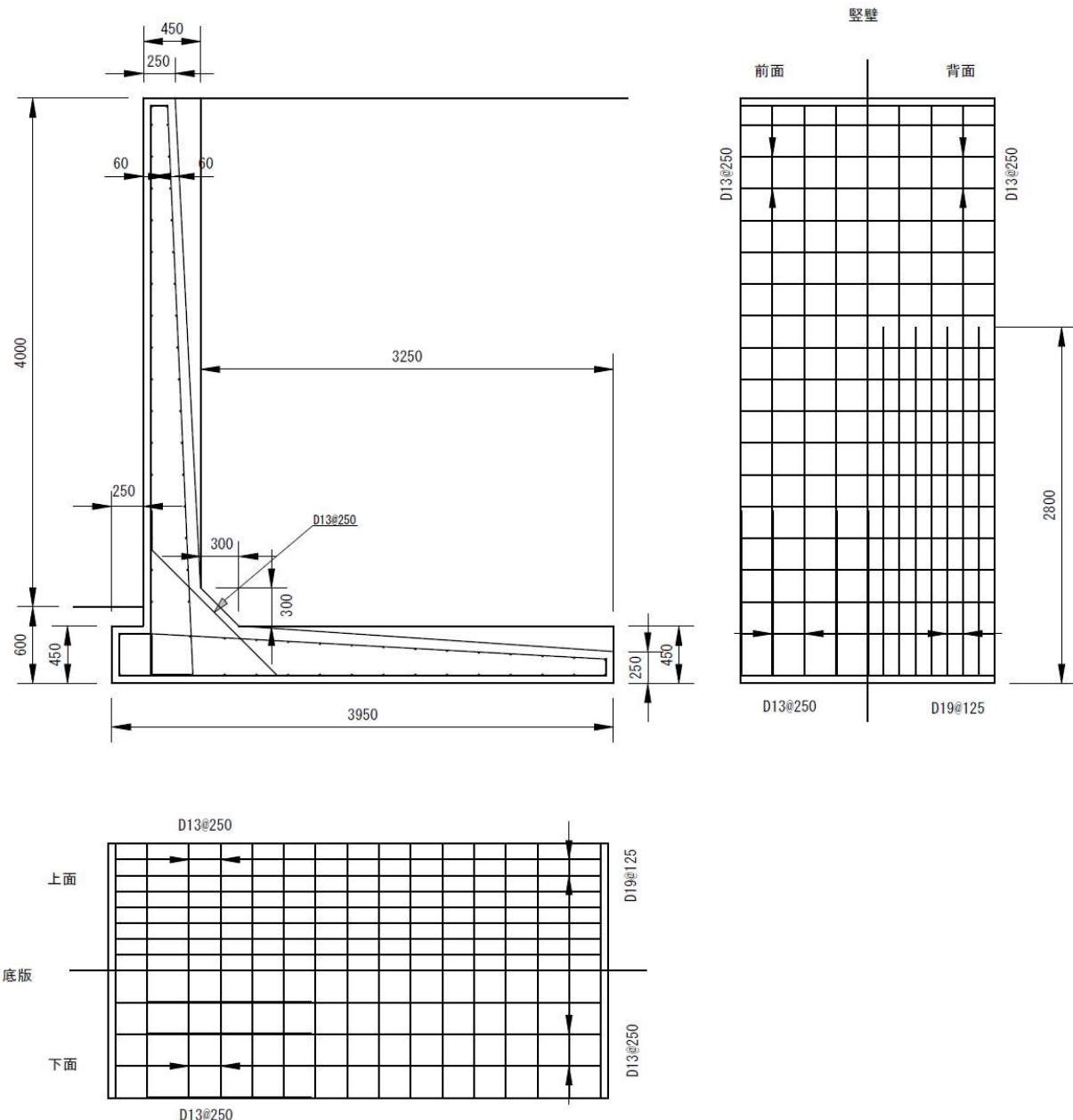


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17 kN/m³
- 2 地盤の地耐力：125kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 4. OSB

単位 mm

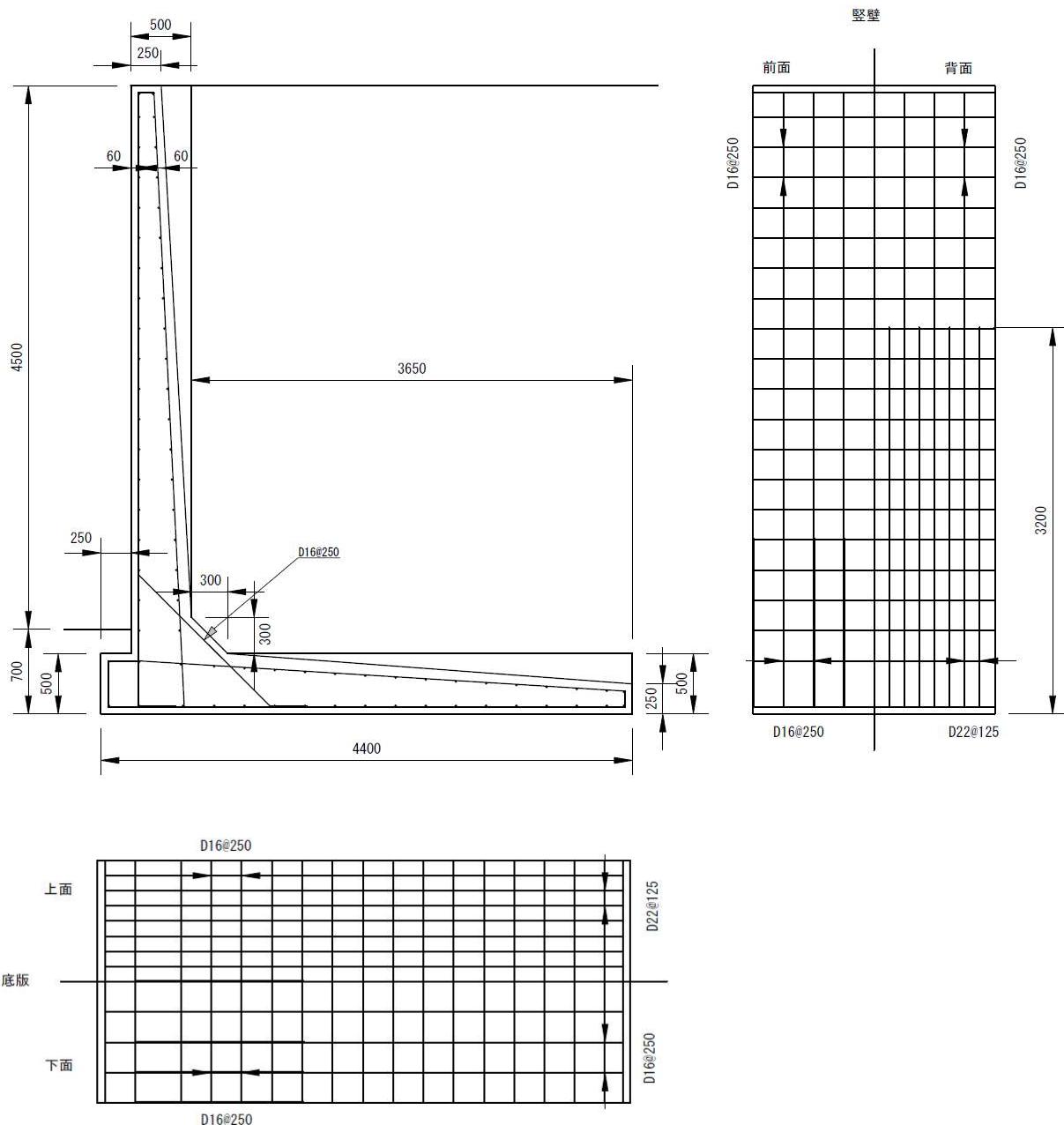


設計条件

- 1 背面土 : 砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17 kN/m³
- 2 地盤の地耐力 : 145kN/m²以上
- 3 地表面載荷重 : 10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m : 水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度 : 21N/mm²以上
- 6 鉄筋 : SD295使用
- 7 鉄筋の被り : 60mm

L型擁壁 4.5SB

単位 mm

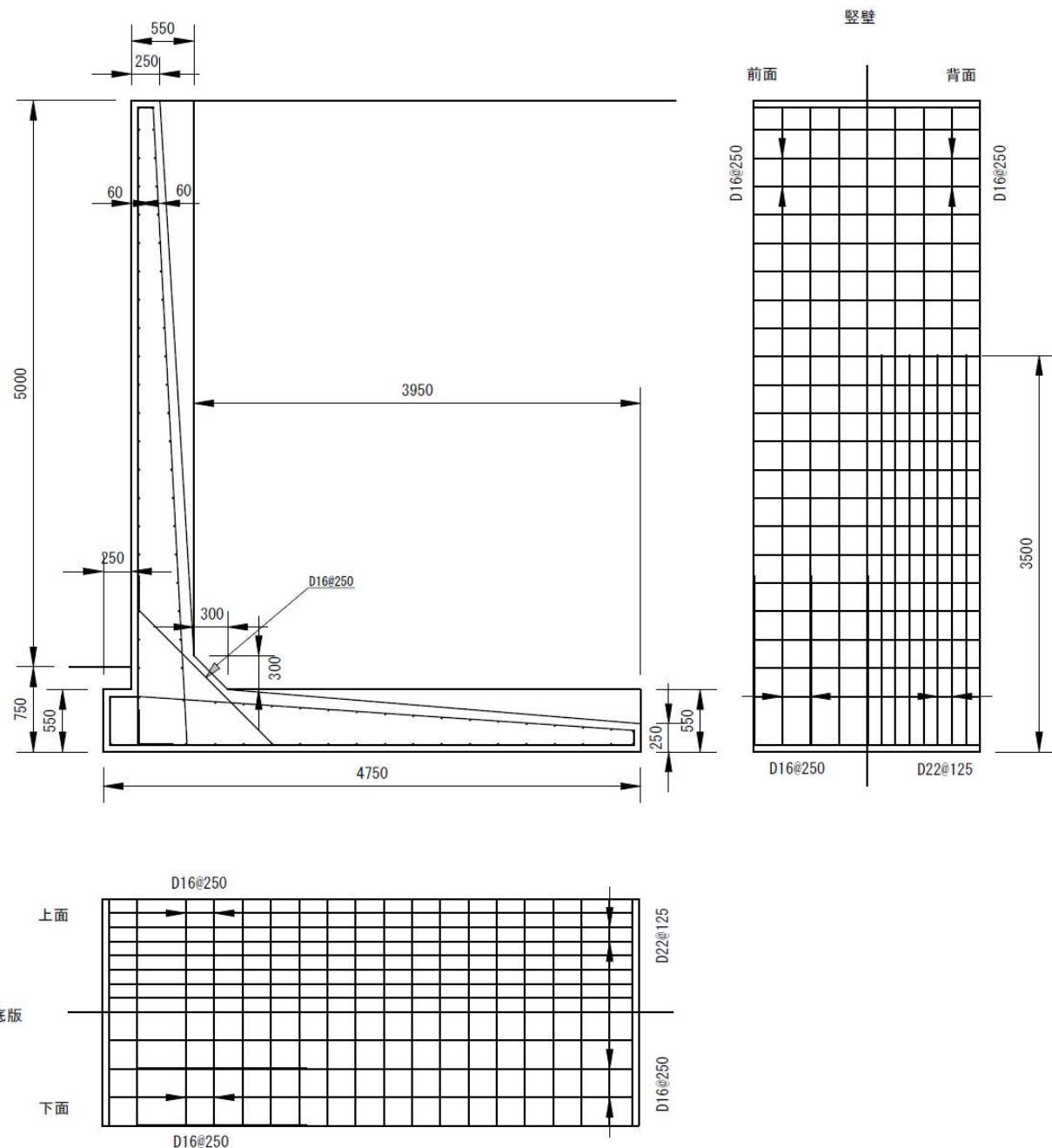


設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17 kN/m³
- 2 地盤の地耐力：165kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

L型擁壁 5. OSB

単位 mm



設計条件

- 1 背面土：砂質土
内部摩擦角25°
粘着力0kN/m²
単位体積重量17kN/m³
- 2 地盤の地耐力：180kN/m²以上
- 3 地表面載荷重：10kN/m²
- 4 フェンス荷重(天端+H1.1m：水平力1kN/m)
- 5 コンクリートの設計基準強度：21N/mm²以上
- 6 鉄筋：SD295使用
- 7 鉄筋の被り：60mm

第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図

第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図

1 標準図の種類

標準図は、次の「切土用」、「盛土用」の2種類とする。

本標準図による場合は、設置条件及び構造は全く同一のものとすること。

なお、標準図の組積みは、谷積みを基本とし、施工を行うこと。

標準図リスト

地上高さ (m)		2. 0	3. 0	4. 0	5. 0	5. 0 土羽付
前面 法面勾配						
切 土 用	7 5°	図 - C1	図 - C4			
	7 0°	図 - C2	図 - C5	図 - C7		
	6 5°	図 - C3	図 - C6	図 - C8	図 - C9	図 - C10
盛 土 用	7 5°	図 - B1	図 - B4			
	7 0°	図 - B2	図 - B5	図 - B7		
	6 5°	図 - B3	図 - B6	図 - B8	図 - B9	

2 間知ブロック積み擁壁標準図の適用条件

この間知ブロック積み擁壁標準図は次の条件を満たす場合に使用するものとする。

(1) 背面土

擁壁の背面土は、原則として擁壁の天端で水平であること。また、背面土は、層厚30cmごとに敷均し、入念に転圧すること。

(2) 基礎地盤

基礎の許容支持力を得るために必要な基礎地盤の土質定数は、各標準図に示されている地耐力の値以上とする。なお、地盤の許容応力度の確認については、次のいずれかによること。

- ① 設計時に地盤調査を行い確認する方法。（設置する擁壁の長期許容応力度が100kN/m²以下のものは除く）
- ② 許可後における平板載荷試験にて確認する方法。

上記方法にて、地盤の許容応力度が、設置する擁壁の長期許容応力度の値に満たない場合は、地盤改良等を施すこと。

(3) 間知ブロック

- ① 間知ブロックは、規格品（JIS A 5371）又は政令第14条に基づく国土交通大臣認定コンクリートブロック（練積用）とする。また、コンクリートブロック材は、4週圧縮強度18N/mm²以上で、コンクリートの比重は2.3以上、かつ擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は壁面1m²につき350kg以上（ただしコンクリートブロックのみを積み上げた状態）であることとする。
- ② 間知ブロック同士の目地幅は1cm以下とすること。

(4) コンクリートの強度

- ① 基礎コンクリートは、4週圧縮強度18N/mm²以上とする
- ② 脊込めコンクリートは4週圧縮強度18N/mm²（JIS A 5308）以上とする。

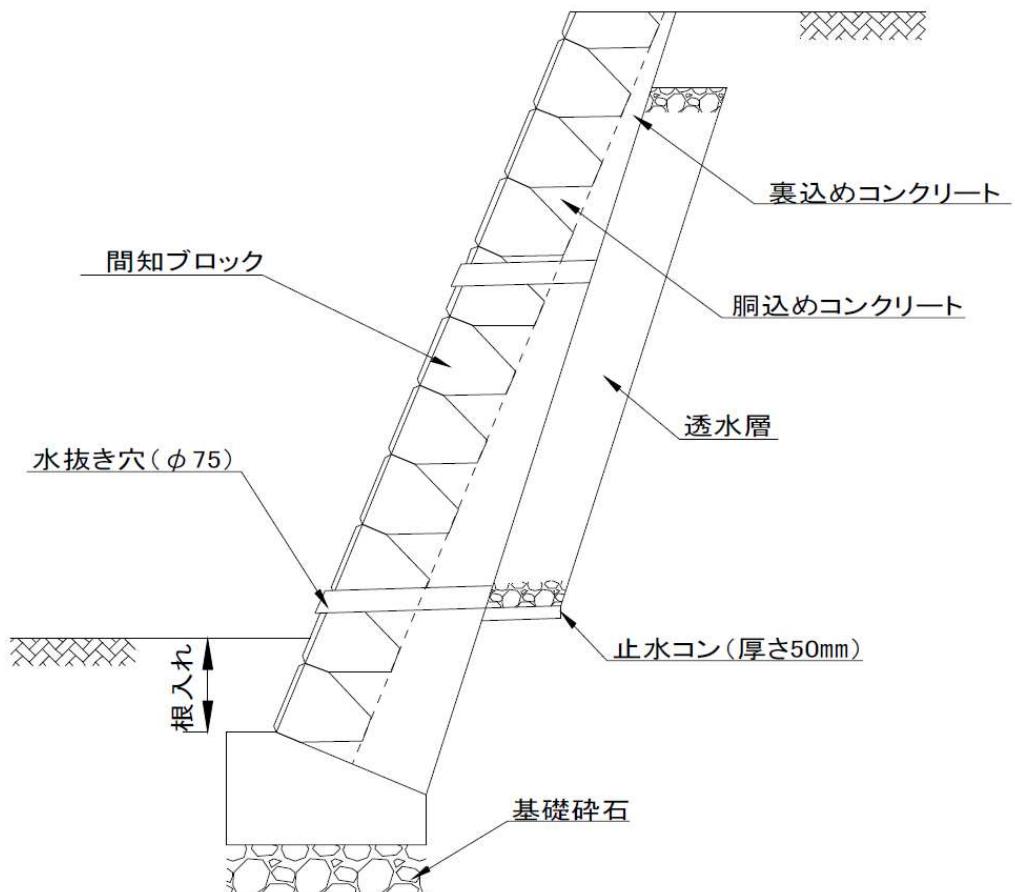
(5) 裏込め材

裏込め材は排水性の良い栗石、砂利、碎石とする。

(6) 地表面載荷重

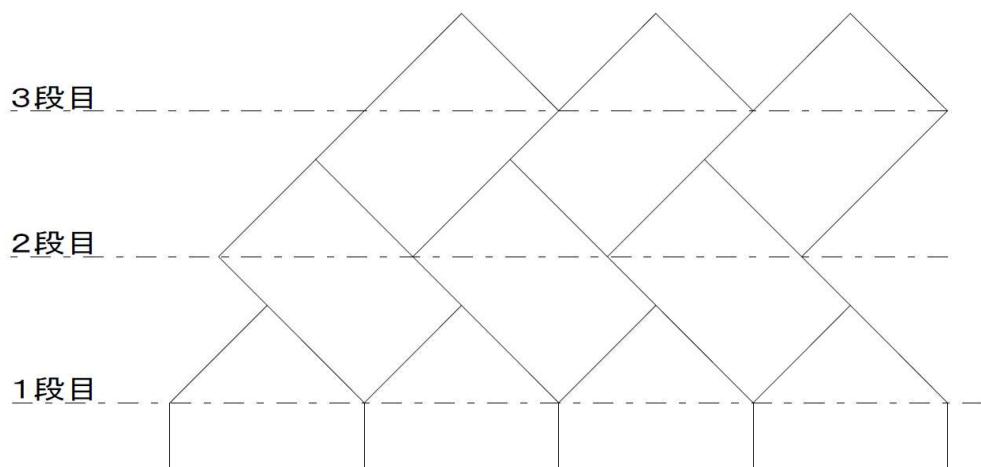
間知背面にかかる載荷重は、5kN/m²以下とすること。（造成平面図及び土地利用計画図に明示すること）

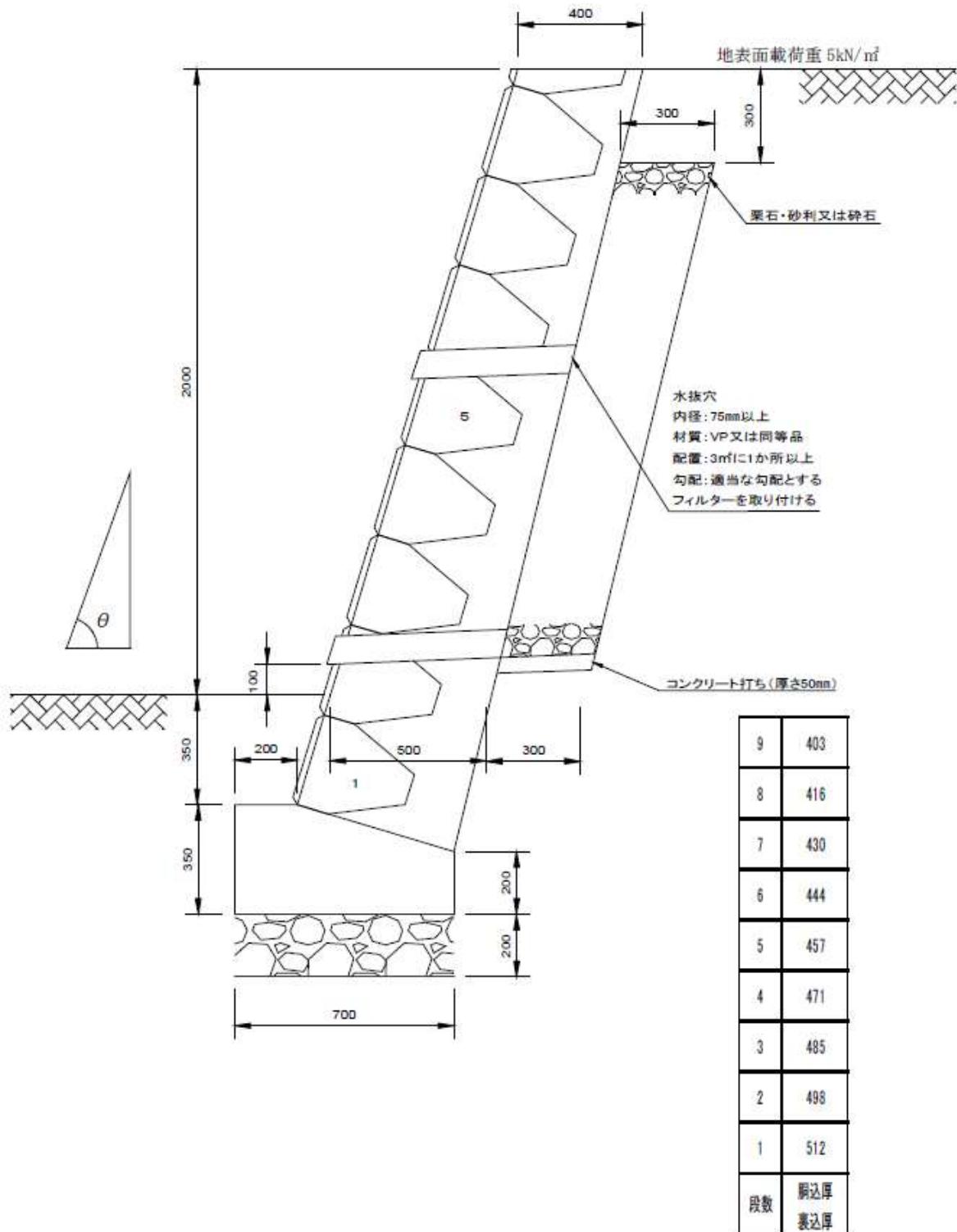
間知ブロック積み擁壁の標準構造図



※ 施工管理上、必要に応じて基礎碎石上部に捨てコンクリートを打設してもよい。

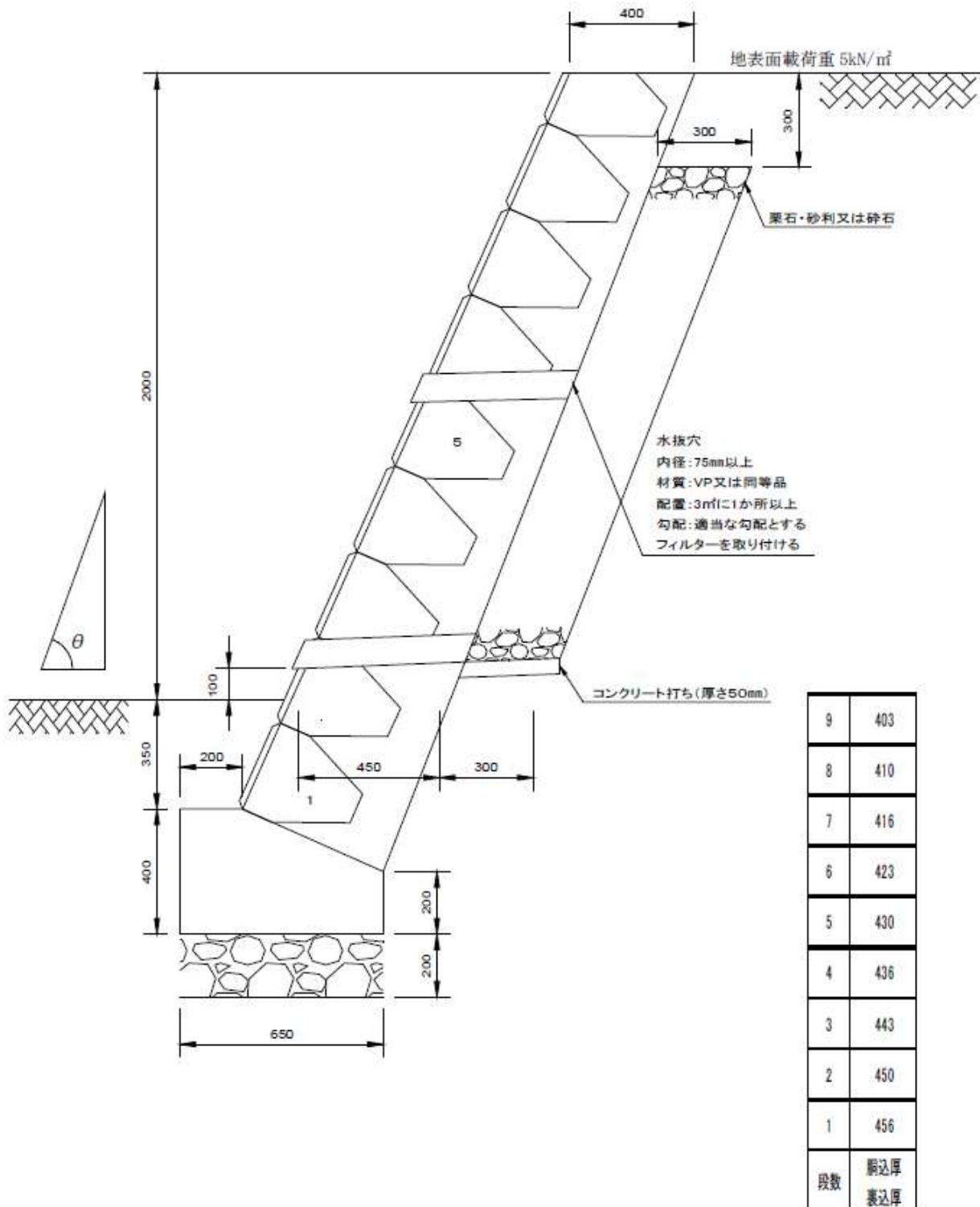
本指針における、段数の考え方方は以下のとおりとする。

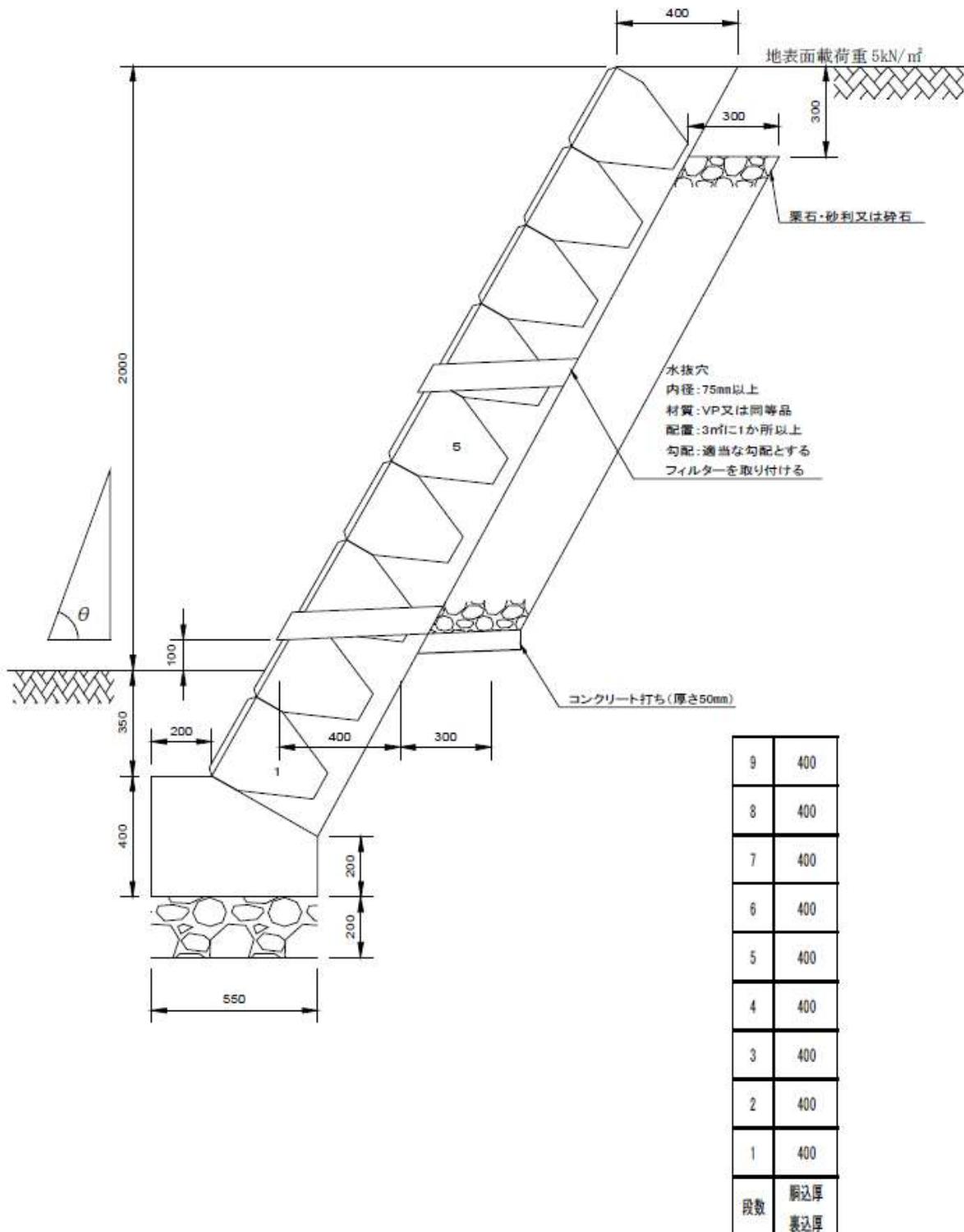


高さ 2 m (切土) $70^\circ < \theta \leq 75^\circ$ 地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm

高さ 2 m (切土) $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$

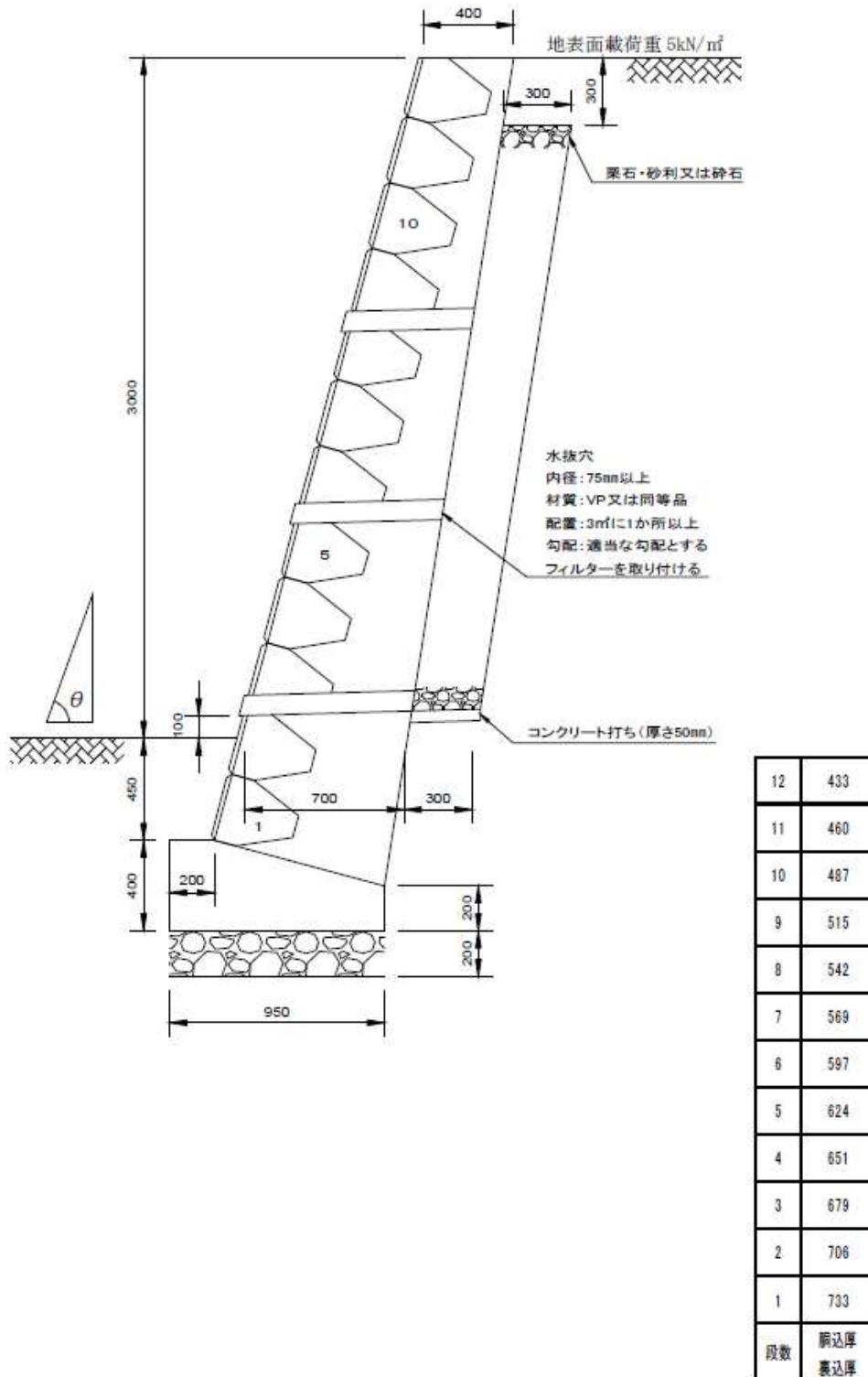
地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm



高さ 2 m (切土) $\theta \leq 65^\circ$ 地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm

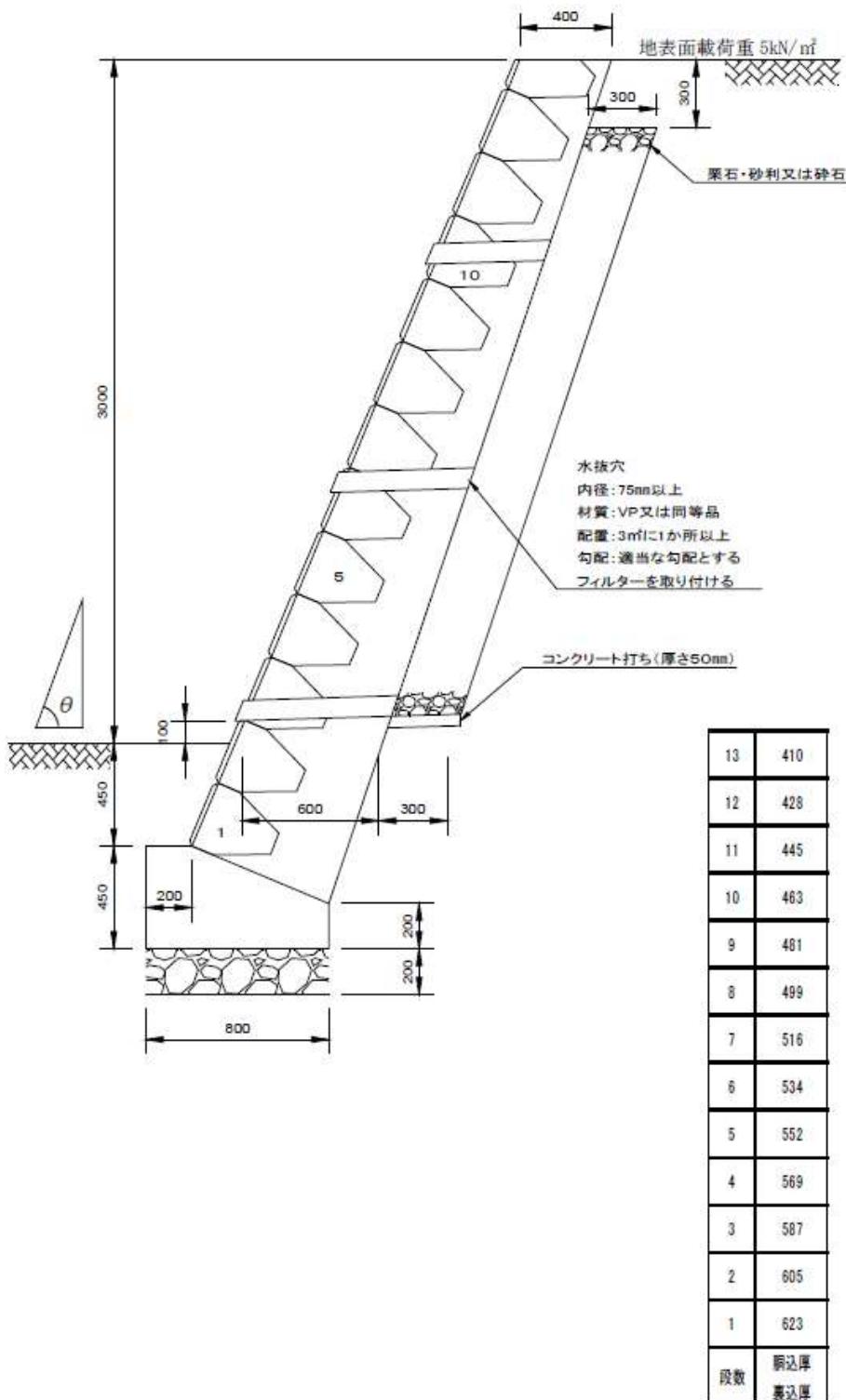
高さ 3 m (切土) $70^\circ < \theta \leq 75^\circ$

地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm



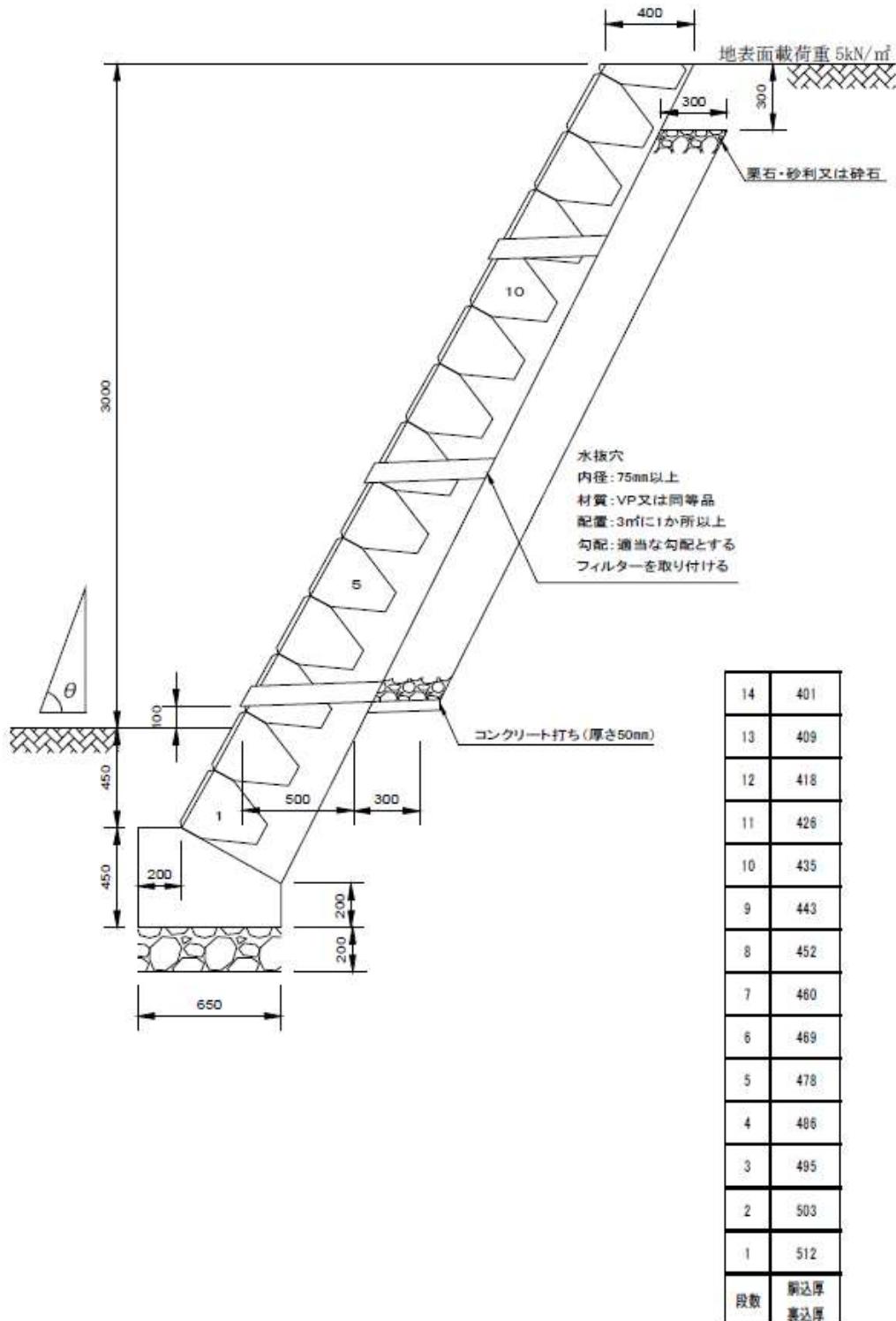
高さ 3 m (切土) $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$

地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm



高さ 3 m (切土) $\theta \leq 65^\circ$

地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm



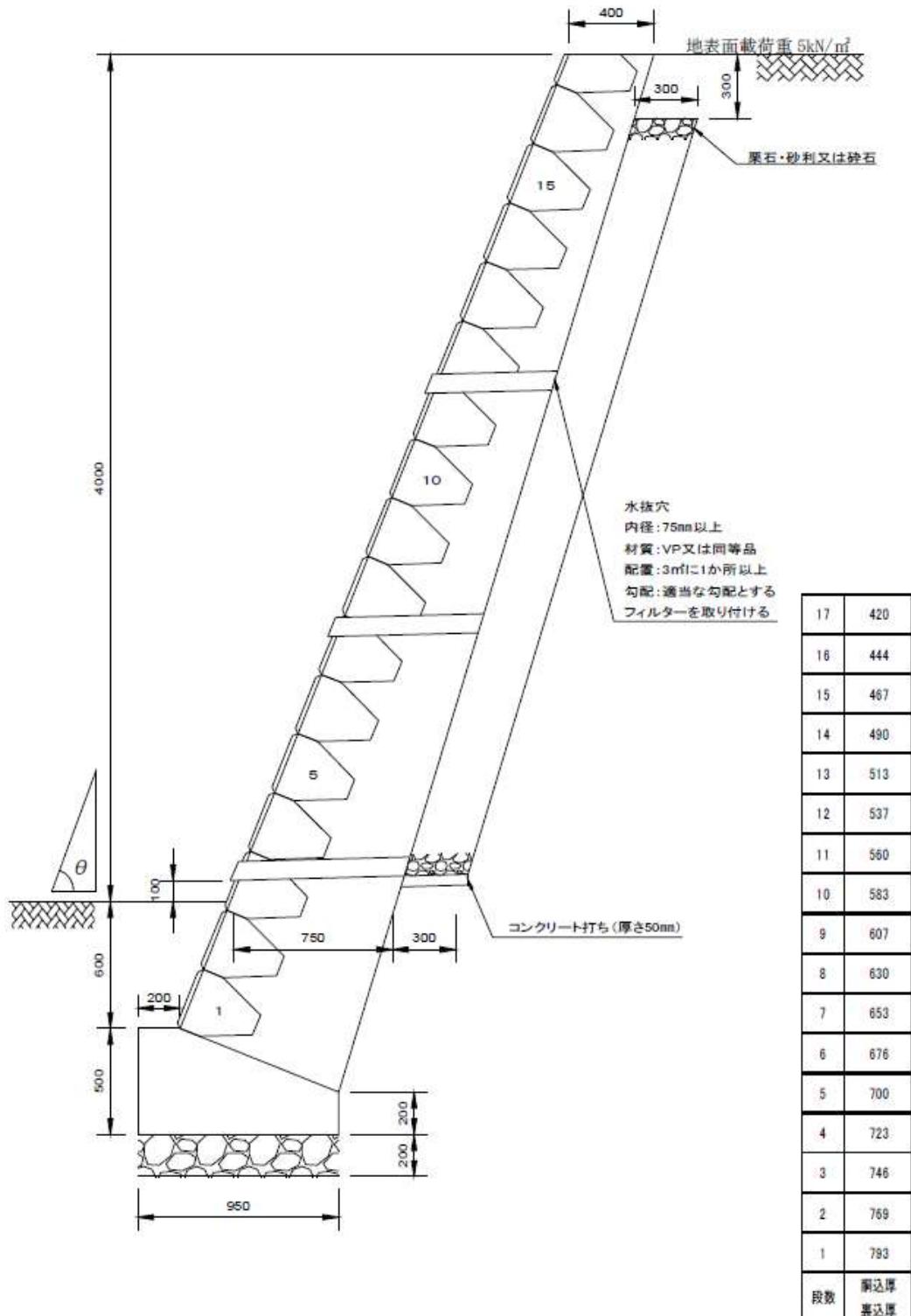
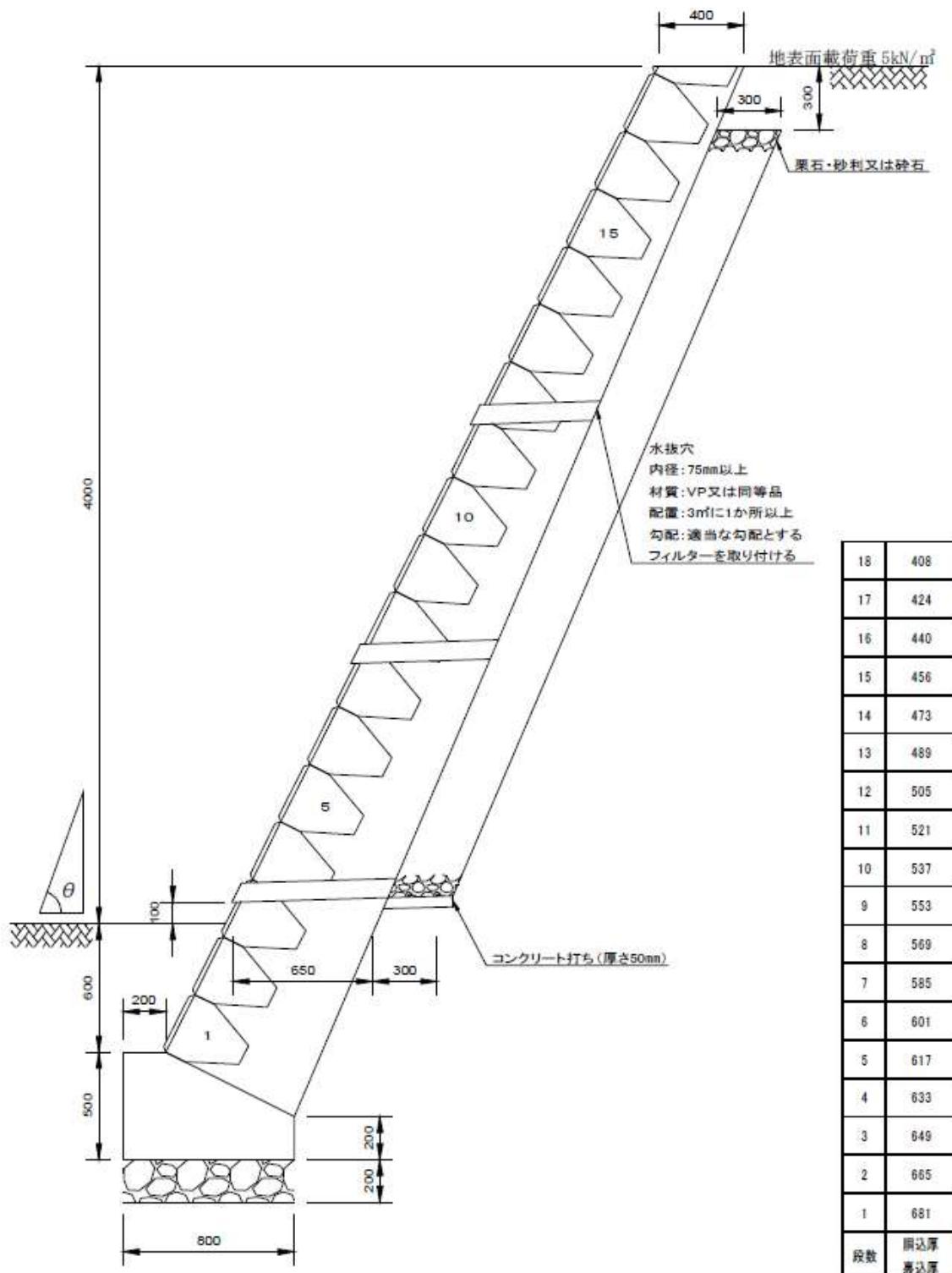
高さ 4 m (切土) $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$ 地耐力 : 100kN/m² 以上、単位 : mm

図-C8

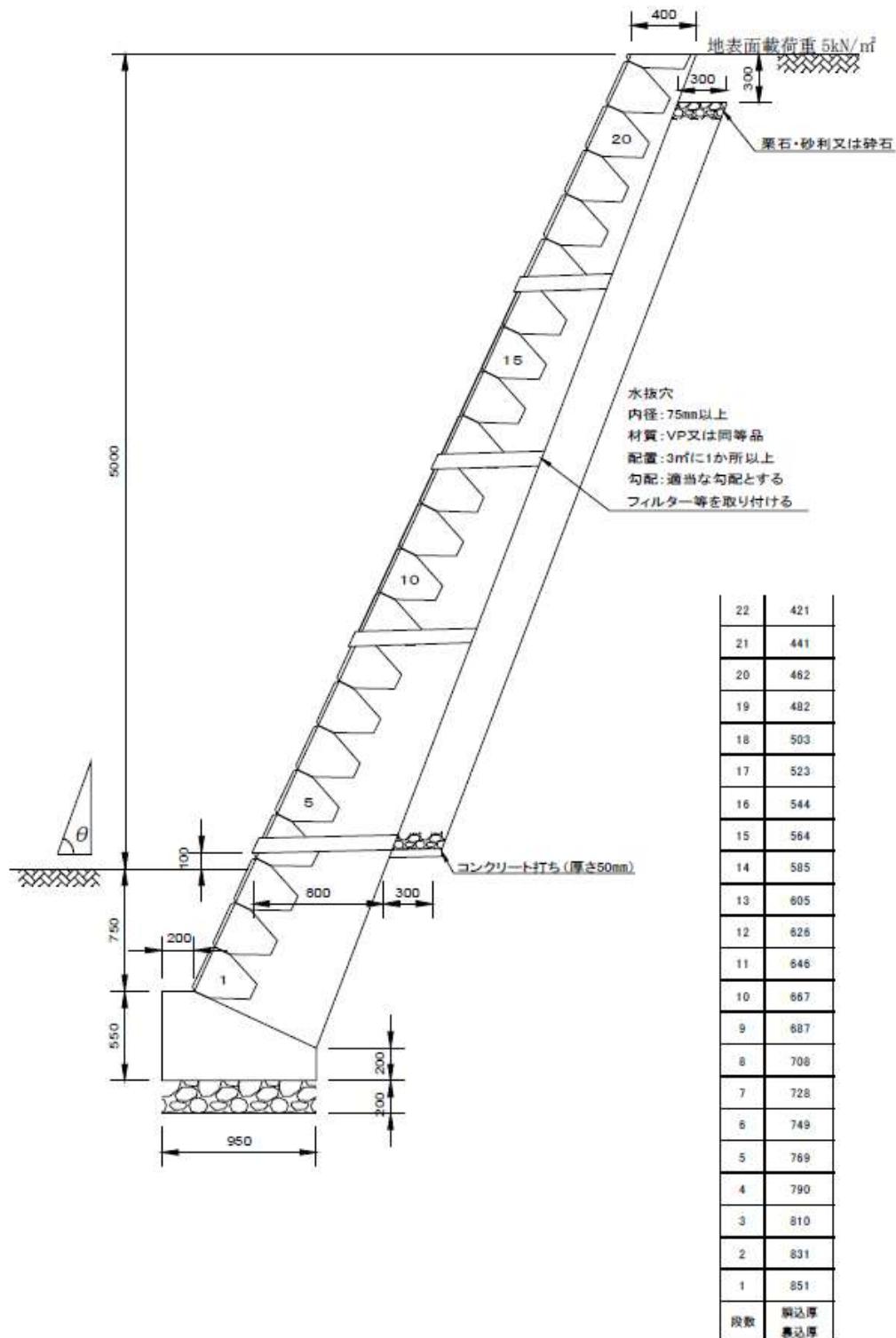
高さ 4 m (切土) $\theta \leqq 65^\circ$

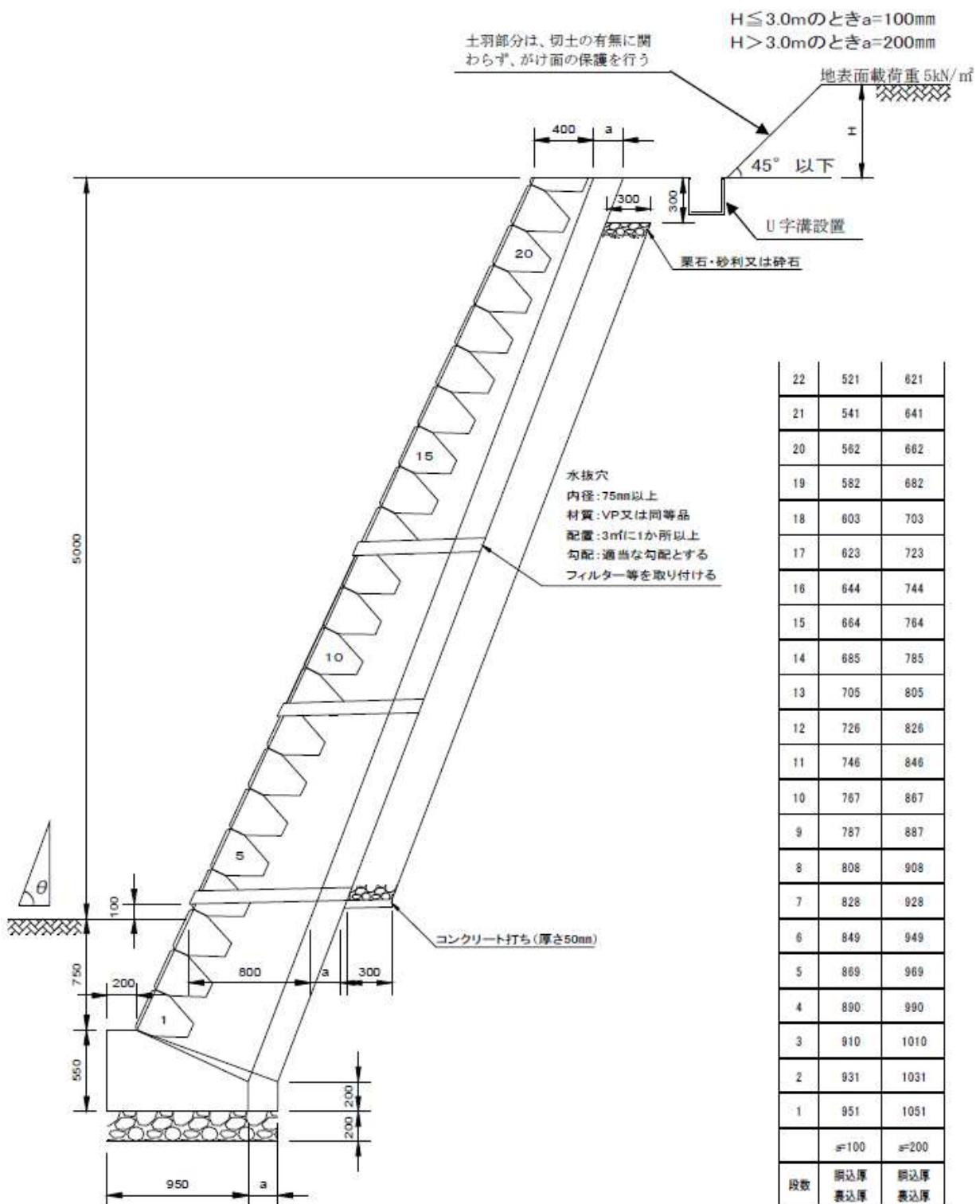
地耐力：100kN/m²以上、単位：mm



高さ 5 m (切土) $\theta \leq 65^\circ$

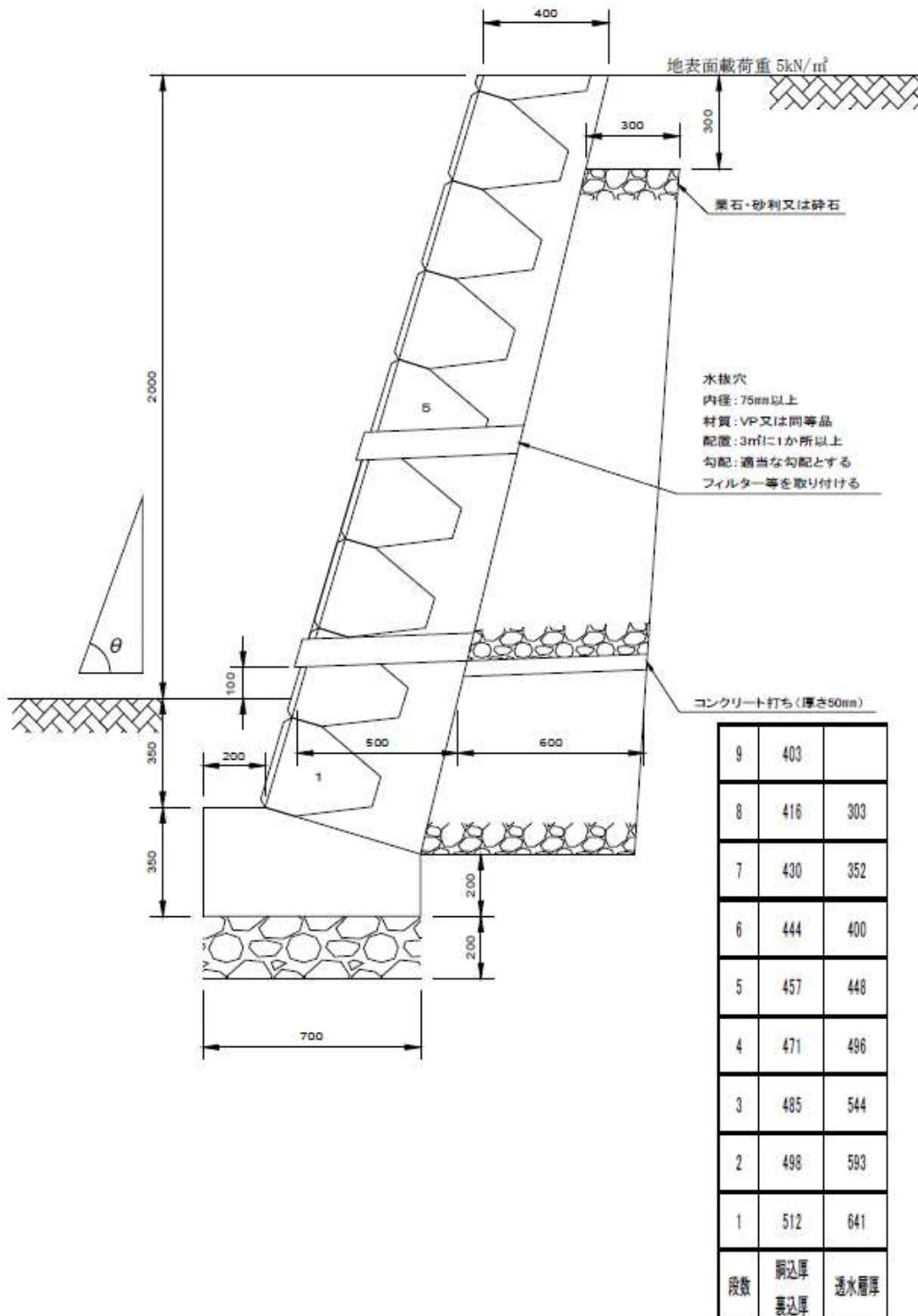
地耐力：125kN/m²以上、単位：mm



高さ 5 m 土羽付（切土） $\theta \leq 65^\circ$ 地耐力：125kN/m²以上、単位：mm

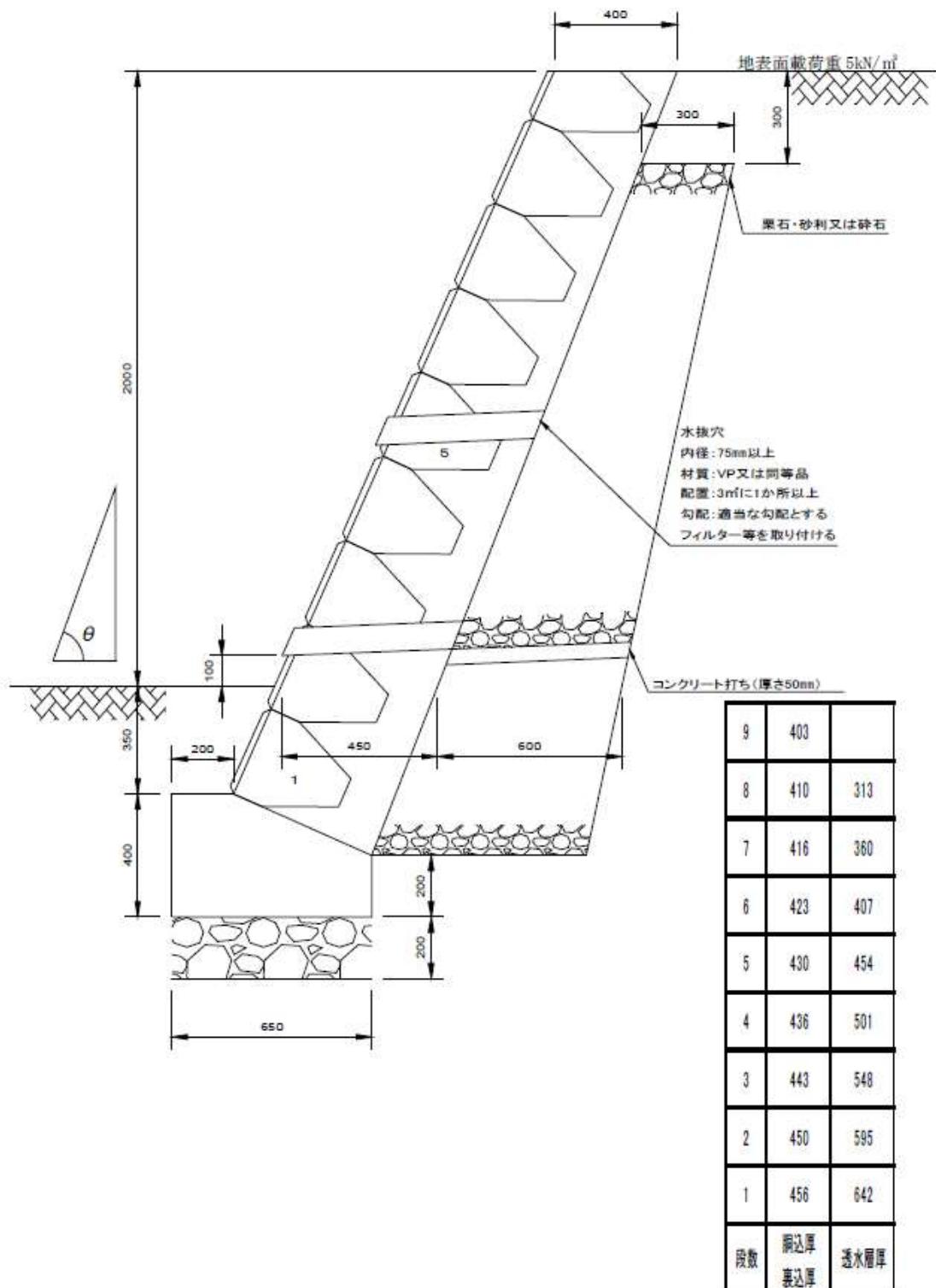
高さ 2 m (盛土) $70^\circ < \theta \leq 75^\circ$

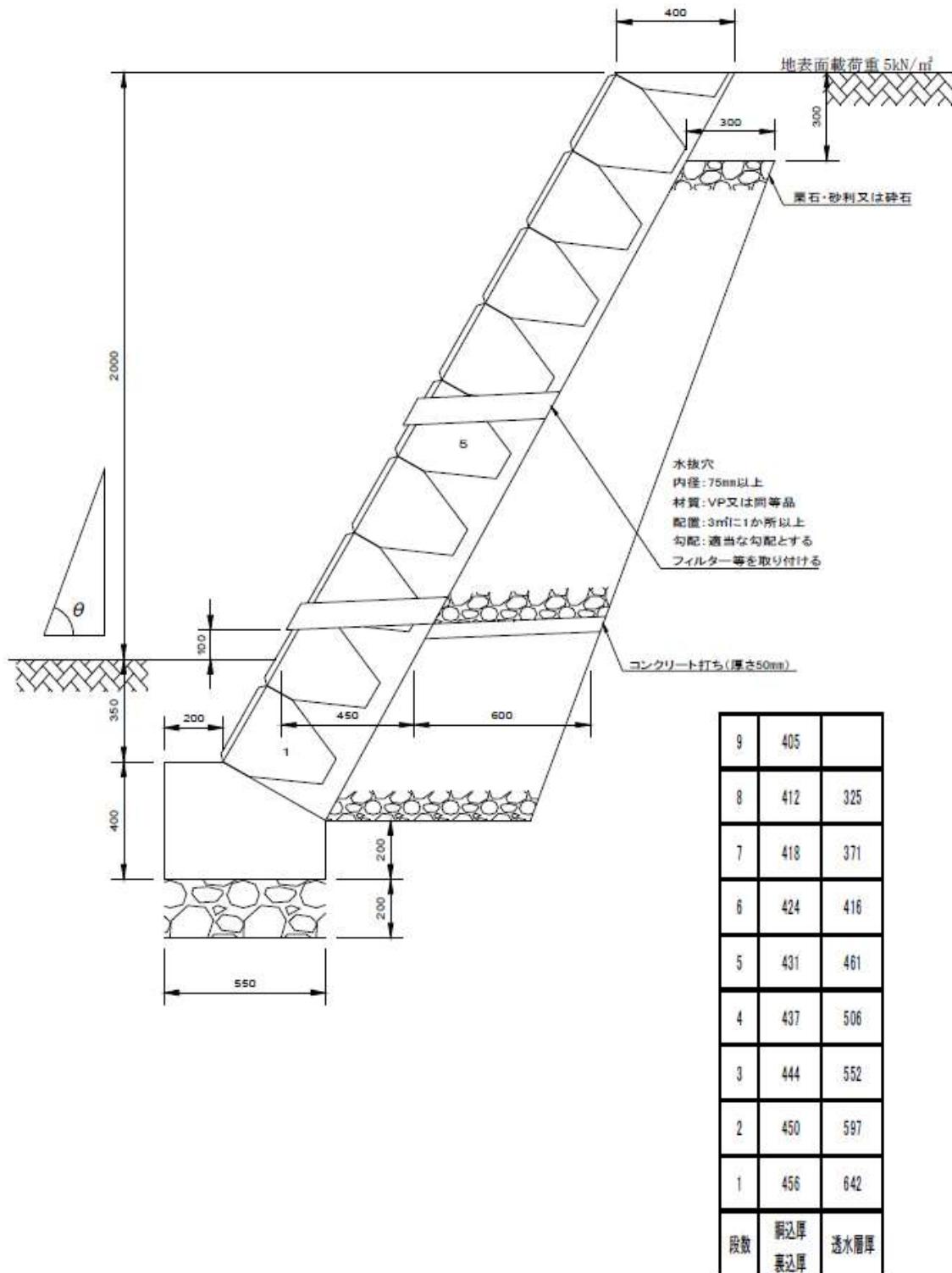
地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm

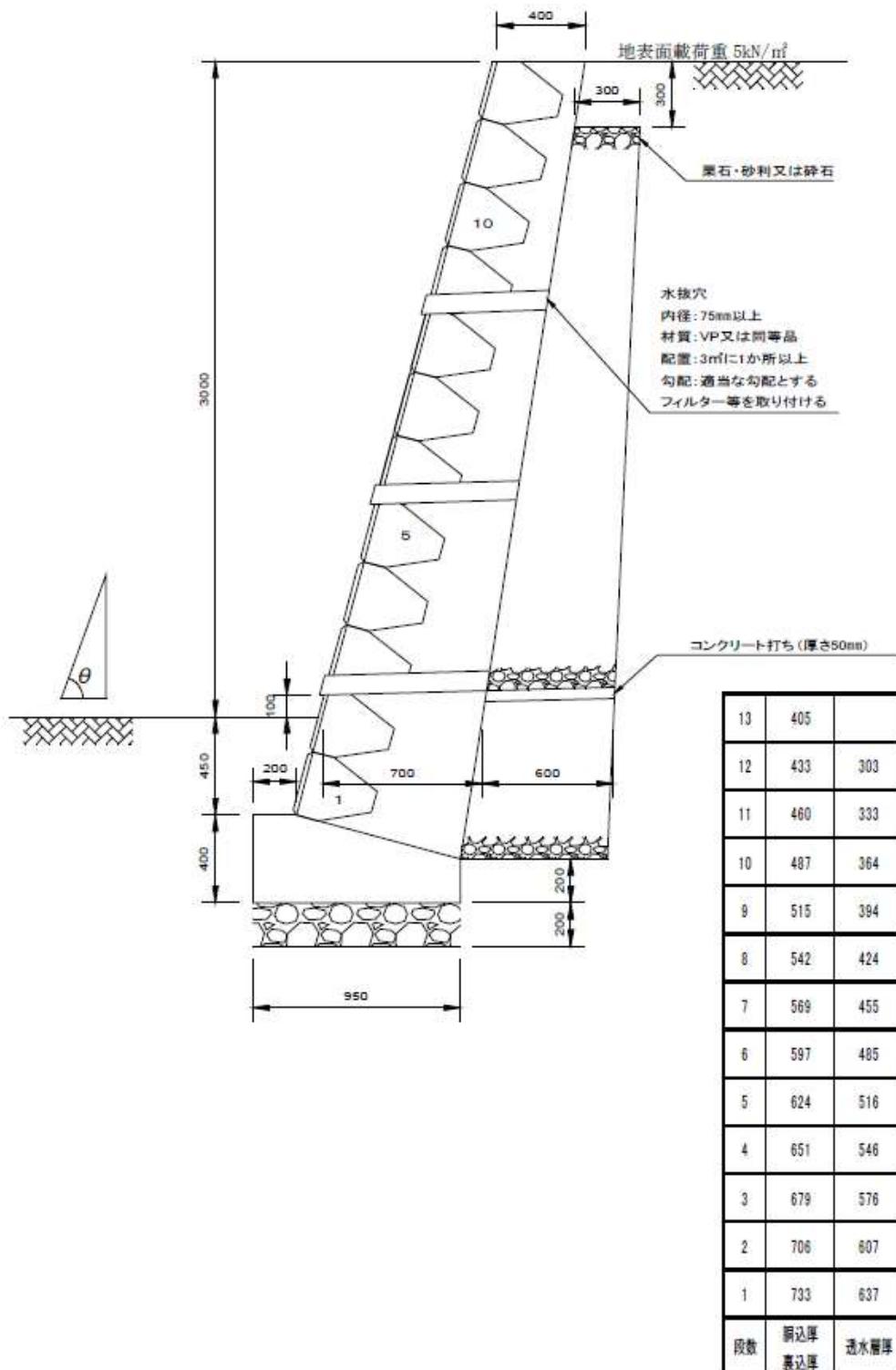


高さ 2 m (盛土) $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$

地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm

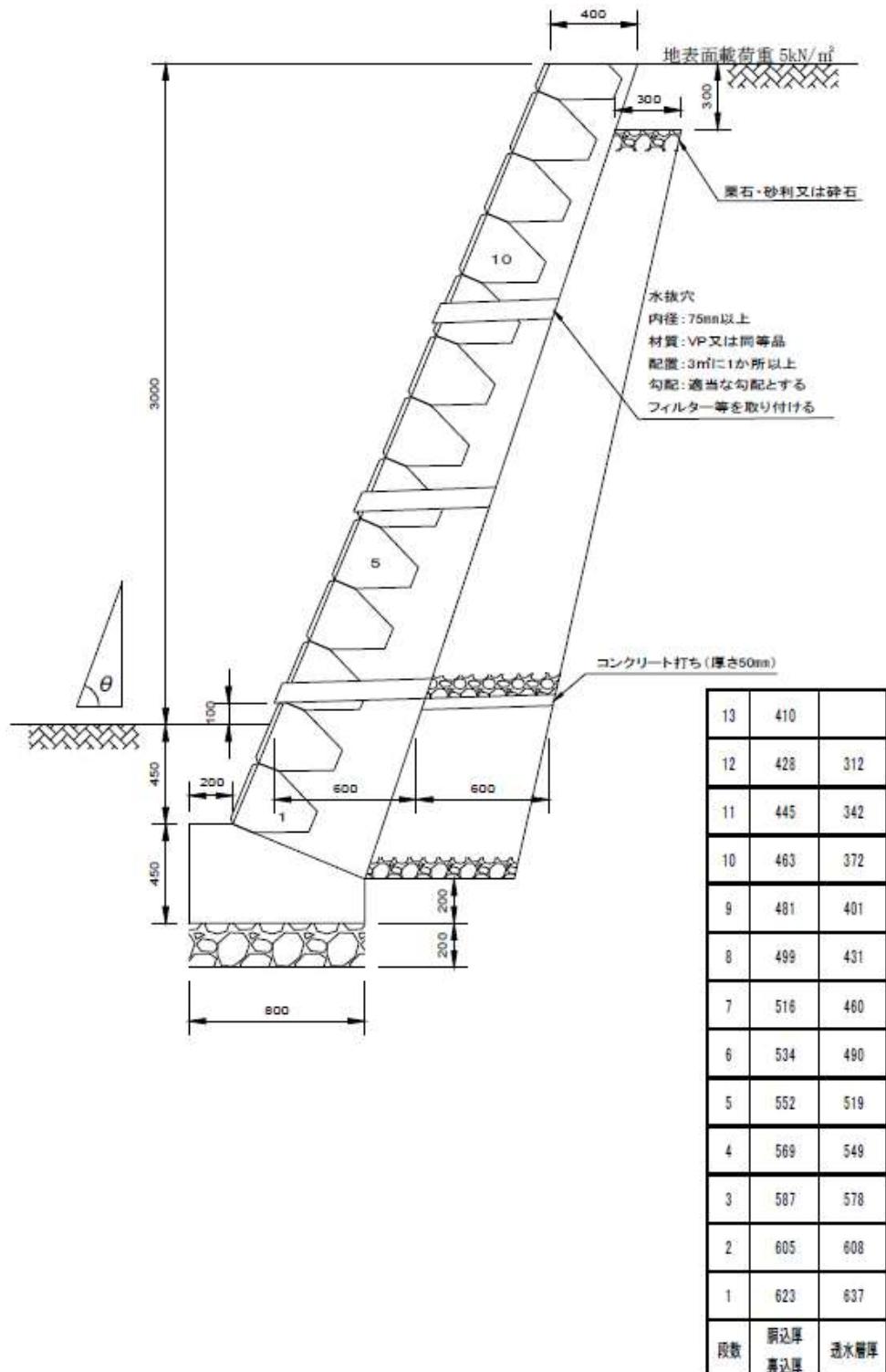


高さ 2 m (盛土) $\theta \leq 65^\circ$ 地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm

高さ 3 m (盛土) $70^\circ < \theta \leq 75^\circ$ 地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm

高さ 3 m (盛土) $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$

地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm



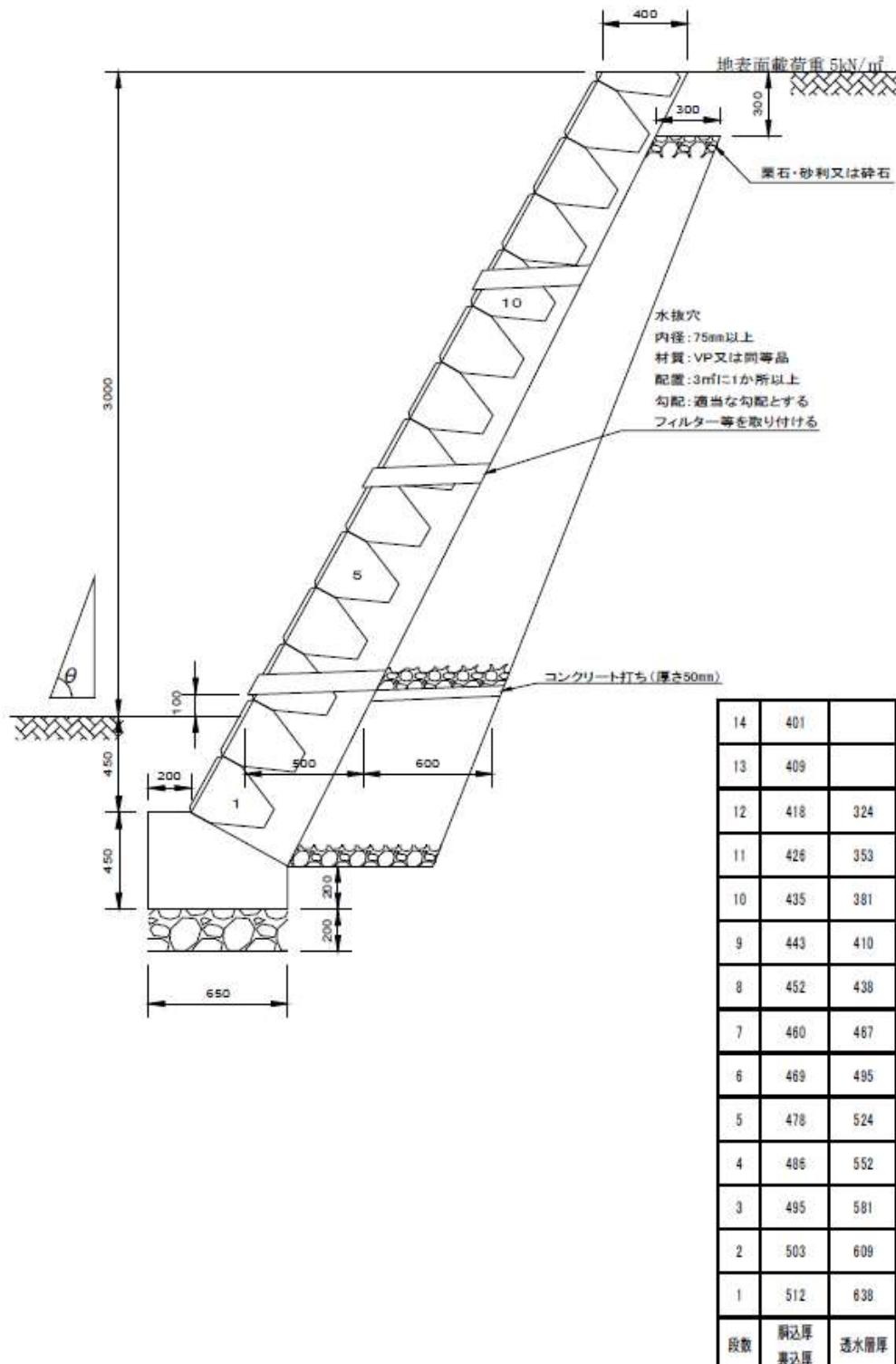
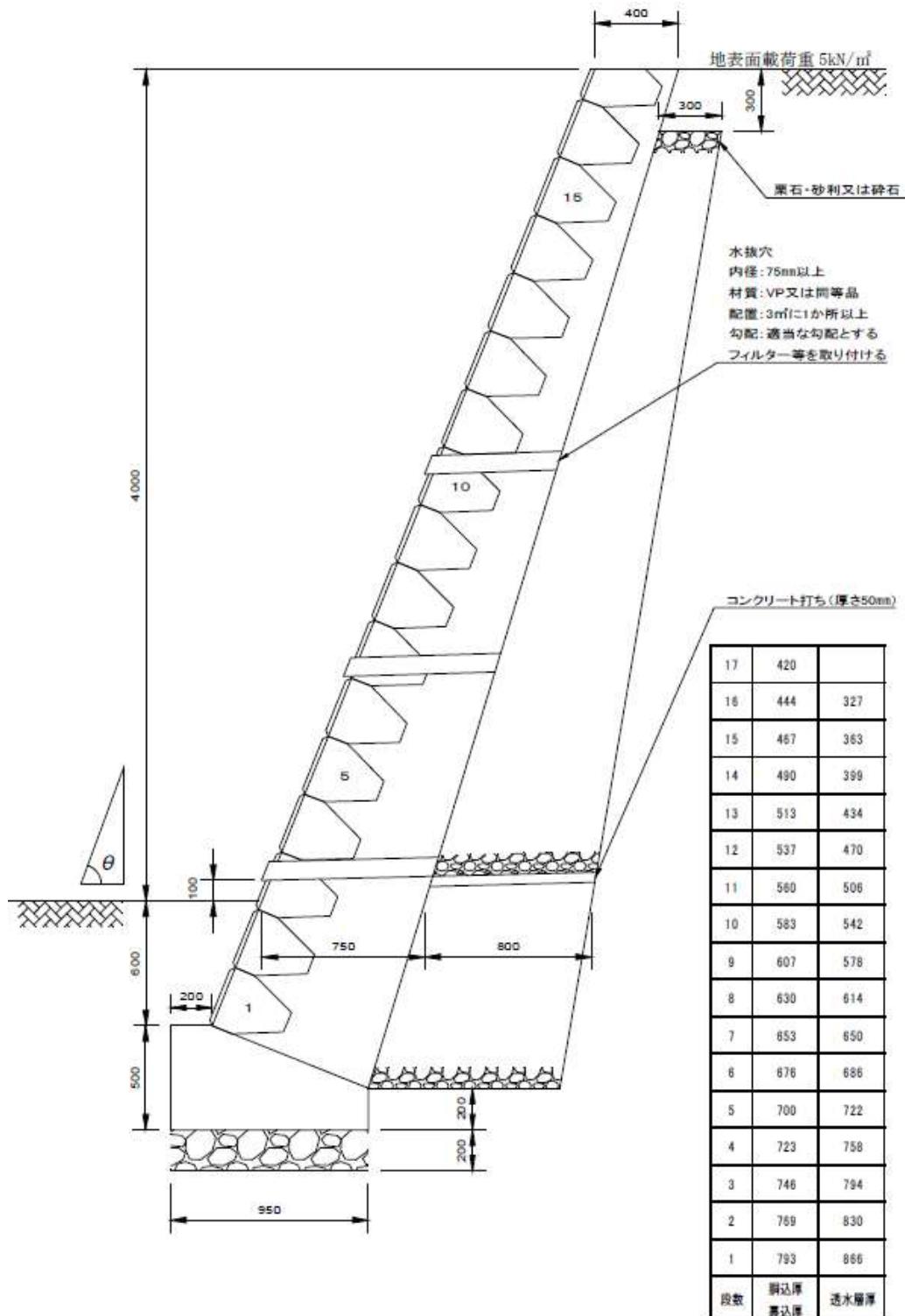
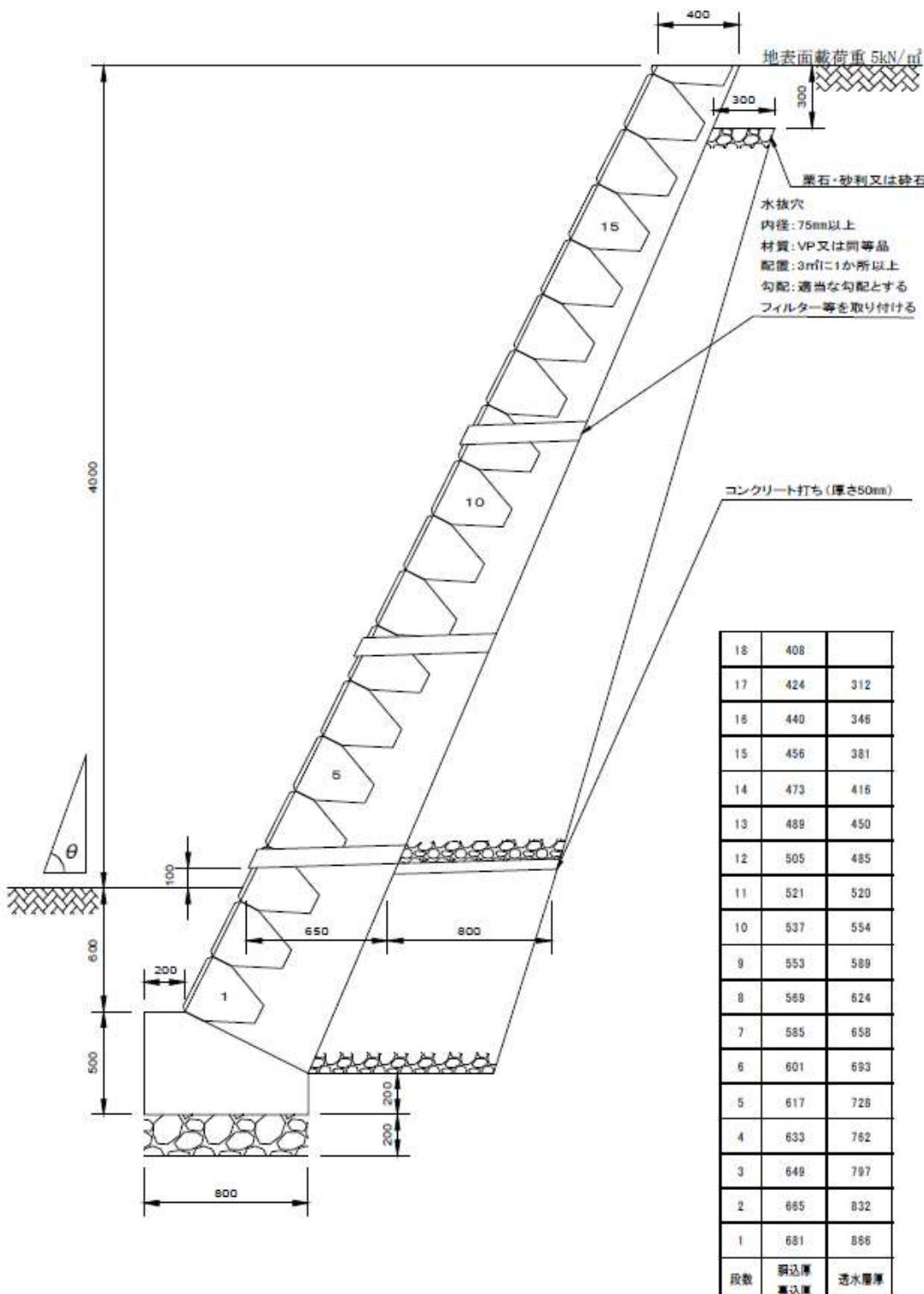
高さ 3 m (盛土) $\theta \leq 65^\circ$ 地耐力 : 75kN/m² 以上、単位 : mm

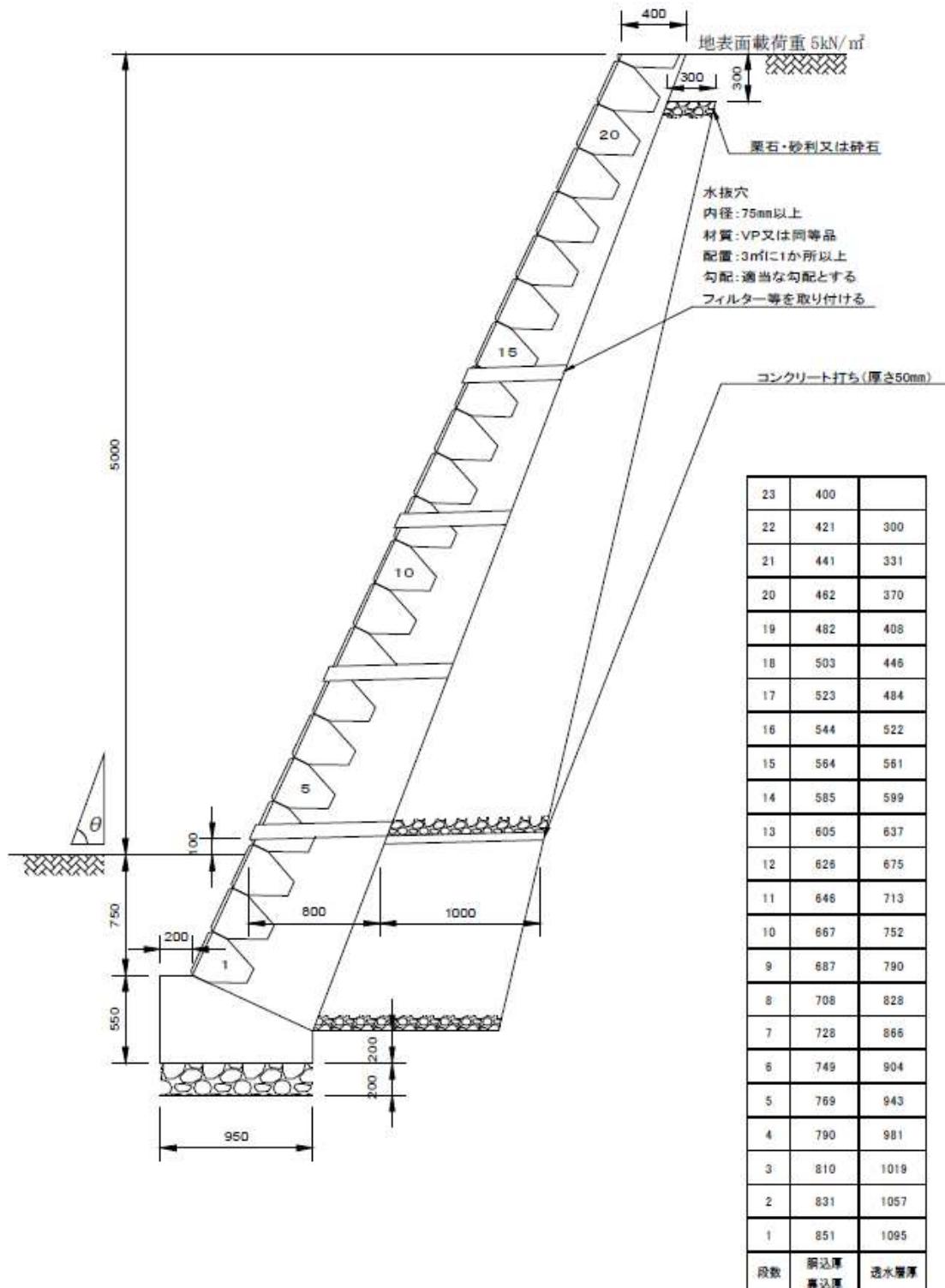
図-B7

高さ 4 m (盛土) $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$

地耐力：100kN/m²以上、単位：mm



高さ 4 m (盛土) $\theta \leq 65^\circ$ 地耐力 : 100kN/m² 以上、単位 : mm

高さ 5 m (盛土) $\theta \leq 65^\circ$ 地耐力: 125kN/m² 以上、単位: mm

第5編 土地の保全等について

土地の保全等について

1 宅地の維持管理

宅地造成工事等規制区域内の土地の土地所有者、管理者又は占有者は、許可を取得した宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）であるか否かに関わらず、災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持すること。（法第22条第1項）

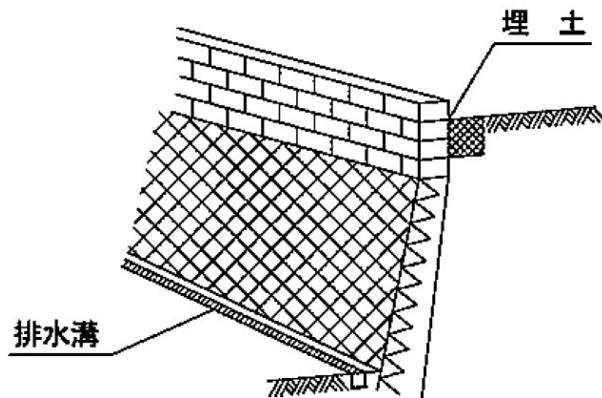
なお災害のおそれがあると認められるときは、市長は、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとるよう勧告することができる。（法第22条第2項）

2 不適合擁壁

法の許可を得て検査済証を取得した擁壁であっても、次のような行為をした場合は、法の技術基準に適合しないものとなるため、検査済証の効力を失うものとして扱う。

（1）増積み擁壁

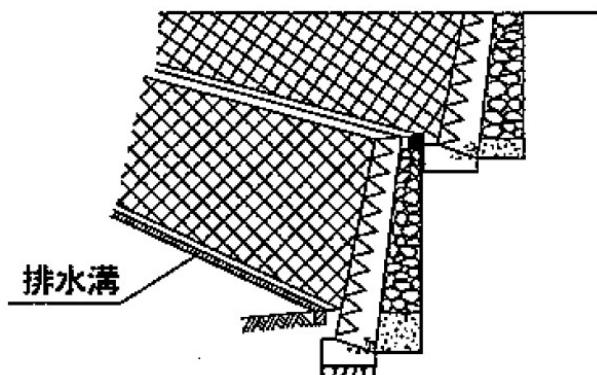
擁壁の上部にブロック等を積み、その部分に土圧が生じているもの。



増積み擁壁のイメージ図（我が家チェックシート（案）から引用）

(2) 二段擁壁（第3編第5章12の検討を行っていないもの）

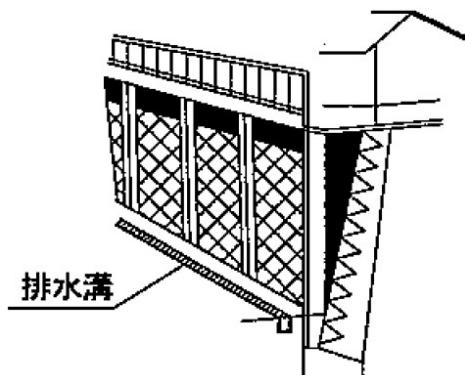
下部擁壁に対して、上部擁壁の荷重がかかっているもの。



二段擁壁のイメージ図（我が家の中庭チェックシート（案）から引用）

(3) 張出し床版付擁壁

張出し床版の支柱を擁壁の天端や基礎に据え、想定外の荷重をかけているもの。



張出し床版付擁壁イメージ図（我が家の中庭チェックシート（案）から引用）

3 擁壁の状態確認

擁壁は、時間の経過とともに老朽化したり、雨や地震によりひびが入ったり、傾いたりしますが、その危険度の程度は市民の方が容易に判断するのは困難です。専門家等に依頼し、詳細な調査をしてもらうよう努めてください。

また、おおまかな危険度のチェックができるよう、国土交通省から『我が家の中庭チェックシート（案）』(https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html) がインターネットよりダウンロードできますので、ご自分の住宅地の擁壁の安全性について、関心を持っていただき、宅地の保全等に努めてください。

第 6 編 樣式

申請様式一覧

- | | | |
|----|---------|---------------------------|
| 1 | 様式第二 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 |
| 2 | 様式第三 | 資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事） |
| 3 | 様式第四 | 土石の堆積に関する工事の許可申請書 |
| 4 | 様式第五 | 資金計画書（土石の堆積に関する工事） |
| 5 | 様式第七 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 |
| 6 | 様式第八 | 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 |
| 7 | 様式第九 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 |
| 8 | 様式第十一 | 土石の堆積に関する工事の確認申請書 |
| 9 | 様式第十三 | 宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査申請書 |
| 10 | 様式第十五 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 |
| 11 | 様式第十六 | 土石の堆積に関する工事の届出書 |
| 12 | 様式第十七 | 擁壁等に関する工事の届出書 |
| 13 | 様式第十八 | 公共施設用地の転用の届出書 |
| 14 | 様式第二十三 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 |
| 15 | 様式第二十四 | 土石の堆積に関する工事の標識 |
| 16 | 様式第3号 | 宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書 |
| 17 | 様式第4号 | 工事施行同意書 |
| 18 | 様式第6号 | 宅地造成等に関する工事着手届 |
| 19 | 様式第7号 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書 |
| 20 | 様式第7号の2 | 土石の堆積に関する工事の協議申出書 |

- 2 1 様式第 8 号 軽微な変更の届出書
- 2 2 様式第 8 号の 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書
- 2 3 様式第 8 号の 3 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書
- 2 4 様式第 9 号 宅地造成又は特定盛土等（中止・再開・廃止）届
- 2 5 様式第 10 号 定期報告書
- 2 6 様式 隣接同意書
- 2 7 様式 暴力団等に該当しないことの誓約書

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書					
宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項 第30条第1項〕の規定により、許可を申請します。			※手数料欄		
年　月　日					
殿					
申請者 氏名					
1	工事住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施工者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度 : 度 分 秒) (経度 : 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	10	番 号	構 造	高 さ	延 長
	ニ 擁壁			メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチメートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
リ 工事中の危害防止のための措置					
ヌ その他の措置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工程の概要					
11 その他必要な事項					
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄		
年 月 日			年 月 日		
千都宅第 号			千葉市指令第 号		
係員氏名			係員氏名		
〔注意〕					
1 ※印のある欄は記入しないでください。					
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施工者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。					
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。					
5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。					
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。					
7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。					
8 9欄は、渓流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。					
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を実行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第三

資金計画（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）						
1 収支計画			(単位 千円)			
	科 目	金 額				
収 入	自己資金 借入金 処分収入 補助負担金					
	計					
支 出	用地費 工事費 整地工事費 道路工事費 排水施設工事費 防災施設工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息					
	計					
2 年度別資金計画書						
		年度	年度	年度	年度	年度
科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 借入償還金					
	計					
収 入	自己資金 借入金 処分収入 補助負担金					
	計					
・ 借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項 第30条第1項〕の規定により、許可を申請します。			※手数料欄	
年　月　日				
殿				
申請者 氏名				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	7	勾配が十分の一を超える土地に ホ おける堆積した土石の崩壊を防止 するための措置		
	ヘ	土石の堆積を行う土地における 地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
チ	雨水その他の地表水を有効に排除 する措置			
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の 流出を防止する措置			
ヌ	工事中の危害防止のための措置			
ル	その他 の 措 置			
ヲ	工事着手予定年月日	年	月	日
ワ	工事完了予定年月日	年	月	日
カ	工程の概要			
8	その他の必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄	
年　月　日			年　月　日	
千都宅第　号			千葉市指令第　号	
係員氏名			係員氏名	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。

様式第五

資金計画（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	自己資金 借入金 处分収入 補助負担金	
支 出	用地費 工事費 整地工事費 防災施設工事費 撤去工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 借入償還金						
収 入	自己資金 借入金 处分収入 補助負担金						
	計						
借入金の借入先							
.							

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第1項
第35条第1項 の規定により、変更の許可を申請します。

※手数料欄

年　月　日

殿

申請者 氏名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
リ 工事中の危害防止のための措置					
ヌ その他の措置					
ル 工事着手予定年月日	年　月　日				
ヲ 工事完了予定年月日	年　月　日				
ワ 工程の概要					
11 その他の必要な事項					
12 変更の理由					
13 許可番号	第 号				
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄		
年　月　日			年　月　日		
第 号			千葉市指令第 号		
係員氏名			係員氏名		

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔 第16条第1項 第35条第1項 〕の規定により、許可を申請します。

※手数料欄

年　月　日

殿

申請者 氏名

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2 設計者住所氏名				
3 工事施行者住所氏名				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒) 経度: 度 分 秒			
5 土地の面積	平方メートル			
6 工事の目的				
工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	7 勾配が十分の一を超える土地に ホ おける堆積した土石の崩壊を防止 するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤 の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除 する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の 流出を防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定期年月日	年 月 日			
ワ 工事完了予定期年月日	年 月 日			
カ 工程の概要				
8 その他必要な事項				
9 変更の理由				
10 許可番号	第 号			
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			千葉市指令第 号	
係員氏名			係員氏名	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。

様式第九

※受付欄
年月日
第号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年月日

殿

工事主 住所
氏名宅地造成及び特定盛土等規制法 第17条第1項
第36条第1項 の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年月日
2 許可番号	第号
3 許可年月日	年月日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※受付欄
年月日
第号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年月日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第17条第4項
第36条第4項〕の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年月日
2 許可番号	第号
3 許可年月日	年月日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※受付欄
年月日
第号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年月日

殿

工事主 住所
氏名宅地造成及び特定盛土等規制法〔 第18条第1項
第37条第1項 〕の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年月日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工事に係る工事	検査実施回	第回	
	特定工程		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	特定工程に係る工事終了年月日	年月日	
	検査実施回	第回	第回
7 今回申請以降の中間検査受検予定	特定期程		
	中間検査合格証		
8 備考	番号	第号	第号
	交付年月日	年月日	年月日
	検査実施回	第回	第回
	特定期程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年月日	年月日

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年　月　日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **[第21条第1項]** **[第40条第1項]** の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名				
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
3 工事をしている土地の面積	平方メートル			
4 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
5 盛土又は切土の高さ	メートル			
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
	切 土	立方メートル		
8 工事着手年月日	年　月　日			
9 工事完了予定期日	年　月　日			
10 工事の進捗状況				

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 **[第 21 条第 1 項]** **[第 40 条第 1 項]** の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者 住所 氏名				
2 工事をしている土地の所在地及び 地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度 : 度 分 秒、 経度 : 度 分 秒)			
3 工事をしている土地の面積	平方メートル			
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル			
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル			
7 工事着手年月日	年 月 日			
8 工事完了予定期限年月日	年 月 日			
9 工事の進捗状況				

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

擁壁等に関する工事の届出書

年　月　日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第3項 第40条第3項 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手予定期日	年　月　日
4 工事完了予定期日	年　月　日

[注意]

届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

公共施設用地の転用の届出書

年　月　日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第4項 第40条第4項 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年　月　日

[注意]

届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識				
70 センチメートル以上	90 センチメートル以上			
	[宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出] 濟標識			
	1 工事主の住所氏名			見取図
	2 許可番号	第 号		
	3 許可又は届出年月日	年 月 日		
	4 工事施行者の氏名			
	5 現場管理者の氏名			
	6 盛土又は切土の高さ	メートル		
	7 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	9 工事着手予定年月日	年 月 日		
10 工事完了予定年月日	年 月 日			
11 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
↑ 50 センチメートル以上 ↓				

[注意]

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識		
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識		
1	工事主の住所氏名	見取図
2	許可番号	
3	許可又は届出年月日	
4	工事施行者の氏名	
5	現場管理者の氏名	
6	土石の堆積の最大の高さ メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル	
9	工事着手予定年月日 年 月 日	
10	工事完了予定年月日 年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	
		↑ 50センチメートル以上 ↓

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書

		年　月　日						
(あて先) 千葉市長								
		住 所 申告者 氏 名						
次のとおり設計者の資格について申告します。								
1 設計者の氏名 及び生年月日		ふりがな						
		年　月　日生						
2 最終学歴		(学校名)		(学部名)		(学科名)		
		年　月 _____		_____		卒業 中退		
3 現住所等								
4 資格免許等								
5 実務経験歴	(1) 職務経歴	会社又は事務所名		職務内容		期 間	年数	年数計
							年	年
	(2) 工事および設計経歴	工事名	工事発注者	工事施行場所	工事面積	実務内容	期 間	

- 備考 1 申告者は、設計者が法人の従業員である場合は、当該法人とし、その他の場合は、設計者自身とする。
- 2 2及び4欄については、それぞれ当該申告事項を証する書類を添付すること。
- 3 5欄については、市長が必要と認めるときは、当該申告事項を証する書類を添付すること。

工事施行同意書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

住所
工事主
氏名

千葉市_____区において行う宅地造成等工事に関して、次のとおり権利者の同意を得ましたので提出します。

同 意 書

私が所有する次の土地について、工事主が申請書のとおり宅地造成等工事を行うこととに同意します。

所在地及び地番 ※1	面 積	同意年月日	同意者の住所・氏名 ※2	印

※1 一筆ごとに記入してください。

※2 同意者が自署してください。

宅地造成等
土石の一時堆積

(宅地造成、特定盛土等
に関する工事着手届)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

工事主
住 所
氏 名

工事施行者
住 所
氏 名

千葉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

記

許可番号・許可年月日	千葉市指令 都宅 第 号・ 年 月 日
宅地の所在及び地番	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定期日	年 月 日
現場管理者	氏名
工事施行者または工事施行者の定めた者	連絡先 電話番号 () 電子メールアドレス @

様式第7号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定により、協議を申し出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申出者 氏名

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度 : 度 分 秒、 経度 : 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事着手前の土地利用状況			
7 工事完了後の土地利用			
8 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
9 土地の地形	渓流等への該当 有 ・ 無		
10 工事の概要			
ア 盛土又は切土の高さ	メートル		
イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立法メートル	
	切 土	立法メートル	
エ 擁壁	番 号	構 造	高 さ
			メートル
オ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ
			メートル
カ 排水施設	番 号	構 造	高 さ
			メートル
キ 崖面の保護の方法			
ク 崖面以外の地表面の保護の方法			
ケ 工事中の危害防止のための措置			
コ その他の措置			
サ 工事着手予定年月日	年	月	日
シ 工事完了予定年月日	年	月	日
ス 工程の概要			
11 その他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			千葉市指令第 号
係員氏名			係員氏名

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9欄は、渓流等(政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第7号の2

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定により、協議を申し出ます。

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申請者 氏名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度:	度	分
		経度:	度	秒、 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
工事の概要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
ク 雨水その他の地表水を有効に排出する措置				
ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土石の流出を防止する措置				
コ 工事中の危害防止のための措置				
サ その他の措置				
シ 工事着手予定年月日		年	月	日
ス 工事完了予定年月日		年	月	日
セ 工程の概要				
8 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件		※協議成立番号欄
年　月　日				年　月　日
第　号				千葉市指令第　号
係員氏名				係員氏名

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を実行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。

軽微な変更の届出書					
年　月　日					
(あて先) 千葉市長					
住所					
氏名					
電話					
宅地造成、特定盛土等に関する工事の計画を変更したので、次のとおり届け出ます。					
土石の一時堆積					
1 許可番号・許可年月日			千葉市指令 第 号 年 月 日		
2 宅地の所在及び地番					
変 更 の 内 容	(区分)			変 更 前	住所
				住所変更	氏名
				氏名変更	住所
	工事施工者	変更	変 更 後	氏名	
工 期	変 更 前	～			
	変 更 後	～			
4 変 更 の 理 由					
※ 受 付					
※ 処 理					

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 3欄の区分は、該当するものを○で囲んでください。

3 設計者の変更においては、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、資格を有することを証明するに足る資料をこの変更届に添付してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定により、協議を申し出ます。

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申出者 氏名

1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒) 經度: 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	渓流等への該当 有・無				
工事の概要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立法メートル		
		切土	立法メートル		
	エ 壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
カ 排水施設	番号	構造	高さ	延長	
			メートル	メートル	
キ 崖面の保護の方法					
ク 崖面以外の地表面の保護の方法					
ケ 工事中の危害防止のための措置					
コ その他の措置					
サ 工事着手予定年月日	年　月　日				
シ 工事完了予定年月日	年　月　日				
ス 工程の概要					
11 その他の必要な事項					
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄		
年　月　日			年　月　日		
第　号			千葉市指令第　号		
係員氏名			係員氏名		

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならぬ工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 8 9欄は、溪流等(政令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を実行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定により、協議を申し出ます。

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申出者 氏名

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()				
2	設計者住所氏名						
3	工事施行者住所氏名						
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)			(緯度:	度	分	秒、	
			経度:	度	分	秒)	
5	土地の面積					平方メートル	
6	工事の目的						
工事の概要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル			
	イ	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル			
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量		立法メートル			
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配					
	7	勾配が十分の一を超える土地に オ おける堆積した土石の崩壊を防止 するための措置					
		カ	土石の堆積を行う土地における 地盤の改良その他の必要な措置				
		キ	空地の設置	番号	空地の幅		
					メートル		
ク	雨水その他の地表水を有効に 排除する措置						
ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土石の 流出を防止する措置						
コ	工事中の危害防止のための措置						
サ	その他 の 措 置						
シ	工事着手予定年月日					年　月　日	
ス	工事完了予定年月日					年　月　日	
セ	工程の概要						
8	その他必要な事項						
※受付欄		※決裁欄	※協議成立に当たって 付した条件		※協議成立番号欄		
年　月　日					年　月　日		
第　号					千葉市指令第　号		
係員氏名					係員氏名		

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を実行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等（中止・再開・廃止）届	
年　月　日	
(あて先) 千葉市長	
住所 氏名 電話	
千葉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 許可番号・許可年月日	千葉市指令 第 号 年 月 日
2 土地の所在及び地番	
3 届出の別	中止・再開・廃止
4 中止、再開又は廃止する理由	
※ 受付	
※処理	

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 3欄は、該当するものを○で囲んでください。

定期報告書

年 月 日

千葉市長 殿

工事主 住所

氏名

法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第19条第1項の規定に基づき、工事の実施状況等について次のとおり報告します。

共 通	1 工事が施行される土地の所在地	
	2 工事の許可年月日及び許可番号	
	3 前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入)	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5 報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6 報告の時点における盛土又は切土の土量	
	7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況	
土石の堆積に関する工事	8 報告の時点における土石の堆積の高さ	
	9 報告の時点における土石の堆積の面積	
	10 報告の時点における堆積されている土石の土量	
	11 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

備考

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入すること。

隣接同意書

年　月　日

工事主　住所
氏名　　様

同意者　住所
氏名　　㊞
(同意者が自署してください。)

工事主が行う宅地造成等工事において、私の所有する土地の隣地に申請書のとおり工事が行われることについて、下記のとおり同意します。

記

土地の所在及び地番	
盛土若しくは切土の高さ又は 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
所有者の所在及び地番	

暴力団等に該当しないことの誓約書

(あて先) 千葉市長

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

記

1 私（法人の場合、代表者）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

- （1）暴力団（千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員、暴力団員等（千葉市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員、暴力団員等をいう。以下同じ。）
- （3）法人であって、その役員のうちに（2）に該当する者があるもの。
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配するもの。

【工事主及び役員一覧表】

（法人の場合、代表者及び会社登記事項証明書に記載されているすべての役員を記載すること）

法人の場合 役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住 所
【記載例】 代表取締役社長	チバ ハナコ 千葉 花子	年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

2 誓約に違反又は虚偽があった場合、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の規定に基づく工事の許可取消し処分等の措置に異議なく応じます。市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、千葉県警察本部へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

※ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記載

事前相談カード

年 月 日 曜日

課長	担当課長	補佐	主査	担当

※太枠内を記入願います。

(ゼンリン地図 P - - -)

計画地	千葉市 区	(宅地造成等工事規制区域内)
計画地の面積		
依頼主(事業者)	TEL	()
来庁者(設計者)	TEL	()
事業の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築(戸建住宅 戸・共同住宅・非住居) <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置き場 <input type="checkbox"/> 土石の仮置き <input type="checkbox"/> その他 ()	
相談内容	<input type="checkbox"/> 開発行為に関すること () <input type="checkbox"/> 盛土規制法に関すること () <input type="checkbox"/> 既存擁壁に関すること () <input type="checkbox"/> その他 ()	

～処理欄～

【開発行為・盛土規制法】 現地調査日： 年 月 日 曜日

(開発行為・盛土規制法) の許可(要・不要)と判断する。

<許可を要することとなった理由>

(切土 2m・盛土 1m・切盛合わせて 2m) を超える崖が生じる 盛土が高さ 2m を超える 切盛合わせて面積が 500 m² を超える
<土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について>

急傾斜地(傾斜度が 30 度以上、高さが 5m 以上(5m 以上の擁壁も含む)) の有無 該当あり(関係部局と要協議) 該当なし

<備考>

【既存擁壁】 現地調査日： 年 月 日 曜日

書類調査及び現地調査の結果、検査済み擁壁として(判断する・判断できない)。

<検査済み擁壁として判断できない理由>

増積み若しくは張出擁壁となっており、擁壁に必要以上の負荷をかけている。 その他 ()

<備考>

【その他】 現地調査日： 年 月 日 曜日

<備考>

連絡事項 : 年 月 日 曜日 (TEL・窓口) にて回答

～添付資料～

【共通事項】

位置図(計画地の区域を明示すること。)

【開発行為・盛土規制法】

宅地計画平面図(現況高及び計画高(重ね図)を明示し、切土部分は黄色、盛土部分は赤色で着色すること。)

造成計画断面図(高低差が一番大きいところで作成すること。その他、造成計画平面図と同様。)

求積図(計画地の面積が 500 m² を超える場合。計画地の求積図と造成範囲の求積図を添付すること。)

土地登記簿謄本(必要に応じて。要約書可。)

公図の写し(必要に応じて。コピー可。)

その他(建物平面・立面図、現地写真等)

【既存擁壁】

現地写真(近景と遠景で撮影し、既存擁壁の状態が容易に確認できるようにすること。)

第 7 編 関係法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法

(昭和36年11月7日法律第191号)

最終改正：令和4年5月27日 法律第55号

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針及び基礎調査（第3条～第9条）

第3章 宅地造成等工事規制区域（第10条）

第4章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制（第11条～第25条）

第5章 特定盛土等規制区域（第26条）

第6章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制（第27条～第44条）

第7章 造成宅地防災区域（第45条）

第8章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第46条～第48条）

第9章 雜則（第49条～第54条）

第10章 罰則（第55条～第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第21条第4項及び第40条第4項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 2 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 3 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 4 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 5 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 6 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第55条第2項において同じ。）を作成することをいう。
- 7 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 8 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 9 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

第2章 基本方針及び基礎調査

（基本方針）

第3条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
- (3) 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基礎調査)

第4条 都道府県（地方自治法（昭和二二年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項、次条第1項、第15条第1項及び第34条第1項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この項、次条第1項、第15条第1項及び第34条第1項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第15条第1項及び第34条第1項を除き、以下同じ。）は、基本方針に基づき、おおむね5年ごとに、第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公表しなければならない。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第8条 都道府県は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

(基礎調査に要する費用の補助)

第9条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、都道府県の行う基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

第3章 宅地造成等工事規制区域

第10条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きいため第1項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
- 6 第1項の指定は、第4項の公示によってその効力を生ずる。

第4章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制

（住民への周知）

第11条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（宅地造成等に関する工事の許可）

- 第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
 - (1) 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
 - (2) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
 - (3) 工事施工者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - (4) 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付すことができる。
- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

- 第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（許可証の交付又は不許可の通知）

- 第14条 都道府県知事は、第12条第1項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可の特例)

- 第15条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第12条第1項の許可があつたものとみなす。
- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

- 第16条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

- 第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第15条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

- 第18条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第1項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第13条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

- 第19条 第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(監督処分)

- 第20条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。
- (1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで施工する工事
- (2) 第12条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
- (3) 第13条第1項の規定に適合していない工事
- (4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施工する工事
- 3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。
- (1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施工された土地
- (2) 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地
- (3) 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されないと認められた土地
- (4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施工された土地
- 4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行なうことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行なわないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- (1) 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- (2) 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。
- (3) 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

(工事等の届出)

- 第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施工される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土地の保全等)

第22条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第1項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第23条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合には、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずることができる。

3 第20条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徵取)

第25条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第5章 特定盛土等規制区域

第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、渓流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定盛土等規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第1項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

4 都道府県知事は、第1項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

5 市町村長は、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により当該市町村の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいため第1項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

6 第1項の指定は、第4項の公示によってその効力を生ずる。

第6章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

- 第27条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第29条第1項又は第2項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(変更の届出等)

- 第28条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前条第5項の規定により同条第1項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(住民への周知)

- 第29条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

- 第30条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第39条まで及び第55条第1項第2号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- (1) 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- (2) 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- (3) 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- (4) 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付すことができる。
- 4 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第27条第1項の規定による届出をすることを要しない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

- 第31条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第40条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第32条 都道府県は、第30条第1項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

(許可証の交付又は不許可の通知)

第33条 都道府県知事は、第30条第1項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第2項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(許可の特例)

第34条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第30条第1項の許可があつたものとみなす。

- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第35条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第30条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第30条第2項から第4項まで、第31条から第33条まで及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 第1項又は第2項の場合における次条から第38条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第30条第1項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。

(完了検査等)

第36条 特定盛土等に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第36条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第1項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(中間検査)

第37条 第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第31条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第30条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

- 4 都道府県は、第1項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項の検査において第31条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(定期の報告)

- 第38条 第30条第1項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(監督処分)

- 第39条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第4項から第6項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。
- (1) 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けないで施行する工事
 - (2) 第30条第3項（第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
 - (3) 第31条第1項の規定に適合していない工事
 - (4) 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事
- 3 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。
- (1) 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けないで特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行された土地
 - (2) 第36条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第31条第1項の規定に適合していないと認められた土地
 - (3) 第36条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されないと認められた土地
 - (4) 第37条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで特定盛土等に関する工事が施行された土地
- 4 都道府県知事は、第2項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- (1) 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - (2) 第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。
 - (3) 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第2項又は第3項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(工事等の届出)

- 第40条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(土地の保全等)

- 第41条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第1項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施工者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

- 第42条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずることができる。
- 3 第39条第5項から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(立入検査)

- 第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。
- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徵取)

- 第44条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

第7章 造成宅地防災区域

第45条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第47条第2項において同じ。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるもののおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。）の区域であって政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第8章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

（災害の防止のための措置）

第46条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第1項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第1項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

（改善命令）

第47条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第45条第1項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、造成宅地所有者等以外の者の宅地造成又は特定盛土等に関する不完全な工事その他の行為によって第45条第1項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第20条第5から第7項までの規定は、前2項の場合について準用する。

（準用）

第48条 第24条の規定は都道府県知事が前条第1項又は第2項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第25条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

第9章 雜則

（標識の掲示）

第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（市町村長の意見の申出）

第50条 市町村長は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。

（緊急時の指示）

第51条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(都道府県への援助)

第52条 主務大臣は、第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第53条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

(政令への委任)

第54条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第10章 罰則

第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - (2) 第30条第1項又は第35条第1項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により、第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けたとき。
 - (4) 第20条第2項から第4項まで又は第39条第2項から第4項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第13条第1項又は第31条第1項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があった場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第36条第1項若しくは第4項又は第37条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- (2) 第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 第23条第1項若しくは第2項、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第42条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき。
- (4) 第24条第1項（第48条において準用する場合を含む。）又は第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第57条 第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- (2) 第6条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行ったとき。
- (3) 第21条第1項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 第25条（第48条において準用する場合を含む。）又は第44条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第59条 第49条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- (1) 第55条 3億円以下の罰金刑
- (2) 第56条第3号 1億円以下の罰金刑
- (3) 第56条第1号、第2号若しくは第4号又は前3条 各本条の罰金刑

第61条 第16条第2項又は第35条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和37年9月15日法律第161号) 抄

- 1 この法律は、昭和37年10月1日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第3項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前8項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和39年7月9日法律第160号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日法律第101号) 抄

この法律（第1条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和53年5月1日法律第38号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年5月30日法律第58号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年5月25日法律第47号)

この法律は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月21日法律第79号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

①及び② 略

③ 第4条及び附則第2条の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第4条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第3

条第1項の規定による申出がされている市街地又は市街地になろうとする土地の区域に対する宅地造成工事規制区域の指定に關しては、なお従前の例による。

2 前項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定は、第4条の規定による改正後の宅地造成等規制法第3条第1項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第6条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定についても、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正

前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に關する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為及び附則第2条第1項の規定により従前の例によることとされる場合における第4条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成5年1月12日法律第89号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日から施行する。

（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機會の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものと除く。）又はこれらための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成6年6月29日法律第49号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成6年法律第48号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第12章の改正規定の施行の日から、第2章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成11年7月16日法律第87号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に關する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として處理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第160条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

- 第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

- 第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

- 第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則 (平成18年4月1日法律第30号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条の規定(住宅金融公庫法第17条第8項の改正規定を除く。)並びに第5条並びに附則第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条 この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第3条第1項の規定により指定されている宅地造成工事規制区域は、第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法(以下この条において「新法」という。)第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域とみなす。

- 2 新法第8条第1項ただし書の規定は、第2条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第29条第1項若しくは第2項の許可又は次条の規定によりその基準についてなお従前の例によることとされる第2条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第29条第1項若しくは第2項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、適用しない。
- 3 施行日前に旧法第8条第1項の規定によりされた宅地造成に関する工事の計画の変更の許可（以下この項において「旧法による変更許可」という。）又は旧法による変更許可の申請は当該変更が新法第12条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可又は同項の許可の申請とみなし、旧法による変更許可の申請は当該変更が同項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合には同条第2項の規定によりされた変更の届出とみなす。
- 4 施行日前に旧法第16条の規定によりされた命令は、新法第17条の規定によりされた命令とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律（附則第1条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成26年6月14日法律第44号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第40条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第50条（同号に掲げる改正規定を除く。）、第54条（港湾法第50条の3第3項の改正規定を除く。）、第57条及び第74条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第3条第4項の改正規定を除く。）の規定並びに附則第8条及び第9条の規定 公布の日から起算して3月を経過した日

（罰則に関する経過措置）

第10条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第11条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成26年5月30日法律第42号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）略

- （2）目次の改正規定（「／第2節 中核市に関する特例／第3節 特例市に関する特例／」を「第2節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第252条の22第1項の改正規定、第2編第12章第3節を削る改正規定、第260条の38を第260条の40とする改正規定及び第260条の37の次に2条を加える改正規定並びに次条、附則第3条、第33条、第34条、第40条、第41条、第45条から第48条まで、第51条、第52条、第54条、第55条、第58条、第59条、第63条、第64条、第68条、第69条及び第71条から第75条までの規定 平成27年4月1日

（宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第41条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の宅地造成等規制法第3条第1項、第7条第1項及び第11条の規定の適用については、同法第3条第1項中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」と、同項並びに同法第7条第1項及び第11条中「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」とする。）

附 則 （令和4年5月27日法律第55号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法（以下この条において「旧法」という。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域（以下この項及び次項において「旧宅地造成工事規制区域」という。）の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日（第3項において「施行日」という。）から起算して2年を経過する日（その日までにこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「新法」という。）第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある旧宅地造成工事規制区域にあっては、当該公示の日の前日）までの間（次項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。
- 2 旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について旧法第8条第1項本文（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に旧法第20条第1項の規定による指定がされている造成宅地防災区域（以下この項において「旧造成宅地防災区域」という。）の指定の効力及び解除並びに旧造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置については、施行日から起算して2年を経過する日（その日までに新法第45条第3項において準用する新法第10条第4項の規定による公示がされた新法第4条第1項の都道府県の区域内にある旧造成宅地防災区域にあっては、当該公示の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 第3条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

- 第5条 政府は、この法律の施行後5年以内に、新法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域及び新法第26条第1項の特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第509条の規定 公布の日

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

(昭和37年1月30日政令第16号)

最終改正：令和4年12月23日 法律第393号

内閣は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号及び第2号、第7条第3項、第9条、第14条第2項、第19条並びに第22条の規定に基づき、この政令を制定する。

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制（第5条～第26条）

第3章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制（第27条～第34条）

第4章 造成宅地防災区域の指定の基準（第35条）

第5章 雜則（第36条～第41条）

附則

第1章 総則

（定義等）

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

（公共の用に供する施設）

第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

（宅地造成及び特定盛土等）

第3条 法第2条第2号及び第3号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m²を超えるもの

（土石の堆積）

第4条 法第2条第4号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが2mを超える土石の堆積
- (2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m²を超えるもの

第2章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第5条 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- (2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

- (3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - (4) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - (5) 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの
- 2 法第12条第2項第4号（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
 - (2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業
 - (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
 - (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50法律第67号）第2条第4号に規定する住宅街区整備事業
 - (5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第5号に規定する防災街区整備事業
 - (6) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第2条第3項に規定する地域福利增进事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの

（擁壁、排水施設その他の施設）

第6条 法第13条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
 - (2) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- (1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
 - (2) 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15mを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
 - (3) 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

- (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5m以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。
- 2 前項第1号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないと。
 - (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
 - (3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
 - (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - (3) 拥壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 拥壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40cm以上、その他のものであるときは70cm以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適當な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 拥壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35cmに満たないときは、35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45cmに満たないときは、45cm）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、

第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第12条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3m²以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2mを超えるもの（第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - (2) 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

- 2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。
 - (1) 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面
 - (2) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- (1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - (2) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
 - (3) その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - (4) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - (5) ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - (6) ますの底に、深さが15cm以上の泥溜ためが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第4号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第18条 法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
- (2) 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが5m以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが5mを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
- (4) 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
- (5) 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 前項第3号及び第4号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

(規則への委任)

第20条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第39条において同じ。）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第8条の規定による擁壁又は第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第7条から前条までの規定のみによっては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第21条 法第13条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが5mを超える擁壁の設置
- (2) 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- (2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- (3) 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- (5) 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第23条 法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²を超えるもの

(特定工程等)

第24条 法第18条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第18条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第25条 法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500m²を超えるもの
- (2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m²を超えるもの

(届出を要する工事)

第26条 法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

第3章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第27条 法第27条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第28条 法第30条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第30条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第29条 法第30条第1項ただし書の政令で定める工事は、第5条第1項各号に掲げるものとする。

2 法第30条第2項第4号（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第5条第2項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第30条 法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第2号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 法第31条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第19条及び第20条第2項の規定を準用する。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

第31条 法第31条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第21条各号に掲げるものとする。

2 法第31条第2項の政令で定める資格は、第22条各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等)

第32条 法第37条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第37条第1項の政令で定める工程は、第24条第1項に規定する工程とする。

3 前項に規定する工程に係る法第37条第3項の政令で定める工程は、第24条第2項に規定する工程とする。

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第33条 法第38条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第38条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

(届出を要する工事)

第34条 法第40条第3項の政令で定める工事は、第26条第1項に規定する工事とする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

第4章 造成宅地防災区域の指定の基準

第35条 法第45条第1項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他 の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。）の区域であることとする。

(1) 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。次項第3号において同じ。）であって、 安定計算によって、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その 他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの

イ 盛土をした土地の面積が3,000m²以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が 盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの

ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上であるもの

(2) 盛土又は切土をした後の地盤の滑動、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事により設 置された擁壁の沈下、盛土又は切土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の 造成宅地の区域

2 前項第1号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数 値を乗じて得た数値を乗じて得た数値

(2) 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量を用いて計算され た数値を用いることができる。

(3) 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応 じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であって、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ 別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

イ 前項第1号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、複数の円弧 又は直線によって構成されるもの

ロ 前項第1号ロに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、単一の円弧 によって構成されるもの

第5章 雜則

(収用委員会の裁決申請手続)

第36条 法第8条第3項の規定により土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める 様式に従い同条第3項各号（第3号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならな い。

(緊急時の指示)

第37条 法第51条の政令で定める事務は、法第10条第1項、第2項及び第4項、第22条第2項、第26条第1項、第2項 及び第4項並びに第41条第2項の規定により都道府県知事が行う事務とする。

(公告の方法)

第38条 法第20条第5項（法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）又は第39条第5項（法第 42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報そ の他所定の手段による公告を行った日から10日間、当該土地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。

(報告の徵取)

第39条 法第25条（法第48条において準用する場合を含む。）又は第44条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- (2) 撥壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- (3) 土地に関する工事の計画及び施行状況

(権限の委任)

第40条 この政令に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(主務省令への委任)

第41条 法及びこの政令に定めるもののほか、法及びこの政令を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和37年2月1日）から施行する。

附 則 （昭和40年2月12日政令第15号）

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和40年3月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この政令の施行前に着手した宅地造成に関する工事については、なお従前の例による。

附 則 （昭和45年12月2日政令第333号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和46年1月1日）から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 この政令の施行前に着手した宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けなければならない工事に対する宅地造成等規制法施行令第7条第3項第2号、第9条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和53年5月30日政令第205号）

この政令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 （昭和55年7月14日政令第196号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和56年6月1日から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この政令の施行前に着手した宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けなければならない工事に対する宅地造成等規制法施行令第7条第3項第2号、第9条及び第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和56年4月24日政令第144号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和55年法律第35号）の施行の日（昭和56年4月25日）から施行する。

附 則 （昭和56年7月7日政令第248号）

この政令は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則 （昭和59年6月29日政令第231号）

この政令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月25日政令第57号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年10月6日政令第348号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和62年法律第66号)の施行の日(昭和62年11月16日)から施行する。

附 則 (平成3年3月13日政令第25号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月24日政令第69号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月19日政令第303号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成6年10月1日)から施行する。

附 則 (平成6年12月21日政令第398号)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第2編第12章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第1章の規定及び附則第2項の規定の施行の日(平成7年4月1日)から施行する。

附 則 (平成9年3月26日政令第74号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月30日政令第351号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月13日政令第5号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成11年5月1日)から施行する。

附 則 (平成11年11月10日政令第352号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月26日政令第211号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)の施行の日(平成12年6月1日)から施行する。

附 則 (平成12年6月7日政令第312号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成18年9月22日政令第310号)

(施行期日)

1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成18年9月30日)から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この政令の施行前に第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（以下この項において「旧令」という。）第15条の規定により国土交通大臣が旧令第6条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁は、第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令（以下「新令」という。）第14条の規定により国土交通大臣が新令第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁とみなす。
- 3 この政令の施行の日から14日以内に新令第18条に規定する地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者に関する宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第2項の規定の適用については、同項中「その工事に着手する日の14日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附 則 （平成18年11月29日政令第370号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 第2条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事又は施行日前に同項若しくは同法第12条第1項の規定によりされた許可の申請に係る宅地造成に関する工事であってこの政令の施行の際許可若しくは不許可の処分がされていないものの技術的基準については、第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第5条第3号及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第3条 施行日から14日以内に第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第18条に規定する地下水を排除するための排水施設の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者に関する宅地造成等規制法第15条第2項の規定の適用については、同項中「その工事に着手する日の14日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附 則 （平成19年3月16日政令第49号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年6月20日）から施行する。

附 則 （平成23年12月26日政令第427号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成23年12月27日）から施行する。

附 則 （平成27年1月30日政令第30号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。ただし、第1条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第2編第8章第3節の節名を削る改正規定及び同令第174条の49の20の改正規定、第14条、第17条、第18条（指定都市、中核市又は特例市の指定があった場合における必要な事項を定める政令第4条第1項の改正規定を除く。）、第21条から第25条まで、第27条、第29条、第32条、第33条、第36条及び第46条の規定並びに第47条中総務省組織令第47条の2第4号の改正規定並びに次条から附則第15条までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第1条 施行時特例市に対する第17条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第15条第1項の規定の適用については、同項中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市（以下この項において「施行時特例市」と、「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」とする。

附 則 （平成29年9月1日政令第232号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年12月23日政令第393号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和5年5月26日）から施行する。

別表第1（第8条、第30条関係）

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

別表第2（第9条、第30条、第35条関係）

土質	単位体積重量（1m ³ につき）	土圧計数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第9条、第30条、第35条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第10条、第30条関係）

土質	擁壁			
	勾配	高さ	下端部分の厚さ	
第一種 岩、岩屑、砂利 又は砂利混じり砂	70度を超える 75度以下	2m以下	40cm以上	
		2mを超える3m以下	50cm以上	
	65度を超える 70度以下	2m以下	40cm以上	
		2mを超える3m以下	45cm以上	
		3mを超える4m以下	50cm以上	
	65度以下	3m以下	40cm以上	
		3mを超える4m以下	45cm以上	
		4mを超える5m以下	60cm以上	
	70度を超える 75度以下	2m以下	50cm以上	
		2mを超える3m以下	70cm以上	
第二種 真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他 これらに類するもの		2m以下	45cm以上	
		2mを超える3m以下	60cm以上	
		3mを超える4m以下	75cm以上	
65度以下	2m以下	40cm以上		
	2mを超える3m以下	50cm以上		
	3mを超える4m以下	65cm以上		
	4mを超える5m以下	80cm以上		
第三種 その他の土質	70度を超える 75度以下	2m以下	85cm以上	
		2mを超える3m以下	90cm以上	
	65度を超える 70度以下	2m以下	75cm以上	
		2mを超える3m以下	85cm以上	
		3mを超える4m以下	105cm以上	
	65度以下	2m以下	70cm以上	
		2mを超える3m以下	80cm以上	
		3mを超える4m以下	95cm以上	
		4mを超える5m以下	120cm以上	

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

(昭和37年2月20日建設省令第3号)

最終改正：令和5年3月31日 農林水産省・国土交通省令第3号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第3項、第8条第1項、第12条及び第14条並びに宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2条、第20条及び第25条の規定に基づき、宅地造成等規制法施行規則を次のように定める。

（公共の用に供する施設）

- 第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第2条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設とする。
- 2 令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

（基礎調査の調査事項）

- 第2条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第4条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地の利用状況
 - (2) 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地
 - (3) 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性

（基礎調査の結果の通知及び公表の方法）

- 第3条 法第4条第2項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。
- 2 法第4条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (1) 宅地造成等（法第10条第1項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域（法第10条第1項に規定する市街地等区域をいう。）
 - (2) 特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等（法第26条第1項に規定する居住者等をいう。次号において同じ。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域
 - (3) 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるもの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域
 - (4) 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地

（取用委員会に対する裁決申請書の様式）

第4条 令第36条の主務省令で定める様式は、別記様式第一とする。

（宅地造成等工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示）

- 第5条 法第10条第4項（法第45条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号のいずれかの方法により宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (1) 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番
 - (2) 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
 - (3) 平面図

（住民への周知の方法）

- 第6条 法第11条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条及び次条第1項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条及び次条第1項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第1号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- (2) 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- (3) 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1／10,000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1／2,500以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1／2,500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1／2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1／500以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1／50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1／50以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1／50以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1／50以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1／50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- (2) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (3) 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- (4) 令第8条第1項第1号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
- (5) 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
- (6) 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (7) 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- (8) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(9) 別記様式第三の資金計画書

(10) 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

(11) 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

(12) 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(1) 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	

(2) 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

(3) 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

(4) 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

(5) 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

(6) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(7) 別記様式第五の資金計画書

(8) 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

(9) 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

(10) 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第8条 令第5条第1項第5号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事

(2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

(3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

(5) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

(6) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壤の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壤等の保管に係る工事

- (7) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- (8) 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- (9) 宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- (10) 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第9条 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

- 第10条 法第12条第4項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
 - (2) 工事の許可年月日及び許可番号
 - (3) 工事施工者の氏名又は名称
 - (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - (5) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
 - (6) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
 - (7) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

（崖面崩壊防止施設）

第11条 令第6条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

- 第12条 令第7条第2項第2号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。
- (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
 - (3) 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

（擁壁認定の基準）

- 第13条 國土交通大臣は、令第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで（これらの規定を令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によらない擁壁であって、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について國土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第17条（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。第90条において同じ。）の規定に基づき、令第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。
- 2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の國土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第14条 前条第2項の認証（以下単に「認証」という。）は、第16条から第18条までの規定により國土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。

- 2 認証を申請しようとする者（以下この項、第20条第4号及び第28条第1項第2号において「認証申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。
- (1) 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 申請に係る工場の名称及び所在地
 - (3) その他登録認証機関が必要と認める事項

（認証の更新）

第15条 認証は、5年以上10年以内において登録認証機関が定める期間（第22条第9号及び第28条第4項において「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前条第2項の規定は、前項の認証の更新について準用する。

（登録）

第16条 第14条第1項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

- 2 登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (1) 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 認証事務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類
 - ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
- (2) 法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (3) 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (4) 登録申請者の行う認証が第18条第1項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
- (5) その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- (1) 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第27条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法人であって、認証事務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

（登録要件等）

第18条 土国交通大臣は、第16条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号イにおいて同じ。）において建築学若しくは土木工学に属する科目的教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学若しくは土木工学に属する科目的研究により修士の学位を授与された者
 - ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、プレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造される擁壁の構造に関する専門的知識を有する者
 - ハ 建築又は土木に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者
 - ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- (2) 前号の調査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者3名以上によって構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定すること。
 - イ 学校教育法による大学において建築学若しくは土木工学に属する科目的教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学若しくは土木工学に属する科目的研究により博士の学位を授与された者
 - ロ 前号ロ又はハに該当する者
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- (1) 登録年月日及び登録番号
- (2) 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名
- (3) 認証事務を行う事務所の名称及び所在地
- (4) 認証事務を開始する年月日

(登録の更新)

第19条 登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(認証事務の実施に係る義務)

第20条 登録認証機関は、公正に、かつ、第18条第1項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

- (1) 特定の者を差別的に取り扱わないこと。
- (2) 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（次号及び第22条において「認証基準」という。）を定めるこ^{ト。}
- (3) 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。
- (4) 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
 - イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないと認めるとき。
 - ロ 不正の手段により認証を受けたとき。
- (6) 第18条第1項第1号の調査を行う者若しくは同項第2号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の2週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。
- (7) 認証、認証の更新又は認証の取消し（以下この号において「認証等」という。）を行ったときは、その旨（認証の取消しにあっては、その理由を含む。）を記載した書面を、当該認証等の日から2週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。
- (8) 認証事務によって知り得た秘密の保持を行うこと。

(登録事項の変更の届出)

第21条 登録認証機関は、第18条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の2週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更しようとする理由

(認証事務規程)

第22条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の2週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 認証事務の時間及び休日に関する事項
- (2) 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項
- (3) 認証の申請に関する事項
- (4) 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項
- (5) 認証基準に関する事項
- (6) 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
- (7) 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項
- (8) 認証証明書の交付及び再交付に関する事項
- (9) 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
- (10) 認証の取消しに関する事項
 - (11) 第28条第3項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
 - (12) 認証事務に関する秘密の保持に関する事項
 - (13) 認証事務に関する公正の確保に関する事項
 - (14) その他認証事務に関し必要な事項

(認証事務の休廃止)

第23条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日
- (3) 休止しようとするときは、その期間
- (4) 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第24条 登録認証機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。
- 2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。
- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものとの閲覧又は謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（第28条において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項第4号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

- 第25条 国土交通大臣は、登録認証機関が第18条第1項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

- 第26条 国土交通大臣は、登録認証機関が第20条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

- 第27条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 第17条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
 - (2) 第21条から第23条まで、第24条第1項又は次条の規定に違反したとき。
 - (3) 正当な理由がないのに第24条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - (4) 前2条の規定による命令に違反したとき。
 - (5) 第29条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (6) 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

- 第28条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- (1) 認証の申請を受け付けた年月日
 - (2) 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 認証の申請に係る工場の名称及び所在地
 - (4) 認証の申請に係る工場について第18条第1項第1号の調査を行った年月日及び当該調査を行った者の氏名
 - (5) 認証の申請に係る工場について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第18条第1項第2号の合議制の機関の構成員の氏名
 - (6) 認証を受けた工場にあっては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

- 3 登録認証機関は、第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日（認証をしなかったときは、第1項第5号に規定する日）から2年間保存しなければならない。
 - (1) 認証の申請書及び添付書類
 - (2) 認証の判定とその結果に関する書類

（報告の徴収）

第29条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第30条 国土交通大臣は、次に掲げるときは、その旨を官報に公示しなければならない。

- (1) 登録をしたとき又は第19条第1項の登録の更新をしたとき。
- (2) 第21条の規定による届出があったとき。
- (3) 第23条の規定による届出があったとき。
- (4) 第27条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

第31条 令第14条第1号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- (2) 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- (3) 前2号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

（堆積した土石の崩壊を防止するための措置）

第32条 令第19条第1項第1号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

（柵その他これに類するものの設置）

第33条 令第19条第1項第4号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）

第34条 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- (1) 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
 - (2) 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第1号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

（設計者の資格）

第35条 令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土木又は建築の技術について10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者
- (2) 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

(許可証の様式)

第36条 法第14条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第14条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第7条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4 前2項の規定は、法第16条第3項において準用する法第14条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第7条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、前項中「第7項第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(変更の許可の申請)

第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第38条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(完了検査の申請期間)

第39条 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(完了の検査の申請)

第40条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第41条 法第17条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第42条 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

(確認の申請)

第43条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第44条 法第17条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(中間検査の申請期間)

第45条 法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

(中間検査の申請)

第46条 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第47条 法第18条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(定期の報告)

第48条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第49条 法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

(定期の報告の報告事項)

第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

(1) 工事が施行される土地の所在地

(2) 工事の許可年月日及び許可番号

(3) 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 報告の時点における盛土又は切土の高さ

(2) 報告の時点における盛土又は切土の面積

(3) 報告の時点における盛土又は切土の土量

(4) 報告の時点における擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施工状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 報告の時点における土石の堆積の高さ

(2) 報告の時点における土石の堆積の面積

(3) 報告の時点における堆積されている土石の土量

(4) 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(災害防止措置に係る費用負担)

第51条 都道府県知事は、法第20条第6項（法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとすること。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

第53条 法第21条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第54条 法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- (2) 工事の届出年月日
- (3) 工事実行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- (5) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(擁壁等に関する工事の届出)

第55条 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

第56条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(特定盛土等規制区域の指定等の公示)

第57条 法第26条第4項の規定による公示は、第5条に規定するところにより行うものとする。この場合において、同条中「宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域」とあるのは「特定盛土等規制区域」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第58条 特定盛土等に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第6号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第1号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第7号及び第8号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）
 - (2) 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第27条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- (1) 第7条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類（この場合において、同項第1号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第5号及び第6号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）
 - (2) 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

第59条 法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

第60条 法第27条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(変更の届出)

- 第61条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第58条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第58条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(住民への周知の方法)

- 第62条 法第29条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第6条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあっては、同項第1号に掲げる方法により行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

- 第63条 特定盛土等に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- (1) 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- (1) 第7条第2項第1号から第9号までに掲げる書類
- (2) 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法)

- 第64条 法第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第9条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

- 第65条 法第30条第4項の主務省令で定める事項は、第10条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

(許可証の様式)

- 第66条 法第33条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。
- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第1項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第33条第1項の許可の処分をしたときは、同条第2項の許可証に、第63条第2項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前2項の規定は、法第35条第3項において準用する法第33条第1項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第2項中「第63条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、前項中「第63条第2項」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

(変更の許可の申請)

- 第67条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第63条第1項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第63条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

- 第68条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第1項各号に掲げるものとする。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第38条第2項各号に掲げるものとする。

(完了検査の申請期間)

第69条 法第36条第1項の主務省令で定める期間は、第39条に規定する期間とする。

(完了検査の申請)

第70条 法第36条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式)

第71条 法第36条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間)

第72条 法第36条第4項の主務省令で定める期間は、第42条に規定する期間とする。

(確認の申請)

第73条 法第36条第4項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式)

第74条 法第36条第5項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(中間検査の申請期間)

第75条 法第37条第1項の主務省令で定める期間は、第45条に規定する期間とする。

(中間検査の申請)

第76条 法第37条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工事に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第77条 法第37条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

(定期の報告)

第78条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第79条 法第38条第1項の主務省令で定める期間は、第49条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

第80条 法第38条第1項の主務省令で定める事項は、第50条第1項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第2項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第3項各号に掲げる事項について行うものとする。

(災害防止措置に係る費用負担)

第81条 都道府県知事は、法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該災害防止措置に要した費用を負担させようとするときは、当該工事主等又は土地所有者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法)

- 第82条 特定盛土等に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第2項の規定を準用する。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第52条第4項の規定を準用する。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法)

- 第83条 法第40条第2項の規定による公表は、第53条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項)

- 第84条 法第40条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

(擁壁等に関する工事の届出)

- 第85条 法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出)

- 第86条 法第40条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

- 第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。
- 3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
 - (3) 工事施行者の氏名又は名称
 - (4) 現場管理者の氏名又は名称
 - (5) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - (6) 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
 - (7) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
 - (8) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
 - (9) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
 - (10) 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
 - (11) 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

(法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

- 第88条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

(権限の委任)

- 第89条 令第17条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月21日建設省令第12号)

この省令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律（平成3年法律第79号）第4条及び附則第2条の規定の施行の日（平成3年8月1日）から施行する。

附 則 (平成6年2月23日建設省令第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日建設省令第8号)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成6年法律第48号)中第2編第12章の改正規定及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成6年法律第49号)第1章の規定の施行の日(平成7年4月1日)から施行する。

附 則 (平成11年3月26日建設省令第14号) 抄

(施行期日)

- 1 第1条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成11年5月1日)から施行する。

附 則 (平成12年1月17日建設省令第9号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成12年1月31日建設省令第10号)

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年1月20日建設省令第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成13年3月30日国土交通省令第72号)

この省令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月23日国土交通省令第63号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年5月27日国土交通省令第67号) 抄

(施行期日)

- 1 第1条 この省令は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 略

(2) 第3条及び第6条の規定 平成17年4月1日

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行規則(以下この条において「新宅地造成等規制法施行規則」という。)第6条第1項の登録を受けようとする者は、第3条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新宅地造成等規制法施行規則第14条の規定による認証事務規程の届出についても、同様とする。

2 第3条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(以下この条において「旧宅地造成等規制法施行規則」という。)第4条の2第1項第2号の指定を受けた証明事業を実施している者は、第3条の規定の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、新宅地造成等規制法施行規則第6条第1項の登録を受けているものとみなす。

3 第3条の規定の施行の際現に旧宅地造成等規制法施行規則第4条の2第1項第2号の証明を受けている工場は、その証明を受けた日から5年を経過する日までの間は、新宅地造成等規制法施行規則第5条第2項の認証を受けている工場とみなす。

4 第3条の規定の施行前に旧宅地造成等規制法施行規則第4条の3第1項第1号の指定を受けた講習を修了した者については、その者を新宅地造成等規制法施行規則第23条第1号に掲げる講習を修了した者とみなして同条の規定を適用する。

附 則 (平成17年3月7日国土交通省令第12号) 抄

(施行期日)

- 1 第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日国土交通省令第58号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。

(経過措置)

第3条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によったものとみなす。

附 則 (平成18年9月27日国土交通省令第90号)

この省令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成18年9月30日）から施行する。

附 則 (平成19年3月30日国土交通省令第27号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成19年4月1日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

(1) から (6) まで 略

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第18条

附 則 (平成25年9月13日国土交通省令第77号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成25年9月14日）から施行する。

附 則 (平成27年1月30日国土交通省令第7号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方自治法の一部を改正する法律附則第2条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」という。）に対する第1条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行規則第2条、第4条第1項、別記様式第二及び別記様式第四の規定の適用については、同規則第2条中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。又は地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」と、同条及び同規則第4条第1項中「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」と、同規則別記様式第二及び別記様式第四中「／都道府県知事／指定都市の長／中核市の長／」とあるのは「／都道府県知事／指定都市の長／中核市の長／施行時特例市の長／」とする。

附 則 (令和2年12月23日国土交通省令第98号)

(施行期日)

1 この省令は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年8月31日国土交通省令第53号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月16日国土交通省令第79号)

この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。

附 則 (令和5年3月31日農林水産省・国土交通省令第3号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和5年5月26日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第1条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

千葉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

平成4年3月13日 千葉市規則第23号

最終改正 令和7年3月28日 千葉市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行並びに千葉市建築関係手数料条例（平成12年千葉市条例第42号）第5条の規定による手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の様式)

第2条 法第7条第1項（法第24条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、様式第1号とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証の様式は、様式第2号とする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類)

第3条 法第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第7条第1項の申請書（省令別記様式第2）に同項各号に掲げる書類又は同条第2項の申請書（省令別記様式第4）に同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事をしようとする土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
- (2) 工事が法第13条第2項の規定により資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、当該工事の設計図書を作成した者が政令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを明記した宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書（様式第3号）
- (3) 工事主の資力及び信用に関する書類
- (4) 工事施工者の能力に関する書類
- (5) 暴力団等に該当しないことの誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる工事主の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所得税に関する納税証明書（法人の場合にあっては、法人税に関する納税証明書）
- (2) 市町村民税又は特別区民税に関する納税証明書（法人の場合にあっては、市町村民税又は都民税に関する納税証明書）

3 第1項第4号に掲げる工事施工者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (2) 工事経歴書
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたことが確認できる書類

4 省令第7条第1項第9号に規定する資金計画書（省令別記様式第3）に添付する書類は、工事費の見積書及び預金残高証明書又は融資証明書とする。

5 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号に掲げる書類は、工事施工同意書（様式第4号）とし、当該同意書に同意した者の印鑑証明書を添付するものとする。

(宅地造成に関する工事の不許可通知書の書式)

第4条 法第14条第2項（法第16条第3項で準用する場合を含む。）の規定による不許可の処分の通知は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書（様式第5号）により行うものとする。

(工事の着手の届出)

第5条 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事（以下「許可工事」という。）の許可を受けた工事主は、当該工事に着手するときまでに宅地造成等（宅地造成、特定盛土等・土石の一時堆積）に関する工事着手届（様式第6号）により現場管理者を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第15条第1項の規定により協議が成立することをもって法第12条第1項の許可があつたとみなされた工事

(以下「協議工事」という。)に着手する場合に準用する。

(宅地造成に関する工事の協議の申出等)

- 第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長に協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(様式第7号)の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に掲げる書類及び第3条第1項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長に協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書(様式第7号の2)の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に掲げる書類及び第3条第1項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による協議の申出があったときは、遅滞なく協議に応じ、これに対する同意又は不同意の決定をし、相手方に通知するものとする。
- 4 前項の協議に対する同意の通知は、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(様式第7号の3)により行うものとする。

(宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請書の様式等)

- 第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、省令第37条第1項の申請書(省令別記様式第7)に、同項に規定する書類のほか、第3条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、省令第37条第2項の申請書(省令別記様式第8)に、同項に規定する書類のほか、第3条第1項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出書の様式)

- 第8条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書(様式第8号)により行うものとする。

(協議の変更の申出等)

- 第9条 第6条の規定は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議について準用する。この場合において、第6条第1項中「第15条第1項」とあるのは「第16条第3項において準用する法第15条第1項」と、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(様式第7号)」とあるのは「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書(様式第8号の2)」と、「書類」とあるのは「書類のうち協議工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの」と、同条第2項中「第15条第1項」とあるのは「第16条第3項において準用する法第15条第1項」と、「土石の堆積に関する工事の協議申出書(様式第7号の2)」とあるのは「土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(様式第8号の3)」と、「書類」とあるのは「書類のうち協議工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの」と、同条第4項中「宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(様式第7号の3)」とあるのは「変更協議成立通知書」と読み替えるものとする。

- 2 協議工事の計画について省令第38条第1項各号及び第2項各号に定める変更をした者は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。この場合においては、第8条の規定を準用する。

(工事の中止等の届出)

- 第10条 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止若しくは中止した工事の再開又は工事の廃止が生じたときは、直ちに、宅地造成又は特定盛土等(中止・再開・廃止)届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による工事の廃止の届出には、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。ただし、当該工事に着手していないときは、第1号及び第2号に掲げる書類を添えることを要しない。
- (1) 廃止時における当該土地の状況を明示した書類
- (2) 防災措置に関する書類
- (3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可通知書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(届出工事の変更の届出)

- 第11条 法第21条第1項の規定により届出をした工事主又は同条第3項及び第4項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事現場における許可の掲示)

第12条 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については省令第87条第1項の標識（省令別記様式第23）、土石の堆積に関する工事については同条第2項の標識（省令別記様式第24）によって法第12条第1項の規定による許可のあった旨を当該工事期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 前項の規定は、協議工事を行う場合に準用する。

(技術的基準の特例)

第13条 政令第20条第1項の規定により、市長が災害の防止上支障がないと認める土地においては、政令第8条の規定による擁壁の設置に代えて市長が適当と認める工法により措置することができる。

(工事の一部完了の検査)

第14条 工事主は、宅地造成等に関する工事の一部が完了した場合においては、市長が当該工事に係る土地が分割できるものであり、かつ、独立して宅地又は農地等の用に供し得るもので、分割によって他の宅地の災害防止の支障とならないと認めたときは、当該完了した工事について法第17条第1項の検査又は同条第4項の確認を受けることができる。

(工事の定期の報告)

第15条 法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、定期報告書（様式第10号）に宅地造成又は特定盛土等に関する工事については省令第48条第1項に規定する書類を、土石の堆積に関する工事については同条第2項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(公告の方法)

第16条 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について千葉市公式条例（昭和25年千葉市条例第29号）第2条第2項に規定する方法により行うものとする。

- (1) 市長又はその命じた者若しくは委任した者の住所及び氏名
- (2) 措置を行う期日及び場所
- (3) 措置の内容
- (4) 措置に要する経費（概算）
- (5) 前各号に掲げるほか必要な事項

(記録の整備)

第17条 工事主又は工事施行者は、宅地造成等に関する工事をする場合において、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ同表の右欄に掲げる事項についてその施工状況を明らかにした写真及びその他の資料を整備しておかなければならない。

工事の種類	事 項
擁壁工事（高さが1メートル以下のものを除く。）	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの施工状況、耐力及び基礎並びに軸体の配筋 2 練積み造の擁壁の基礎コンクリート及び組積材の形状並びに壁体、裏込めコンクリート及び透水層の厚さ 3 拥壁の水抜き穴及びその周辺
土石の堆積	1 鋼矢板の施工状況及び根入れ長 2 傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状
その他の工事	1 傾斜地に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 盲排水管の施設状況

2 工事主又は工事施行者は、市長が前項に規定する写真及び資料の提出を求めたときは、直ちに提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可申請手数料等の免除)

第18条 法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可の申請であって、市長が当該申請に係る工事を必要とする理由が自然による災害に起因すると認めた場合においては、許可申請手数料は、免除する。

2 前項の規定による宅地造成等に関する工事の許可申請手数料の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 免除を必要とする理由

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

建築基準法施行令 抄

(昭和25年11月16日政令第338号)

最終改正：平成27年11月26日政令第392号

内閣は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基き、この政令を制定する。

（構造設計の原則）

第36条の3 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような韌性をもたすべきものとする。

（構造部材の耐久）

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

（基礎）

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13m又は延べ面積3,000m²を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1m²につき100kNを超えるものにあっては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

（屋根ふき材等）

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

（組積造の施工）

第52条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たって充分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が1:3のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が1:2:5のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。

4 組積材は、芋目地ができるないように組積しなければならない。

（コンクリートの材料）

第72条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- (2) 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- (3) 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られる ものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

- (1) 柱及びはり（基礎ばかりを除く。）の出すみ部分
- (2) 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあっては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあっては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

(コンクリートの強度)

第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- (1) 4週圧縮強度は、 1 mm^2 につき12N（軽量骨材を使用する場合においては、9N）以上であること。
 - (2) 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合すること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては2cm以上、耐力壁、柱又ははりにあっては3cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては4cm以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあっては捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

(地震力)

第88条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全體の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によって計算するものとする。

$$C_i = Z R t A_i C_o$$

この式において、 C_i 、 Z 、 R 、 t 、 A_i 及び C_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_i 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数

Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて

1.0から0.7までの範囲内において国土交通大臣が定める数値

R t 建築物の振動特性を表すものとして、建築物の弹性域における固有周期及び地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

A_i 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして国土交通大臣が定める方法により算出した数値

C_o 標準せん断力係数

- 2 標準せん断力係数は、0.2以上としなければならない。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物（第46条第2項第1号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、0.3以上としなければならない。
- 3 第82条の3第2号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
- 4 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算しなければならない。ただし、地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができる場合においては、当該計算によることができる。

$$k \geq 0.1 (1 - H/40) \times Z$$

この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 水平震度

H 建築物の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（20を超えるときは20とする。）（単位 m）

Z 第1項に規定するZの数値

(鋼材等)

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表1又は表2の数値によらなければならない。

1 略2

種類	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			
	圧縮	引張り		圧縮	引張り		
		せん断補強以外 に用いる場合	せん断補強に用いる 場合		せん断補強 以外に用い る場合	せん断補強 に用いる場合	
丸鋼	略						
異形 鉄筋	径 28 mm 以 下のも の	F / 1.5 (当該 数値が 215 を 超える場合には、 215)	F / 1.5 (当該 数値が 215 を 超える場合には、 215)	F / 1.5 (当該数値 が 195 を超える場 合には、195)	F	F	F (当該数値が 390 を超 える場合には、 390)
	径 28 mm を 超える もの	F / 1.5 (当該 数値が 195 を 超える場合には、 195)	F / 1.5 (当該 数値が 195 を 超える場合には、 195)	F / 1.5 (当該数値 が 195 を超える場 合には、195)	F	F	F (当該数値が 390 を超 える場合には、 390)
鉄線の径が 4 mm 以上の溶 接金網	略						
この表において、Fは、表1に規定する基準強度を表すものとする。							

(コンクリート)

第91条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F / 3	F / 30 (Fが 21 を超 えるコンクリートについて、 国土交通大臣がこれと異 なる数値を定めた場合は、 その定めた数値)	0.7 (軽量骨 材を使用する ものにあって は、0.6)		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容 応力度のそれぞれの数値の2倍 (Fが 21 を超えるコンクリー トの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる 数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			
この表において、Fは、設計基準強度 (単位 N/mm ²) を表すものとする。							

- 2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(地盤及び基礎ぐい)

第93条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm ²)
岩盤	1,000	長期に生ずる力に対する許容応力度 のそれぞれの数値の2倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

(補則)

第94条 第89条から前条までに定めるものほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

(擁壁)

第142条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第5号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- (1) 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
 - (2) 石造の擁壁にあっては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
 - (3) 拥壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
 - (4) 次項において準用する規定（第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
 - (5) その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。
- 2 拥壁については、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条（第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2並びに第7章の8（第136条の6を除く。）の規定を準用する。

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

平成12年5月31日

建設省告示第1450号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第91条及び第97条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り 及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第91条第1項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

- 一 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第74条第1項第2号に規定するコンクリートの設計基準強度(以下「設計基準強度」という。)に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の1/3の数値とすることができる。

鉄筋の使用位置		設計基準強度(単位 N/mm ²)	
		22.5以下の場合	22.5を超える場合
(1)	はりの上端	(1/15) F	0.9 + (2/75) F
(2)	(1)に示す位置以外の位置	(1/10) F	1.35 + (1/25) F
この表において、Fは、設計基準強度を表すものとする。			

二 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の2倍の数値とする

第2 令第91条第1項に規定する設計基準強度が21N/mm²を超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ1/3を乗じた数値とすることができる。

$$Fs = 0.49 + (F/100)$$

この式において、Fs及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fs コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm²)

F 設計基準強度 (単位 N/mm²)

第3 令第97条に規定する異形鉄筋を用いた場合のコンクリートの付着に対する材料強度は、第1第1号に定める数値の3倍の数値とする。

2 令第97条に規定する設計基準強度が21N/mm²を超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する材料強度は、第2に定める数値の3倍の数値とする。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

平成12年12月26日 建設省告示第2464号

最終改正 平成19年5月18日 国土交通省告示第623号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第90条、第92条、第96条及び第98条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第1 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度(単位 N/mm ²)
炭素鋼	略	略
ステンレス鋼	略	略
鉄	略	略
丸鋼	略	略
異形鉄筋	SDR 235	235
	SD 295A SD 295B	295
	SD 345	345
	SD 390	390
鉄線の径が4mm以上の溶接金網	略	略

この表において、(略)、SR 235、SR 295、SD 295A、SD 295B、SD 345及びSD 390は、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)-1987に定めるSR 235、SR 295、SD 295A、SD 295B、SD 345及びSD 390を、SRR 235及びSDR 235は、JIS G 3117(鉄筋コンクリート用再生棒鋼)-1987に定めるSRR 235及びSDR 235を、それぞれ表すものとする。以下第2の表において同様とする。

二 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

三 前2号の場合において、鋼材等を加工する場合には、加工後の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質が加工前の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質と同等以上であることを確かめなければならない。ただし、次のイからハまでのいづれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 切断、溶接、局部的な加熱、鉄筋の曲げ加工その他の構造耐力上支障がない加工を行うとき。

ロ 摂氏500度以下の加熱を行うとき。

ハ 鋼材等(鉄及び鉄筋を除く。以下ハにおいて同じ。)の曲げ加工(厚さが6mm以上の鋼材等の曲げ加工にあっては、外側曲げ半径が当該鋼材等の厚さの10倍以上となるものに限る。)を行うとき。

第2 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値(異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第4第1号本文及び第2号において同じ。)とする。

鋼材の種類及び品質		基準強度 (単位 N/mm ²)
素鋼	略	略
ステンレス鋼	略	略
丸鋼	略	略
異形鉄筋	SDR 235	235
	SD 295A SD 295B	295
	SD 345	345
	SD 390	390

二 法第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第3 鋼材等の材料強度の基準強度

- 一 鋼材等の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第1の表の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用 鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ1.1倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第1の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 三 第1第3号の規定は、前2号の場合に準用する。

第4 溶接部の材料強度の基準強度

- 一 溶接部の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第2の表の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用 鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるJISに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ1.1倍以下の数値とすることができる。
- 二 法第37条第1号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち第2の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第2号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

附 則

- 1 昭和55年建設省告示第1794号は、廃止する。

附 則

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びに
その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

平成13年7月2日 国土交通省告示第1113号

最終改正平成19年9月27日 国土交通省告示第1232号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第93条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第1に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第2から第6に定め、並びに同令第94条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第七に、くい体又は地盤アンカ一体に用いる材料の許容応力度を第8に定める。

第1 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ポーリング調査
- 二 標準貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第2 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(1)項、(2)項又は(3)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(3)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方2m以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が1kN以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方2mを超える5m以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が500N以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める方法	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める方法
(1)	$qa = 1/3(i_{e\alpha}CN_c + i_y\beta Y_1 BN_y + i_q Y_2 D_f N_q)$	$qa = 2/3(i_{e\alpha}CN_c + i_y\beta Y_1 BN_y + i_q Y_2 D_f N_q)$
(2)	$qa = qt + 1/3N'Y_2 D_f$	$qa = 2qt + 1/3N'Y_2 D_f$
(3)	$qa = 30 + 0.6\bar{N}_{sw}$	$qa = 60 + 1.2\bar{N}_{sw}$

この表において、 qa 、 i_e 、 i_y 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_y 、 N_q 、 Y_1 、 Y_2 、 D_f 、 qt 、 N' 及び \bar{N}_{sw} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

qa 地盤の許容応力度(単位 kN/m^2)

i_e i_y 及び i_q 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値

$$i_e = i_q = (1 - \theta / 90)^2$$

$$i_y = (1 - \theta / \varphi)^2$$

これらの式において、 θ 及び φ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角(θ が φ を超える場合は、 φ とする。)(単位 度)

φ 地盤の特性によって求めた内部摩擦角(単位 度)

α 及び β 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状 係数	円形	円形以外の形状
α	1.2	$1.0 + 0.2(B/L)$
β	0.3	$0.5 - 0.2(B/L)$

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ(単位 m)を表すものとする。

C 基礎荷重面下にある地盤の粘着力(単位 kN/m^2)

B 基礎荷重面の短辺又は短径(単位 m)

Nc、Ny 及び Nq 地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

内部摩擦角度 支持力係数	0 度	5 度	10 度	15 度	20 度	25 度	28 度	32 度	36 度	40 度以上
Nc	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
Ny	0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
Nq	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた Nc、Ny 及び Nq は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

Y1 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 $\text{k N}/\text{m}^3$)

Y1 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 $\text{k N}/\text{m}^3$)

Df 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 m)

qt 平板載荷試験による降伏荷重の $1/2$ の数値又は極限応力度の $1/3$ の数値のうちいずれか小さい数値 (単位 $\text{k N}/\text{m}^2$)

N' 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

地盤の種類 係数	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く。)	粘土質地盤
N'	12	6	3

Nsw 基礎の底部から下方 2 m 以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける 1 m あたりの半回転数 (150 を超える場合は 150 とする。) 平均値 (単位 回)

第3 セメント系固化材を用いて改良された地盤の改良体(セメント系固化材を改良前の地盤と混合し固結したものをいう。以下同じ。)の許容応力度を定める方法は、次の表に掲げる改良体の許容応力度によるものとする。この場合において、改良体の設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下第3において同じ。)は、改良体から切り取ったコア供試体若しくはこれに類する強度に関する特性を有する供試体について行う強度試験により得られた材齢が 28 日の供試体の圧縮強度の数値又はこれと同程度に構造耐力上支障がないと認められる圧縮強度の数値以下とするものとする。

長期に生ずる力に対する改良体の許容応力度 (単位 $\text{k N}/\text{m}^2$)	短期に生ずる力に対する改良体の許容応力度 (単位 $\text{k N}/\text{m}^2$)
(1/3)F	(2/3)F

この表において、F は、改良体の設計基準強度 (単位 $\text{k N}/\text{m}^2$) を表すものとする。

第4 第2及び第3に定めるもののほか、改良された地盤の許容応力度を定める方法は、適用する改良の方法、改良の範囲及び地盤の種類ごとに、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じた平板載荷試験又は載荷試験の結果に基づいて、次の表に掲げる式によるものとする。

長期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合
$qa = (1/3) qb$	$qa = (2/3) qb$

この表において、qa 及び qb は、それぞれ次の数値を表すものとする。

qa 改良された地盤の許容応力度 (単位 $\text{k N}/\text{m}^2$)

qb 平板載荷試験又は載荷試験による極限応力度 (単位 $\text{k N}/\text{m}^2$)

第5 基礎ぐいの許容支持力を定める方法は、基礎ぐいの種類に応じて、次の各号に定めるところによるものとする。

一 支持ぐいの許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法、リバースサーキュレーション工法若しくはオールケーシング工法による場所打ちコンクリートぐい(以下「アースドリル工法等による場所打ちぐい」という。)の場合にあっては、次の表の(1)項又は(2)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあっては(2)項の式)、その他の基礎ぐいの場合にあっては、次の表の(1)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した地盤の許容支持力又はぐい体の許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、同表の(1)項の長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力は、同表の(1)項の短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力の数値未満の数値で、かつ、限界沈下量(載荷試験からぐい頭荷重の載荷によって生ずるぐい頭沈下量を求めて、ぐい体及び建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないと認められる場合におけるぐい頭沈下量をいう。以下同じ。)に対応したぐい頭荷重の数値とことができる。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力
(1)	$R_a = (1/3)R_u$	$R_a = (2/3)R_u$
(2)	$R_a = qp AP + (1/3)R_F$	$R_a = 2qPAP + (2/3)R_F$

この表において、 R_a 、 R_u 、 qp 、 Ap 及び R_F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_a 地盤の許容支持力(単位 k N)

R_u 載荷試験による極限支持力(単位 k N)

qp 基礎ぐいの先端の地盤の許容応力度(次の表の上欄に掲げる基礎ぐいにあっては下欄の当該各項に掲げる式により計算した数値とする。)(単位 k N/m²)

基礎ぐいの種類	基礎ぐいの先端の地盤の許容応力度
打込みぐい	$qp = (300/3) \bar{N}$
セメントミルク工法による埋込みぐい	$qp = (200/3) \bar{N}$
アースドリル工法等による場所打ちぐい	$qp = (150/3) \bar{N}$

この表において、 \bar{N} は、基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値(60を超えるときは60とする。)(単位 回)を表すものとする。

AP 基礎ぐいの先端の有効断面積(単位 m²)

RF 次の式により計算した基礎ぐいとその周囲の地盤(地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。以下この表において同じ。)との摩擦力(単位 k N)

$$R_F = ((10/3) \bar{N}_s L_s + (1/2) \bar{q}_u L_c) \Psi$$

この式において、 \bar{N}_s 、 L_s 、 \bar{q}_u 、 L_c 、及び Ψ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

\bar{N}_s 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数(30を超えるときは30とする。)の平均値(単位 回)

L_s 基礎ぐいがその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計(単位 m)

\bar{q}_u 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度(200を超えるときは200とする。)の平均値(単位 k N/m²)

L_c 基礎ぐいがその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計(単位 m)

Ψ 基礎ぐいの周囲の長さ(単位 m)

二 摩擦ぐいの許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法等による場所打ちぐいの場合にあっては、次の表の(1)項又は(2)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあっては(2)項の式)、他の基礎ぐいの場合にあっては、次の表の(1)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力又はくい体の許容耐力のうちいづれか小さい数値とすること。ただし、同表の(1)項の長期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力は、同表の(1)項の短期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力の数値未満の数値で、かつ、限界沈下量に対応したくい頭荷重の数値とすることができます。

	長期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力	短期に生ずる力に対する基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力
(1)	$R_a = (1/3)R_u$	$R_a = (2/3)R_u$
(2)	$R_a = (1/3)R_F$	$R_a = (2/3)R_F$

この表において、 R_a は、基礎ぐいとその周囲の地盤との摩擦力(単位 k N)を、 R_u 及び R_F は、それぞれ前号に掲げる数値を表すものとする。

三 基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力は、打込みぐい、セメントミルク工法による埋込みぐい又はアースドリル工法等による場所打ちぐいの場合にあっては、次の表の(1)項又は(2)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれる場合にあっては(2)項の式)、他の基礎ぐいの場合にあっては、次の表の(1)項の式(基礎ぐいの周囲の地盤に軟弱な粘土質地盤、軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤又は地震時に液状化するおそれのある地盤が含まれない場合に限る。)によりそれぞれ計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又はくい体の許容耐力のうちいづれか小さい数値とすること。

	長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
(1)	$tRa = (1/3)tRu + wp$	$tRa = (2/3)tRu + wp$
(2)	$tRa = (4/15)R_F + wp$	$tRa = (8/15)R_F + wp$

この表において、 tRa 、 tRu 、 R_F 及び wp は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 tRa 地盤の引抜き方向の許容支持力（単位 k N）
 tRu 引抜き試験により求めた極限引抜き抵抗力（単位 k N）
 R_F 第1号に掲げる R_F （単位 k N）
 wp 基礎ぐいの有効自重（基礎ぐいの自重より実況によって求めた浮力を減じた数値をいう。）（単位 k N）

第6 第5に定めるもののほか、基礎ぐいの許容支持力又は基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力を定める方法は、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて次に定めるところにより求めた数値によるものとする。

一 基礎ぐいの許容支持力は、次の表に掲げる式により計算した地盤の許容支持力又は基礎ぐいの許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、地盤の許容支持力は、適用する地盤の種類及び基礎ぐいの構造方法ごとに、それぞれ基礎ぐいを用いた載荷試験の結果に基づき求めたものとする。

長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力
$Ra = (1/3) \{ \bar{\alpha} \bar{N} Ap + (\beta \bar{N}_s Ls + \gamma qu Lc) \psi \}$	$Ra = (2/3) \{ \bar{\alpha} \bar{N} Ap + (\beta \bar{N}_s Ls + \gamma qu Lc) \psi \}$

この表において、 Ra 、 \bar{N} 、 Ap 、 \bar{N}_s 、 Ls 、 qu 、 u 、 Lc 、 ψ 、 α 、 β 及び γ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 Ra 地盤の許容支持力（単位 k N）
 \bar{N} 基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値（60を超えるときは60とする。）（単位 回）
 Ap 基礎ぐいの先端の有効断面積（単位 m^2 ）
 \bar{N}_s 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準陷入試験による打撃回数の平均値（単位 回）
 Ls 基礎ぐいがその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計（単位 m）
 qu 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値（単位 k N/m²）
 Lc 基礎ぐいがその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計（単位 m）
 ψ 基礎ぐいの周辺の長さ（単位 メートル）
 α 、 β 及び γ 基礎ぐいの先端付近の地盤又は基礎ぐいの周囲の地盤（地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。）の実況に応じた載荷試験により求めた数値

二 基礎ぐいの引抜き方向の許容支持力は、次の表に掲げる式により計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又は基礎ぐいの許容耐力のうちいずれか小さい数値とすること。ただし、地盤の引抜き方向の許容支持力は、適用する地盤の種類及び基礎ぐいの構造方法ごとに、それぞれ基礎ぐいを用いた引抜き試験の結果に基づき求めたものとする。

長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
$tRa = (1/3) \{ \kappa \bar{N} Ap + (\lambda \bar{N}_s Ls + \mu qu Lc) \psi \} + Wp$	$tRa = (2/3) \{ \kappa \bar{N} Ap + (\lambda \bar{N}_s Ls + \mu qu Lc) \psi \} + Wp$

この表において、 tRa 、 \bar{N} 、 Ap 、 \bar{N}_s 、 Ls 、 qu 、 Lc 、 ψ 、 Wp 、 κ 、 λ 及び μ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 tRa 地盤の引抜き方向の許容支持力（単位 k N）
 \bar{N} 基礎ぐいの先端付近の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値（60を超えるときは60とする。）（単位 回）
 Ap 基礎ぐいの先端の有効断面積（単位 m^2 ）
 \bar{N}_s 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値（単位 回）
 Ls 基礎ぐいがその周囲の地盤のうち砂質地盤に接する長さの合計（単位 m）
 qu 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値（単位 k N/m²）
 Lc 基礎ぐいがその周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する長さの合計（単位 m）
 ψ 基礎ぐいの周辺の長さ（単位 m）
 Wp 基礎ぐいの有効自重（基礎ぐいの自重より実況によって求めた浮力を減じた数値をいう。）（単位 k N）
 κ 、 λ 及び μ 基礎ぐいの先端付近の地盤又は基礎ぐいの周囲の地盤（地震時に液状化するおそれのある地盤を除き、軟弱な粘土質地盤又は軟弱な粘土質地盤の上部にある砂質地盤にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめたものに限る。）の実況に応じた引抜き試験により求めた数値

第7 地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度は、鉛直方向に用いる場合に限り、次の表に掲げる式により計算した地盤の引抜き方向の許容支持力又は地盤アンカ一体の許容耐力のうちいずれか小さな数値を地盤アンカ一体の種類及び形状により求まる有効面積で除した数値によらなければならない。

長期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力	短期に生ずる力に対する地盤の引抜き方向の許容支持力
$tRa = (1/3)tRu$	$tRa = (2/3)tRu$
この表において tRa 及び tRu は、それぞれ次の数値を表すものとする。 tRa 地盤の引抜き方向の許容支持力（単位 kN ） tRu 第1に定める引抜き試験により求めた極度引抜き抵抗力（単位 kN ）	

第8 くい体又は地盤アンカ一体に用いる材料の許容応力度は、次に掲げるところによる。

一 場所打ちコンクリートぐいに用いるコンクリートの許容応力度は、くい体の打設の方法に応じて次の表の数値によらなければならない。この場合において、建築基準法施行令（以下「令」という。）第74条第1項第2号に規定する設計基準強度（以下第8において単に「設計基準強度」という。）は $18 N/mm^2$ 以上としなければならない。

くい体の打設の方法	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)		
	圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
(1) 挖削時に水若しくは泥水を使用しない方法によって打設する場合又は強度、寸法及び形状をくい体の打設の状況を考慮した強度試験により確認できる場合	F/4	F/40 又は $(3/4)(0.49 + (F/100))$ のうちいずれか小さい数値	$(3/40)F$ 又は $(3/4)(1.35 + (F/25))$ のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。	長期に生ずる力に対するせん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。	長期に生ずる力に対するせん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。
(2) (1)以外の場合	F/4.5 又は 6のうちいずれか小さい数値	F/45 又は $(3/4)(0.49 + (F/100))$ のうちいずれか小さい数値	$F/15$ 又は $(3/4)(1.35 + (F/25))$ のうちいずれか小さい数値			
この表において、Fは、設計基準強度(単位 N/mm^2)を表すものとする。						

二 遠心力鉄筋コンクリートくい及び振動詰め鉄筋コンクリートくいに用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は $40 N/mm^2$ 以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)		
圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
F/4 又は 11 のうちいずれか小さい数値	$(3/4)(0.49 + (F/100))$ 又は 0.7 のうちいずれか小さい数値	$(3/4)(1.35 + (F/2))$ 又は 2.3 のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の2倍とする。	長期に生ずる力に対するせん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。	長期に生ずる力に対するせん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の1.5倍とする。
この表において、Fは、設計基準強度(単位 N/mm^2)を表すものとする。					

三 外殻鋼管付きコンクリートくいに用いるコンクリートの圧縮の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は 80 N/mm^2 以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度 (単位 N/mm^2)	短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度 (単位 N/mm^2)
$F/3.5$	長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 2 倍とする。
この表において、F は、設計基準強度 (単位 N/mm^2) を表すものとする。	

四 プレストレストコンクリートくいに用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は 50 N/mm^2 以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)		
圧縮	曲げ引張り	斜め引張り	圧縮	曲げ引張り	斜め引張り
$F/4$ 又は 15 のうちいずれか小さい数値	$\sigma_e/4$ 又は 2 のうちいずれか小さい数値	$(0.07/4) F$ 又は 0.9 のうちいずれか小さい数値	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。	長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の 1.5 倍とする。	
この表において、F 及び σ_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。 F 設計基準強度 (単位 N/mm^2) σ_e 有効プレストレス量 (単位 N/mm^2)					

五 遠心力高強度プレストレストコンクリートくい (JIS A 5 3 7 3 (プレキャットプレスとコンクリート製品) - 2 0 0 4

附属書 5 プレストレストコンクリートくいに適合するものをいう。) にも用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。この場合において、設計基準強度は 80 N/mm^2 以上としなければならない。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 N/mm^2)		
圧縮	せん断	付着	圧縮	せん断	付着
$F/3.5$	$\sigma_e/4$ 又は 2.5 のうちいずれか小さい数値	1.2	長期に生ずる力に対する圧縮又は曲げ引張りの許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。	長期に生ずる力に対する斜め引張りの許容応力度の数値の 1.5 倍とする。	
この表において、F 及び σ_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。 F 設計基準強度 (単位 N/mm^2) σ_e 有効プレストレス量 (単位 N/mm^2)					

六 前各号に定めるもののほか、くい体に用いるコンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、適用するくい体の構造方法、施工方法及び許容応力度の種類ごとに、くい体を用いた試験により構造耐力上支障がないと認められる場合にあっては、許容応力度の数値を当該試験結果により求めた許容応力度の数値とすることができる。

七 くい体又は地盤アンカ一体に用いる緊張材の許容応力度は、平成 13 年国土交通省告示第 1024 号第 1 第 17 号の規定を準用しなければならない。

八 くい体又は地盤アンカ一体に用いる鋼材等の許容応力度は、令第 90 条に定めるところによらなければならない。ただし、鋼管ぐいにあっては、腐食しろを除いたくい体の肉厚をくい体の半径で除した数値が 0.08 以下の場合においては、圧縮及び曲げに対する許容応力度に対して、次に掲げる式によって計算した低減係数を乗じるものとする。

$$R_c = 0.80 + 2.5 \left(\frac{(t-c)}{r} \right)$$

この式において、 R_c 、 t 、 c 及び r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_c 低減係数

t くい体の肉厚 (単位 mm)

c 腐食しろ (有効な防食措置を行なう場合を除き、1 以上とする。) (単位 mm)

r くい体の半径 (単位 mm)

2 くい体に継手を設ける場合にあっては、くい体に用いる材料の長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、継手部分の耐力、剛性及び韌性に応じて低減させなければならない。ただし、溶接継手(鋼管ぐいとする場合にあっては、日本工業規格 A 5 5 2 5 (鋼管ぐい)-1 9 9 4 に適合するものに限る。) 又はこれと同等以上の耐力、剛性及び韌性を有する継手を用いる場合にあってはこの限りでない。

参考文献 「構造図集 摊壁」 社団法人・日本建築士会連合会
「盛土等防災マニュアルの解説の解説（Ⅰ）（Ⅱ）」 盛土等防災研究会

宅地造成工事等技術指針

平成10年	7月15日	初版発行
平成13年	1月 6日	改 訂
平成14年	4月 1日	改 訂
平成14年	9月 1日	改 訂
平成17年	4月 1日	改 訂
平成20年	4月 1日	改 訂
平成21年	4月 1日	改 訂
平成23年	4月 1日	改 訂
平成24年10月	1日	改 訂
平成28年	4月 1日	改 訂
令和 2年	4月 1日	改 訂
令和 7年	5月26日	改 訂

編集 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市都市局建築部宅地課